三菱広島・元徴用工被爆者未払賃金等請求訴訟一審判決

（広島地裁　１９９９年3月２５日判決）

→日本戦後補償総覧（ＰＤＦ）

→日本戦後補償総覧（ＷＥＢ）

→ＨＯＭＥ

平成七年(ワ)第二一五八号損害賠償等請求事件
平成八年(ワ)第一一六二号損害賠償等請求事件
平成一〇年(ワ)第六四九号損害賠償等請求事件

判　決

目次

判決……一
当事者の表示〔別紙一引用〕……一
主文……一
事実及び理由……一
第一　請求……二
一　甲事件……二
二　乙事件……二
三　丙事件……三
第二　事案の概要……四
第三　前提事実及び損害事実に関する原告らの主張〔別紙三引用〕……五

第四　旧三菱と被告三菱及び被告菱重との関係　……五
第五　本件の争点　……七
一　被告国の責任について　……七
二　被告三菱及び被告菱重の責任について　……八
第六　争点についての当事者の主張　……九
一　原告らの被告国に対する主張（請求原因）　……九
1　強制連行・強制労働についての損害賠償請求　……一〇
2　戦後原爆被害放置（立法不作為を除く。）についての損害賠償　……二九
3　立法不作為による国家賠償責任　……三五
二　原告らの被告三菱及び同菱重に対する主張（請求原因）　……四六
1　被告三菱及び同菱重に対する責任根拠　……四六

2　国際法に基づく請求　……四六
3　不法行為に基づく請求　……四七
4　安全配慮義務違反に基づく請求　……五二
5　賃金未払い等　……五四
三　損害額　……五五
1　未払い金相当額（原告らの被告三菱及び被告菱重に対する主張）　……五五
2　慰藉料（原告らの被告らに対する主張）　……五七
3　弁護士費用（原告らの被告らに対する主張）　……五八
四　被告国の主張（請求原因に対する反論）　……五八
1　強制連行・強制労働について　……五八
2　戦後原爆被害の放置（立法不作為を除く。）について　……六九

3　立法不作為について　……八三
五　被告三菱及び被告菱重の主張（反論及び抗弁）　……八七
1　国際法上の責任について　……八七
2　不法行為について　……八八
3　安全配慮義務違反について　……九二
4　消滅時効、除斥期間　……九三
5　会社経理応急措置法及び企業再建整備法の適用（被告三菱の主張、別会社論）について　……九六
6　弁済供託　……九九
7　財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対

する措置に関する法律による請求権の消滅……一〇〇
六　被告三菱及び被告菱重の主張に対する原告らの反論……一〇四
1　消滅時効・除斥期間に対する反論……一〇四
2　別会社論について……一〇八
3　弁済供託に対する反論……一一七
4　財産権措置法による請求権の消滅に対する反論……一一八
第七　当裁判所の判断……一二一
一　被告国に対する請求……一二一
1　強制連行による損害賠償請求について……一二一
(一)　本件の背景の概略……一二一
(二)　原告らの徴用と被爆……一二二

(三) 帰国後の原告らの被爆症状 …… 一二七
(四) 補償問題に関する国際的取極 …… 一二九
(五) 日本における被爆者援護 …… 一三四
(六) 在韓被爆者に対する援護内容 …… 一三五
(七) 国際法に基づく請求について …… 一三八
(八) 不法行為に基づく損害賠償請求権について …… 一四三
(九) 損失補償の法理に基づく請求について …… 一四八
(一〇) 安全配慮義務違反に基づく請求について …… 一五二
(一一) 結果責任の法理に基づく損害賠償請求について …… 一五五
(一二) 条理に基づく請求について …… 一五六
2 戦後原爆被害放置（立法不作為以外の点）についての損害賠償請求

について……一五七
(一) 原爆二法等不適用の違法について……一五八
(二) 原爆二法等の合憲性等について……一六三
3 立法不作為を理由とする国家賠償請求について……一六八
二 被告三菱及び被告菱重に対する請求について……一七三
1 国際法に基づく請求について……一七三
2 不法行為を理由とする損害賠償請求について……一七三
3 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求について……一八一
4 未払い賃金等請求について……一八一
三 結論……一九〇

平成一一年三月二五日判決言渡・同日原本交付・裁判所書記官　奈　原　新　二

平成七年(ワ)第二一五八号損害賠償等請求事件（以下「甲事件」という。）

平成八年(ワ)第一一六二号損害賠償等請求事件（以下「乙事件」という。）

平成一〇年(ワ)第六四九号損害賠償等請求事件（以下「丙事件」という。）

平成一〇年一二月二四日弁論終結

判　　決

当事者の表示　　別紙一の当事者目録記載のとおり

主　　文

一　原告らの請求をいずれも棄却する。

二　訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一　請求

一　甲事件

1　被告三菱重工業株式会社及び被告国は、甲事件原告らに対し、連帯して各金一一〇〇万円及びこれに対する平成八年一月一七日から各支払済みまで年五分の割合による金員を各支払え。

2　被告三菱重工業株式会社は、甲事件原告らに対し、別紙二の賃金請求金額一覧表の「価値調整額」欄記載のとおりの各金員及びこれに対する平成八年一月一七日から各支払済みまで年五分の割合による金員を各支払え。

二　乙事件

1　被告三菱重工業株式会社及び被告国は、乙事件原告らに対し、連帯して各金一一〇〇万円及びこれに対する平成八年一〇月一日から各支払済みまで年

五分の割合による金員を各支払え。

2　被告三菱重工業株式会社は、乙事件原告らに対し、別紙二の賃金請求金額一覧表の「価値調整額」欄記載のとおりの各金員及びこれに対する平成八年一〇月一日から各支払済みまで年五分の割合による金員を各支払え。

三　丙事件

1　被告らは、丙事件原告らに対し、連帯して各金一一〇〇万円及びこれに対する原告朴[redacted]、原告梁[redacted]、原告李[redacted]、原告李[redacted]については平成八年一月一七日から、原告金[redacted]、原告方[redacted]については平成八年一〇月一日から各支払済みまで年五分の割合による金員を各支払え。

2　被告三菱重工業株式会社及び被告菱重株式会社は、丙事件原告らに対し、連帯して別紙二の賃金請求金額一覧表の「価値調整額」欄記載のとおりの各

金員及びこれに対する原告朴[redacted]、原告梁[redacted]、原告李[redacted]、原告李[redacted]については平成八年一月一七日から、原告金[redacted]、原告方[redacted]については平成八年一〇月一日から各支払済みまで年五分の割合による金員を各支払え。

第二　事案の概要

原告らはいずれも大韓民国の国籍を有する者であるところ、次のように主張して被告らに対して精神的損害の賠償請求をした。すなわち、原告らは、昭和一九年、国民徴用令に基づいて朝鮮半島から日本に強制連行され、当時の三菱重工業株式会社（以下「旧三菱」という。）において強制労働に従事させられた。また、昭和二〇年八月六日には原子爆弾投下により被災したにもかかわらず、被告らはなんらの救援活動をせず、母国への送還義務も履行しなかった。

更に、被告国は、原告らが受けた原子爆弾被爆被害に対して何らの援護・補償

措置をとっていない。

次に、原告らは、被告三菱重工業株式会社（以下「被告三菱」という。）及び被告菱重株式会社（以下「被告菱重」という。）に対しては、同被告らが旧三菱の債務を承継したこと、原告らは旧三菱に対して未払い賃金等の債権があること、を主張してその支払いを求めている。

第三　前提事実及び損害事実に関する原告らの主張

別紙三「原告らの主張」記載のとおりである。

第四　旧三菱と被告三菱及び被告菱重との関係

第二次世界大戦後、旧三菱は、会社経理応急措置法（昭和二一年法律第七号）上の特別経理会社、企業再建整備法（同年法律第四〇号）上の特別経理株式会社となった後、昭和二四年七月四日、企業再建整備法による再建整備計画の認

可申請書を提出し、同年一一月三日、その申請どおりの内容で主務大臣の認可を受けた。そして、昭和二五年一月一一日、右再建整備計画に基づいて解散し、同日、旧三菱の現物出資等により新たに企業再建整備法上の第二会社として中日本重工業株式会社（昭和二七年五月二九日に新三菱重工業株式会社に商号変更し、さらに、昭和三九年六月一日、三菱重工業株式会社に商号変更した。）、東日本重工業株式会社（昭和二七年六月一日に三菱日本重工業株式会社に商号変更した。）、西日本重工業株式会社（昭和二七年五月二七日に三菱造船株式会社に商号変更した。）の三社が設立された（以下、この三社を「第二会社三社」という。）。一方、清算会社となった旧三菱は、昭和三二年三月二五日に設立された被告菱重に吸収合併され、同年一〇月三一日に解散した。

その後、昭和三九年六月三〇日に第二会社三社のうち、新三菱重工業株式会

社（ただし、当時の商号は三菱重工業株式会社）が他の二社を吸収合併して被告三菱となった。

第五　本件の争点

一　被告国の責任について

1　国家の構成員である国民個人が、他国の国際法違反行為を理由として、当該他国に対して直接に損害賠償請求をすることができるか。

2　大日本帝国憲法下において、被告国が原告らを徴用して広島に移送し、旧三菱において労働に従事させたことが違法であると主張して、そのことを理由に被告国に対して損害賠償請求をすることができるか。

3　被告国は原告らに対し、損失補償の法理、安全配慮義務違反、結果責任の法理及び条理に基づいて損害賠償責任を負担するか。

4　終戦後、原告らの原爆被害に対して被告国が具体的援護措置をとらなかったことは違法か。

5　立法不作為の違法性。

二　被告三菱及び被告菱重の責任について

1　国家の構成員である国民個人が、他国の法人の国際法違反行為を理由として、当該他国の法人に対して直接に損害賠償請求をすることができるか。

2　旧三菱は、原告らを朝鮮半島から強制連行したといえるか、また、旧三菱が原告らを労働に従事させたことは違法か。原爆が投下された後の原告らに対する救護措置及び朝鮮半島への帰還の手配につき、旧三菱に違法と評価される不作為があったか。

3　旧三菱に安全配慮義務違反の違法があったか。

4　旧三菱は原告らに対して未払い賃金等の債務を負担しているか。

5　原告らの被告三菱及び同菱重に対する損害賠償請求権及び未払い賃金等請求権は時効あるいは除斥期間の経過により消滅しているか。

6　被告三菱が旧三菱の債務を承継しているか（別会社論）。

7　旧三菱が原告らの賃金について行った弁済供託は有効か。

8　原告らの被告三菱及び同菱重に対する各請求権は「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」第一項により消滅しているか。

第六　争点についての当事者の主張

一　原告らの被告国に対する主張（請求原因）

1　強制連行・強制労働についての損害賠償請求

(一)　国際法に基づく責任

(1)　責任根拠

国際社会においては、国際法上の違法行為は、国内私法上の不法行為に類するものとして扱われており、国が国際違法行為を行い、個人の権利を侵害した場合は、国がその個人に対して、その原状回復ないし損害賠償義務を負うというのが第一次世界大戦後の確立された国際慣習法であった。

このことは、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（第四ヘーグ条約、日本の批准は明治四四年）第三条が戦争の法規と慣例の違反に賠償を支払う国家の義務を規定していたこと、また第一次世界大戦後のベルサイユ

講和条約二三一条及び二三二条が、ドイツ及びその同盟国に対して、連合国に生じた損害を賠償すべき義務を規定するだけでなく、連合国の国民に生じた損害をも賠償すべきことを規定し、それと同様の規定がドイツ・オーストリア間のサンジェルマン条約一七七条、ドイツ・ブルガリア間のヌイイー条約一二一条に存在したこと、さらに大正八年（一九一九年）に発生したホルジョウ工場事件に対する常設国際司法裁判所判決（昭和三年（一九二八年）九月一三日）が国際違法行為を行った加害国が当然に原状回復ないしは損害賠償義務を負う旨を明らかにしていること、などから明らかである。

我が国も、ドイツとベルサイユ講和条約を締結し、ドイツによって被った日本国民の被害について、「平和条約第八編に該当する損害を受け

たる帝国臣民申告方」と題する外務省令等を出して、国民に被害の申告をさせており、日本政府が、この時点で国際人道法違反の行為に対する被害者個人の国際法上の損害賠償請求権を認めていた。

(2) 原告らの国際法上の権利能力

国際法上の問題は、国際管轄権によって解決されるが、その行使は、必ずしも国際裁判所その他の国際機関に専属するわけではなく、いずれかの国の国内裁判所であっても、その国内法により国際法上の問題に対する管轄権が与えられ、かつ国際法に準拠してこの管轄権を行使している限りは、国際管轄権の行使を分担しているとみなすことができ、この場合には、国内裁判所によっても個人の権利義務の実現と執行を担保できることになり、個人の国際法上の権利能力を取得しうる要件を充たす。

具体的には、国内裁判所で問題とされている条約の規定が自動執行性をもつ場合はもちろん、国際法上各国の裁量を制限してその履行を厳格に義務づけている場合には、その限度で、個人の国際法上の権利能力の承認について国家間の合意があったとみなければならない。したがって、右のような場合には、個人にも国際法主体としての権利能力が認められている。

そして、以下に述べる戦争犯罪責任（朝鮮の排他的統治権侵害、「人道に対する罪」違反）に関する国際慣習法が自動執行力を有することは広く認められており、また、強制労働条約の規定は具体性を有しており自動執行力を有する条約といえる。

したがって、これら条約及び国際慣習法の適用により、原告らに国際

法上の権利能力が認められているといえる。

(3) 違反事由

① 朝鮮の排他的統治権侵害

原告らはいずれも、国民徴用令の適用を受けて広島へ連行され、就労させられた者であるが、日本の法令である国民徴用令が朝鮮に適用されたのは、韓国併合条約以後に施行された「朝鮮ニ施行スベキ法令ニ関スル法律」に依拠して、閣議決定（「半島人労務者ノ移入ニ関スル件」昭和一九年八月）で国民徴用令による一般徴用を朝鮮においても発動することが決定されたことを根拠としている。

しかしながら、別紙三「原告らの主張」で述べたとおり、そもそも第二次日韓協約、韓国併合条約が国際法上無効あるいは不成立であり、

右の「朝鮮ニ施行スベキ法令ニ関スル法律」の適用根拠となる統治権は元々存しなかったものである。

したがって、本件強制連行・強制労働行為は、被告国が、何ら統治行為を及ぼす根拠なく、罰則の威嚇のもとにその身体の自由を侵害し、労働を強制する立法を行ない、これを実施したものにほかならない。これは、まさに被告国の国家機関による朝鮮の排他的統治権侵害という国際法違法行為を構成するのであって、これにより生じた損害については、被告国が原状回復ないし損害賠償の義務を負う。

② 「強制労働に関する条約（ＩＬＯ第二九号条約）」違反

昭和五年（一九三〇年）に国際労働機関の総会において、強制労働ニ関スル条約（ＩＬＯ第二九号条約）が採択され、被告国は、右条約

を昭和七年に批准した。これにより、右条約を遵守する法的義務を負い、これに反する行為は国際法上の義務違反行為を構成する。

右条約は、「強制労働」を「或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラノ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労働」と定義している（二条一項）ところ、各原告の被害状況を見れば（別紙三「原告らの主張」）、原告らは、明らかに任意に申し出て労働に就いたものではなく、国家の強権により強制されたものである。また、「処罰ノ脅威」については、「徴用に応じない者に対しては、国家総動員法に基づいて、一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処せられる」旨が規定され、法律に基づく刑罰による脅威があっただけでなく、右の「処罰ノ脅威」には、暴行・脅迫・監督などの事実上の制裁の脅威を含むと

されているところ、原告らは、逃亡して捕まれば拷問されるといった脅威、逃亡しても日本語を解しない原告らには生きる術がないとの脅威、また、「まじめに働かなければ毎日の食事に必要な食券を交付しない。」との脅迫による飢餓の脅威等のもとに旧三菱の寮から逃亡することができなかったのであるから、この要件をも充たしている。

したがって、原告らが就かされていた労働は、右条約にいう強制労働に該当する。

さらに、右条約四条一項は私企業に対してその利益のための強制労働を許可することを禁じているが、原告らは、旧三菱という私企業の労働力として企業の生産業務に従事させられていたのであるから、国家的利益とともに企業の利益のための強制労働でもあり、この条項に

反する。また、同一二条は、強制労働はいずれも六〇日を超えてはならない旨規定しているところ、原告らは、当初から一年間の就労を言い渡されて強制連行され、実際に一年近くもの間、労働を強制されていたのであるから、右条項にも反する。

したがって、被告国の行なった強制連行・強制労働は、右条約違反であり、国際法上の義務違反行為を構成する。

③ 「人道に対する罪」違反

「人道に対する罪」は、第二次大戦後、ニュールンベルク国際軍事裁判所条例、極東軍事裁判所条例において定められた戦争犯罪である。極東軍事裁判所条例第五条Cは、「犯行地の国内法違反たると否とを問わず、本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に関連して

為されたる、戦前又は戦時になされたる殺戮、せん滅、奴隷的虐使、追放その他の非人道的行為、若しくは政治的又は人種的理由に基づく迫害行為」等を人道に対する罪として裁くことを明記した。

原告らは、自国から有無を言わせず言葉も通じない日本へ連行され、乏しい食糧しか与えられず、健康保持に対する配慮が全くなく、逃亡防止のため監視された生活下において、長期間にわたる労働を強いられていたのであるから、まさに「奴隷的虐使」状態にあった。かかる「奴隷的虐使」について、右条例は、国際軍事裁判において罪を問われるべき戦争犯罪としているのであるから、被告国が「奴隷的虐使」状態へ原告らを送り込み、利用した国家行為（立法行為・法適用行為）は、国際法上の違法性を有する。

また、被告国が明治四四年に批准した「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（第四ヘーグ条約）第三条に戦争の法規と慣例の違反に賠償を支払う国家の義務が規定されており、この条項はジュネーブ条約（昭和二四年（一九四九年））で再言され、さらに、同条約の共通条項として、いかなる国も諸ジュネーブ条約に記されている重大な侵害に関して、自国あるいは他の国が侵した責任を免れさせることはできないという規定がおかれている。このようなことから、人道法上の違反行為に関する賠償義務は、第二次大戦前、既に国際慣習法化していたといえる。

さらに、被告国は、サンフランシスコ平和条約で極東軍事裁判所の判決を受諾し（同条約第一一条）、「人道に対する罪」の違法性につ

いて承認している。

(4) 以上の国際法上の違反事由に基づき、被告国は原告らに対して、損害賠償責任を負担している。

(二) 国内法に基づく責任違反

(1) 不法行為に基づく損害賠償請求

被告国は、原告らを朝鮮半島より強制連行し、旧三菱と共同して原告らを強制労働させた上、被爆後、原告らを放置するなどして救護措置をとらず、朝鮮半島への帰還義務を果たさないなどして原告らに違法に損害を与えたものである。

被告らが主張する国家無責任の法理については、明治憲法下においては、実定法上の根拠は存在せず、司法裁判所が民法の解釈上、権力的行

政活動を責任阻却事由として認めていたにすぎない。

日本国憲法一七条は、国家無責任の原則を明確に否定しており、現在、そのような法理に導かれて民法を解釈することは許されない。そして、法令の解釈は、過去の時点の解釈に従うべきではなく、現時点における法令の解釈を適用しなければならない。よって、現時点における民法の解釈としては、国家無責任の法理を当てはめる余地はない。

このように従前国家が享受していた公権力の主体としての特権的地位は否定され、国家は私人と同一の責任を負うに至ったのであるから、国家賠償法附則六項の「従前の例」とは被告国が主張するような「国家無責任」を指しているのではなく、民法の適用を指しているというべきである。

したがって、被告国は、原告らに対し、民法七〇九条、七一九条、七一五条に基づき損害賠償責任を負う。

(2) 損失補償の法理

大日本帝国憲法（以下「明治憲法」という。）下においては、「日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルヽコトナシ」（二七条一項）と財産権の保障の原則規定を設けつつも、「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」（同二項）と規定していた。

このように財産権の保障の原則規定があり、損失保障が正義公平の見地より特別の犠牲に対する調整として認められるものである以上、日本国憲法二九条三項同様、明治憲法下においても財産権の公用収用に対して無補償でよいと解することはできず、条理に基づく損失補償が認めら

れるべきである。

したがって、明治憲法下の国家の行為により特別な損害を受けた者は、損失補償を請求できるというべきである。

また、明治憲法下における損失補償の法理は、日本国憲法二九条三項と同様、「財産権」について規定したものではあるが、財産上特別の犠牲が課せられた場合と、生命身体に対し特別の犠牲が課せられた場合とで、後者の方を不利に扱うことが許されるとする合理的な理由は全くなく、両者は等しく補償を受けるべきものである。よって、明治憲法二七条一項に基づく損失補償の法理は、生命身体に対し、公益のため特別の犠牲が課せられた場合に適用ないし類推適用されるべきである。

そして、原告らは国民徴用令による強制連行、強制労働により、身体

に対し、特別の犠牲を受けたものであるから、明治憲法二七条一項に基づく損失補償の法理の適用ないし類推適用により、被告国より損失補償を受ける権利を有する。

(3) 安全配慮義務違反

被告国は、国民徴用令により、旧三菱とともに原告らを広島まで強制連行し、旧三菱の広島機械製作所又は広島造船所において原告らを強制的に、長時間かつ空腹下での重労働という過酷な条件で労働に従事させた。そして、原告らが就労した工場及び収容された寮周辺には警官や憲兵を配置し、工場までの行き帰りは学徒動員の勤労学生等に引率をさせて行動の自由を徹底して制約し、旧三菱とともに原告らの監視にあたり、また徴用工が逃亡することがあれば特別高等警察にこれを追跡させて身

柄を拘束した後厳罰に処するなど、種々の罰則を定めて労働を強いていた。したがって、被告国も、原告らと事実上の労働関係（公法関係としての直接の雇用関係）にあったということができる。

しかしながら、被告国は、旧三菱が後述するような安全配慮義務違反を犯すことを防止せず、これを容認してきた。したがって、被告国も、被告三菱及び同菱重と同様に、安全配慮義務違反の責任を負う。

なお、安全配慮義務の内容を特定しその義務違反に該当する事実を主張、立証する責任は、原告ら側が負うとしても、安全配慮義務の内容の特定が容易でないこと、安全配慮義務の実現は使用者側の独占管理下においてなされる場合の多いことを考慮すれば、具体的状況に応じて安全配慮義務違反の推定をなすべき場合が多いと指摘する学説も存在し、こ

のような安全配慮義務の特質からは、本件において原告らが行う程度の主張、立証があれば、安全配慮義務の内容を特定し、かつその義務違反該当事実の主張、立証としては十分である。

(4) 結果責任の法理

国家の役割が増大するに伴い国民の特定の部分に特別の損害が発生すし、この損害の中には、損害賠償法理や損失補償法理の適用によっては救済が不可能あるいは著しく困難な場合が生じるようになった。このことから第一次世界大戦以降、国の行為による結果について、結果責任に基づく国家補償責任の法理が生じていた。日本国憲法四〇条が定める刑事補償の規定は、右法理の一部を戦後明文化したものにすぎない。

結果責任の法理は、刑事手続に限定されず、さまざまな場面における

立法が行われており（国税徴収法一一二条等）、同法理の右のような理念に照らせば、戦争において特に大きな損害を受けた者に対しても適用されるべきである。

(5) 条理

条理とは、正義公平の理念であり、理性による道筋であるが、明治八年太政官布告第一〇三号裁判官事務心得三条には、「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニヨリ、習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スベシ」とあり、条理の法源性を規定しており、成文規範が存在しない場合には独立の法源として機能する。

被告国が行った徴用により発生した損害は、被告国が賠償ないし補償する責任を有するのは条理上当然である。

2　戦後原爆被害放置（立法不作為を除く。）についての損害賠償

(一)　日本国憲法一四条は平等原則を定めるところ、同条は、特段の事情がない限り、外国人にも適用がある。

また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（昭和五四年条約七号、以下「B規約」という。）二六条は「法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生、又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な保護をすべての者に保障する。」として、これを具体化し、内外人平等を定めるが、条約は法律に優先する効力を有する。

(二)　被告国は、昭和三二年、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下

「原爆医療法」という。）を制定し、原爆放射能等に起因する疾病に対する医療給付及び右疾病以外の疾病に対する医療費の支給並びに健康診断等の措置がとられるようになった。

また、被告国は、昭和四三年、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「原爆特別措置法」という。）を制定し、医療特別手当、健康管理手当、保健手当、介護手当等の諸手当を支給することにした（以下原爆医療法及び原爆特別措置法を「原爆二法」と総称する。）。

原爆二法は、被爆者が受けた被害が人類史上かつて体験したことのないものであり、通常の社会保障立法上の措置では十分に対処できないため被爆者に限定して制定されていること並びに被爆者が現在も心身の健康や経済生活全般にわたり苦痛を強いられていることに対する被告国の戦争責任

及び原爆投下という国際法違反行為についてアメリカに対する損害賠償請求権を放棄した被告国の責任に基づいて立法されたものである。したがって、原爆二法は、被爆者に対する国家補償の立法である。

さらに、被告国は、平成六年一二月、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下「被爆者援護法」という。）を公布し、平成七年七月一日より施行した。

右被爆者援護法は、前文において「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保険、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策」等を講じると定め、被告国の責任を明示していることから、国家補償立法であることは明らかであ

る。

このような原爆二法及び被爆者援護法の趣旨からは、被爆者に対しては、平等に補償を行うことが日本国憲法一四条やB規約の要請である。

(三) しかしながら、被告国は、韓国に在住する被爆者に原爆二法を適用せず、何ら援護措置をとることなく韓国に在住する被爆者を放置し、原告ら在韓被爆者を差別してきた。

また、被告国は、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置法に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（昭和四九年七月二二日衛発第四〇二号）において、「日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解される。」と各都道府県知事等に通達した。これにより原告ら一部の者は、原爆二法

により医療費の支給や各種手当の支給を受ける権利を有していたにもかかわらず、右権利の行使を妨げられてきた。

そして、被告国は、被爆者援護法が制定された後も右の取扱いを変更していない。すなわち、被爆者援護法によって渡日治療のために来日した在韓被爆者に交付される被爆者健康手帳は、従前と同様に、右被爆者の出国により失効し、援護措置を打ち切る取扱いとなっている。

しかしながら、原爆二法及び被爆者援護法には、援護措置を受けるための「被爆者」の要件としては、「居住地」は挙げられていないのであるから、右のような取扱いは違法である。この点、被告国は、昭和四一年、当時アメリカ合衆国の施政権下にあり日本の主権が及んでいなかった沖縄在住の被爆者に対して、原爆医療法を「準用」し、また、昭和四四年一月、

原爆特別措置法についても同様の措置を取っているのであり、被告国は原爆二法の国外適用を自ら認めていた。にもかかわらず、原告ら在韓被爆者に対して、原爆二法を適用しないことは合理的理由のない差別である。

また、原爆二法及び被爆者援護法と同様に国家補償の精神を有する戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金制度は無拠出制であるが、同法には、障害年金等を受ける「権利の裁定は、これらの援護を受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行う」との規定（同法六条）があるのみで、国外から裁定請求を行うことができる旨の明示の規定が存在しないにもかかわらず、被告国は、右の規定により国外に在住する受給権者に対して裁定請求を行う道を開いている。しかし、一方で原爆二法や被爆者援護法については、国外からの明示の手続規定が存在しないことを理由に在外被爆者

に対し援護措置を行うことを拒否している。このことは、合理的理由のない差別である。

したがって、被告国の右の各行為は、原爆二法及び被爆者援護法に違反する行為であるとともに、在外被爆者を差別するものであり、日本国憲法一四条及びB規約二六条に違反する違法行為であるから、被告国は、右各違法行為により原告らが受けた損害を賠償する義務がある。

3　立法不作為による国家賠償責任

(一)　立法義務の存在

原告らが被った人権侵害の程度は重大であり、また、広島・長崎における朝鮮人被爆者の総数は七万人に及び、全被爆者の一割以上を占めると推定されていること、右朝鮮人は被告国による強制連行または植民地化され

生活の糧を奪われたためやむを得ず被告国にきていた者であることからは、被爆した朝鮮人にもあまねく補償が行われるべきであり、右被爆朝鮮人のうち生存した者の多くは、祖国朝鮮が日本の植民地支配から解放された後帰還し、大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国に居住するようになったのであるから、右在韓・在朝被爆者に対しても平等に補償すべきである。

しかしながら、これまでに日本国内においてなされた被爆者対策については、原告ら在韓被爆者の人権回復はなされていない。したがって、被告国には、そのための立法をなすべき義務がある。

(二) 本件における立法義務の根拠

以下の日本国憲法の制定の経緯にかかる事情及び日本国憲法、国際人権規約の諸規定を総合すれば、これらの解釈上、個々の国会議員に対し、原

告ら在韓被爆者に対する人権回復のための立法義務が課されていることは明らかである。

(1) 「議員ノ戦争責任ニ関スル決議」「戦争責任ニ関スル決議」の可決

日本国憲法は、明治維新以後の大日本帝国の侵略戦争の歴史を痛烈に反省する意図のもとに制定されている。このことは、被告国が、侵略戦争の犠牲者に反省の意を示し、侵略戦争によって生じた被害の回復を具体的に講じることを決意した「議員ノ戦争責任ニ関スル決議」「戦争責任ニ関スル決議」が昭和二〇年一二月に帝国議会衆議院において、賛成多数により可決され、このような決議を挙げた帝国議会において帝国憲法の改正、日本国憲法の制定、公布がされていることからも明らかである。

(2) 立法義務を基礎付ける日本国憲法の諸規定及びB規約

① 憲法前文

憲法前文は、非武装平和主義への転換をその各段落を通じて鮮明にしており、明治維新後、明治八年（一八七五年）の江華島事件、明治二七年（一八九四年）の日清戦争をはじめとする軍国主義国家であった大日本帝国の歴史を踏まえて、昭和二〇年（一九四五年）までのアジア侵略の歴史を反省する内容となっている。とりわけ、前文第三段は、大日本帝国がポツダム宣言受諾まで継続してきたアジアへの侵略戦争について、これを「自国のことのみに専念して他国を無視して」きたものであることを確認し、日本国が今後そのような行為を取らないことを確認しているが、その中には、かかる侵略戦争の犠牲者に対

する補償をなすべきことをも確認する意味も含まれている。

そして、同四段は、前文を通じて示された、過去の侵略戦争の反省のために「全力をあげて」努力すべきことが求めている。そのような義務が立法府にも課せられている以上、国会が侵略戦争の犠牲者である在韓被爆者に補償立法を行なうことが最低限の必要条件となるのであり、憲法前文は当然に補償立法の制定を義務づけている。

② 憲法九条

憲法前文第二段で平和的生存権を全世界の国民を享有主体とする人権として承認しそれを踏まえて、九条で戦争を放棄し、戦力の不保持を規定する以上、戦争行為は不法であるとの先進的認識が表明されている。このことから、被告国が自ら引き起こした戦争により被害を被

った人々に対して誠実に責任を取り、賠償をしていくことは、同条が当然に義務づけている。

③　憲法一三条

日本国憲法は、一三条において、個人の人格の尊厳に根本的価値をおき、それを守ることを立法府に義務づけている。

在韓被爆者が被爆後、日本国から何らの援護策を受けることなく放置されてきたことは、旧植民地出身者であるが故の差別であり、そのことは在韓被爆者の人格の尊厳を著しく傷つけるものである。したがって、被告国には、放置による日々新たな人格の尊厳の侵害を食い止め、原告ら在韓被爆者の人格の尊厳を回復するための立法を行うことが義務付けられている。

④　憲法一四条、B規約二六条

憲法一四条、B規約二六条に基づく平等原則からは、国籍の有無を問わず、被告国の引き起こした戦争によって被った被害に応じて、賠償ないし補償する立法が義務づけられている。

⑤　憲法一七条、二九条一項及び三項

国家権力により生命、身体または財産に対して侵害を受けた場合、その侵害が違法である場合はもちろん、適法であっても、特別の犠牲を強いられた場合には、国家はその損害を補填する義務がある。この精神からすれば、かつて侵略戦争で被害を受けた人に対し補償を行う立法をなすことが当然に要求されている。

⑥　憲法四〇条

刑事補償の趣旨からすれば、強制連行され、事実上の監獄状態の下で強制労働を強いられた人々に対して、補償立法をなすことが義務づけられるのは当然である。

(三) 国会の立法裁量

裁判所が国家賠償法一条一項の要件である「違法性」を立法行為について判断するにあたっては、立法行為が憲法の一義的な文言に違反している場合だけでなく、立法行為による人権又は法的保護に値する利益の侵害の程度が重大であって、かつ同侵害の回復が多数決原理の支配する立法過程によっては期待しがたいと認めた場合には、裁判所は、憲法上の諸原理に照らして、積極的に憲法に適合すべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価しなければならない。

原告らが立法不作為によって長年放置されてきた事実からは、もはやその被害の回復が多数決原理の支配する立法過程によっては期待し得ず、前記のように、国会議員には原告らの被害回復のために立法をなすことが義務づけられているのであるから、裁量的判断の余地はない。

被告国は、原告ら在韓被爆者を援護対象としないことには、十分な合理性が認められるとするが、本件は被告国が主体となって起こした侵略戦争の結果としての被爆に対する賠償が問題となっているのであり、「我が国の主権の及ぶ範囲に居住するか現在するか」で援護措置の対象を区別する理由はない。とりわけ原告らは被告国の植民地支配によって、被爆当時は日本国籍を有しており、サンフランシスコ講和条約の締結により一方的に日本国籍を剥奪されたにすぎないのであるから、原告らが援護措置の対象

になるのは当然である。

(四) 国会が本件立法の必要性を認識した時期

昭和四七年一〇月、当時の大平外務大臣が外国人被爆者を救済する立法の必要性に言及し、同年末には政府として在韓被爆者の実情についての調査を行い、また、昭和四九年にも当時の二階堂官房長官が在韓被爆者の救済の必要性に言及している。さらに、昭和五四年一月、社会保障制度審議会が厚生大臣に対し、原爆二法の見直しを答申している。

このような事実経過に照らせば、被告国は、昭和四七年の大平外相の「特別立法」発言を受けて、同年一二月に在韓被爆者の調査に乗り出した時点で、国会議員は在韓被爆者の人権侵害の重大さと、援護立法の必要性を十分に認識し得た。そして、遅くとも孫振斗最高裁判決のあった昭和五

三年三月三〇日には、国会に在韓被爆者を援護するための憲法上の立法義務が生じていたことを認識していたというべきである。

にもかかわらず、被告国の国会は立法作業に着手することもなく現在に至っている。他方、被告国は、その間、日本に在住する被爆者のみを対象とする原爆医療法（昭和三二年）、原爆特別措置法（昭和四三年）を制定した他、戦傷病者戦没者遺族等援護法を制定し（昭和二七年）、また軍人恩給法を復活させる（昭和二八年）など日本国民のみを対象とする立法措置を取り膨大な予算措置を講じてきていたことに照らせば、本件原告らを対象とする補償立法及び予算措置を講じることは可能であった。

したがって、既に立法作業のために必要な合理的期間が経過していることは明白であり、被告国の立法不作為は違憲・違法である。

二　原告らの被告三菱及び同菱重に対する主張（請求原因）

1　被告三菱及び同菱重に対する責任根拠

旧三菱は、原告らに対して、後述するような責任を有していたが、被告三菱は、旧三菱から本件強制連行・強制労働当時の旧三菱の財産・従業員等を承継しており、旧三菱と同様の責任を負う。また、被告菱重は、清算会社となっていた旧三菱を昭和三二年三月二五日に吸収合併しているから、旧三菱の責任を承継している。

このことから、被告三菱と同菱重は併存的に責任を負い、両者は連帯債務の関係に立つ。

2　国際法に基づく請求

旧三菱の広島機械製作所、広島造船所の両工場は軍管理工場であっただけ

でなく、昭和二〇年四月には、国務大臣の行政査察を受け、その結果、特攻兵器の生産を命じられるなど、日本軍の管理下にあった。

旧三菱はこのような被告国の各種の監督ないし規制を通じて強制連行・強制労働に極めて重要な程度に関わっていたといえ、旧三菱の行為は国家行為と同視でき、国際法を適用することが可能である。

したがって、旧三菱にも「強制労働ニ関スル条約」違反及び「人道に対する罪」違反が認められ、旧三菱の責任を承継した被告三菱及び同菱重も被告国が負うのと同様の責任を原告らに対して連帯して負っている。

3　不法行為に基づく請求

(一)　強制連行・強制労働

原告らの被害事実は、別紙三「原告らの主張」に記載のとおりであるが、

このように原告ら朝鮮人徴用工を朝鮮半島から広島まで連行して排他的・独占的支配下に置き、強制労働に付した行為は、逮捕、監禁、強要、暴行、傷害罪等の犯罪行為を構成する。

また、旧三菱は、原告らの起臥寝食の一切を支配し、原告らを使役して利得を得ていたのであるから、少なくとも、原告らの生命・身体の安全はもとより、原告らに対し使役の内容に適した衣類、食料を提供し、適当な宿舎・寝具を整えるなどして原告らが安全かつ適当な環境を享受できるように必要な措置を取らなければならなかったにもかかわらず、旧三菱は、原告らに適当な環境を整備せず、むしろ日常的に暴力を背景とした監視体制を敷き、飢餓状態を作り出し、これを利用して原告らの反抗を不能とする状態を作り出していた。

さらに、旧三菱は、原告らの労働現場や福利厚生の面で他の日本人労働者・徴用者と比較して差別待遇をしていた。

以上のような旧三菱の行為は民法七〇九条の不法行為を構成する。したがって、旧三菱は、被告国が負うとの同様の責任を連帯して負い、その責任を承継した被告三菱及び同菱重も原告らに対して同様の責任を連帯して負っている。

(二) 戦後における援護義務違反

旧三菱は、日本人従業員に対しては、救援・援護措置を行っていたにもかかわらず、原告ら朝鮮人徴用工に対してはしかるべき避難場所や食糧の提供などの措置を取ることなく、原告らを原爆で被災した状態のまま放置したほか、ほとんど何等の救援措置をとることもなかった。かえって旧三

菱は、原告ら朝鮮人徴用工がそれまで収容されていた寮から立ち去るままに任せていたものである。

このように旧三菱は、原告らを他の日本人従業員と差別して、朝鮮半島から徴用してきた原告らを生存の危機に曝したのであり、民法七〇九条の不法行為責任を負う。したがって、旧三菱の責任を承継した被告三菱及び同菱重も原告らに対し、同様の責任を負う。

(三) 送還義務違反

旧三菱は、原告らを容易に往来できない朝鮮半島から広島市まで被告国と一体となって強制連行し、旧三菱の工場で強制労働させていたのであり、また原告らと旧三菱とは形式的には労働契約関係にあったのであるから、日本が敗戦した昭和二〇年八月以降、原告らを元の居住地へと送還する義

務を被告国とともに負っていた。

原告らの元の居住地への帰郷について、被告国及び旧三菱がその責任を負担していたことは、国民徴用令の規定上も明らかである。すなわち、徴用解除は被告国の地方長官によって通達するものとし（同令一六条第一文）、徴用解除の際の帰郷旅費は、被徴用者を使用していた官衙所管大臣と厚生大臣とが協議の上金額を決定し、これを支給することとされていた（同令一九条第一文、同第四文）。

また、強制連行された朝鮮人徴用工に対して、被告国は、昭和二〇年九月一日、通達「朝鮮人集団移入労務者等ノ緊急措置ニ関スル件」（警保局発甲第三号）により、朝鮮人の集団輸送計画をたてた。これによると、「関釜連絡船は近く運航の予定であり、朝鮮人集団移入労務者は優先的に

計画輸送する、釜山まで必ず事業主側より引率者を付し釜山で引き渡すこと」とされていたことも送還義務の根拠となる。

しかしながら、旧三菱は右送還義務を果たすことなく原告らを放置して送還義務の履行を解怠した。したがって、送還義務を果たさなかったことにつき、旧三菱は被告国が負うのと同様の不法行為責任を連帯して負っていたのであり、その責任を承継した被告三菱及び被告菱重も原告らに対し、同様の責任を負う。

4　安全配慮義務違反に基づく請求

旧三菱は、国民徴用令に基づいて原告らを強制連行した上、強制労働に付したもので、原告らと旧三菱との間には通常の労働契約関係は存しなかった。

しかしながら、労働の提供と受領という関係が通常の労働契約と同様に成

立している場合は、事実上の労働関係が成立しているというべきであり、この場合には有効な労働契約が成立している場合と同様、使用者は労働契約の付随義務として安全配慮義務を負担する。旧三菱は強制連行した原告らを監視下に置き、直接原告らに強制労働を強いてきたのであり、事実上の労働関係にあった。したがって、原告らの生命及び健康等を危険から保護すべく配慮する義務を負っていた。

しかしながら、旧三菱は、原告らに対しては十分な食事すら与えず、また休暇も十分に与えず、空腹下での長時間の過酷な重労働を強い、また徴用令に基づいて厳しい罰則を課すことで、労働を強制した（国家総動員法三六条）。

このような旧三菱の行為は安全配慮義務に違反するものであるから、旧三菱は債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。したがって、その責任を承継

した被告三菱及び同菱重も原告らに対し、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

5　賃金未払い等

原告らは、別紙三「原告らの主張」の第二に記載のとおり、旧三菱の広島工場で就労していたが、昭和二〇年七月分（同年六月二一日から同年七月二〇日まで）、同年八月分（同年七月二一日から同年八月二〇日まで）、同年九月分（同年八月二一日から同年八月三一日まで）の賃金についてはその支払がされていない（ただし、別紙三の第二の原告番号三八ないし同四六については同年八月分及び同年九月分）。

また、旧三菱は、原告らに対し、給料の半分を韓国の家族の下に送金する旨の約束をしていたにもかかわらず、その送金義務を履行していない。した

がって、旧三菱には送金約束分相当額についての支払義務がある。

さらに、旧三菱は原告らの毎月の給料から、「社内預金」と称して、国民貯金相当額を引き去り、積み立てていた。したがって、旧三菱は原告らに対する右国民貯金相当額の支払義務がある。

三　損害額

1　未払い金相当額（原告らの被告三菱及び被告菱重に対する主張）

(一)　各原告の未払い金相当額の概要・内訳は別紙二の賃金請求金額一覧表のとおりであり、その算出根拠は次のとおりである。

①　賃金相当額

別紙三の第二の原告番号一ないし同三七の原告については、次の各賃金相当額。

昭和二〇年七月分（六月二一日から七月二〇日まで）

同年八月分（七月二一日から八月二〇日まで）

同年九月分（八月二一日から八月三一日まで）

同じく原告番号三八ないし同四六の原告については、右の同年八月分及び同年九月分の各賃金相当額。

（賃金相当額の算定式）

賃金相当額＝賃金（厚生年金法規定の平均賃金から寮費と食費の合計一三円及び被保険者負担の保険料を控除した金額）の二分の一×二・三三か月又は一・三三か月

② 送金約束相当額

賃金（厚生年金法規定の平均賃金から寮費と食費の合計一三円及び被

保険者負担の保険料を控除した金額）の二分の一×稼働月数

③　国民貯金相当額

供託書で明らかになっている額ないし当時の価格で少なくとも五〇円。

(二)　原告らの未払金の支払にあたっては、物価水準の変動の経緯から、名目額を二〇〇倍するのが相当である。

(三)　各原告ごとの貨幣価値調整後の未払額

別紙二の賃金請求金額一覧表の「価値調整額」欄記載のとおり。

2　慰藉料（原告らの被告らに対する主張）

各原告の肉体的、精神的被害は、既に五〇年以上にもわたって継続していることを考慮すると、少なくとも各原告一人当たり、一〇〇〇万円を下ることはない。

3　弁護士費用（原告らの被告らに対する主張）

各原告につき、各一〇〇万円が相当である。

四　被告国の主張（請求原因に対する反論）

1　強制連行・強制労働について

(一)　国際法上の責任

国際法は、国家と他の国家との関係を規律する法であるから、一般に個人は国際法上の法主体性を有しない。国際法は、国家が個人の利益を侵害した場合、当該個人は、その属する国の外交保護権を行使する方法によって間接的にその救済を図ることを予定している。

確かに、今世紀に入って、条約上、個人の権利義務に言及した規定が散見されるようになったが、そのような場合であっても、具体的に条約上個

人の権利が規定されているだけでは不十分で、国際機関その他の特別の国際制度により、個人が母国の外交保護権を介することなく、直接自己の権利を主張する国際法上の手続が保障されている場合にのみ、個人が国際法上の権利主体として認められる。

しかるに、原告らの主張する国際法はいずれも個人を権利主体とすることを承認しているものではなく、しかも、右のような国際制度による救済機関でない我が国の国内裁判所へ国際法の適用を求めて出訴することを認める余地はない。

また、原告らが主張する国際慣習法が成立するためには、諸国家の行為の積み重ねを通じて一定の国際的慣行が成立していること（一般慣行）及びそれを法的な義務として確信する諸国家の信念（法的確信）が存在する

ことが必要であり、右の一般慣行が存在するというためには、諸国家による行為が反復され、不断かつ均一の慣行となっていることが必要である。しかし、原告らが主張する国際人道法に違反する行為をした国家が、右違反行為によって被害を受けた個人に対して直接損害賠償責任を履行するといった行為が反復され、不断かつ均一の国際的慣行となっている事実はなく、一般慣行が成立していないことは明らかであり、原告らが主張するような国際慣習法は成立していない。

(二) 国内法上の責任

(1) 不法行為に基づく損害賠償請求について

原告らの主張は、被告国のいかなる公務員のいかなる行為を不法行為というのかについて具体的な事実の主張がなく、そもそも主張自体失当

である。

また、原告らは国民徴用令によって徴用されたのであるから、仮に強制的に労働させたことがあったとしても、それ自体の違法を問われる余地はない。

さらに、原告らが主張する被告国が行った行為は、国家の権力的作用というべきものであるから、国家無答責の原則により、国家の権力的作用について民法七〇九条が適用される余地はない。また、被告国の行為は、国家賠償法施行前のものであるが、同法附則六項が「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」としており、日本国憲法一七条により国家無答責の原則が否定されたとしても、国家の権力的作用について民法七〇九条が適用される余地がないことは変わ

らない。

(2) 損失補償の法理に基づく請求について

損失補償の規定は明治憲法には存在せず、どのような場合にどの程度の損失補償を認めるかは立法政策に委ねられていたのであり、損失補償の法理が認められていたとはいえない。そして、明治憲法下においてはそのような損失補償立法は存在しなかったのであるから、損失補償請求は認められない。

仮に、日本国憲法二九条三項と同様の損失補償の法理が明治憲法下に存在したとしても、同条項は、「財産権」についての補償の規定であり、生命もしくは身体の侵害又は人身の自由の拘束もしくは制限にかかる損害について補償することは予定していない。

(3) 安全配慮義務違反に基づく請求について

① 労務の管理支配性

安全配慮義務は、特定の法律関係の存在を前提として信義則上負担する義務であるから、社会生活上の具体的状況のもとにおいて特定人の安全を保護すべき一般的な義務（その違反は不法行為となるにすぎない。）とは異なるものであり、安全配慮義務が認められるためには、当事者間に、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入ったと評価される関係が存在することを要し、右の「特別な社会的接触の関係」が成立するためには次のような要件が必要である。

ア 安全配慮義務は、債務不履行を理由とする賠償責任であるから、契約関係もしくはこれに準ずる法律関係の介在すること。

イ　安全配慮義務は、公務遂行に当たって支配管理する物的及び物的環境から生じ得べき危険の防止について信義則上負担するものであるから、その成立が認められるためには、当事者間に事実上の使用関係、支配従属関係、指揮監督関係が成立しており、使用者の設置ないし提供する場所・施設・設備・器具等が用いられ、これらの物的側面ないし労務の性質が、労務者の生命・健康に危険を及ぼす可能性がある場合等当該労務に対する直接具体的な支配管理性が認められること。

原告らは、被告国が原告らを強制労働に従事させ、原告らが強制労働に従事した工場及び居住した寮周辺に警官や憲兵を配置し監視に当たったことをもって、事実上の労働関係が成立しているというべきで

あると主張するが、仮にその主張に係る事実があったとしても、それのみをもって、前記のような法律関係の存在、あるいは、直接具体的な労務の支配管理性の存在を基礎づけることはできない。

また、原告らは、国民徴用令上、被徴用者が国家との公法関係にあることをもって、被告国は、旧三菱と重畳的に安全配慮義務を負うと主張するが、公法関係といっても様々な態様があり、そのような関係にあるからといって、直ちに、右にいう「雇用契約ないしこれに準ずる法律関係」、あるいは当事者間における直接具体的な労務の支配管理性が存在することを基礎づけることはできない。国民徴用令の規定からすれば、被徴用者との間で、前記のような直接具体的に労務を支配するという法律関係に立つのは、事業主であって、被告国でないこ

とは明らかである。

② 安全配慮義務違反における義務及び義務違反の特定

安全配慮義務違反による債務不履行の法的性質は、広い意味での不完全履行の一種と解されているところ、不完全履行においては、履行遅滞や履行不能と異なり、一応債務の履行はされたが、その内容に債務の本旨に従わない不完全さ（瑕疵）がある場合であり、瑕疵があるために履行の完全でないことが損害賠償債権の発生要件となるのであるから、債権者において、まず履行が不完全であった事実（履行過程に関連する付随的義務の存在）を主張・立証しなければならない。そして、安全配慮義務違反の成立が問題とされる法律関係は一様ではなく、事故の種類・態様も千差万別であるから、事故発生の具体的状況

等を踏まえて、右義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張・立証する必要があり、その主張・立証責任は、義務違反を主張する請求者側にある。

したがって、本件における安全配慮義務違反の主張に当たっては、まず生命、健康等を侵害されたとされる者ごとに、その結果が発生した具体的状況を明らかにした上で、発生した結果との関係から、義務者がそのような結果を予見できたか(予見可能性)、どのような措置を講じていれば結果の発生を回避できたか(結果の回避可能性)、そして、義務者と被害者との法律関係及び当時の技術やその他社会的な諸事情に照らし、義務者に対し右結果の発生の防止措置を採ることを義務付けるのが相当であるかといった点を判断するに足りる具体的な事実を

明らかにして、主張する必要がある。しかしながら、原告らの本件における主張は、一般的抽象的なものにとどまり、当時の社会情勢に照らして被告国がいかなる安全配慮義務を負っていたかを基礎づけるに足りる具体的事実の主張がなく、義務内容及び義務違反の特定に欠けるものであって、主張自体失当を免れない。

③　国民徴用令との関係

原告らは国民徴用令の適用により就労義務、労働義務を負うものであるが、法令に基づく行為は法令の趣旨を明らかに逸脱したなどの事情がない限り違法となることはなく、原告らは、国民徴用令との関係において同令の趣旨を明らかに逸脱したなどの事情を明確に主張しておらず失当である。

(4) 結果責任の法理に基づく請求について

結果責任の法理のような抽象的法理それ自体を根拠として具体的請求権は発生しない。

(5) 条理に基づく請求について

条理は、その内容の抽象性、多義性、相対性のため、裁判規範としての限界があって、法や解釈の基準となり、あるいは、これよって不完全な法が補充されることはあっても、条理それ自体を根拠として具体的請求権は発生しない。

2 戦後原爆被害の放置（立法不作為を除く。）について

(一) 原爆二法は、広島及び長崎における原爆被爆者の放射線による健康障害が特別なものであることに着目し、福祉国家の理念に基づき、他の戦争被

害者に対する対策に比し著しい不均衡を生じさせないようにしながら、被爆の実態に即応した対策を講ずることを目的とした法律である。

最高裁判所昭和五三年三月三〇日第一小法廷判決（孫振斗判決）は、「被爆者は、従前から、被爆による健康上の障害につき、一般傷病者と同様の立場において健康保険法等の各種医療保険法あるいは生活保護法等による医療給付を受けることができたのであるが、被爆者の特別の健康状態にかんがみるとなお十分ではないので、更に救済を強化するために原爆医療法が制定されるに至ったものである。右のように原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるということができる。」と判

示しているのであり、原爆医療法を単なる国家補償的立法と解していると捉えるのは一面的にすぎ、同判決が同法は基本的に社会保障法としての性格を有していると判示していることを看過するものである。

また、被爆者援護法は、原爆放射能という、ほかの戦争被害とは異なる特殊の被害に関し、その特殊性に照らして、高齢化の進行など被爆者の実情に即応した施策を講ずる必要があることから、事業実施の主体としての国の役割を明確にしたものであって、国の戦争責任を意味するものではない。

したがって、原爆二法及び被爆者援護法が、国家補償立法であるとする原告らの主張は失当である。

(二) 仮に、原爆二法及び被爆者援護法を国家補償立法であるとみても、その

ことから当然に、我が国の領域内に居住も現在もしていない被爆者に対しても、平等に補償を行わなければならないとの結論になるわけではない。

例えば、国家補償立法の典型であるとされる国家賠償法においてすら、外国人が被害者である場合には相互の保証があるときに限って同法を適用すると定めている（同法六条）。また、昭和二七年から同四二年にかけて原爆二法と時期を前後して制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法等の各種法律が、いずれも適用対象者を日本国籍を有する者に限定していることからしてもこの点は明らかである。原爆二法及び被爆者援護法の適用対象者がいかなる者であるかは、それぞれの法律の規定によるのであって、国家補償立法であるかどうかという法律の性格論のみから、対象者の範囲が決定されるわけでない。

また、前記最高裁判決は、「被爆者であってわが国内に現在するものである限りは、その現在する理由等のいかんを問うことなく、広く同法の適用を認めて救済をはかることが、同法のもつ国家補償の趣旨にも適合するものというべきである。」と判示しているが、同判決がこのように原爆医療法の国家補償的性格をしん酌しながらも我が国に現在しない者に対して同法の適用の余地がないことを明らかにしていることもこの点を裏付けるものである。

原爆二法は、被爆者に対する健康診断及び医療の給付（原爆医療法）や、医療特別手当等の支給の措置を講ずる（原爆特別措置法）ことを予定しているが、いずれの法律にあっても、我が国の領域内に居住も現在もしていない被爆者に対する各種給付の方法を定めた規定、あるいは我が国の領域

内に居住も現在もしていない被爆者が各種給付を受けるための手続を定めた規定は、全く設けられていない。例えば、原爆医療法に基づく給付は、健康診断と指導（四条ないし六条）、医療の給付（七条）及び一般疾病医療費の支給（一四条の二）よりなるが、これらの支給を受けるためには、被爆者が居住地又は現在地の都道府県知事（広島市又は長崎市については市長、以下同じ。）に申請して被爆者健康手帳の交付を受けることが前提要件となっている（二条及び三条）。また、医療の給付及び一般疾病医療費の支給についていえば、厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関が健康保険の診療方針及び診療報酬の例によって行うもの（九条及び一四条の二）とされている。これらの規定からしても、同法上、我が国に居住も現在もしない者に対し何らかの支給等を行うことが予定されていないこ

とは明らかである。また、原爆特別措置法においても、都道府県知事（広島市又は長崎市については市長、以下同じ。）は、原爆医療法八条一項の認定を受けた者であって、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給する（二条一項）、医療特別手当の支給を受けようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない（二条二項）とあり、医療特別手当の支給対象者として、いずれかの都道府県知事の管轄の下にある者であることが前提要件とされていることが明らかであって、これは同法に基づき支給される他の手当等についても同様である。我が国に居住も現在もしていない者については、いずれの都道府県知事の管轄下にも属しておらず、これらの者に対する支給等に係る規定は、同法には何ら設けられていないのであって、同法が我が国の領域内に居住

も現在もしていない者を支給対象としていないことは明らかである。このように、原爆二法は、我が国に居住又は現在する被爆者であれば、日本人であるかどうかにかかわらず一律平等に適用される（この意味において、同法には国籍条項が設けられなかった。）一方で、我が国に居住も現在もしていない者については、国籍を問わず同法の適用はない。

原告らは、アメリカ合衆国の施政権下にあった沖縄に対して、原爆二法を「準用」という形で適用したことに関する差別取扱いを主張するが、沖縄に在住する被爆者に対する救援については、まず、原爆医療に関する点は、昭和四〇年四月五日、日本政府と琉球政府との間で「琉球諸島住民に対する専門的診察及び治療に関する了解覚書」が取り交わされ（昭和四二年五月一九日、日本政府、琉球政府間において、これに代えて、「琉球在

住原子爆弾被爆者の医療等に関する了解覚書」が取り交わされた。）、これに米国政府が承認を与えることによって実現したものである。その後昭和四一年一二月七日、琉球政府行政主席が、本土の原爆医療法に準拠して「原子爆弾被爆者の医療等に関する実施要綱（一九六六年告示第四一三号）」を発表し、同要綱に基づき被爆者健康手帳の交付、患者の治療等が実施されるようになった。また、特別手当等の支給については、昭和四四年一月一四日、右行政主席が告示した「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する実施要綱」に基づいて実施されたものである。

したがって、沖縄における被爆者援護対策は、右要綱に基づき沖縄地域に関する琉球政府の政策として同政府の負担と権限によって行われたものであり、琉球政府行政主席が発行した被爆者健康手帳は沖縄地域でのみ通

用するもので、被爆者は本土において給付等を受けようとする場合は、改めて本土の被爆者健康手帳の交付を受ける必要があったのであり、我が国の原爆二法が「準用」されたものではない。

なお、沖縄がアメリカ合衆国の施政権下に置かれたのは、日本国との平和条約（昭和二七年条約第五号、以下「平和条約」という。）三条によるものであるが、平和条約二条では、朝鮮、台湾、千島、樺太、南洋諸島などに関して、日本はすべての「権利、権原及び請求権を放棄する。」と明確に規定されているところ、同条に沖縄は含まれておらず、沖縄について規定する同条約三条には、その旨の文言は一切含まれていないことから、日本国が沖縄に対して主権を放棄していないことは明文上明らかであるから、アメリカ合衆国の施政権下の沖縄に日本国の主権が及んでいなかった

との原告らの主張はそもそも誤りである。

また、原告らは、原爆二法と同じく無拠出制である戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金制度は国外居住者でも支給される点を挙げて、無拠出制であることは、当然に在外被爆者に対する原爆二法の適用を否定する根拠にはならないと主張するが、これは同法が国籍要件を定め（一四条一項二号、三一条一項二号、三八条二号）、属人主義を採用した結果であって、同法には国外居住者の裁定請求を制限する規定がなく、同法の要件を満たす者には一律に支給する立法政策を採用し、適用対象者が決定されただけにすぎない。したがって、立法趣旨及び法の規定内容が異なる原爆二法について、戦傷病者戦没者遺族等援護法を援用することは失当である。

(三) 原告らは、被爆者援護法の制定によって、原告らの権利に何らかの変化

があったかのように主張するが、被爆者援護法においても、原爆二法と同様に、我が国に居住又は現在していない者に対する給付の方法や各種の手続に関する規定は全く設けられておらず、我が国の領域内のいずれかの都道府県に居住又は現在する者が、その都道府県知事に申請して被爆者健康手帳の交付を受けた上で、各種支給を受けることができるという制度が設けられているのであって（二条、七条、二四条及び二五条等）、我が国の領域内に居住も現在もしていない者に対して被爆者援護法を適用する余地がないことは、その法文上明らかであり、同法の成立により原爆二法についての取扱いを変更しなければならないという根拠は全くない。

(四) 原告らは、右のような取扱いが日本国憲法一四条、B規約二六条に違反すると主張するが、いずれの主張も理由がなく失当である。

(1) 日本国憲法一四条違反の主張について

同条は、絶対的な法の下の平等を保障したものではなく、合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであって、各人に存在する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、何ら同条に違反しない。そして、立法府が制定した法律の条項が一方と他とを区別して取り扱うものであっても、それが立法府の政策的、技術的裁量に委ねられる事柄である以上、当該条項が同条に違反するかどうかの司法審査は、それが立法府の裁量を逸脱するものであるかどうかを基準として判断すべきものである。

原爆被爆による損害のような戦争損害ないし戦争犠牲に対する補償は、

憲法の予想するところではなく、その補償の要否及び在り方は、高度の政策的判断を要する問題であり、立法府の裁量にゆだねられるものである。そうすると、原爆二法が我が国に居住も現在もしない者を援護の対象としなかったことが憲法一四条に違反するか否かは、このような取扱いを設けたことにつき、立法府の裁量を逸脱したか否かの観点から判断される。

原爆二法は、前述のように、基本的には社会保障法としての性格を有しており、その財源が主として租税収入からなり、租税は我が国の社会の構成員が負担するところであることからすれば、我が国に居住も現在もしない被爆者については、援護の対象としないこととしても、なお、合理性があり、立法府の裁量を逸脱したとする余地はなく、このような

立法の内容が日本国憲法一四条に違反することはない。

(2) B規約二六条違反の主張について

B規約二六条は、日本国憲法一四条とその趣旨において異なるところはなく、またB規約に基づいて設置された規約人権委員会も認めるとおり、あらゆる区別をすべて禁止する趣旨ではなく、合理的な区別は許される。

原爆二法が我が国に居住も現在もしない被爆者に対し援護措置を採らなかったことには合理性があることは前記のとおりであるから、B規約二六条に違反するということはできない。

(3) したがって、原告らの主張は失当である。

3 立法不作為について

国会ないし国会議員の立法行為（立法不作為を含む。）は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというがごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の適用上、違法の評価を受けないことは確立した判例法理である。

判例がこのように解する論拠は、立法にかかわる憲法解釈については国民の間に多様な見解が存するのが通常であり、全国民を代表する立場にある国会議員としては、その多様な見解を立法過程に反映させるべく、自由に意見を表明し、表決を行うべき職責を負っており、特定の憲法解釈に立脚する立法がされ、又はされないことは、多種多様の意見の対立の中から多数決原理により決定されるべきものであり、国会議員が、多義的な解釈を入れる余地

のある憲法の条項について、違憲立法審査権の行使の結果として、司法の立場からは違憲とされる解釈を採り、これに基づいて意見を表明し、表決に加わった（又は、意見を表明しないし、表決に加わらない）としても、議会制民主主義の原理からは、国会議員の右立法過程における行動は、当然に許容されているもので、原則として、国家賠償法上違法とされる余地はないとすることにある。

また、立法不作為の違法性については、憲法が採用している権力分立制との関係でより慎重な検討が必要である。すなわち、裁判所が国会議員の立法不作為に対する法的責任を問うことは、裁判所が個々の国会議員に対し、特定内容の法律を特定の時期までに立法すべき義務を措定し、その義務を課することにほかならないが、日本国憲法が採用する三権分立の基本理念からす

れば、裁判所において、広範な立法裁量権を有する国権の最高機関である国会に対し、たやすく一定の立法義務を課し得るとすることはできない。

したがって、立法不作為において、それが国家賠償法上違法と評価される「例外的な場合」とは、憲法上具体的な法律を立法すべき作為義務がその内容、立法時期を含めて明文をもって定められているか、又は、憲法解釈上、右作為義務の存在が一義的に明白な場合でなければならない。

しかしながら、原告ら指摘の憲法条項等において、原告らに対する補償立法義務が内容も含めて憲法上明文をもって定められているとはいえず、また、憲法解釈上、そのような賠償立法を行うべき作為義務の存在が一義的に明白であるとはいえない。

また、原告らの被った損害は、戦争損害ないし戦争犠牲であるというべき

ところ、これら戦争損害ないし戦争犠牲に対する補償は、憲法の予想するところではなく、その補償の要否及び在り方は、立法府の裁量に委ねられており、この点は最高裁判例で繰り返し確認されている。したがって、原告らに対する補償立法について立法府の裁量的判断の余地がないとする原告らの主張は前提を欠く。

五　被告三菱及び被告菱重の主張（反論及び抗弁）

1　国際法上の責任について

一般に国際法上、個人の権利主体性は、具体的な条約によってそれが承認されている場合を除き、原則として認められない。

「強制労働条約」は、同条約を批准する国際労働機関の締盟国に対し、私の個人、会社又は団体のために強制労働を課し又は課すことを許可して

はならないこと、強制労働の不法な強要を刑事犯罪として処罰すべきこと等を義務づけたものであり（四条一項、二五条）、その名宛人が同条約を批准する国際労働機関の締盟国であることは明らかであるから、同条約が私企業に対し直接損害賠償責任を負わせる趣旨ではない。

また、ニュールンベルグ憲章においては、「人道に対する罪」として、一定の構成要件を規定しているが、この構成要件に該当する行為があったときには、行為者個人の国際刑事責任が追及されるという効果を有するにすぎず、右行為者個人ないしはその行為者個人が所属する私企業に対して民事責任を負わせる趣旨ではない。

したがって、原告らの国際法上の規定を根拠とした請求は理由がない。

2　不法行為について

次に述べるとおり、旧三菱が原告らに対して不法行為責任を負うことはない。

(一) 強制連行への関与について

原告らを広島機械製作所の労務係等が広島まで原告ら朝鮮人徴用工を引率してきた事実は認めるが、原告らの徴用は、国家総動員法第四条及び国民徴用令に基づき被告国が行ったものであり、徴用には旧三菱は関与していない。すなわち、旧三菱は、国民徴用令に従い適法に申請をし、命令に応じて出頭した応徴者を広島の工場まで引率したにすぎない。

また、別段威迫その他の不法行為をして原告らを同行させたわけでもなく、韓国から広島までの間において、旧三菱の職員が原告らの逃亡防止のための監視に当たっていた事実や貨車により輸送したとか食事を与えなか

ったという事実もない。

(二) 原告らの処遇について

旧三菱の寮には、原告らの主張するような有刺鉄線や監視塔は存在せず、また、憲兵隊による監視もなく、届出をすれば、外出は自由であった。外出の際、小隊長が同行することもあったようであるが、それは日本語を理解しない朝鮮人徴用工の便宜を考えてのことであった。

寮での生活については、食事の点を含めて、朝鮮半島出身者と内地出身者との間に差別はなかった。かえって、食事については、唐辛子を苦心して入手し、朝鮮半島出身者の料理に加えるなどの配慮をしていた。

職場において、暴行を加えた事実はなく、勤務を怠った韓国人徴用工に対して、食券を与えないなどの制裁を科した事実もない。賃金、労働時間

についても日本人徴用工と同様の扱いがされていた。

(三) 賃金について

原告らが主張する未払い賃金等の額（別紙二「賃金請求金額一覧表」に記載のもの）については争う。

原告らが主張するように、旧三菱が賃金の半額を韓国の家族に送金するという約束がされた事実はない。また、預金は任意であり、引き出しも随時可能であった。

(四) 被災後の処置について

旧三菱は、被災した朝鮮人徴用工の手当を三菱病院及び診療所で行っており、また、寮にとどまっていた者に対しては食事を提供するなどした上、賃金、預金に加えて慰労金、帰郷旅費を支給しているのであって、旧三菱

が原告らを戦後放置したという事実はない。

朝鮮人徴用工の中には、自らの意思で広島を去った者が多く、そのような者を送還すること自体不可能である。

3　安全配慮義務違反について

安全配慮義務の概念は、最高裁昭和五〇年二月二五日判決によってはじめて判例上確立されたものであるが、この背景には、昭和二二年五月三日の日本国憲法の施行及びこれに伴う同年九月一日の労働基準法の施行、さらに昭和四七年一〇月の労働安全衛生法の施行があり、これらの歴史的背景なしに安全配慮義務が法的概念として確立することはなかった。

原告らが主張している事実は明治憲法下においてのもので、本件当時、原告らに対して安全配慮義務を負っていた者はいなかったのであり、同義務の

内容を論ずる必要もない。

4　消滅時効、除斥期間

旧三菱が原告らに対して債務を負担していたとしても、次のとおり、消滅時効又は除斥期間の経過により消滅した。

(一)　不法行為に基づく損害賠償債務について

不法行為に基づく損害賠償請求権については、民法七二四条後段により、不法行為時から二〇年の除斥期間の経過により消滅するところ、右の履行期より本件訴訟提起まで二〇年以上が経過しているから、右除斥期間の経過により既に消滅している。

(二)　安全配慮義務違反に基づく債務について

原告らが主張するように、仮に安全配慮義務が問題になるとしても、そ

の義務違反に基づく損害賠償請求権の時効期間は損害の発生したときないしは遅くとも原告らが旧三菱を退去した昭和二〇年九月三〇日から進行している。

したがって、右損害賠償請求権は民法一六七条一項により昭和二〇年一〇月一日から一〇年の経過により時効消滅している。

(三) 未払い賃金等の債務について

原告らは遅くとも昭和二〇年九月三〇日までには旧会社を退去しており、原告らが主張する未払い賃金等の支払請求権は、遅くとも昭和二〇年一〇月一日には履行期にあり、賃金債権の時効期間は一年である（民法一七四条一号）ところ、右の履行期より本件訴訟提起まで一年以上が経過しているから、消滅時効が完成している。被告三菱及び被告菱重は、右消滅時効

を援用する。

また、原告らは、この時効の援用が信義則違反・権利濫用であると主張する。しかし、時効の援用が信義則に違反し、あるいは権利濫用として許されないといいうるためには、債権者が債務者の積極的な行動・態度を信頼して時効中断などの措置をとらなかったところ、債務者が時効期間徒過後に態度を変えて時効を援用したとか、債権者が時効を中断するためにとろうとした行動を債務者が妨害したなど債権者が時効中断の措置をとらなかったことが債務者の行動に起因するものと評価され、ひいては債務者の時効援用が社会的相当性の見地から許容された限界を逸脱したと認められる場合であることが必要である。しかし、本件ではそのような特別の事情はない。

5　会社経理応急措置法及び企業再建整備法の適用（被告三菱の主張、別会社論）について

旧三菱は、会社経理応急措置法一条一項一号本文の特別経理会社に該当したところ、同法七条及び一一条により、特別経理会社が有する財産は、指定時である昭和二一年八月一一日午前零時をもって、新旧勘定に振り分けられ、新勘定には指定時における積極財産のうち、「会社の目的たる現に行っている事業の継続及び戦後産業の回復復興に必要なもの」だけが所属するものとされ、指定時以前の原因に基づいて生じた特別経理会社に対する債権を「旧債権」と表現していること（同法一二条）から、指定時以前の原因に基づいて生じた債務はすべて旧勘定に所属するものと考えられる。

そして、会社経理応急措置法の目的は、戦時補償の打切りが企業に及ぼす

悪影響を最小限のものにとどめ、民需生産の継続に支障がないようにするとともに、戦時補償の打切りに伴う損失を合理的に処理する前段階としてこれに必要な措置を講ずることにあったことを考えると、仮に、原告ら主張のように旧三菱が原告らに対し不法行為に基づく損害賠償債務や未払賃金等の債務を負っていたとしても、それらの債務は指定時以前の原因に基づいて生じた債務であるから、すべて旧勘定に属することになったといえる。

また、企業再建整備法による第二会社が設立された場合には、同法一〇条、同法施行令三条により、第二会社は、「指定時後特別経理会社の新勘定の負担となった債務」だけを承継するものとされており、特別経理会社の旧勘定に属することになった債務については、これを第二会社が特別に承継しない限り、当然に承継することはない。

すなわち、企業再建整備法の目的は、戦時補償の打切り等によって企業が直接間接に被る影響を合理的かつ円滑に処理し、経済界の混乱を防止するとともに、その機会に過去の損失を処理し、企業の急速な再建整備を促進することにあるから、その法の目的に従って設立された第二会社三社は従来の特別経理会社とは別個独立の会社であり、同法一〇条の規定は、特別経理会社が新勘定に属する資産の全部又は一部の出資を受けて設立されたものであることから指定時後特別経理会社の新勘定の負担を承継することを特に法定したにすぎず、特別経理会社の一切の権利義務を当然包括的に承継する趣旨ではない。そして、他に第二会社三社が特別経理会社の一切の権利義務を当然包括的に承継する旨を定めた法律上の規定はない。また、第二会社三社は、企業再建整備法五条に基づいて立案され、認可申請された旧会社に関する整

備計画の中で、旧会社の旧勘定に属した債務を承継しないとしている上、第二会社三社の設立及び旧会社の解散に当たっては、これらの会社の連名で第二会社三社は旧三菱の旧勘定に所属した債権債務を承継しない旨記載した文書を取引先に宛てて発送している。

以上のことから、第二会社三社が合併して設立された会社である被告三菱は、旧三菱の旧勘定に属した債務を承継していない。

したがって、原告らが主張している各請求権が存在したとしても、被告三菱が承継するものではなく、原告らの請求は失当である。

6　弁済供託

被告国は、厚生次官の「朝鮮人、台湾人及び中国人労務者の給与等に関する件」と題する通達（昭和二一年六月二一日厚生省発労第三六号）、司法省

民事局長の「朝鮮人労務者等に対する未払金等に関する件」と題する通達（昭和二一年八月二七日民事甲第五一六号）、厚生省労政局長の「朝鮮人労務者等に対する未払金その他に関する件」と題する通達（昭和二一年一〇月一二日労発第五七二号）及び労働省労働基準局長の「朝鮮人労務者等に対する未払金について」と題する通達（昭和二二年一二月一日基発第四一八号）により、企業に対し未払い賃金その他の供託をするよう通達した。旧三菱は、これらを受けて昭和二三年九月七日、原告らに対する未払い賃金等を当時の廣島司法事務局（現広島法務局）に供託した（以下「本件供託」という。）。したがって、原告らが、昭和二〇年当時その主張する賃金債権を有していたとしても、それらは右弁済供託により消滅した。

7　財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓

民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律による請求権の消滅

日韓両国の間において、昭和四〇年（一九六五年）六月二二日に財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和四〇年一二月一八日条約第二七号、以下「日韓請求権協定」という。）が締結され（同年一二月一八日発効）、同協定三条の規定により、二条二項に掲げる例外（a一方の締約国の国民で昭和二二年（一九四七年）八月一五日から協定署名の日までの間に他方の締約国に居住したことのあるものの財産、権利及び利益、b一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって、昭和二〇年（一九四五年）八月一五日以後の通常の接触の過程において取得され、又は他方の締約国の管轄下に入ったもの）を除いて、

「一方の締約国及びその国民の財産であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対する請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができない」とされた。その後、日韓請求権協定を受けて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（昭和四〇年法律第一四四号、以下「財産権措置法」という。）が制定され、その一項本文及び一号によって、大韓民国又はその国民（法人を含む。）の日本国又はその国民（法人を含む。）に対する債権であって、日韓請求権協定二条三項に定める財産、権利及び利益に該当するものは、昭和四〇年六月二二日をもって消滅するものとされた。

したがって、仮に、原告らが主張する各請求権がかつて存在していたとしても、それらの請求権は、昭和二二年（一九四七年）八月一五日以前に発生した大韓民国国民の日本の法人に対する債権であり、日韓請求権協定二条三項に定める権利に該当するから、財産権措置法一条一項により昭和四〇年六月二二日に消滅している。

原告らは、このような処理は、日本国憲法二九条三項に違反すると主張する。しかし、右の措置は日韓両国の国交回復上の障害を除くために行われたのであり、大韓民国としてもその措置を承認しているのであるから、憲法上の補償問題が生じる余地はない。そもそもこのような処理は、朝鮮の日本からの分離独立に際してとられた解決手段であって、憲法が予定していないものであった。

六　被告三菱及び被告菱重の主張に対する原告らの反論

1　消滅時効・除斥期間に対する反論

(一)　未払い賃金等の債務及び安全配慮義務違反に基づく損害賠償債務について

(1)　被告菱重に対する反論

消滅時効の制度は権利行使が可能であったのにこれを解怠した者を保護しない趣旨であって、権利者に不可能まで強いるものではない。そして、旧三菱が被告菱重に継承されたことは、部外者であり、かつ国外に居住していた原告らには知る手段もなかった。原告らが被告菱重の存在を知ることができたのは、平成九年一二月二日に言い渡された長崎地方裁判所の判決において被告菱重が旧三菱を承継したことが判示されてい

たためである。したがって、被告菱重との関係では、その契約責任について、消滅時効の起算点は右判決のとき（平成九年一二月二日）となる。被告菱重に対する提訴は、右判決から一年以内にされているから、時効期間は経過していない。

(2) 信義則・権利濫用

仮に、被告三菱及び被告菱重が本件において消滅時効の援用をすることが可能だとしても、右援用は次の事情により、信義則違反あるいは権利濫用として許されない。

第二次世界大戦後、昭和二六年（一九五一年）九月、サンフランシスコ平和条約が調印された（昭和二七年（一九五二年）四月二八日発効）が、日韓両国間における問題は、二国間の協議によるとされた。原告ら

は、その協議の結果、原告らを含む韓国の戦争被害者に対して、日本政府から賠償がなされるものと期待していた。ところが、日本政府は韓国側の賠償請求に正面から応じず、日本政府が、韓国側に対して、「独立祝賀金」あるいは「経済協力金」名目で三億ドルの無償供与及び二億ドルの長期低利貸付をする内容の日韓請求権協定を締結した。原告らは、その請求権協定によって、賠償問題が完全かつ最終的に解決済みと思いこまされてしまった。

しかし、原告らは、賠償問題を放置することができず、昭和四二年（一九六七年）に「韓国原爆被害者援護協会」を設立し、昭和四九年（一九七四年）八月、被告三菱との交渉を始めたが、被告三菱からは具体的な解決策が何ら示されないまま、月日が過ぎ去ってしまった。その

問、被告三菱は、ことあるごとに賠償問題の解決について原告らに期待を持たせてきたのである。この事実に、原告らが韓国在住の韓国人被爆者であることを考慮すると、被告三菱及び被告菱重が消滅時効を援用することは信義則違反、権利濫用として許されないというべきである。

(二) 不法行為に基づく損害賠償債務について

(1) 民法七二四条後段の期間の性質は、長期の消滅時効と理解すべきであり、その期間の適用に当たっては、当事者の援用が必要というべきであるが、本件においては、被告三菱らの契約上の責任について述べたのと同様の理由で、被告三菱及び被告菱重が右時効を援用することは信義則違反あるいは権利濫用であって許されない。

(2) 仮に、右の期間の性格が除斥期間であるとしても、同様の理由から信

義則違反、権利濫用を理由とした適用制限が認められるべきである。この点、最高裁平成一〇年六月一二日第二小法廷判決も民法七二四条後段の「規定を字義どおりに解すれば、……著しく正義・公平の理念に反する」として、同条後段の効果を制限することが条理にかなうことがある場合を認めているが、正義・公平の理念は一般規定たる信義則あるいは権利濫用の規定に具体化されているというべきであるから、同判決は除斥期間に信義則あるいは権利濫用の法理の適用を認めたものといえる。

2　別会社論について

(一)　旧三菱と被告三菱の実体的同一性

(1)　昭和二五年に設立された第二会社三社は、その設立目的自体が旧三菱の営業を継続する目的でされており、その有機的一体となる営業用財産

はそのまま移転させられている。そこにおいては、資産・事業・内容のみならず、従業員の地位も承継され、第二会社三社の各代表取締役には旧三菱の取締役が就任し、経営陣に至るまで同一という状態であった。

(2) 第二会社三社は、「三井、三菱、住友」の三大財閥の称号と商標使用を禁止するＧＨＱの政策に基づく政令によって、「三菱」の名称こそ使用していなかったが、サンフランシスコ条約の発効によって右政令が廃止されると、昭和二七年六月には、東日本重工業は三菱日本重工業、中日本重工業は新三菱重工業、西日本重工業は三菱造船と名称を変えて「三菱」の名を使用し、同時にスリーダイヤモンドの商標を使用するようになった。そして、翌昭和二八年には、戦前の「三菱協議会」の機能を復活させて、三菱系企業の最高連絡会議である「金曜会」も定期的に

開催されるようになった。

このようにして三菱グループは再合同を進め、昭和三九年六月一日、新三菱重工業がもとの「三菱重工業株式会社」に商号変更を行い、同月三〇日に他二社と合併して、被告三菱となったのである。したがって、被告三菱は、企業再建整備法上の第二会社三社にいったん分割されたものの、これが再合同して、もとの事業を継続し、有機的一体性をもってその人的・物的資産を承継している。

(二) 会社経理応急措置法及び企業再建整備法の扱い

(1) 未払い賃金債権について

会社経理応急措置法一四条一項但書は、旧債権消滅行為の禁止に例外を定め、同条項二ないし四号、六号で、「指定時以前に確定した給料」、

「従業員の預り金」、「指定時以前に確定した退職金その他命令で定める臨時的給与債権」などを弁済し、また、弁済を受領することが認められ、同条二項で、「特別経理会社は、前項各号に掲げる債権については、これを旧債権から弁済することができない場合に限り、特別管理人の承認を受けて、第九条（未整理受取・支払勘定の計上）の規定によって設けた新勘定の貸借対照表の負債の部の未整理支払に計上した金額の限度において、これを新勘定から弁済することができる。」とし、未払い賃金等を新勘定から支払うことを認めている。

また、企業再建整備法七条一項二号では、特別損失を負担すべき債権者から、会社経理応急措置法一四条一項の旧債権のうち命令で定めたものを除くとされ、同二号を受けた命令である企業再建整備法施行令二条

で、右措置法一四条一項但書に規定された優先弁済の認められる旧債権は除かれるとなっている。また、企業再建整備法では、旧会社の従業員が第二会社設立後に退職する場合に、旧会社の在職期間を通算して退職金を支払うことを前提として、その支払を確保するために、旧会社において積み立てられていた退職給与引当金に相当する資産を第二会社に譲渡しなければならないとするなど（同法三四条の四）、労働債権については旧会社と第二会社との実体的同一性を認めざるを得ないことを反映して非常に弾力的なものとなっている。

さらに、旧勘定と新勘定は、第二会社の設立登記時に併合される（企業再建整備法三六条）が、このとき、旧勘定所属債務を被担保債権とする新勘定所属資産上の先取特権、質権、抵当権が、右新旧勘定併合時に

再度設定されたものとみなされる（会社経理応急措置法一二条）。原告らの未払賃金は先取特権の被担保債権であるから、新勘定をすべて承継した第二会社は、少なくとも先取特権の負担付きの資産を承継していることになる。

よって、旧三菱の原告らに対する未払い金は、企業再建整備法一九条により、旧債権として消滅することはなく、同法三六条に基づき新旧勘定の併合が行われた昭和三〇年一月一一日に、当然に第二会社三社に承継されている。

(2) 不法行為債権について

原告らが請求する不法行為に基づく慰謝料請求権については、新旧いずれの勘定に区分されるべきかは、会社経理応急措置法及び企業再建整

備法に明文規定が存せず、その所属は明らかではない。しかし、会社経理応急措置法及び企業再建整備法は、企業に対する戦時補償特別税の課徴に伴う損失を適正に処理し、企業の速やかな再建整備を行い、もって産業の健全な回復及び復興を図ることを目的した、極めて政策的、技術的な立法であるから、企業の再建・復興という目的の範囲内においてのみ企業の損失の処理が認められるのであり、その目的を離れて不法行為に基づく請求権まで免責しようとするものではない。

したがって、原告らの慰藉料請求権は第二会社三社に承継されている。

(3) 在外負債に対する特別の保護

原告らが請求している損害賠償債権は、企業再建整備法施行令二条一号の「特別経理会社に対する債権であって外国を履行地とするもの」に

該当するため、この請求権が会社経理応急措置法一四条一項の旧債権に該当するとしても、同法施行令二条柱書きにより「知れたる特別損失負担債権」から除外される。そして、同法施行令六条では、「知れたる特別損失負担債権」でない債権は、企業再建整備法一九条一項の旧債権消滅の規定にかかわらず、消滅しないとされている。また、解散会社にこれが存する場合は、主務大臣の認可を受けて、在外負債引当額に相当する金銭の特殊管財人への引渡し・管理の委託を実行したときに、仮勘定を閉鎖することができるとされている（企業再建整備法二六条の二第一項二号ロ、二六条の六第一項二号、同法施行令二条）。これは、企業再建整備法施行当時に、極めて厳しい対外賠償政策が予定されていたことから、在外負債については消滅を認めず、かえって、請求があった場合

に備えて、特別引当金の別途計上・別途管理を行って、その資金準備をしたものである。

したがって、原告らの請求権は第二会社三社に承継されている。

(三) 信義則違反

企業再建整備法下における第二会社の設立の実態は、実質的には企業の経営主体の変更ないし組織変更もしくはこれと同視しうるような営業の全部又は一部譲渡ということができる。このような企業の経営主体の変更ないし組織変更、営業譲渡がされた場合、新旧会社は経済社会的にみて継続性を有しており、雇用契約の関係においては、実質的に前後同一の会社であると見ざるを得ず、労働関係は包括的に新会社に承継されるというべきである。

また、第二会社の設立時においては、会社経理応急措置法、企業再建整備法制定当時とは、大きく社会情勢を異にし、財閥解体方針は既に緩和され、分割されて設立された第二会社は将来的に再合同することが予定されていたのである。そのような状況下で発足した第二会社は、実質的に旧会社と同一の会社として存続していくことが既に見込まれていた。

このようなことからすれば、被告三菱が形式上別人格であることを理由として原告らの請求を拒絶することは信義則上許されない。

3　弁済供託に対する反論

(一)　未払い賃金を供託する場合は、本来、当該賃金の未払い期間の始期と終期の明示が不可欠であるにもかかわらず、原告らが閲覧することのできた供託書副本にはいずれもこの期間が明示されていない。しかし、これでは、

未払い賃金の金額（供託金額）を確定的に計算することができず、供託の要件を充たしていない。

(二) 原告らの本籍地は、「〇〇道〇〇郡〇〇面〇〇里〇〇番地」と表記されるが、被告三菱らが弁済供託したと主張している供託書の被供託者の本籍地には京畿道平澤郡までしか記載されていない。

(三) よって、有効な供託がされたとは評価できず、供託は無効である。

4 財産権措置法による請求権の消滅に対する反論

(一) 財産権措置法の及ぶ範囲

国家が、国外在住の外国人の権利を消滅させ、あるいは新たに義務を設定するような法規を制定することは、統治権の及ぶ範囲を越えており、法の拘束力は及ばない。財産権措置法は、大韓民国及び大韓民国国民の日本

国又は日本国民に対する財産権を消滅させ、日本国又は日本国民が大韓民国及び大韓民国国民の財産を保管していた場合に、その財産を保管者に帰属させることを内容としているから、同法が大韓民国及び原告ら大韓民国国民に対して拘束力を持たないことは明らかである。

(二) 日韓請求権協定二条について

財産権措置法は、日韓請求権協定二条三項を根拠として制定されたものであるが、同協定は、日本国と大韓民国との国家間の取り決めである。およそ個人の同意なく国家間の取り決めによって個人の請求権を消滅させることを認める法的根拠はないから、同協定二条三項は、実体的に特定の個人の権利を消滅させる効力をもたず、日韓両国の国民が自国の国民に対する外交保護権を行使しないという意味をもつにとどまる。したがって、同

協定によっても両国国民の個人の請求権は依然として消滅していない。

そして、同協定を受けて、大韓民国国内においては原告らの被告らに対する請求権を消滅させる立法措置は何ら講じられておらず、また、原告らが被告らに対して、その請求権を免除するなどしたことはない。したがって、原告らの被告らに対する請求権は消滅していない。

(三) 日本国憲法二九条三項違反

財産権措置法は、昭和四〇年一二月一七日に制定されながら、権利の消滅について、同年六月二二日に遡るとされている（同法附則）が、それに対しては何ら補償措置が取られていない。しかし、仮に同法が、正当な補償のないまま一方的に大韓民国国民の請求権を消滅することを定めたものであるとすれば、同法は財産権の補償を定めた日本国憲法二九条三項に違

反し、無効である。

第七　当裁判所の判断

一　被告国に対する請求

1　強制連行による損害賠償請求について

(一)　本件の背景の概略

甲第九六ないし第九八号証によれば次のとおり認めることができる。

明治四三年（一九一〇年）八月二二日、日本国と朝鮮国（当時の国号は大韓帝国）とは日韓併合条約を結び、朝鮮半島は日本国の統治下に入り、朝鮮半島の統治は日本国が置いた朝鮮総督府が担当することになった。

昭和一二年（一九三七年）の蘆溝橋事件を契機として日中戦争が始まり、昭和一六年（一九四一年）に太平洋戦争が勃発すると、当時の日本国は、

戦時下における労働力不足を補うため、朝鮮半島居住者を日本国内地に転入させることとし、昭和一四年ころから諸種の施策が実施された。また、昭和一九年（一九四四年）八月八日には「半島人労務者ノ移入ニ関スル件」が閣議決定され、国民徴用令を朝鮮半島居住者にも一般的に適用して新規徴用を実施することになった。

(二) 原告らの徴用と被爆

(1) 甲第四、第一六号証、第一五〇号証の1、2、丁第一号証、原告朴[redacted]、原告梁[redacted]、原告李[redacted]各本人尋問の結果によれば、次のとおり認めることができる。

① 原告朴[redacted]は、昭和一九年（一九四四年）九月、二一歳の時に家族とともに生活していた京畿道平澤郡浦升面で国民徴用令の執行を受け、

釜山を経て広島に移送され、当時、広島市南観音町にあった旧三菱広島機械製作所（広島機械製作所）の鋳鉄工場での作業に従事した。原告らの就業場所は、右広島機械製作所のほか、当時の広島市江波町所在の旧三菱広島造船所であった。原告らが生活していた寮は両工場からさほど離れていない場所にあった。

徴用の具体的手続きは当時の朝鮮総督府、郡、面等の職員がこれを行い、旧三菱の職員は当時の京城府まで出向いて移送列車に同乗し、これに沿線の各駅で徴用工が乗車するというもので、釜山から広島までは旧三菱の職員が徴用工移送の実質的責任を負っていた。

② 原告朴[redacted]の就労時間は午前八時から午後六時までであり、その間に昼食のための休憩時間があった。休日は月に二回が原則であったが、

残業や休日就労をしなければならないこともあった。原告ら徴用工が病気になった時にはその旨を口頭で申告し、工場に勤労動員されていた学生生徒が病院に連れていっていた。また、休日には右学生らが原告ら徴用工を引率して市内見学をさせることもあったが、食糧を買い求めるために休日を使用する者もあった。

食事の内容、量は全体として不十分なものであり、食事内容の貧しさを契機として朝鮮人徴用工が騒ぎを起こしたこともあった。原告らの多くは、工場からの帰りに市内の雑炊屋で雑炊を食べたり、寮に来る物売りから食糧を買い受けて空腹を満たしていた。

原告朴[redacted]は、手取り給与は月額約二〇円であったと記憶しており、同額が家族の許に送金されていると考えていた。同原告は、昭和二〇

年六月までの給与は受領したけれども、七月分以降のそれは受け取っていない。原告らが工場で残業すると残業手当が支給されていた。

旧三菱の寮は三棟あり、西寮及び北寮には朝鮮半島からの徴用工が入り、東寮では日本人徴用工と広島で徴用された朝鮮人徴用工とが生活していたが、各寮を囲む塀の上には有刺鉄線が敷設されていた。

③　昭和二〇年八月六日、原告朴[redacted]は就労中に被爆して負傷したが工場にとどまって救護活動等に従事した後、八月一三日ころに罹災証明書の交付を受けて山口県徳山市を経て同県下関市に向かい、昭和二〇年（一九四五年）九月、数名の徴用工とともに私的に仕立てた船で帰国した。

(2)

甲第一三号証、第一四号証の1、2、第一五号証、第一七号証の1、

2、第一八、第一九、第二一号証、第五五ないし第九五号証、第一五一ないし第一九三号証、丁第一号証、原告梁[redacted]、原告李[redacted]、原告方[redacted]各本人尋問の結果によれば、徴用令の執行状況、旧三菱広島機械製作所及び広島造船所における就労内容、食事等の待遇及び被爆後から帰国までの経緯については、各原告ごとに若干の相違があるけれども、以下に述べる点を除いては大筋において原告朴[redacted]について認定したところと同様であると認めることができる。

工場における労働時間とその内容については、多くの者は、残業が多かったり夜勤があって重労働であったが、それほどではない者もいた。

各原告が記憶している手取り給与額は、月額約一〇円から約四〇円まで様々であり、その間には相当額の開きがあるし、賃金を受領したこと

がないと述べている原告も一人いる。徴用工の賃金算定方法は、日給月給であって、出勤日数が少ないとその分減収となっていた。

原告らの中には賃金の一部を何回か家族に送金した者もいる。

旧三菱における会計処理としては、原告らに対しては額面月額六〇円から一〇〇円程度が支給されたことになっている。

原告らの多くは、賃金の半額が家族に送金され、かつ、賃金中から天引預金がされていると思っていたが、徴用担当者、旧三菱従業員のいずれからもそのようなことを聞いていない原告も一人いる。

(三) 帰国後の原告らの被爆症状

甲第四、第一三、第一五、第一八、第一九、第二一、第三六号証、第五五ないし第九五号証、各原告本人尋問の結果によれば、次のとおり認める

ことができる。

(1) 原告らは、被爆した後種々の方法を利用して帰国したのであるが、その後、全身倦怠感、胸部圧迫感、皮膚掻痒感等のさまざまな症状に悩まされるようになり、年月が経過し加齢が進むとともに身体症状は悪化してきている。

(2) 昭和二三年（一九四八年）に独立した大韓民国においては戦後長期間被爆者の体系的実態調査は行われてこなかったところ、平成二年（一九九〇年）七月、韓国保健社会部は同国保健社会研究院に対して原爆被害者の実態調査を依頼し、同院は平成三年（一九九一年）八月にその結果を公表しているが、それによると、韓国内居住の被爆者の実態は次のとおりである。

① 生存している被爆者数は、平成三年（一九九一年）五月末現在の調査結果では二〇八五名、同年八月末現在のそれでは二三〇七名である。ただし、同調査報告は、被爆者の実数はこの数字よりも多いと推認している。

② 被爆者の健康状態について、当事者の自覚症状を中心にした調査では、一般人と比較した不健康認識率、慢性病罹患者と比較した活動制限程度については、各年齢区分とも被爆者が相当に高い結果となっている。

以上のとおりである。

(四) 補償問題に関する国際的取極

(1) サン・フランシスコ平和条約

昭和二六年（一九五一年）にサン・フランシスコ市において署名され、昭和二七年（一九五二年）四月二八日に効力を発生した「日本国との平和条約（昭和二七年条約第五号）」第四条において、朝鮮半島住民の日本国及び法人を含むその国民に対する請求権の処理は、日本国と現に朝鮮半島の施政を行っている当局との間の特別取極の主題とすることとされた。

(2) 日韓基本条約

その後、日本国は大韓民国との間で、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（昭和四〇年条約第二五号）」を締結し、同条約は昭和四〇年（一九六五年）一二月一八日に効力を生じた。

(3) 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国

と大韓民国との間の協定」

さらに、昭和四〇年（一九六五年）、日本国と大韓民国との間で「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（昭和四〇年条約第二七号、以下「日韓請求権協定」という。）が締結された（同年六月二二日署名）が、その第一条では「日本国は大韓民国に対して、一〇八〇億円に相当する日本の生産物及び日本人の役務を一〇年間にわたり無償で供与する、日本国は大韓民国に対して、七二〇億円の長期低利貸付けを一〇年間にわたって行う」ことが定められ、第二条においては次のとおり規定された。

「1　両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する

問題が、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条aに規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2　省略

3　2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。」

以上のとおり定められた。

この請求権協定は、在韓被爆者問題についてはなんら触れていない。

右の請求権協定に基づき我が国では「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（昭和四〇年法律第一四四号）を制定したが、その1では次のとおり定められた。

「次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であって、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四〇年六月二二日において消滅したものとする。ただし、同日において第三者の権利（同条3の財産、権利及び利益に該当するものを除く。）の

目的となっていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

一　日本国又はその国民に対する債権

二　省略」

以上のとおりである。

(五)　日本における被爆者援護

日本においては、昭和三二年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（以下「原爆医療法」という。）が被爆者の健康診断と医療を行うことにより、その健康の保持向上をはかることを目的として制定され、また、昭和四三年には「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」（以下「原爆特別措置法」といい、右の二法律を「原爆二法」という。）が被爆

者に対して医療特別手当ての支給等を行うことにより、その福祉を図ることを目的として制定され、更に、平成六年一二月には「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下「被爆者援護法」という。）が制定され、平成七年七月一日から施行されたが、この法律は、原爆二法の精神を受け継ぎその援護内容を充実させたものであった。なお、原爆二法及びこれを引き継いだ被爆者援護法にいう被爆者の定義については原爆医療法制定時から現在に至るまでには変遷があったけれども、広島機械製作所があった広島市南観音町及び広島造船所があった広島市江波町で原爆被害に遭った者が被爆者として取り扱われてきたことには変わりがない。

(六) 在韓被爆者に対する援護内容

甲第二二、第三八、第五四、第一四七号証、証人郭貴勲、同中島竜美の

各証言によれば、次のとおり認めることができる。

(1) 韓国においては被爆者に対する格別の援助は行われてこなかったところ、昭和四二年（一九六七年）に在韓被爆者らによって社団法人韓国原爆被害者援護協会（後に韓国原爆被害者協会と改称した。以下「協会」という。）が、また、昭和四九年（一九七四年）には協会の下部組織として韓国原爆被害三菱徴用者同志会が設立され、日本国や被告三菱に対して被爆補償や未払い賃金請求を行ってきたが、同年八月には協会の役員が来日し、被告三菱と未払い賃金の支払い等を求めて交渉したことがあった。

(2) 昭和五四年（一九七九年）、日韓両国の政権政党間で、在韓被爆者の医療援護に関し、①韓国医師を日本に派遣して研修させる、②日本医師

を韓国に派遣する、③在韓被爆者の渡日治療を行う、以上の三項目が合意され、その後、昭和六一年（一九八六年）一一月までの間、長崎と広島の病院において渡日治療が行われた。

昭和六二年（一九八七年）からは韓国政府による被爆者援護策が実施されたが、その内容は医療費の九〇％を国庫が負担するというものであった。

平成元年（一九八九年）からは韓国で国民皆保険制度が実施されたところ、この制度の自己負担分は三〇％であるが、被爆者については自己負担分を政府と協会が肩代わりすることにより無料での治療が可能となった。

日本国は平成元年度と平成二年度の予算で在韓被爆者援護資金として

各金四二〇〇万円を計上して大韓赤十字社に支出したが、その運用は協会に任され、被爆者の治療費として使用されることになった。

平成二年（一九九〇年）、日本国は在韓被爆者の医療援助のために四〇億円を支出することを決め、大韓赤十字社に対して、平成三年（一九九一年）一一月にうち金一七億円が、平成五年（一九九三年）二月に残金二三億円がそれぞれ交付された。

(七) 国際法に基づく請求について

原告らは、国際法規範に違反した国家の行為によって被害を受けた私人は、当該国の司法機関に対して損害賠償等を請求することができると主張する。

(1) 国際法における法主体性に関する原則

国際法は、その規範形式が条約（条約、合意等の名称は問わない。）、国際慣習法のいずれであっても、その法主体は各国家であり、ある国家が他の国家に対して権利を有し、義務を負担するといった国家間の関係を規律するものであるから、国家間において効力を有する法に反する行為を一方の国家が行い、それによって他方の国家を構成する国民が何らかの被害を被った場合であっても、被害を受けた各個人が国際法違反行為を行った国家を相手方として直接具体的な請求をすることはできない。被害を受けた個人は、所属する国家の相手方国家に対する権利あるいは請求権（外交的保護権）の行使を通じて、間接的に被害の回復を期待することができるにとどまるのが原則である。

(2) 国際法上、個人に法主体性が認められる例外的場合

右に述べたとおり、国際法上は個人に法主体性が認められることはないのが原則である。しかし、国家の国際法秩序違反行為に対して各国家を構成する個人に法主体性が認められる場合がないではない。それは、条約等の法規範自体において当該法規違反行為によって権利を侵害された各個人が国家を相手方として被害の回復を求めることができる旨及びそのための手続規定を明示している場合である。このような場合にはその条約等の効果として、その効果が及ぶ国家を構成する各個人は、その効力を承認した各国家を相手方として、自己が所属する国家を介することなく直接に自己が侵害されたと主張する権利の回復を求めることができることになる。

(3) 本件への当てはめ

しかしながら、原告らが本訴において援用する「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（明治四五年条約第四号）、強制労働ニ関スル条約（昭和七年一一月二一日批准登録）等の条約その他の国家間合意には右に述べた例外的規定が明定されているものは存在しない。したがって、原則どおり、本訴原告ら各個人は、国際法違反を根拠として、直接、被告国を相手方として損害賠償請求をすることはできないことになる。

(4) 国際慣習法に基づく請求について

国際慣習法とは、国際社会の構成員の間で行われる実行行為が反復継続されることにより形成される国際法規範であり、これを肯定するためには、第一に、ある事実に対する主要な国家を含む多数の国家の対応が確立していること（一般慣行）、第二に、諸国家がこれを法的義務とし

て認識していること（法的確信）が肯定されることが必要である。そして、国際慣習法を根拠として個人が国家を相手方としてその被った被害の回復を求める場合には、当該個人が主張する相手方国家の行為が国際慣習法上違法とされることのみでは足りず、そのような権利行使方法が国際慣習法によって是認されていることも必要である。しかしながら、原告らが本訴において主張しているような事実関係につき、権利を侵害されたと主張する各個人に対して国家が直接的に賠償責任を負担するといった事実が反復され、それが諸国家の共通の法的認識にまで高められているとは未だ認めることができない。すなわち、各個人が国家を相手方として被侵害利益の回復を求めることができるとの国際慣習法の成立は、原告ら提出の全証拠をもってしてもこれを認めることができない。

(5) 以上のとおりであるから、原告らの国際法に基づく請求は理由がない。

(八) 不法行為に基づく損害賠償請求権について

(1) 原告らの主張にかかる徴用は、公権力による制裁を背景とする国家総動員法（四条、三六条一号）及び国民徴用令等の法律・命令に基づいて行われた国の行為であるから、それは国家の権力的作用として行われたものである。

(2) 国家賠償法（昭和二二年一〇月二七日公布・施行）の施行前においては、国の機関が国民に対して違法と評価されるべき行為を行った場合であっても、国が当該国民に対して損害賠償責任を負うとの法令上の根拠はなく、大日本帝国憲法（以下「明治憲法」という。）下においては、国の公法上の行為のうち権力的作用による個人の損害については私法が

適用されず、国は責任を負わないという国家無答責の法理が妥当するとされていた。すなわち、国の権力的作用によって個人に損害が発生したとしても、民法の適用はなく、一般的に国の賠償責任を認めた法律もなかったことから、その損害について国の賠償責任を認めることはできなかったのである。この結論は大審院が一貫して判示していたところであり（大審院昭和八年四月二八日判決・民集一二巻一一号一〇二五頁、大審院昭和一三年一二月二三日判決・民集一七巻二四号二六八九頁、大審院昭和一六年二月二七日判決・民集二〇巻二号一一八頁）、戦後の最高裁判例も同旨であって（最高裁昭和二五年四月一一日第三小法廷判決・集民三号二二五頁）、当裁判所も同様に理解するものである。

右のような法制については、確かに、原告らが指摘するような批判が

あったところであり、現に戦後は、日本国憲法一七条により、国家無答責の原則を改め、国又は公共団体の損害賠償責任の根拠を明らかにし、この規定に基づいて国家賠償法が制定され、これによって明治憲法下においては損害賠償が認められなかった権力的作用についての救済が初めて図られることになった。しかしながら、明治憲法下においては、行政裁判所においても、「損害要償ノ訴訟」を受理できないものとされ（行政裁判法一六条）、国家の賠償責任を肯定すべき根拠法令がなかったのであるから、国家賠償法附則六項の「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」との経過規定に照らせば、現時点における解釈としても、昭和一九年から昭和二〇年に至る時期である本件各行為当時においては、民法七〇九条等の規定によって、国がその

権力的作用による損害について私人に対して損害賠償責任を負担するとの解釈を採用することはできないものというほかはない。

原告らは、国家が権力的作用に基づいて国民に損害を与えた場合でも、国家は責任を負わないとの明治憲法下において認められていた法理には実定法上の根拠はなく、当時の司法裁判所が民法の解釈としてそのように判断していたものにすぎないこと、したがって、憲法一七条が国家無答責の法理を否定した現在においては右のような民法解釈をすることは許されず、明治憲法下で行われた国家による権力的作用についても民法七〇九条、七一五条が適用されるとの趣旨の主張をしている。

しかし、民法が対等の立場にある当事者間における利害関係調節のための法であり、優越的地位に基づく権力作用の行使が肯定されている国

家とこれを受ける国民との関係を整理し、明らかにするための法でないことは、その性質から明らかである。したがって、憲法一七条によって国家の責任が肯定された現在においても、現行憲法施行前に行われた国家の権力的作用については、民法を適用する余地はないものというべきである。すなわち、現行憲法施行の後、仮に同法一七条にいう法律が制定されなかったとしても、国家の違法な権力的作用によって損害を被った国民は、憲法一七条自体を根拠として損害賠償請求することは格別、民法七〇九条に基づいて被害の回復を求めることはできないと考えられる。仮に、この場合において憲法一七条自体を根拠とする賠償請求をすることができないとするときには、明治憲法下における国家無答責の法理が明示的に斥けられたことを理由として、特別に公権力の行使につい

ても民法の不法行為法を適用することが考えられる。しかし、このような場面について公権力の行使に民法の適用を肯定する最大の理由は、憲法一七条の存在なのであるから、右の解釈が妥当するのは憲法が成立施行された後の事案に限られるものと解するべきであり、憲法施行前の事実が問題となっている本件においては右のような解釈を採用する余地はないと考えられる。

よって、民法七〇九条に基づく原告らの請求は理由がない。

(九) 損失補償の法理に基づく請求について

原告らは、明治憲法二七条一項に定める損失補償の法理の適用ないし類推適用により、原告らが被った強制連行・強制労働という特別の犠牲につき被告国に対して損失補償請求権を有すると主張している。そこで、以下

においてはこの点について検討する。

(1) 明治憲法二七条は「日本臣民ハ其ノ所有権ヲ犯サルルコトナシ、公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と定めるのみで、公益のために国民の財産権を制限する場合には補償を要する旨の日本国憲法二九条三項のような規定は存在しなかった。したがって、明治憲法の文理解釈による限り、国民がその財産権を制限されたとしても、これを補償すべき法律の定めがない以上、明治憲法二七条自体を根拠として国民が国を相手方として損失補償請求をすることはできないといわざるを得ない。

(2) 仮に右の点を措くとしても、本件については次の点が問題となる。

まず第一に、原告らは国民徴用令に基づく徴用を受けて広島で労働を行ったものであるから、被告国の原告らに対する行為は権力的作用であ

るというべきところ、明治憲法下においては、このような作用については国は国民に対して損害賠償責任を負わないとされていたのであるから、原告らの主張はこの点においても採用し難いものである。

第二に、国民が国家の公益を目的とする適法行為により損害を被った場合には、これを請求できる旨の法律の規定が存在しなくても、明治憲法二七条を根拠として、国民が国家に対してその被った損害を請求できるとしても、そのような場合は、明治憲法が予定している形態の損害に限られるものというべきである。

原告らが本訴において主張している特別の損害とは、先の大戦において国民徴用令の適用を受けて朝鮮半島から広島に移送され、そこで労働に従事させられたというものであるから、戦争被害の一種であるという

ことができる。ところで、先の大戦においては、当時、日本国籍を有していた者のほとんどすべてが様々な被害を被っており、その程度が深刻な事例も少なくはない。先の大戦中、特に原告らが徴用を受けた戦争末期（昭和一九年）は国の存亡にかかわる非常事態であり、日本国籍を有する者の多くが自身や近親者の生命、身体、財産を危機に晒し、あるいは自身や近親者の生命を失い、財産を喪失したもので、このような事態における国民の損失補償を明治憲法が予想していたと解することはできない。このような場合における国民に対する補償の要否及び在り方については、ことがらの性質上、一義的に決定することができるものではなく、国家財政、社会経済、国民が被った被害の内容・程度等に基づく立法府の裁量的判断に委ねられるものと解される（以上の点につき、最高

裁平成九年三月一三日第一小法廷判決・民集五一巻三号一二三三頁）。右の最高裁判決は現行憲法二九条の解釈に関するものであるが、明治憲法二七条についても同様に妥当するものである。

よって、原告らの損失補償の法理を理由とする請求も採用できない。

(ニ) 安全配慮義務違反に基づく請求について

(1) この点に関する原告らの主張は必ずしも明らかではないが、旧三菱で労働させるについて休日も自由には外出させず、十分な食事や休暇を与えることなく長時間の重労働を強いたことを安全配慮義務違反と主張しているものと理解して論を進めることとする。

(2) 安全配慮義務とは、一定の法律関係を基礎として特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、右の法律関係における付随義務として

当事者間の一方が他方に対して負担する信義則上の義務をいう。そして、右義務の違反行為は、不完全履行の一種であると解され、したがって、一応の履行はされたけれどもその内容に瑕疵がある場合であり、そのことが損害賠償債権の発生要件となるのであるから、安全配慮義務違反を理由として損害賠償請求をする債権者は、債務者の負担する義務内容を特定するとともに違反行為の内容を具体的に主張立証しなければならないというべきである（最高裁昭和五六年二月一六日第二小法廷判決・民集三五巻一号五六頁）。

原告らは、被告国においては原告らの生命・身体の安全はもとより、原告らに対して労働の内容に適した衣類、食糧、宿舎を整えるなどして原告らが安全に生活できるような措置をとるべき安全配慮義務を負担し

ていたとし、義務内容の特定及び違反事実の主張としてはこれで十分であると主張する。

しかし、安全配慮義務が発生する社会関係には種々様々なものがあり、当事者が置かれる状況を一律に論じることはできず、本件に即していうならば、自由な外出ができなかった、十分な食事や休暇が与えられなかった、長時間かつ重労働を強いられたというのはどの程度のことをいうのか、それは当時の社会情勢を基準として違法と評価されるべきものであったのか、被告らにはそれが違法であることを認識予見し、これを回避する手段はあったのかといった点について、原告らはより具体的に主張立証しなければならないものというべきである。

以上の観点から本訴における原告らの主張立証を検討するときは、未

だ不十分であるといわざるを得ず、したがって、原告らの被告国に対する安全配慮義務違反（債務不履行）に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく採用できない。

(二) 結果責任の法理に基づく損害賠償請求について

原告らは、被告国の行為によって損害が発生した場合は、被告国に故意・過失がなくとも、被告国は、結果責任の法理に基づき、その損害を賠償する責任を負うと主張する。

しかしながら、結果責任の法理はそれ自体抽象的なものであり、それ故その外延が不明確であって、行為規範及び裁判規範としての役割を果たすことは困難であり、原告らに対する徴用が実施された昭和一九年はもとより、現在においても、右のような法概念を肯定し、これに基づいて個人に

具体的請求権が発生することを認めることはできない。

よって、原告らの前記主張を採用することはできない。

(三) 条理に基づく請求について

条理は、一般的にはその法源性を肯定できるとしても、その内容が抽象的であり、その意味するところが一義的に明らかではないため、裁判規範としては不十分かつ不完全なものであることは否定できず、裁判規範としての条理を肯定することには慎重でなければならない。

ところで、先の大戦における戦争犠牲・被害についての補償については各対象者に対して各種の補償がされているけれども、その際には特別の立法がされ、そこで定められた基準に従って補償の実行がされているのであり、立法されることなく補償がされた事例はない。これは、右のような補

償については、その補償要件、内容、程度等に関し政治的、社会的、財政的な諸事情を総合的に勘案した上で決定されるべき事項であるからである。これらの事項を条理といった抽象的規範で定めることは困難であり、かつ、恣意的判断に陥る危険があり、相当ではない。更には、我が国を含めた世界各国に、戦争被害を受けた個人が国に対してその被害回復を求め得るとの共通認識が形成されており、この事実が立法の不存在を補完してそれに基づく賠償請求を肯定することができるまでに条理として高められているとは、未だ認めることができない。

よって、条理を理由とする原告らの主張は採用できない。

2　戦後原爆被害放置（立法不作為以外の点）についての損害賠償請求について

(一) 原爆二法等不適用の違法について

(1) 原告らは、原爆二法等は被爆者に対する国家補償立法であるから、右各法律は被爆者であるとの要件を満たす限りすべての人に対して適用されるべきであるのに、被告国が右各法律を原告らに適用してそこに定められた各種給付を行わなかったこと（被告国の法令不適用行為）は右各法律に違反する旨主張する。

そこで検討すると、まず第一に、国民の税によって賄われる国の給付を外国居住の外国人が権利として請求することができるといった法制度は、通常では考え難いのであるから、当該法律がそのようなものであるとするためには、明確な根拠を必要とすると考えられるところ、原爆二法等にはいずれも右に述べた意味での明確な根拠規定は存在していない。

次に、原告ら主張のとおり、原爆二法等が被爆者に対する国家補償立法であるとしても、そのことから当然に右法の適用対象者が決定されるわけではなく、当該法令の適用対象者が誰であるかは、それぞれの法律の規定によるのであって、法律の性格論から演繹的に導かれるわけではない。また、法治主義を採用している日本国憲法の下では、いかなる場合にいかなる処分をするかは法律によって定められているのであって、行政庁はその法律を誠実に執行する義務がある（日本国憲法七三条一号等）から、行政庁が当該法令の適用に際し、その法令の規定を離れて、あるいはその法律が行政庁に委ねた裁量権の範囲を逸脱濫用して当該法令を適用することは許されない。

したがって、本件において、被告国が原爆二法等を原告らに適用しな

かったことが国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法と評価されるのは、①当該法令が一義的にその適用対象者を定めているにもかかわらず、その適用対象予定者に対して当該法令の規定を適用しない場合、あるいは、②当該法令の規定が多義的で、その適用に際し行政庁による解釈の余地がある場合に、その解釈適用が当該法令の目的、各規定との相互関係、当該法令の制定された経緯等に照らし著しく不当であり、行政庁の裁量権を逸脱又は濫用していることが明らかである場合であると解するのが相当である。

(2) 法は、それを制定した国家の主権が及ぶ人的・場所的範囲において効力を有するのが原則であると考えられるところ、原爆二法等には、その適用を受けるべき者に関する要件について国籍条項は設けられていない

けれども、日本国内に現在せず、かつ居住もしていない者をもその適用対象とする旨の規定は存在しないこと、日本国内に居住も現在もしていない被爆者に対する各種給付の方法を定めた規定、あるいは日本国内に居住も現在もしていない被爆者が各種給付を受けるための手続を定めた規定は全く設けられていないのであるから、原爆二法等は、被爆者であっても、外国に居住している者についてはその適用を予定していないと認めるのが相当であり、したがって、被告国がその解釈適用に当たり、原告ら在韓被爆者に対し、右法律を適用しなかったとしても、それは法解釈の仕方とすれば自然なことであり、違法ということはできない。

これに関連して、原告らは、アメリカ合衆国の施政権下にあった沖縄に対して、原爆二法を「準用」という形で適用したことに関する差別取

扱いについて主張するが、乙第一二ないし第一五号証によれば、沖縄に在住する被爆者に対する援護については次のような経緯が認められる。

まず、原爆医療については、昭和四〇年（一九六五年）四月五日、日本政府と琉球政府との間で「琉球諸島住民に対する専門的診察及び治療に関する了解覚書」が取り交わされ、昭和四二年（一九六七年）五月一九日、日本政府、琉球政府間において、これに代えて、「琉球在住原子爆弾被爆者の医療等に関する了解覚書」が取り交わされ上、これに米国政府が承認を与えることによって実現した。その後昭和四一年（一九六六年）一二月七日、琉球政府行政主席が、本土の原爆医療法に準拠して「原子爆弾被爆者の医療等に関する実施要綱（一九六六年告示第四一三号）」を発表し、同要綱に基づき被爆者健康手帳の交付、患者の治療等

が実施されるようになった。

特別手当等の支給については、昭和四四年（一九六九年）一月一四日、右行政主席が告示した「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する実施要綱」に基づき実施された。

このような事実経過に照らせば、沖縄における被爆者援護対策は、右要綱に基づき沖縄地域に関する琉球政府の政策として同政府の権限によって行われたというべきであり、アメリカ合衆国施政権下の沖縄に対して被告国が原爆二法を適用したことを根拠にした原告らの違法性の主張は前提を欠くものであって採用できない。

(二) 原爆二法等の合憲性等について

原告らは、仮に手続規定が欠けるために原告ら在韓被爆者が法律の適用

対象者から外れるのであれば、そのような取扱いは日本国憲法一四条、B規約二六条に違反すると主張する。右主張の趣旨は、右のような手続規定を欠く場合は、原爆二法等が日本国憲法一四条、B規約二六条に違反するというものと解せられるので、以下この点について検討する。

日本国憲法一四条一項は、法の下の平等を定めているが、同規定は、合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであって、各人に存在する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、何ら右規定に違反するものではない（最高裁昭和三九年五月二七日大法廷判決・民集一八巻四号六七六頁、平成七年七月五日大法廷判決・民集四九巻七号一七八九頁）。

また、原爆被爆による損害のような戦争損害ないし戦争犠牲に対する補

償は、憲法の予想するところではなく、その補償の要否及び在り方は、事柄の性質上、外交、財政、経済、社会政策等の国政全般にわたる高度の政策的判断を待ってはじめて決し得るものであって、憲法一四条一項に基づいて一義的に決することは不可能であり、立法府の裁量に委ねられているというべきである（最高裁昭和四三年一一月二七日大法廷判決・民集二二巻一二号二八〇八頁、最高裁平成九年三月一三日第一小法廷判決・民集五一巻三号一二三三頁）。

ところで、前述のとおり、昭和二七年（一九五二年）四月二八日に効力が発生したサン・フランシスコ平和条約において、朝鮮半島住民の日本国及び法人を含むその国民に対する請求権の処理は、日本国と現に朝鮮半島の施政を行っている当局との間の特別取極の主題とすることとされたが、

その後、この特別取極として、昭和四〇年（一九六五年）に日韓請求権協定が締結され、その第二条で、一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対する請求権であって昭和四〇年六月二二日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができない旨定められた。

以上のとおり、在韓被爆者問題については、日本国と朝鮮半島の施政を行っている当局との間の外交交渉による解決が予定されたが、この外交交渉の結果として成立した特別取極においては、原告らがその構成員である大韓民国政府において、在韓被爆者の日本国に対する請求権に関する外交保護権を放棄していたのであり、かつ、日本国外に居住する者に対して、原爆二法等に定める各種援護請求権を肯定した場合に予測される立法技術

上ないし運用上の困難を考慮するならば、原爆二法等が在韓被爆者をその適用対象から除外していることには合理的理由があり、前述の立法府の裁量の範囲内に属する事項であると考えられる。

よって、原爆二法等が憲法一四条に違反するとの原告らの主張は採用することができない。

次に、B規約二六条について検討すると、同条は憲法一四条とその趣旨において異なるところはなく、憲法一四条と同様に、あらゆる差別をすべて禁止する趣旨とは解されず、各人に存在する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、右規定に違反しないというべきである。

そして、原爆二法等が我が国に居住も現在もしない被爆者に対し援護措置

を執らなかったことが不合理とはいえないことは前記のとおりであるから、原爆二法等がB規約二六条に違反するということはできない。

よって、原告らの主張は採用できない。

3　立法不作為を理由とする国家賠償請求について

(一)　原告らは、在韓被爆者が被った被害について被告国が補償立法を行わないことは違法であると主張して、国家賠償法に基づく損害賠償請求をしているので検討する。

(二)　立法不作為と国家賠償法一条一項の違法

国会議員は、立法行為（立法不作為を含む。以下同じ。）に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべき

であって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない（最高裁昭和六〇年一一月二一日第一小法廷判決・民集三九巻七号一五一二頁）。

この点に加えて、原告らが本件において問題としているような立法不作為の場合、すなわち、現在まである特定内容の立法が行われたことがない場合に、国会又は国会議員がその特定内容の立法を行うべきであるのに、これを行わないことが違法であると主張しているような事案において、裁判所が国会又は国会議員の立法不作為に対する法的責任を問うことは、裁判所が国会又は個々の国会議員に対し、特定内容の法律を特定の時期までに

立法するように義務づけることに他ならず、このような結果は、日本国憲法四一条が「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」としている趣旨に抵触するのみならず、日本国憲法が採用している権力分立制との関係でも問題が生じるといわなければならないから、本件のような立法不作為の違法性の判断にはより慎重な検討が必要となる。具体的には、①立法府において、一定内容の立法を行うべきことが、憲法の文言上一義的に定まっているか、あるいは憲法解釈上争いがなく、そのような内容の立法をしないことが憲法に反することが一見して明白であるため、立法内容について裁量の余地がないほど立法義務が明確であることに加え、②国会が立法義務を実現することに格別の支障が存しなかったにもかかわらず、一定の合理的期間を経過してもなおこれを放置していること、

の要件を満たした場合にはじめて国会議員の立法不作為が国家賠償法一条一項の規定の適用上違法と評価されるというべきである。

(三) 本件についての具体的検討

そこで、以上の見地に立って本件につき検討すると、原告らが問題としている立法不作為は、在韓被爆者に対して在日被爆者と同等の補償を行うことを内容とする法律を制定しないことであるが、右のような内容の立法を行うことが、憲法の文言上一義的に定まっているか、あるいは憲法解釈上争いがなく、そのような内容の立法をしないことが憲法に反することが一見して明白であると考えられる規定は日本国憲法には存在しない。

この点、原告らは、日本国憲法前文、九条、一三条、一四条、一七条、二九条一項及び三項、四〇条並びにB規約二六条の規定の解釈上、当然に

右のような内容の補償立法をする義務が国会にあると主張する。

しかし、右のような補償立法は、社会・経済・財政事情の他、我が国の国民感情、補償措置を講じた場合の諸々の社会的影響、日韓関係を含む外交上の問題等に配慮した上で行われるべきもので、多分に政治的配慮を必要とするだけでなく、補償対象者の範囲、補償事由、補償額及び補償措置を講ずるための手続について立法技術上あるいは運用上困難な問題を有しているのであって、原告ら主張の規定のみを根拠として、一定内容の補償立法をする義務が国会又は国会議員に課されていると考えるのは困難である。

したがって、原告らの主張は採用できない。

4　以上のとおりであり、原告らの被告国に対する請求はいずれもその根拠を

欠くものであって採用することはできない。

二　被告三菱及び被告菱重に対する請求について

1　国際法に基づく請求について

原告らは、旧三菱も原告らの強制連行及び強制労働に加わっていたとし、したがって、旧三菱も被告国と同様に国際法違反の責任を負担すると主張する。

しかし、原告らの被告国に対する国際法違反を理由とする請求が採用できないことは先に述べたとおりであり、同様の理由で旧三菱（被告三菱及び被告菱重）に対する国際法違反を理由とする損害賠償請求は理由がないことになる。

2　不法行為を理由とする損害賠償請求について

(一) 原告らは、被告会社らに対して、原告らに逮捕、監禁、強要、暴行、傷害等の不法行為を行ったと主張して民法七〇九条に基づく損害賠償請求をし、被告会社らは、不法行為該当事実の存在を争うとともに、消滅時効の完成・援用あるいは除斥期間の経過による権利の消滅を主張し、原告らはこれに対して、時効を援用し除斥期間の主張をすることは信義則に反し、あるいは権利濫用であって許されないと述べている。

したがって、論理的判断順序としては、原告ら各人について被告会社らが原告ら各自に対して行った行為態様を認定した上で、当該行為が不法行為と評価されるべきものであるかどうかを判断し、これが肯定された場合に被告会社らの主張について認定判断するのが通常である。しかしながら、本件において原告らによって不法行為であると主張されている事実は、第

二次世界大戦末期の昭和一九年から敗戦ころまでの混乱期に生じた事実である上、事実が発生してから五〇年以上の期間が経過しているといった特別の事情が存するので、ここでは、被告会社らの主張からまず検討することにする。

(二) 除斥期間の経過による請求権の消滅について

本件では、原告らは、昭和二〇年八月六日、原爆が投下された後の同年九月頃までに原告らが帰国したことにより旧三菱の実質的支配からそれぞれ離脱したと認められるから、原告らの主張する旧三菱の原告らに対する加害行為は、右の時点をもって終了し、遅くともその時点から民法七二四条後段の期間の進行が開始したものというべきである。

したがって、通常であれば昭和四〇年九月頃には右期間が満了し、原告

らの請求権は消滅していることになる。

これに対し、原告らは、民法七二四条後段の規定は除斥期間を定めたものではなく、長期の消滅時効を定めたものであり、その適用には当事者の援用が必要であるところ、本件において、被告三菱及び被告菱重が消滅時効の援用をすることは信義則に違反しあるいは権利濫用であって許されないと主張する。

しかしながら、民法七二四条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、不法行為による損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、裁判所は、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により右請求権が消滅したものと判断すべきであるから、同条後段規定の期間経過の主張が信義則違反又は権利濫用

であるという主張は、主張自体失当である解すべきである（最高裁平成元年一二月二一日第一小法廷判決・民集四三巻一二号二二〇九頁）。

また、原告らは民法七二四条後段の期間が、仮に除斥期間であるとしても、信義則違反・権利濫用を理由とする適用制限が認められるべきであると主張する。

確かに、民法七二四条後段の規定を字義どおりに解釈適用すれば、正義・公平の理念に反する場合があることは最高裁平成一〇年六月一二日第二小法廷判決（民集五二巻四号一〇八七頁）も認めるところであり、当裁判所もこれを否定するものではない。しかしながら、民法七二四条がその前段で三年の短期の消滅時効の規定に加えて、その後段で二〇年の除斥期間を定めたのは、被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって

不法行為をめぐる法律関係を速やかに確定させるために請求権の存続期間を画一的に扱うとの趣旨であるから、同条後段の適用制限は限定的に解されるべきである。前記最高裁判決の事例は、不法行為の被害者が、当該不法行為を原因として心神喪失の常況にある事態に至ったためその権利行使をすることが不可能となったまま二〇年間の除斥期間が経過したという特殊な事例であったことに照らせば、民法七二四条後段の適用が制限されるのは、右の事例に準じるような場合で、同条後段の規定をそのまま適用したのでは民法の時効停止の各規定（一五八条ないし一六一条）の法意に照らし正義・公平の理念に反すると考えられ、同規定の効果を制限することが条理にかなうなどの場合に限られるというべきである。

原告らは、昭和四二年（一九六七年）に協会を設立して被告らと補償交

涉を行ってきたが、被告らが補償を行うかのような態度を示したために法的権利の行使が遅れたことを主張する。

しかしながら、原告らが行った請求に対し、被告会社らが示した態度は、後述するとおりの不明確な内容のものであるにすぎず、時効中断事由（民法一四七条三号）にも該当しないようなものであったことからすると、原告らが主張するような被告らの交渉態度に関する事実をもって、民法七二四条後段の効果を制限すべき事情と認めることはできない。

そして、前述のように、日本国と大韓民国との間で、昭和四〇年（一九六五年）に日韓基本条約が締結され両国の国交が回復したことにより原告らが被告三菱らに対して補償請求をするための障害は事実上もなくなったこと、現に在韓被爆者らによって協会（昭和四二年）が、同協会の下部組

織として韓国原爆被害三菱徴用者同志会（昭和四九年）がそれぞれ設立され被告三菱らとの交渉を行ってきたこと、などからすれば、仮に、昭和四〇年九月頃の時点で民法七二四条後段規定の効果の発生が制限されていたとしても、遅くとも右同志会が設立された昭和四九年頃にはその制限すべき事由は解消されていたというべきであり、民法一五八条ないし一六一条が停止事由の解消から時効完成までの期間を二週間又は六か月間としていることに照らせば、協会あるいは右同志会の設立時を基準としても本訴提起までに二〇年以上の時間が経過している本件では民法七二四条後段の適用により原告らの請求権が消滅していることは明らかである。

よって、被告三菱及び被告菱重の除斥期間の経過による請求権消滅の主張には理由がある。

3　安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求について

原告らは、被告国にかかる請求と同様、旧三菱は、原告らの生命・身体の安全はもとより、原告らに対し使役の内容に適した衣類や食料を提供し、適当な宿舎・寝具を整えるなどして原告らが安全かつ適当な環境を享受できるように必要な措置を取るなどの安全配慮義務を負担していたと主張する。

しかしながら、被告国に対する原告らの主張と同様、右主張は、なお一般的・抽象的な安全配慮義務の主張にとどまっており、安全配慮義務の具体的主張があるとは認められない。

したがって、安全配慮義務違反（債務不履行）に基づく損害賠償請求の主張は、その余の点について判断するまでもなく採用できない。

4　未払い賃金等請求について

不法行為に基づく請求について述べたのと同様の理由で、未払い賃金等請求についても被告三菱及び被告菱重の主張からまず検討する。

(一) 賃金支払い形態

甲第一五号証、丁第一号証及び原告李[redacted]本人尋問の結果によれば、旧三菱から原告らに対して支払われる賃金は、前月の二一日から当月の二〇日までを一か月として締め切り、一週間後の二八日に出勤日数に応じて支給されていたと認められる。

(二) 原告らの請求内容

原告らは、旧三菱の未払い金として、第一に、全く支払われなかった賃金（原告番号一ないし三七の原告については昭和二〇年七月ないし九月分、同三八ないし四六の原告については同年八月及び九月分）を、第二に、履

行されなかった家族への送金約束相当分を、第三に、賃金から控除されていた国民貯金相当分をそれぞれ請求している。原告らが後二者についていかなる性質の債権として主張するのかは必ずしも明らかではないが、賃金とするならば、第一の請求とともに一年で時効消滅し（民法一七四条一号）、仮に預託金返還請求権であるとしても一〇年で時効消滅する。

(三) 消滅時効期間の起算点

前記第七・一1(六)において認定したところによれば、遅くとも、昭和四九年八月末日には原告らが右請求権を行使することが可能となったと認められる。

消滅時効の起算点に関し、原告らは、被告菱重に対する請求権につき、原告らが被告菱重の存在を知り得たのは平成九年一二月二日であるから、

同被告に対する未払い賃金等請求権の消滅時効の起算点は同日であると主張する。

ところで、民法一六六条一項にいう「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」とは、その権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることをも必要とすべきである（最高裁昭和四五年七月一五日大法廷判決・民集二四巻七号七七一頁）。

これを本件についてみると、確かに戦後間もなくの混乱期においては原告らが被告会社らに対して未払い賃金等の請求権を行使することを期待できる状態ではなかったと認められるけれども、協会の役員が来日して被告三菱とその支払いについて交渉を始めた時点（昭和四九年八月）において

は、原告らは被告菱重の存在を知り得る立場にあったものということができ、したがって、前述のとおり、原告らの被告菱重に対する請求権についても、遅くとも昭和四九年八月末日にはその権利行使を現実に期待できるものとなったというべきである。

(四) よって、この時から一年又は一〇年の経過により原告らの被告会社二社に対する前記債権は時効消滅したことになる。

(五) 被告会社らによる消滅時効の援用は権利濫用・信義則違反として許されないか。

時効の援用が信義則に反し、あるいは権利濫用として許されないといいうるためには、債権者が債務者の積極的な行動・態度を信頼して時効中断などの措置を執らなかったところ、債務者が時効期間徒過後これを覆し時

効を援用したとか、債務者の行為によって債権者の時効中断の行為が妨害されたなど、債権者が時効中断の措置をとらなかったことが真にやむを得ないものと評価され、債務者が時効を援用することが社会的相当性の見地から許容された限界を逸脱したと認められる場合であることを必要とすると解すべきである。

これを本件についてみると、原告らが時効援用の信義則違反あるいは権利濫用を基礎付ける事由として主張するところは、原告らが本件訴訟提起時まで司法的解決手段に訴えなかった諸般の事情、すなわち、日本国政府と韓国政府との外交協議の経緯や被告三菱と協会との交渉経緯等から、原告らが被告三菱に対して、同被告が賠償問題解決に向けて努力してくれているとの期待を抱いていたこと並びに本件未払い賃金等の債権が強制連行

及び強制労働の結果発生したものであることにあるが、前者については、甲第七、第二四、第二五、第一四〇号証によれば、昭和四七年ころ、外務省が、在韓被爆者問題について、法的には日韓請求権協定によって解決すべきであるとの立場を明らかにしつつも、人道的見地からの救済を検討したことがあり、また、昭和四九年八月、協会の役員から、在韓被爆者に対する救済を人道上の問題として検討してもらいたい旨申し入れたことがあったのに対し、被告三菱が協会の役員に「国、自治体、他の企業、一般社会が救助する動きをみせたとき、その一員として協力する」旨返答したことがあり、更には、そのころ、旧三菱で徴用工として労働に従事した者らからの補償要請に対し、外務省職員が同人らと被告三菱の担当者との協議を行うについての仲介を行ったことはいずれも認められるが、被告三菱が

未払い賃金債務等について、その支払い義務を肯定したとか、被告三菱において支払い意思があると原告らが誤解することに合理的理由があると認められる言動を行ったことを認めるに足る証拠は存在しない。また、後者については、未払い賃金等債権の性格は労働債権なのであるから、いかなる縁由の結果そのような労働債権が生じたかという点は、その縁由自体が不法行為を構成するのであればそれを原因とする損害賠償請求権の発生及びその消滅を問題にすれば足り、労働債権自体の消滅時効を検討する際には、右の点は考慮すべきものでないと解される（ただし、原告らの被告三菱及び同菱重に対する不法行為に基づく損害賠償請求が理由がないことは前記のとおりである。）。

なお、旧三菱は未払い賃金等について供託をしており禁反言の原則に反

するとの原告らの主張は、右供託が昭和二三年九月七日にされていることから、旧三菱（被告三菱及び被告菱重）が時効完成後に債務を承認したとの主張とも解せられるが、この供託後本件訴訟提起に至るまでの間に新たに消滅時効期間が経過していることは明らかであるから、いずれにしても原告らの主張は採用できない。

(六) 以上のとおりであり、原告らの被告三菱及び同菱重に対する本訴請求は、原告らが主張している不法行為に基づく損害賠償請求権及び未払い賃金等支払い請求権が発生しているとしても、それらは消滅時効の完成・援用あるいは除斥期間の経過により既に消滅していることになる。

5 よって、その余の点について判断するまでもなく、原告らの被告三菱、被告菱重に対する各請求はいずれも理由がない。

三　結論

原告らの主張の趣旨は、原告らは日本国民として国民徴用令の適用を受け、その意思にかかわりなく旧三菱の広島機械製作所及び広島造船所における労働に従事させられ、その結果被爆したこと、被爆による放射線障害は長期かつ深刻なものであり、そのため、自身及びその家族の戦後の生活は、経済的、肉体的、精神的困難が伴うものであったこと、在韓被爆者は戦後長期間格別の援護を受けることがなく、現在においてもその援護内容には日本国内在住の被爆者との間には大きな差異があること等を指摘し、被告国及び被告会社らに対して、種々の法律的構成により過去の行為の清算を求めているものである。そして、原告らが被爆するに至った経緯や被爆による健康被害の特殊性に鑑みると、原告らの主張には傾聴に値する部分が存することは否定できない。しかしながら、

被告国の在韓被爆者対策については、遅きに失した感は否定できないものの、先に認定したとおり、現在までには一定の施策が講じられており、今後の在韓被爆者援護の内容をいかなるものとするかは被告国の立法政策に属することがらである。

そして、原告らが本訴において被告らに対して求めている各種法的請求権はいずれの観点からもこれを肯定することができないことはこれまでに述べてきたところである。

以上のとおりであるから、原告らの本訴請求はこれらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法六一条、六五条を適用して、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第二部

裁判長裁判官　加藤　誠

裁判官　白神恵子

裁判官

富岡貫美

（別紙一）当事者目録

（別紙二）賃金請求金額一覧表

（別紙三）原告らの主張

第一　前提となる事実経過等……一

一　韓国併合までの経過……一

二　日本による植民地支配の実態……一六

三　朝鮮人強制連行の経過……二一

四　広島三菱重工での就労実態……三二

五　原告らの被爆の状況及び被爆後の状況……三七

六　被爆後現在に至るまでの在韓被爆者の置かれた状況……四一
第二　各原告の被害事実……五四
一　原告朴……五四
二　原告梁……六一
三　原告李……七一
四　原告李……七九
五　原告李……九一
六　原告黄……九八
七　原告金……一〇四
八　原告李……一〇九
九　原告許……一一五

一〇　原告宋……一二〇
一一　原告呉……一二六
一二　原告崔……一三三
一三　原告金……一三七
一四　原告金……一四五
一五　原告姜……一五〇
一六　原告裵……一五五
一七　原告張……一六三
一八　原告申……一七〇
一九　原告白……一七五
二〇　原告金……一八〇

[redacted]

二二　原告朴……一八六
二三　原告李……一九一
二三　原告張……一九七
二四　原告申……二〇四
二五　原告金……二〇九
二六　原告韓……二一四
二七　原告洪……二一七
二八　原告崔……二二四
二九　原告崔……二二九
三〇　原告黄……二三四
三一　原告金……二三九

[redacted]

三二　原告 …… 二四四
三三　原告 …… 二五〇
三四　原告 …… 二五七
三五　原告 …… 二六六
三六　原告 …… 二七〇
三七　原告 …… 二七七
三八　原告 …… 二八四
三九　原告 …… 二九〇
四〇　原告 …… 二九七
四一　原告 …… 三〇三
四二　原告 …… 三一〇

四三　原告崔[illegible]　三一九

四四　原告朴[illegible]　三二八

四五　原告鄭[illegible]　三三四

四六　原告元[illegible]　三四二

[redacted]

（別紙一）当事者目録

一　大韓民国京畿道[redacted]

甲・丙事件原告　朴

二　大韓民国京畿道[redacted]

同　梁

三　大韓民国京畿道[redacted]

同　李

四　大韓民国京畿道[redacted]

同　李

五　大韓民国京畿道[redacted]

[redacted]

六　大韓民国京畿道　甲事件原告　李

[redacted]

七　大韓民国京畿道　同　黄

[redacted]

八　大韓民国京畿道　乙事件原告　金

[redacted]

九　大韓民国京畿道　同　李

[redacted]

一〇　大韓民国京畿道　同　許

[redacted]

同　宋

[redacted]

[redacted]

二　大韓民国忠清南道[redacted]

三　大韓民国京畿道[redacted]　同　呉

三　大韓民国京畿道[redacted]　同　崔

一四　大韓民国京畿道[redacted]　同　金

一五　大韓民国京畿道[redacted]　乙・丙事件原告　金

一六　大韓民国京畿道[redacted]　乙事件原告　姜

[redacted]

一七	大韓民国京畿道[redacted]	同　裵
一八	大韓民国京畿道[redacted]	同　張
一九	大韓民国京畿道[redacted]	同　申
二〇	大韓民国ソウル特別市[redacted]	同　白
二一	大韓民国京畿道平澤市[redacted]	同　金
		同　朴

[redacted]

二三	大韓民国京畿道	[redacted]	李
二三	大韓民国京畿道	[redacted]	同
二四	大韓民国京畿道	[redacted]	張
二四	大韓民国京畿道	[redacted]	同
二五	大韓民国京畿道	[redacted]	申
二五	大韓民国京畿道	[redacted]	同
二六	大韓民国京畿道	[redacted]	金
二六	大韓民国京畿道	[redacted]	同
二七	大韓民国京畿道	[redacted]	韓
二七	大韓民国京畿道	[redacted]	同

[redacted]

二八	大韓民国京畿道	同	洪
二九	大韓民国京畿道	同	崔
三〇	大韓民国京畿道	同	崔
三一	大韓民国京畿道	同	黄
三二	大韓民国京畿道	同	金
三三	大韓民国京畿道	同	李

[redacted]

三三 大韓民国京畿道[redacted]

同 方

三四 大韓民国京畿道[redacted]

同 李

三五 大韓民国京畿道[redacted]

同 鄭

三六 大韓民国京畿道[redacted]

同 朱

三七 大韓民国京畿道[redacted]

乙・丙事件原告 方

三八 大韓民国京畿道[redacted]

[redacted]

三九	大韓民国ソウル特別市	[redacted]	乙事件原告 鄭
同			金
四〇	大韓民国ソウル特別市	[redacted]	金
同			金
四一	大韓民国京畿道	[redacted]	[redacted]
同			権
四二	大韓民国ソウル特別市	[redacted]	
同			金
四三	大韓民国ソウル特別市	[redacted]	[redacted]

四四　大韓民国大田直轄市　同　崔　[redacted]

四五　大韓民国ソウル特別市　同　朴　[redacted]

四六　大韓民国ソウル特別市　同　鄭　[redacted]

同　元　[redacted]

右原告ら訴訟代理人弁護士

同　在間秀和

同　足立修一

同　山口格之

同　幸長裕美

同　奥村秀二

同　林範夫

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

甲・乙事件被告　国

右代表者法務大臣　中村正三郎

右被告指定代理人　齊木敏文

同　岸秀光

同　長井浩一

同　勝山浩嗣

同　永谷進

同　橘晴彦

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

同　菅谷久男
同　山中澄正
同　綿谷修
同　東村美子宮
同　吉弘成基
同　武田克利
同　堀江裕
同　寺本琢哉
同　安中健
同　小野雄大

甲・乙事件被告　三菱重工業株式会社
右代表者代表取締役　増田信行
右被告訴訟代理人弁護士　末国陽夫
同　中村信介

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号
丙事件被告　菱重株式会社
右代表者代表取締役　谷村恵保
右被告訴訟代理人弁護士　仁科康
右被告訴訟復代理人弁護士　藤井正夫

求金額一覧表

(円)	送金約束分（円）	国民貯金（円）	未払金合計（円）	価値調整額（円）
1. 73	350. 8	62. 54	495. 07	99, 014
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 06	241. 06	50	342. 12	68, 424
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50. 24	482. 77	96, 554
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	149. 58	582. 11	116, 422
1. 73	350. 8	54. 8	487. 33	97, 466
1. 73	350. 8	63. 69	496. 22	99, 244
2. 92	313	50	435. 92	87, 184
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
4. 94	407. 5	98. 94	601. 38	120, 276
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
2. 92	313	50	435. 92	87, 184
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 91	292. 32	50	404. 23	80, 846
8. 43	336. 65	50	465. 08	93, 016
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
1. 73	350. 8	50	482. 53	96, 506
9. 93	377. 36	23. 51	480. 8	96, 160
1. 91	292. 32	50	404. 23	80, 846
9. 93	377. 36	44. 82	502. 11	100, 422
9. 93	377. 36	50	507. 29	101, 458
74. 3	350. 79	50	475. 09	95, 018
9. 93	377. 36	50	507. 29	101, 458
9. 93	377. 36	50	507. 29	101, 458
1. 91	292. 32	50	404. 23	80, 846
1. 06	241. 06	50	342. 12	68, 424
1. 06	241. 06	50	342. 12	68, 424
9. 06	218. 5	50	297. 56	59, 512
9. 06	218. 5	50	297. 56	59, 512

（別紙二）

賃金請

原告番号	氏名	稼働期間（月）	平均賃金（円）	社会保険料（円）	未払賃金
1	朴[redacted]	10	88	4.84	8
2	梁[redacted]	10	88	4.84	8
3	李[redacted]	10	88	4.84	8
4	李[redacted]	11	60	3.17	5
5	李[redacted]	10	88	4.84	8
6	黄[redacted]	10	88	4.84	8
7	金[redacted]	10	88	4.84	8
8	李[redacted]	10	88	4.84	8
9	許[redacted]	10	88	4.84	8
10	宋[redacted]	10	88	4.84	8
11	呉[redacted]	10	80	4.4	7
12	崔[redacted]	10	88	4.84	8
13	金[redacted]	10	88	4.84	8
14	金[redacted]	10	100	5.5	9
15	裴[redacted]	10	88	4.84	8
16	裵[redacted]	10	80	4.4	7
17	張[redacted]	10	88	4.84	8
18	申[redacted]	10	88	4.84	8
19	白[redacted]	10	88	4.84	8
20	金[redacted]	10	88	4.84	8
21	朴[redacted]	10	70	3.85	6
22	李[redacted]	10	85	4.67	7
23	張[redacted]	10	88	4.84	8
24	申[redacted]	10	88	4.84	8
25	金[redacted]	10	88	4.84	8
26	韓[redacted]	10	88	4.84	8
27	洪[redacted]	10	88	4.84	8
28	崔[redacted]	11	86.36	4.75	79
29	崔[redacted]	11	70	3.85	6
30	黄[redacted]	11	86.36	4.75	79
31	金[redacted]	11	86.36	4.75	79
32	李[redacted]	11	81.25	4.47	7
33	方[redacted]	11	86.36	4.75	79
34	李[redacted]	10	86.36	4.75	79
35	鄭[redacted]	10	70	3.85	6
36	朱[redacted]	10	60	3.17	5
37	方[redacted]	10	60	3.17	5
38	鄭[redacted]	10	60	3.3	29
39	金[redacted]	10	60	3.3	29

円）	送金約束分（円）	国民貯金（円）	未払金合計（円）	価値調整額（円）
.06	218.5	50	297.56	59,512
.06	218.5	50	297.56	59,512
.06	218.5	50	297.56	59,512
.06	218.5	50	297.56	59,512
.06	218.5	50	297.56	59,512
.06	218.5	50	297.56	59,512
.06	218.5	50	297.56	59,512

原告番号	氏名	稼働期間（月）	平均賃金（[redacted]	社会保険料（円）	未払賃金（円
40	金[redacted]	10	60	3.3	29
41	權[redacted]	10	60	3.3	29
42	金[redacted]	10	60	3.3	29
43	崔[redacted]	10	60	3.3	29
44	朴[redacted]	10	60	3.3	29
45	鄭[redacted]	10	60	3.3	29
46	元[redacted]	10	60	3.3	29

（別紙三）原告らの主張

第一　前提となる事実経過等

一　韓国併合までの経過

1　明治元年（一八六八年）、明治維新を経て近代を迎えた日本は、その当初から不平等条約の重荷を背負い、明治新政府は、文明開化・富国強兵政策のもと、一方で不平等条約の改正事業に努め、その裏返しとしてアジア近隣諸国に対する国権外交に走ることとなった。明治政府成立後の「征韓論」の台頭はその象徴である。

明治政府は、清国との交渉を目指して、まず清国と宗属関係にあり鎖国政策をとる朝鮮への進出をもくろむ。そして、明治八年（一八七五年）、日本

軍は軍艦により江華島を砲撃し陸軍を上陸させるという暴挙に及んだ。そして、明治九年（一八七六年）、明治政府は軍事力を背景として、朝鮮との間で、朝鮮にとっては明らかな不平等条約である「日朝修好条規」を締結せしめ、朝鮮半島への経済進出の足掛かりを作った。

その後、右条約に基づく特権を利用して明治政府は様々な面で朝鮮に進出していくが、その反面、朝鮮においては、次第に反日感情が高じていく結果となった。明治一五年（一八八二年）には、初めての抗日の民衆蜂起（壬午軍乱）が起こっている。

しかし、その後も明治政府は朝鮮への進出を続け、明治一七年（一八八四年）の朝鮮におけるクーデター（甲申政変）に際しても、武力介入してまでも朝鮮の内政に干渉して自らに都合のよい政権への交代を図る等の工作を続

けてきた。

2　明治二七年（一八九四年）、朝鮮における悪政に抵抗する農民の運動が次第に高揚し、農民軍が地方を制圧するほどの状況に至った。これが、甲午農民戦争（東学党の乱）である。これに対し、日本政府は農民蜂起の鎮圧を口実に、出兵をし、朝鮮駐兵のきっかけとした。ロシア、イギリス等の諸外国は、日本軍と清軍の朝鮮からの撤兵を求めたのに対し、清国はこれに応ずる意向を示したが日本はこれを拒否し、逆に日本の意向に沿わない朝鮮に対し、王宮を軍事的に占拠するという暴挙に出るに及んだ。

そして、清国が朝鮮の内政に干渉して出兵したと称して、同年八月一日天皇は清国に対し、宣戦の詔勅を発した。これが日清戦争の始まりである。この日清戦争開始の真相は、朝鮮における農民戦争にかこつけて日本が朝鮮か

ら清国の影響を排除して、新たな朝鮮侵略を開始しようとするものであった。

これに対し、朝鮮人民は日本軍の朝鮮侵略に憤激し、新たな農民戦争が展開された。日清戦争は、大方の予想に反して、日本軍の軍事的勝利に終わり、明治二八年（一八九五年）四月、「日清講和条約」（下関条約）が調印された。右の講和条約により、朝鮮と清国との宗属関係を廃棄せしめ、朝鮮が「独立自主の国」であることを「確認」したが、その実質は、朝鮮における清国の影響力を排除し、それに代わって日本が朝鮮を支配することの宣言であった。そして、日本は、右講和条約により、遼東半島・澎湖島・台湾の割譲、賠償金二億両の支払いを獲得した。その後、ロシア・フランス・ドイツのいわゆる三国干渉により遼東半島の返還を余儀無くされたが、右の講和条約を経て、日本は、名実共にアジアにおける植民地支配に乗り出すこととな

った。

そして、日本は朝鮮に対しては、さらに露骨な介入を画策し、同年一〇月、朝鮮における諸外国の影響を排除すべく、当時の朝鮮の王妃（閔妃）と敵対していた大院君を担ぎ出すために、王宮において日本軍が右閔妃を斬殺するという蛮行に及んだ（乙未事変）。

こうした日本による露骨な朝鮮侵略に対し、朝鮮人民も武力闘争を含む抵抗運動に立ち上がったが、日本軍はこれに対し様々な形での制圧を試みた。

明治三〇年（一八九七年）、朝鮮の国王高宗は、年号を光武（クァンム）とし、国号を「大韓帝国」（韓国）と改めた。その後、イギリス・清国・アメリカ・ドイツ・ロシア等の列強は、朝鮮の中立化構想を提唱したが、日本は、こうした動きに対して、あくまでも朝鮮の独占的支配を追求した。

3　右のような日本の軍拡政策は、必然的に周辺諸国との摩擦を生まざるを得ず、不凍港を求めて南下するロシアの満州進出と衝突せざるを得なくなっていった。そこで、日本政府は、ロシアとの間で、満州におけるロシアの権益承認と引き換えに朝鮮における日本支配をロシアに承認させることを工作した（満韓交換案）が、ロシアの拒否にあい、ロシアとの軍事対決が必至の状況となった。

そして、明治三七年（一九〇四年）二月、天皇はロシアに対する宣戦の詔勅を発した。

一方で、日本政府はその間に朝鮮に対する支配を更に強化すべく、同年二月、朝鮮に「日韓議定書」を締結せしめた。この内容は、韓国皇室の安寧、韓国独立、領土保全を日本が保障し、第三国との国際協定締結の事前承認を

求めるものであった。

その後、右日韓議定書を拠り所として、日本は、更に軍事・外交・財政・交通・通信・産業開発等の多方面において朝鮮の植民地支配を進めて行くことになる。そして、対露戦争遂行のために、日本軍が朝鮮に常駐するという事態を生み、その状況下で様々な政策が進められていった。

こうした中で、外交上の画期をなすのが、同年八月に調印される「第一次日韓協約」である。この内容は、①日本政府が推薦する財務顧問を置くこと、②日本政府が推薦する外国人を外交顧問として置くこと、③韓国政府は条約締結や外国人への特権付与に当たって事前に日本政府代表者と協議すること、などであった。

右協約締結の後、日本軍は、日露戦争においても予想に反し軍事的に勝利

し、明治三八年（一九〇五年）九月「日露講和条約」（ポーツマス条約）が調印された。ここにおいて、「日本国が韓国に於て政事上、軍事上及経済上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本帝国政府が韓国に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るにあたり、之を阻礙し、又は之に干渉せざることを約す。」と、日本の朝鮮支配が明記された。

4　右の日露講和条約を経て、日本政府は、朝鮮の外交権を完全に奪おうと更に支配を強化しようとした。そして、明治三八年（一九〇五年）一一月一八日に調印されたのが、「第二次日韓協約」（乙巳保護条約）である。この内容は、①日本は、韓国の外国に関する関係及び事務を監理指揮すべき、②韓国は、日本政府の仲介によらずして国際的性質を有する条約・約束をなし得ない、③日本政府は、韓国皇帝の下に、日本政府の代表者として一名の統監

を置き、統監は専ら外交に関する事項を監理する、という、韓国の外交権を全く奪ってしまうもので、韓国にとって極めて屈辱的な内容のものであった。この協約の調印において重要な役割を果たしたのが伊藤博文であり、韓国政府の閣議において協約に反対の意思を明確にした韓国の大臣に対しても「反対と見なすを得ず。」として一方的に判定し、強引に大臣の多数決により協定の調印に至らしめた。この時、伊藤は、「余り駄々を捏ねる様だったら殺ってしまえ。」と大きな声で言ったという。現に、右の閣議の際、閣議の行われていた慶雲宮内には日本軍が満ちていた状況であり、正に、軍事的な圧力の下で右協約の調印の決定が強いられた。

右のとおり、後の韓国併合条約の前提となった、右第二次日韓協約は、当時の韓国の代表個人に対する「強暴、脅迫」によって強制調印されたもので

あり、無効と言わざるを得ないものであった。

そして、右の第二次日韓協約締結の結果、日本人である「統監」が絶大な権力をもち、天皇の名代として韓国に君臨することとなった。正に、韓国の内政全般にわたる監督と支配のための植民地機構として統監制が始まったが、その初代統監として伊藤博文が就任した。

5　明治四〇年（一九〇七年）、オランダのハーグで第二回万国平和会議が開催された。前記第二次日韓協約の強制調印に抗議し、その破棄を求める朝鮮内の声を受けた当時の韓国皇帝は、これに密使を派遣し、その場で日本の国際法違反を訴えた。これを知った伊藤統監は、「この際、韓国に対して局面一変の行動をとる好機なりと信ず。即ち、…税権、兵権又は裁判権を我に収むるの好機を与うるものと認む。」として、逆に朝鮮に対する植民地支配を

強化する方策をとった。

そして、同年七月、第三次日韓協約が調印されるに至った。この内容は、①韓国政府は施政改善に関し統監の指導を受けること、②法例の制定及び重要なる行政上の処分は、予め統監の承認を要すること、③韓国高等官吏の任免は統監の同意をもって行うこと、などの内容であった。右協約に従い、覚書が交わされ、それによると、大審院・控訴院・地方裁判所を新設し、その主要ポストに日本人を任用すること、刑務所長に日本人を任用すること、などが決められ、更に、韓国側は軍隊の解散まで約束させられたのである。そして同時に、日本の侵略に抵抗する韓国皇帝高宗は退位を強制され、日本政府の意思により幼い皇太子が国王に据えられることとなったのである。

こうした日本の朝鮮支配に対する朝鮮人民の怒りは強まり、遂に明治四二

年（一九〇九年）一〇月、伊藤博文は、ロシアへの旅行の途上ハルビンで朝鮮の愛国者安重根に殺される事件が発生した。

その後日本は朝鮮に対する植民地支配を一層強化し、明治四三年（一九一〇年）には、韓国警察事務の日本への全面的な委託、警務総長、憲兵隊長を日本人とすること、など警察権力までも日本が掌握するに至った。

6　日本政府内においては、朝鮮に対する政策として、朝鮮を日本の保護国とするか、あるいは朝鮮を日本に併合するか、という点についての意見の分岐があったが、伊藤博文が生前前者から後者の併合論に改宗し、更に、ロシア・イギリスが日本の韓国併合に同意するに及んで、韓国併合に向けて事態が進み出した。そして、明治四三年（一九一〇年）六月には、日本政府は「併合後の韓国に対する施政方針」を閣議決定した。それによれば、①朝鮮には

当分の間憲法を施行せず大権により統治すること、②総督は天皇に直隷し、朝鮮における一切の政務を統括する権限を有すること、③総督には大権の委任により法律事項に関する命令を発する権限を与えること、という内容であり、朝鮮総督に天皇大権に基づく行政権と立法権を集中させ、専制的な権力を与えようとするものであった。

そして、同年八月二二日、ついに「韓国併合に関する条約」が調印されるに至った。当時の朝鮮総督は、第三代総督である陸軍大将寺内正毅であり、調印時には、漢城（現ソウル）は日本軍により包囲されていたという。

右条約の内容は、「第一条、韓国皇帝陛下は、韓国全部に関する一切の統治権を完全且つ永久に日本国皇帝陛下に譲与す。第二条、日本国皇帝陛下は、前条に掲げたる譲与を受諾し、且全然韓国を日本帝国に併合することを承諾

す。」というものであった。

この韓国併合条約は、その後の日本の朝鮮に対する植民地支配の根拠となったものであったが、これは、以下のとおり無効のものと言わざるを得ない。

第一に、日本の朝鮮への進出の歴史は、根拠なく軍隊を派遣してその独立を奪ってきたものであり、正に「強制的併合」と評価さるべきものであり、それを形式的に整えたに過ぎない右条約は、被併合国を征服し併合宣言を行い領土権を取得したものであり、無効と断ぜざるを得ない。

第二に、日本の朝鮮侵略を、強制的併合と評価し得なくとも、右併合条約の前提となった第二次日韓協約は、国際法に違反する無効なものであり、従って右併合条約も無効と言わねばならない。すなわち、昭和四四年（一九六九年）に採択され、昭和五六年（一九八一年）に日本も加入した「条約法に

関するウィーン条約」五一条は、「国の同意の表明は、当該国の代表者に対する行為又は脅迫による強制の結果行われたものである場合には、いかなる法的効果も有しない。」と規定されている。右の規定は、当然のことを確認したものであり、明治三八年（一九〇五年）当時既に定着していた国際法の常識であった。

第三に、右協約には、双方の国の国家元首にあたる、韓国皇帝・日本天皇の署名捺印がないところからしても、形式上無効と評されるものであった。

第四に、仮に、右第二次日韓協約を有効としても、同条約によれば、韓国がもし第三国から軍事的侵略を受けた場合には日本は韓国を防衛する義務を負うという保護条約であり、保護を与える国である日本が被保護国である韓国を武力的に併合することは論理的にできないことである。従って、右第二

次日韓協約を前提にする韓国併合条約は効力のないものと言わざるを得ない。

右のとおり、韓国併合条約は効力のないものと言わざるを得ず、その後の日本の朝鮮支配は、国際法違反である。

二　日本による植民地支配の実態

1　右の韓国併合条約調印後は、明治四三年（一九一〇年）六月の前記の閣議決定に基づき、朝鮮に大日本帝国憲法を適用せず、朝鮮人には立法権を与えず、統治の基本になる法律は、天皇の大権の委任により、朝鮮総督の命令によることとされた。具体的には、明治四四年（一九一一年）の「朝鮮ニ施行スベキ法令ニ関スル法律」が施行されることとなった。これによると、朝鮮における法律は天皇の勅裁のもと朝鮮総督の命令の形式で規定されるものとされた。

朝鮮総督は、天皇の大権の委任を受けて、朝鮮において立法権・行政権・司法権の全ての権限を独占し、陸軍大将、海軍大将という軍人が任命されていた。正に、朝鮮総督は、朝鮮において専制君主の如き権限を持ち、朝鮮人民を支配していたといえる。

2　具体的には以下の如き実態であった。

日本は、前述のとおり統監府時代に既に朝鮮の警察権力を完全掌握していたが、総督府の設置と同時に「総督府警察官署官制」を敷き、朝鮮の要地に警察署を、軍事上の重要地には憲兵隊を配置した。総督府は、右の警察・憲兵の武力により、後述の義兵闘争等を鎮圧しながら、日本人の行政権掌握、交通網の整備、土地制度確立のための「土地調査事業」等の植民地支配の基礎固めを推進していった。

原告らの多くが生まれ育った京畿道南西部の京畿平野は、地味豊かな水田が拡がる朝鮮屈指の穀倉地帯であったが、その肥沃な土地は、明治四三年（一九一〇年）に始まり大正七年（一九一八年）に完了する「土地調査事業」によって次々と総督府に没収された。そしてその土地は、韓国併合に先立つ明治四三年（一九一〇年）五月に設置された東洋拓殖会社水原出張所を通じて日本人地主に払い下げられていった（「東洋拓殖会社」とは、明治四一年（一九〇八年）に朝鮮で設立された国策会社で、土地の買収と移民事業及び所有地の地主経営等を行っていた。）。農耕地に恵まれた京畿道における東洋拓殖会社による土地取得と日本人地主の進出は特に顕著であり、その反面、「土地調査事業」の期間中に朝鮮全土において進行した農地の兼併とそれに伴う農民の自作農から小作農への没落は、京畿道において特に激しかった。

3　こうした日本の朝鮮支配に対し、朝鮮人民は手をこまねいていたわけではなく、一九〇〇年代初頭から抗日義兵闘争が展開された。これに対し、日本政府は徹底した弾圧を加えたが、朝鮮人民の抵抗は屈することなく続けられ、大正八年（一九一九年）三月一日には、ソウルのパゴダ公園に集った数千人の学生や市民の前で「朝鮮独立宣言書」が読み上げられ、「朝鮮独立万歳」を叫ぶデモ行進が全国で展開され、その民衆の数は二〇〇万人にふくれ上がった（三・一独立運動）。これに対し、日本政府は、軍隊・警察による武力弾圧で答え、朝鮮人民に対するテロを繰り返した。右の独立運動のきっかけとなった蜂起から一年の間に、弾圧を受けた朝鮮人民の死者は七六〇〇人を超え、逮捕者は五万人近くに及んだ。

しかし、その後も日本の植民地支配に抵抗する朝鮮人民の闘争は続き、朝

鮮各地における「義烈団」、中国東北部における「朝鮮独立軍」、そして上海における「大韓民国臨時政府」の樹立などの抗日闘争へと引き継がれていった。

4　朝鮮人民の自決権を否定することを基本にした日本による武力を用いた朝鮮支配は、その後の日本のアジアへの侵略戦争の拡大と共に、更に徹底されていくことになる。昭和六年（一九三一年）には、柳条湖事件を契機として日本は中国の武力占領を開始し（満州事変、一五年戦争の開始）、昭和七年（一九三二年）には日本の傀儡政権である満州国を成立させ、昭和八年（一九三三年）には国際連盟からの脱退に至る。以降は、日本はひたすらアジアへの侵略戦争の拡大へとつき進んでいった。

こうした侵略戦争を支える意味からも、日本は朝鮮に対し、単なる植民地

支配を超えた朝鮮人民の同化政策を強いた。具体的には、学校教育においても徹底した皇民化教育を強制し、毎朝生徒に「皇国臣民ノ誓詞」の斉唱が強要された。また、一つの村に一つの神社の設置をすすめて宮城遙拝・神社参拝を強要するなどして、神道による皇民化を図った（昭和一二年）。さらに、学校において、朝鮮語が正課から外され日本語の常用が強要された（昭和一三年）。そして昭和一五年（一九四〇年）には「創氏改名」が強制的に実施され、六か月の間に約八割の朝鮮人が自己の氏名を日本式に改名させられた。

このようにして、日本は朝鮮人民の民族的尊厳を徹底的に蹂躙する政策を強行した。まさに「朝鮮人民の奴隷状態」（昭和一八年（一九四三年）一一月二七日カイロ宣言）と言い得る状況であった。

三　朝鮮人強制連行の経過

1　強制連行の必要性

前記のように、日本はアジア近隣諸国への侵略戦争を拡大していくが、その侵略戦争を維持するため、日本における戦時産業や軍事施設における労働力に大幅な不足を来すこととなった。そして、戦時労務動員として、朝鮮半島等から、多くの人達が日本に移されることとなった。

2　募集方式による集団移入

昭和一四年（一九三九年）から開始された「募集方式」は、同年七月二九日の厚生・内務両次官連名の地方長官宛の通牒「朝鮮人労務者内地移住ニ関スル件」及び同年九月一日の朝鮮総督府の「朝鮮人労務者募集並渡航取締要綱」、企画院の「労務動員計画」等に基づくもので、その特徴は、企業の申請に基づき募集地域・募集人員・募集期間が朝鮮総督府により割り当てられ

るが、募集活動そのものは企業の責任において行う点にあった。

しかし、自由に募集と言っても、現地で募集の対象にされた人達は、主に農家の若年の働き手であり、全く見知らぬ地である日本への移住を希望する人達は多くはなかった。そこで、企業は、日本本土からの土産品の持参や饗応等の手段を用いて甘言を弄して募集したり、現地の警察や行政機関の役人の協力を依頼して権力を背景にして半強制的に募集していたのが実態であった。

この方式による集団移入の朝鮮人労働者は、主に炭鉱・鉱山・土建等の産業部門において就労をさせられた。当時の内務省警保局の資料（特高月報）によれば、昭和一四年（一九三九年）度労務動員計画により予定された同年度内の移住予定の朝鮮人労働者数は八万五〇〇〇名であり、そのうち厚生省

が募集承認を与えたものは三万八九五九名、そして現実の移入者数は一万九一三五名という実態であった。ただこの年度においても四二九名の逃亡者が出たとされている。翌昭和一五年（一九四〇年）度においては、厚生省の募集認可が一〇万九〇五三名、このうち移住者は九万一一一九名であり、逃亡者は一万七九一一名にのぼったとされている。昭和一六年（一九四一年）度においては、厚生省の認可が一八万四七七三名、うち移住者が一二万六〇九二名、逃亡者は四万三〇三一名にも及んでいる。

3　官斡旋方式による集団移入

昭和一七年（一九四二年）二月から実施された「官斡旋方式」は、昭和一六年（一九四一年）度の「労務動員実施計画ニ依ル朝鮮人労務者ノ内地移入要綱」及び、昭和一七年（一九四二年）二月一三日の閣議決定「朝鮮人労務

者活用ニ関スル方策」に基づく「朝鮮人労務者内地移入手続」及び「朝鮮人労務者ノ内地移入斡旋要領」に基づいてなされた。その特徴は、「従来ノ移入方法タル民間一般募集ニ依ル集団移入ヲ更ニ発展セシメテ労務者供給ノ部面ヲ朝鮮総督府及同地方庁ノ官斡旋ニ移行セシメ各出身地別ニ隊組織ヲ編成セシメタ点」にあった。即ち、「労務者の供給」を朝鮮総督府とその下部機関に委ねる形をとったが、現実には割当地域に派遣された企業の労務係が、地元の地方行政機関や警察、そして朝鮮総督府内の官製団体である朝鮮労務協会（昭和一六年（一九四一年）六月設立）と協力して、企業の移入の申請に従い、朝鮮人労働者を徴発して、日本本土や樺太、南方地方に連行した。

この方式による移入が開始された後も、引き続いて「募集方式」による集団移入は並行して続けられ、昭和一八年（一九四三年）度における厚生省の

募集認可は一九万〇三五二名、うち募集方式による移住者は一四万六九三八名、逃亡者は五万八五九八名であり、一方「官斡旋方式」により同年度において割当認可を受けた数は二四万七七七八名、うち移住者は二一万九五二六名にも及び、このうち逃亡者数は六万〇一三七名にも及んだとされている。

4　国民徴用令による集団移入

既に昭和一四年（一九三九年）七月七日の勅令四五一号により「国民徴用令」が発せられていたが、昭和一九年（一九四四年）八月の閣議決定「半島人労務者ノ移入ニ関スル件」により、一般徴用が朝鮮半島においても発動されることとなった。

国民徴用令による具体的手続は次のとおりであった。

まず、企業が朝鮮総督府に必要な人員の配置を申請する（同令六条、二五

条）。これを受けた総督は徴用の必要がありと認めるときは徴用命令を発し、徴用される者の居住地を管轄する道知事に通達する（同七条、二五条）。通達を受けた道知事は、被徴用者に対する出頭命令を発してその者に交付し、これを受けて出頭した者について検査・調査をした上で従事すべき業務・場所等を決定し、徴用令書を発して交付する（同七条の二）。被徴用者の出頭のための旅費は道知事が支給する（同一九条）。

この徴用令による移入においては、これに従わない場合は、罰則規定まであり、昭和一九年（一九四四年）九月以降は、正に形式的にも強制的に実施された。

国民徴用令による集団移入については、これが実施された昭和一九年（一九四四年）度においては、二〇万一一八九名が連行された。ただ、敗戦の年

昭和二〇年（一九四五年）度は九七八六名に激減している。

5　強制連行における企業の関与

朝鮮半島からの労務者の集団移入に関しては、昭和一四年（一九三九年）以降、国策としてなされてきたが、これには、日本本土の企業が重要な関わりを持っていた。

まず、日本本土の企業・経営者団体が、朝鮮半島からの戦時動員（強制連行）政策そのものに深く係わっていた事実がある。即ち、昭和一二年（一九三七年）頃から、石炭鉱業連合会や日本土木工業協会等が政府に「朝鮮人労務者の集団的移入」を度々申し入れている。これに対し、当初政府は、「朝鮮人労働者の大量移入は社会問題発生の原因になるばかりでなく朝鮮自身の産業開発に必要な労働力が奪われる。」として難色を示していたが、遂に産

業界からの要請に応じ、昭和一四年（一九三九年）七月二八日の厚生省・内務省・朝鮮総督府の協議により朝鮮人強制連行政策が決定されるに至ったのである。

また「募集」「官斡旋」「徴用」という三つの方式による朝鮮人の強制連行が実施され、これらはいずれも国家権力を背景とする強制的なものであったが、これらの実施においても企業は具体的に深く関与していた。「募集方式」においては、企業の申請に基づき朝鮮総督府が募集地域・募集人員・募集期間を割り当て、その募集活動そのものは企業の責任において行われていた。また、「官斡旋方式」においても、それはまず企業の申請が前提になっていたものであり、現実に朝鮮人労働者を連行して行ったのは各企業の労務係であった。そして、「斡旋」に際しても、それに当たる朝鮮の官吏や警察

官に対し、企業の労務係が「土産品」を持参したり料亭での飲食の供応をなしたり、という事実もあった。また、「徴用」においては、道知事名での徴用令書により徴用が実施されていったが、その前提には個々の企業の徴用申請が不可欠の要件とされていたし、現実の徴用の現場に各企業の労務係が出向いて連行に当たっている事実がある。

6　本件における強制連行の実態

本件各原告らは、いずれも当時の朝鮮京畿道平澤郡、同安城郡及びソウルに居住していた人達であり、その多くは、漢城（現在のソウル）南方の朝鮮半島でも有数の穀倉地帯で農業に勤しんでいた人達である。そして、原告らは年齢徴用として強制連行された人達であり、ほとんどは大正一二年（一九二三年）生まれの男子で各家族における最も重要な働き手であった。

昭和一九年（一九四四年）九月頃、突然何の前触れもなく、「徴用令書」が各原告の自宅に届けられ、いずれもその当日ないし翌日指定の場所への集合を命じられた。その集合場所において、地元の官吏や三菱重工の社員から、原告ら被徴用者に対し、徴用工として日本に連れていくこと、期間は一年間であること、そして給料の半分は残された家族に送り届けられること、などの説明がなされた。しかし、それ以上に日本のどこでどういう仕事をするのかなどの内容は全く知らされないままであった。右集合場所においては、逃亡を防ぐために監視がなされていた状態であった。

そしてその後、被徴用者は集団で列車で釜山まで運ばれた。多くの原告らは、その連行においては、列車で運ばれたとはいえ、貨車に詰め込まれての状態であり、常に監視の状態におかれていた。

原告ら被徴用者は、釜山から下関まで船で運ばれ、下関から広島までは列車で運ばれた。この間、被徴用者らには満足な食事も与えられず、また常に逃亡防止のために監視が続けられていた。そして三菱重工の社員が広島の同会社まで同行している。

そして広島到着後は、原告らは、三菱重工業株式会社広島機械製作所の北東に位置する三菱重工の寮に連行された。これらの寮には、朝鮮半島から連行されてきた労働者のみが集められていた。

四　広島三菱重工での就労実態

各原告に関する事実は後述するが、徴用工全般に共通の状況は以下のとおりであった。

1　昭和一九年（一九四四年）三月一五日から本格的に操業を開始した三菱の

広島機械製作所及び広島造船所における業務は、当初は海軍艦船の建造であった。それが、戦局の推移に応じ、昭和二〇年（一九四五年）四月からは、特攻兵器と航空機の機器の生産に変更され、小型肉弾用ジェット戦闘機のエンジンや特殊潜航艇等の生産に切り換えられた。正に軍需産業の中枢に位置する業務であった。

広島に連行された朝鮮人徴用工は、広島に到着して各寮に収容された後約一週間、日本語や集団生活についての訓練を受け、その後、いずれも日本人と隔離されて各寮に収容された。寮においては、六畳乃至一二畳の部屋にほぼ一畳当たりに一人の割合で詰め込まれ、中隊・小隊等の編成のもとに置かれた。小隊長には、朝鮮人徴用工が充てられている。また、各寮は要所に監視が置かれ、周囲が有刺鉄線で囲まれており、更に寮の出入り口に派出所が

配置され、容易に逃亡ができない状況にされていた。寮における食事は、日本人徴用工らとは差別されていたようであり、傷みかけたような食事が朝鮮人徴用工らに提供されるようなことも何度となくあった。

そのために朝鮮人徴用工らの怒りが爆発し、暴動に至るような動きも生じるほどであった。

2　徴用工らは毎日、各寮から、学徒動員された学生に引率されてそれぞれの工場に連れて行かれ、それぞれの職場で、朝鮮人徴用工のみ隔離されて働かされた。

労働時間は、一日八時間とされていたが、中には一二時間も働かされた徴用工もいた。

就労を強いられた仕事は、いずれの原告も全く経験のないものであり、働

かなければ、食券を支給しないとか、あるいは満足に仕事ができないときは上司から暴力を受けることもあった。

3　休日は、月にわずか二日しか与えられなかった。休日とはいえ、徴用工らは日本語もほとんど理解できず、また賃金も極めて低額であったため、寮から外部に出ることもほとんどできない状況であった。

4　賃金は、手取りで月額一人当たり一五円乃至三〇円と極めて低額しか支給されていなかった。毎月の賃金からは、食費・寮費等が控除されていたが、各徴用工はいずれもその内容についての説明を受けたものはいない。また、賃金から「貯金」の名目でいくらかの金額が控除されていたが、誰もその内容について説明を受けたものはなく、通帳等を所持する者もいなかった。また、その「貯金」の払戻を受けた者もなく、いずれも徴用が終了して帰国す

るときに貰えると思っていた。徴用の際に、ほとんどの人達が給料の半額を家族のもとに送金する、という約束を聞いていたので、各人が支給を受ける賃金は本来の賃金の半額という認識でいた。しかし、右の約束が履行された事実は全くなかった。また、賃金は毎月支給されてきたが、昭和二〇年（一九四五年）七月に支給されるべき賃金は、戦局が急を告げてきたためか、支給されず、また、その後は三菱重工からは何らの金員の支払いもなされていない。

5　徴用工らと、朝鮮の家族との通信は許されてはいたが、いずれも文字を書くことにそれほど堪能ではなく、通信回数は極めて少なく、また、たまになされる手紙の発信も検閲を受けるため、広島における待遇の詳細等についてその実態を記載することなど困難な状況であった。

6　低賃金で監視の下に就労を強いられ、しかも日本語もほとんど理解できない状態での異郷の地での生活を強いられたことから、朝鮮人徴用工らの生活は、極めて厳しいものであった。そのため、徴用工の中から逃亡者が相次ぎ、当初二七〇〇人いたとされる朝鮮人徴用工が、昭和二〇年（一九四五年）八月六日の被爆時には、一〇〇〇人近くまでに減少したほどの逃亡者を生んでいる。この多数の逃亡者の存在は、朝鮮人徴用工がいかに非人間的な生活を強いられていたかを如実に示している。

五　原告らの被爆の状況及び被爆後の状況

1　原告らは、右のような状況におかれたまま、昭和二〇年（一九四五年）八月六日の原爆投下を迎える。朝鮮人徴用工らは、寮か、あるいは各工場において被爆している（いずれも爆心からの距離は約四kmである）。爆風で吹き

飛ばされたり、また建物の倒壊やガラス等の落下物により多くの者が負傷した。

2　被爆により、三菱重工も相当な被害・影響を受けたのは事実であるが、同社は、日本本土の従業員に対しては、被爆当日に帰宅を命じたり、同月七日からは罹災者に臨時休暇を与えたり、また出勤可能者に対しては救護要員や工場保全要員としての出動を要請する等の措置をとりながら、原告ら朝鮮人徴用工に対しては全く何の措置対応もとらず、放置した。寮の建物は損壊がひどく居住し得る状態ではなかったため、朝鮮人徴用工らは正に路頭に迷わざるを得なかったのである。三菱重工は、当時の食料難の時代にもかかわらず、自社のみで、白米・麦・大豆・粟・小麦粉・干麺等の食料を約一年分備蓄していたが、これらの食料も朝鮮人徴用工には配分されていない。

賃金については、同社においては、当時毎月二〇日に締め、二八日に賃金を支払っていたようであるが、昭和二〇年（一九四五年）七月に支払われるべき賃金は遅配の状態になったままであり、更に同年八月に支払われるべき賃金も支給されないままであった。三菱重工は、同年八月二八日に、約七〇〇人の朝鮮人徴用工に賃金の精算分及び慰労金（退職金）を支給した、と明らかにしているようであるが、ほとんどの徴用工は、右の事実さえ知らされておらず、同社からの何の指示連絡もないまま、同年八月二八日以前に会社を離れている。したがって、少なくとも、同年六月二一日以降の賃金、慰労金（退職金）のいずれの支給も受けないまま帰国した徴用工が非常に多かったのが実態である。

3　同年八月一五日、日本が無条件降伏し、一五年戦争も終結を迎えたが、こ

の日本の降伏は、即ち、日本から植民地支配を受けていた朝鮮の解放であり、強制連行された朝鮮人徴用工らは、先を争うように帰国しようとした。これに対し、日本政府は、混乱を避けるという意味もあり、朝鮮入の集団輸送計画をたてた。昭和二〇年（一九四五年）九月一日の通達「朝鮮人集団移入労務者等ノ緊急措置ニ関スル件」（警保局発甲第三号）によると、「関釜連絡船は近く運航の予定であり朝鮮人集団移入労務者は優先的に計画輸送する、釜山まで必ず事業主側より引率者を付し釜山で引き渡すこと」、とされている。また国民徴用令一九条は「徴用ヲ解除セラレ帰郷スル場合ノ旅費ハ被徴用者ヲ使用スル官衛ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス」と定めている。

ところが、現実には、右の措置は満足に履行されず、帰国希望者に比し、輸送手段が対応できず、また、三菱重工等の責任企業の対応も全くなされな

いままであった。やむなく多くの朝鮮人徴用工は、いわゆる闇船を自費で雇ったり、小型船を購入したりして、危険を承知で帰国する手段を講ぜざるを得なかった。そして、帰国途中に遭難したケースも多かった。

六　被爆後現在に至るまでの在韓被爆者の置かれた状況

1　原告らは徴用された当時の年令がほとんど二一歳という、いわば働き盛りであったため、その留守家族は、老人、女性、子供らの手で生活を支えていかなければならなかった。徴用当初給料の半額を家族のもとに送金するという約束は全く履行されないままであり、徴用工の家族らは、被告日本国からも三菱重工からも何らの金員も受け取っていなかった。しかも、帰国した徴用工の人達の多くは、被爆による負傷、原爆後遺症による身体の不調、病苦等、十分に働ける状態ではなかった。

また、韓国においては、昭和二三年（一九四八年）にアメリカ占領軍により、そして大韓民国成立後の昭和二四年（一九四九年）には李承晩政権により「農地改革」が実施されたが、徴用の結果農業を継続できず、小作権を失ってしまった多くの人達が農地の分配を受けることができない、という扱いを受ける事態まで発生した。また、何とか小作農地を維持できたところでも、右「農地改革」がいずれも無償での農地の分配ではなく、払い下げという方法であったことから、農業に従事することができないためその償還金を払えず、結局農地を手放さざるを得なくなったというケースもあった。

2　朝鮮人徴用工の人達、そしてその家族の人達が右のような状況におかれているにもかかわらず、その後、被告日本国からも、また三菱重工からも、全く何の対応もなされないまま年月が経過していった。

朝鮮半島においては、その後、昭和二五年（一九五〇年）から朝鮮戦争が勃発し、祖国が南北に分断されるという事態を迎えた。その後、南北の政治状況は冷戦構造の中で膠着状態となる。

こうした歴史の激動期を経ても、朝鮮人元徴用工の人達の、被告国や三菱重工に対する恨みや怨念は、決して薄れるものではなかった。

そして、昭和四〇年（一九六五年）六月二二日「日韓条約」が締結され、同条約に付属して「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（いわゆる「日韓請求権協定」）も締結されたが、そこにおいては、日本による朝鮮の植民地支配や日本の引き起こした戦争によって被害を受けた人達への補償問題は、具体的には何ら解決されないままに放置された。

補償への期待を裏切られた在韓被爆者らは、昭和四二年（一九六七年）、「韓国原爆被害者援護協会」（現在の「韓国原爆被害者協会」）を結成し、被告国に対し補償を求める闘いに立ち上がった。本件原告ら三菱重工の元徴用工らもこれに加わった。そして、三菱重工に対しても補償を求める闘いを開始した。

3　昭和四三年（一九六八年）四月二二日、右協会は初めて被告三菱に対し、「未払賃金払い戻し要求」をなした。この「未払賃金」とは、家族に送金される約束であった賃金の半額と、昭和二〇年（一九四五年）八月五日までの未払賃金である。

これに対する被告三菱の回答は、「未払賃金につきまして社外の関係先に連絡をとり種々調査いたしましたところ、補償の問題は既に一応全部解決済

みとのことであり、これ以上詮索し対処することは事務的に不可能であります。」との極めて不当な内容であった。

4　また、一方右の協会とは別に、昭和四八年（一九七三年）より、広島市の三菱重工に徴用された朝鮮人徴用工のうち戦後帰還せず行方不明となっていた二四一名の徴用工の人達の行方を調査する努力が民間人の手によって開始された。その調査開始の三年後の昭和五一年（一九七六年）、右の徴用工の人達を乗せた帰国船が、昭和二〇年（一九四五年）九月一七日に北九州市戸畑港を出航後、壱岐島沖で枕崎台風に遇い遭難した可能性が高いことが判明した。そして、大韓民国においては、昭和四九年（一九七四年）四月二二日、その遭難者の遺族が集まり、ソウルで「日本広島三菱重工業韓国人被爆者沈没遺族会」が結成され、遺族会として、①遺骨を探し故国に送還安置するこ

と、②当時の滞払労賃と補償金の請求、③遺族の生計実態把握と援護対策に取り組むこと、が決定された。

さらに、同年五月一二日には、「韓国原爆被害三菱徴用者同志会」が結成され、約二〇〇名の元徴用工の存在が確認された。そして同時に「韓国原爆被害者徴用者被害補償闘争委員会」も結成され、同委員会として、①日本政府に強制徴用され原爆で死亡した者と原爆被害者の被害補償、②日本政府と三菱会社に強制徴用で酷使及び搾取された被害と滞払賃金及び各種控除金の被害補償、③強制徴用により原爆の犠牲となった同志の遺骨を早急に祖国に送還すること、をそれぞれ要求していくことが決議された。

5　右の後、右遺族会と同志会は早速、被告三菱と被告国との交渉を開始した。これに対する被告三菱の対応は、「補償問題は日韓請求権協定で解決済み」

としながらも、「気の毒な三菱徴用工被爆者に同情する立場から、国や自治体、他の企業、一般社会が救援する動きを見せたとき、三菱もその一員として協力する」「未払い賃金については法的手続や処理方法がわかれば支払う。政府のスクリーンに通してもらうとよい、日本政府としてもやってほしいということになれば三菱としてもやりやすい。」、などと苦しい責任回避に終始した。また、被告国の対応は、外務省の見解として、「日韓請求権協定は、国と国の貸し借りに決着をつけたもので、雇用関係にあった三菱という個別企業に関わることまでは含まれない。」とし、国としての責任を回避する対応のみをとった。

6　未払い賃金の問題に関しては、被告三菱は、昭和四九年（一九七四年）六月に至り、初めて、「弁済供託という形で広島法務局に供託した」という事

実を明らかにするに至った。これは、昭和二一年（一九四六年）八月二七日の司法省民事局長通達「朝鮮人労務者に対する未払金等の供託に関する件」（昭和二一年八月二七日民事甲第五一六号民事局長通達）による「受取人の居住不明、通信不能等の事情で未払いとなっている未払い金を地方法務局に供託する」旨の指示に従い、被告三菱が、昭和二三年（一九四八年）九月七日に朝鮮人徴用工一九五一人分の未払い賃金の総額一七万八四七九円六六銭を廣島司法事務局（現広島法務局）に弁済供託をしていたものである。ところが、右供託においては、供託名簿の被供託人の住所が「郡」までしか記載されていない、極めて杜撰なものであることが判明した。

7　昭和一九年（一九四四年）に強制的に朝鮮半島から広島三菱重工にまで連行され、そして就労を強いられ、被爆後被告国からも被告三菱からも全く放

置された原告らは、ようやく故郷に帰ることはできたものの、その後、極めて厳しい生活を余儀なくされた。現在においてもなお、原告ら在韓被爆者は、日々の生活の維持に苦しみ、また被爆による健康侵害に苦しみ、そして、「被爆者」に対する社会的偏見に苦しんでいる。しかし、こうした被害に対しては、前記のとおり、被告国からも被告三菱からも、何らの償いも受けていない。原告らに関して、前記の「強制連行」という点を置き、「韓国在住の被爆者」という立場だけから見ても、これまで被告国は、日本国内の被爆者に対する対応のみに目を向け、長期間にわたり在韓被爆者には目を向けようとしてこなかった。

被告国は、戦後、昭和三二年（一九五七年）三月に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（以下「原爆医療法」という。）、昭和四三年（一九六

八年）五月に「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」（以下「原爆特別措置法」という。）を制定した。右のいわゆる原爆二法には、原爆による被害という特殊性故に「国籍条項」は設けられなかった。しかし、被告国は、昭和四九年（一九七四年）七月、これらの法の運用に関して通達を出し（昭和四九年七月二二日厚生省公衆衛生局長通達・衛発第四〇二号）、右の原爆二法は、「日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるので、日本国の領域を越えて居住を移した被爆者には同法の適用はない。」との解釈を示した。そして当初は、日本への「一時滞在」の被爆者に対しても被爆者手帳の交付を拒否した。しかし、その後、昭和五三年（一九七八年）三月三〇日の孫振斗事件についての最高裁第一小法廷判決（民集第三二巻二号四三五頁）により、理由の如何に係わらず、日本に滞在する外国人に右二法を

適用する取り扱いに変更した。しかしながら、被告国は、あくまでも右原爆二法の適用は日本国内に滞在することを要件とするとの解釈を改めようとせず、原告ら在韓被爆者は何らの援護の対象ともされなかった。即ち、在韓被爆者については、昭和四〇年（一九六五年）の日韓条約により解決済との態度を一貫してとり続けたのである。

その後、被告国は昭和五五年（一九八〇年）から五年間に限り「在韓被爆者の渡日治療」を認める政策をとったが、それも昭和六一年（一九八六年）からは打ち切られてしまった。

日本においては、右原爆二法により、決して十分ではないが、医療に関してそれなりの援護制度が続けられていったが、在韓被爆者については、わずかに渡日治療が一時的に認められたに過ぎなかった。広島、長崎における全

被爆者の内、その約一割が朝鮮半島出身者と言われているが、被告国は基本的にはこの人達を切り捨てるという考えで臨んだのであった。そこで、昭和六二年（一九八七年）二月、韓国原爆被害者協会は、被告国に対し、二三億ドルの補償請求をなすに至った。右の金額の根拠は、昭和五九年（一九八四年）度の日本の原爆被害者対策事業予算額約一〇〇〇億円を基準に日本人被爆者一人当たりの年間国家予算を算出し、それと同等の金額を韓国帰国当時の在韓被爆者二万三〇〇〇人が解放後四二年間と向後一〇年間受け取るべき金額として算出されたものであった。即ち、右の要求は、少なくとも、在韓被爆者に対しても日本人と同程度の援護がなされるべきである、という基本的な考えに基づくものであった。

ところが、これに対する被告国の対応は、平成二年（一九九〇年）の盧泰

愚大統領の訪日に合わせて在韓被爆者に一時金を支払うという方針を決め、結局、平成三年（一九九一年）に一七億円、平成五年（一九九三）に二三億円の、合計四〇億円を韓国側に支払った。ところが、この四〇億円の使途については、「医療費の支給、被爆者センターの建設等医療支援のみに使用し、日本の被爆者手当のように個々人にお金の渡る援護は行わないこととする。」旨の使途ガイドラインが設けられていたのである。すなわち、右の四〇億円の支払いについては、その額においても、またその内容においても到底在韓被爆者に対する補償とは言い得ないものであった。

平成六年（一九九四年）一二月九日、日本において様々の議論の末被爆者援護法が制定されたが、同法には国籍条項はないものの、この機会においても、在韓被爆者に対する補償は実現されないままであった。

第二　各原告の被害事実

一　原告朴[redacted]

1　右原告は、一九二三年一月五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「咸元[redacted]（みなもと・[redacted]）」である。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡浦升面新栄里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、弟四人、叔父夫婦及び妻であった。家族の仕事は、農業であり、約七五〇坪の自己所有地を含む約四五〇〇坪の農地を耕作していた。右家族のうち、同原告の父とすぐ下の弟は、韓国における「勤労報国隊」に動員され、平澤郡の飛行場の建設に従事させられていた。そのため、同原告の家庭における農業は同原告に支えられていた。

同原告は、同月二〇日頃、突然、村の役人より、徴用令書を示され、その

まま連行されて、平澤の松本旅館（日本人経営）に宿泊させられ、翌朝地元の城東普通学校の運動場に連れていかれた。松本旅館では村の役人と警察官が監視している状況であった。右普通学校の運動場には、約一〇〇名の徴用された人達が集められ、ここで日本人に引き渡された。その日本人の中には、二、三人の三菱のマークのついた帽子をかぶっている人達がおり、彼らが指揮をとっていた。

3　右徴用の際、同原告は、「留守中のことは心配しなくてもよい。給料の半分を送金する。もし逃げたら家族が罰せられる。」と言われた。松本旅館でも、また普通学校の運動場でも常に監視されており、行動の自由は全くなかった。

4　その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれたが、その間も貨車には日

本軍の兵隊が銃を持って監視し、三菱の社員も同乗していた。釜山からは下関まで連絡船に乗せられ、下関から広島まで鉄道、広島についてからは観音町まで電車、後に徒歩で被告三菱重工広島機械製作所西寮に着いた。そこでは一〇名程度の三菱の社員が待ち構えていた。

右製作所では、約一五〇〇名の朝鮮人徴用工がおり、これが一大隊となり、その下に六つの中隊（一中隊二五〇名）、更にその下に一中隊当たり三小隊という構成であった。大隊長、中隊長はそれぞれ日本人であったが、小隊長は朝鮮人徴用工が当てられていた。同原告も三菱の社員から小隊長になることを命じられた。

5　同原告は、三菱重工の西寮（全部で五棟）に居住を命じられたが、同原告が配置された居室は、一二畳の広さでそこに一二人が収容された（後に同原

告は小隊長として、六畳の部屋に移された）。寮は周囲が有刺鉄線で囲まれており、監視塔があり三菱重工の社員が監視に当たっていた。

6　右製作所での就労は、毎朝午前六時に起床して班毎に点呼を受け、午前七時に朝食の後、高等師範学校の学生が務める中隊長の命令に従って約五〇名の朝鮮人徴用工を工場まで引率し、工場で原告らを工場の係長に引き渡す、という形で始まった。就労時間は午前八時から午後六時までであった。同原告は、鋳鉄工場での作業に従事させられた。同工場は、埋立地にあり、工場に出入りできる通路は一つしかなく、自由に出入りできる状況にはなかった。

休日は月に二回しか与えられていなかった。ただ、仕事が多いときは、夜勤の残業があり、休日を返上することもあった。休日に外出することもあったが、外出時には、班長や小隊長・中隊長らが見張の意味で付き添うことに

なっていた。

7　同原告に支払われていた賃金は、手取りで月額二〇円程度であった。賃金の明細については、給料袋に記載があったが、控除される項目としては、税金、食費、寮費、そして病院に行ったときは病院代等であった。そして、貯金としても毎月控除されていたが、同原告は通帳を持っていた訳ではなく、また貯金の払戻を受けたことはなかった。同原告は、大隊長から、帰国時に貯金をおろせると聞いていた。同原告は、支給されている賃金が本来の賃金の半額であり、残りの半額は家族に送られているものと思っていた。

なお、賃金は、一九四五年七月頃から呉や徳山等に職場を変えられた者達もおり、混乱状態になって、七月分の賃金から支払われなくなった。

8　家族との通信は可能であったが、検閲があり、安否の問い合わせ以外は書

くなと言われていた。右の内容以外の手紙は送付を止められ、賃金等の待遇のことや、家族に給料の半額が送金されているかなどの内容は記載できなかった。一九四五年二月頃からは戦況が悪化し、手紙のやり取りも途絶えてしまい、家族の状況はよく分からない状態となっていった。

9　朝鮮人徴用工だけが集められて収容されており、日本人労働者との待遇面での格差がどの程度あったか、定かではないが、食事は粗末で量も少なく、若い者はいつも腹をすかせている状況であった。

10　一九四五年八月六日、同原告が工場で就労中に原爆が投下された。同原告を含め就労中の徴用工は全員吹き飛ばされ、多くの人達が負傷したが、同原告も顎に鉄の破片様のものが当たり、肉がえぐられるという負傷を負った。

被爆後、兵士の指示により、同年八月一〇日頃工場の前でテントを張り、

救護活動に加わった。その他の徴用工も救護活動に加わったが、三菱重工の社員が指示していたことは全くなかった。

11　同原告は、同年八月一三日に、兵隊から罹災証明を交付してもらい、広島から徳山に向かい、同所で一泊した後、下関に向かった。その後しばらく下関に滞在し、同年九月一三日頃、四名程の徴用工（水原出身者二名、平澤出身者二名）と共に闇船を雇い、帰国した。闇船の料金として四〇円を支払った。

12　同原告は、帰国して後平澤に帰郷したが、父親は、勤労報国隊での就労のため腰を痛め、農業に従事できない状態であった。農地は、従前あった土地のうち約三〇〇〇坪が海水を被り耕作できない状態になっていたが、弟達が細々と残された農地で耕作を続けていた。

13　被爆の際に負傷した顎は、平澤に帰った時もまだ膿が出ている状態であり、その後、自宅で漢方薬で何とか治した。しかし、帰郷して後五、六年してから息苦しい症状が出始め、その症状は今でも続いている。現在は心筋梗塞も患っている。

二　原告梁[redacted]（ヤン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年三月三日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「梁原[redacted]（やなはら・[redacted]）」である。

2　同原告は、徴用された一九四四年当時、現住所でもある平澤郡[redacted]に、父母、弟二人、妹二人及び叔母とともに住み、一家は小作をして生計を立てていた。この頃、父は既に老齢のために働いておらず、弟や妹達もま

だ学齢期にあって働き手とはなれなかったため、約七五〇〇坪の小作田は、当時二一歳の右原告と雇っていた人夫とで耕作し、同原告が一家八人の生活を支えていた。働き手は少なかったが、それでも中流以上の生活は維持できていた。

3　同原告に対する徴用令書は、一九四四年に、原告が仕事に出掛けている間にその父親が受けとっていた。徴用令書には、翌日の指定された時間までに出頭を命じる旨が記載されてあり、父親から、平澤郡の城東普通学校へ行くようにと言われた。このとき、日本に連れていかれるのだろうということは分かったが、具体的な行き先や何をさせられるのかということについては全く分からなかった。

翌日、城東普通学校に行くと、運動場にはかなりの人数の若者が集められ

ており、役人らしい人と三菱の社員三名くらいがいて、三菱のマークのついた帽子を被った日本人が通訳を介して、日本で働くことになるという説明をした。同原告が覚えているこのときの説明は、「徴用されても給料の二分の一は家族に送るから家族の生活は心配ない。とにかく安心しろ。家族に送られる分は、朝鮮の公務員よりもいいくらいになる。働く期間は一年間だ。」というものであった。

4　これらの説明を聞いた後、同原告は他の若者とともに、平澤の旅館に連れていかれ、その夜は旅館で一泊した。この旅館では、建物の外には警察官が見張っており、中では徴用された者の中から日本語のできる者が班長に選ばれて、その班長達が監視するように言われていたので、全く行動の自由はなかった。

その翌朝、平澤駅から貨物列車に乗せられて釜山まで連れて行かれた。平澤駅では、駅に着くや貨物列車に乗るように指示され、一つの貨車に三〇人くらいがどんどん詰められると扉がガチャンと閉められてしまい、夕方釜山に着くまで食事も出ず、他の状況は全く分からないままの移動であった。

釜山では旅館に一泊し、粟飯が配られたが、砂がいっぱいついており、食べられるようなものではなかった。その翌朝、徴用者らは、風呂に入るよう指示され、同原告らが風呂から上がると来ていた服はすべて捨てられており、支給された服を着た。

そして、釜山港から船に乗せられ、到着したのは下関であった。船中では船酔いする者もいたが、整列訓練があり、サイレンが鳴らされてはデッキに上がって整列させられていた。この船中でも食事は出ず、下関に着いて初め

て一人におにぎり一個が配られたが、同原告は、初めて食べるおにぎりの中の梅干しが口にあわず、ほとんど食べることができなかった。下関に到着するとすぐに列車に乗せられて広島まで連れていかれた。列車には、一車両に三小隊一〇〇人程度が詰め込まれ、座席も何もないような状態であった。城東普通学校に来ていた三菱の社員らは、広島に着くまで同行し、同原告らの移動に命令を出していた。広島に到着したのは夕方であり、同原告らは、まず役所のようなところで住所・氏名等の聴取を受けた後、三菱重工の寮へ連れて行かれた。

5　三菱の寮に入れられた後、同原告らは、寮近くの練兵場などで一週間くらいの間、整列訓練を受けた。この訓練では、軍人が軍刀を抜いて指揮をとり、言われたとおりに動けない者は棒で殴られていた。また、訓練中に三菱の社

員の指示に従うようにとの訓示も受け、三菱の社員はこれを見守っていた。

この訓練を終えた後、同原告は、三菱機械製作所の鋳鉄工場に配属された。鋳鉄工場では、部品の型を作る仕事に就かされ、労働時間は午前七時三〇分頃から午後六時頃まで、昼食以外に休憩はなかった。同原告らは、「一生懸命働かなければ食券（毎日の食事に必要なもの、月に一度まとめて配られていた。）はない。」と言われ、懸命に働いた。

6　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられていた。西寮は、朝鮮半島から連れて来られた徴用工だけが入れられており、周囲を有刺鉄線で囲まれ、寮の敷地の隅には監視塔があった。同原告が入れられた部屋は一二畳程度でここに徴用工一二人が寝起きしていた。

食事は一日三食あったが、その内容は、さつま芋や豆の入ったご飯と梅干

し又は沢庵、味噌汁だけであった。しかも、ご飯は腐って異臭がしていることもあった。

7　同原告らは、毎朝点呼を受け、通勤は、寮から工場までの一本道を日本人学生の引率の下、軍歌を歌いながら行進させられ、仕事中も寮に帰ってからも常に周囲を監視されていた。また、同原告の場合、一月に一日だけ休日があったが、寮から出るには、予め届出の上、必ず小隊長らの一対一の監視つきであった。原告ら徴用工は、三菱重工から支給された服を着ていたが、寮から一歩出ると、この服は一目で三菱の徴用工と分かり、目立つものであった。

8　同原告の三菱重工からの賃金は、月一回月末に支給されていた。金額の詳細についてはもはや記憶にないが、給料袋の表面には、税金、寮費、食費、

貯金等の控除項目が記載されていた。このうち、貯金については、同原告は了解をしたことはなく、通帳も渡されていなかったが、故郷に帰るときに渡すとだけ聞かされていた。

同原告が三菱重工から最後に給料を受け取ったのは一九四五年六月末であった。同年七月以降原爆投下まで、それまでと変わりなく働いていたのであるが、同年七月末には、三菱重工の多数の幹部・従業員が広島工場から他の工場へ派遣されてしまっており、事務が停滞して給料の支払が遅延していたようである。しかし、同原告としては、賃金が支払われなくても、命令者である日本人に対して抗議ができるような状態ではなかった。

9　徴用工らは、故郷へ手紙を書くことは許されており、同原告は、二、三回手紙を出すことができた。しかし、手紙は検閲されていたので、安否程度の

ことしか書けず、手紙で家族らが送金を受けているかについて尋ねることはできなかった。

10　一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は、工場で煙草を吸おうとして屋外にいた。同原告自身は負傷しなかったが、朝鮮人徴用工の一人が天井から落ちてきたスレートが当たって頭に怪我をし、その者を連れて五人で防空壕に逃げ込んだ。

同原告は、その後この四人と一緒に行動し、翌日会社へ戻ったが日本人は誰もいなかったので、食料を求めて広島市内へ向かい、途中畑のトマト等をとって飢えをしのぎ、横川駅から汽車で下関へ行った。下関で、五人のうち、金を持っている者は帰国すると言って別行動をとり、同原告は所持金がなかったので、下関で関門トンネルの工事現場などで一か月間くらい働いたが、

結局賃金をもらえず、九月下旬に在日同胞救済会の助けで帰国した。

11　同原告が帰国してみると、小作面積が七五〇〇坪から五〇〇〇坪に減っており、聞くと、同原告の徴用後、働き手がいないという理由で地主から小作権を取り上げられたということであった。そのため、一九四八年の農地改革では、残っていた五〇〇〇坪しか所有することができなかった。

それでも同原告は、五〇〇〇坪の土地を守って懸命に働こうとしたが、その後体調を崩し、毎年病院に行き、肝臓、胆のう等の手術を六回も余儀なくされ、その医療費の捻出のために土地の切り売りをしてこざるを得なかった。そのため、現在所有している農地は二〇〇〇坪にまで減り、経済的に苦しい生活を強いられている。

三　原告李[redacted]（イ・[redacted]）

1　右原告は、一九二六年二月二八日生まれであるが、本件徴用時には、二一歳の者に対する年齢徴用とつじつまを合わせるため、一九二三年一一月二八日生まれとされていた。同人の創氏改名による日本名は「松本[redacted]（まつもと・[redacted]）であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた京畿道安城郡元谷面城州里から徴用された。徴用当時の家族は、父李[redacted]と妻柳[redacted]（当時、妊娠中）と長男李[redacted]であった。同原告の家族の仕事は、農業であり、一五〇〇坪の水田と一二〇〇坪の畑を小作農をして耕作していた。父親は老齢であり、同原告が右家庭における農業を支えていた。

同原告は、同年九月のある日の午前一〇時ころ、面事務所の書記と駐在所

の巡査が二人で徴用命書を持って住んでいた家にやって来たので、徴用令書を自身が直接受けとった。そのとき、「国家総動員法によって、……一緒に行きましょう。」と言われ、その場からすぐ連れて行かれた。

面事務所にいったん一五人くらいが集合した。そこには、面長も、副面長も、書記らも職員がみないた。巡査も三人ほどいて監視されていた。

それから、郡庁へ移動した。郡庁には二〇〇人くらいが集合した。郡庁では郡守と警察署長がいた。警官も一四、五名おり監視されていた。

3　郡庁では、郡守（郡の長）が話をしたが、その内容は、徴用することになったということ、家庭の心配は一切しなくてよろしいとのこと、食事は出るし、月給は半分家族に送金するから、とのことだった。月給の金額は聞かなかった。徴用期間は一年だと言われた。そのとき三菱のマークの付いた帽子

を被っている者三名ほどが郡守の側にいた。

4　夜皆が集まるとすぐに、安城駅から貨物車（汽車）に乗せられた。屋根はついており、中は真っ暗だった。貨物車には見張りがついており、三菱の者もいたらしいが、覚えていない。警察官はいた。天安で汽車を乗り換えた。トイレには付添いがついてきた。天安では京畿道の人がさらに多数集合し、そこからまた汽車で釜山へ向かった。車中一泊し、朝釜山に到着した。天安にも釜山にも三菱の社員がいた。

釜山では服を消毒し着替えをし、その日の夜に連絡船に乗せられ、翌朝下関に着いた。道職員は釜山で日本の誰かに引き継ぎをして引き返していった。下関からは客車両に乗り広島まで来た。途中止まることもなかった。

5　同原告が入った寮は、西寮で、他に北寮と南寮があった。西寮には約三〇

○名程度が収容され、一二畳の部屋に一〇人が寝ていた。着物は薄い国防色のものを一着支給されていた。

6　朝の起床は六時、朝食は七時だった。学徒兵が監視役をしていたが、最初の二、三か月は厳しく引率をしていた。

広島に着いてしばらくの間は走ったり、足踏みをしたりという訓練の期間であった。就いた仕事は銅管工場で、就労時間は朝八時から一二時、食事後五時か六時まででその間休憩はなかった。残業がある場合は夕食後普通は九時ころまでだった。残業をすると残業手当はついたが、同原告の場合徹夜したりすることはなかった。仕事の内容は銅管に石を詰めたものを持ち上げながら銅管を曲げる作業で、一〇人がかりでないと持ち上げることができないほど重いものであったが同原告は事故にあったことはなかった。ただ、仕事

中に打撲傷程度の怪我をすることはしばしばあった。

休日は月二回あった。少なくとも定まった日にみながいっせいに休日だった。休日に外出することは可能だったが、部屋ごとの責任者であった小隊長に外出許可証を書くことになっており、集団でないと外出できず、集団行動するように言われていた。

7　賃金は毎月月末の給料日に工場で会計から封筒に入ったものを受け取っていた。給料明細は封筒に日本語で記されていた。療費と国民貯金を控除され、手取り額はおおよそ月に二三、四円であった。それと同額が送金されていると聞いていたのに、実際には送金されていなかった。また、国民貯金については何ら説明もなく引かれていた。通帳などなく、払い戻しなどできなかった。最後に給料をもらったのは、六月末にもらったきりで、七月末に支払わ

れるべきものはもらっていない。七月末の給料は、お金が来ないから来月まで待てと言われていた。

8　家族と手紙をやりとりすることはできたが、内容は小隊長（徴用工で日本語もできる者）によって検閲されていたので、お金のことは書けなかった。家族からの手紙にも書いてなかった。送金に疑問を持って尋ねると、小隊長・中隊長などが皆安心しなさいと言った。手紙は部屋に二人くらい字が書ける者がおり、代筆してもらった。しかし、一九四五年六月以降は手紙が来なくなった。また朝鮮飴を五キロくらい送ってもらったこともあった。

9　同原告のいた西寮は朝鮮人徴用工だけが集められていたが、食事の内容は、みそ汁とたくあん、ご飯はじゃがいもやさつまいもがまざっているものをどんぶりに一杯ほどのものだった。いつも少なくておなかを空かせていた。よ

く仕事の帰りに鉄条網を乗り越えて市内のぞうすい屋に走ってゆき、お金を払ってぞうすいを食べたことがあった。それがばれて叱られることもあったようである。一度、徴用工に腐ったご飯が出されたことがあり、そのことが原因で騒動が起こったこともある。

10　同原告は、一九四五年八月六日の被爆当時、工場に出ていた。空襲警報が解除になった直後で、防空壕の中にいたので直接光は浴びなかった。中に日本人も含めて三〇人くらいがおり、夕方まで外に出られなかった。

その後、外に出ていったん寮に戻ったが建物の中には入れず、工場に戻り近くの海岸で寝た。三菱の引率者は誰もいなかった。以後、ずっと工場の近くにいたが、工場は操業できない状態となり、八月二〇日を過ぎて罹災証明をもらった。その後九月いっぱいころまで広島にいた。その後、博多まで一

週間ほどかけてたどり着き、船の便を探した。食事は田舎の方で握り飯を配給でもらって食べていた。

11　同原告は、一九四五年一〇月中旬ごろになって、小さいヤミ船に博多から少し離れたところから乗船した。お金は一緒にいた人が出し合って払った。同原告は、一〇〇円くらい持っており三〇円くらい出したと思う。釜山まで船、それから約二〇時間くらいかかって列車で安城郡まで帰った。

12　同原告が故郷に帰ってみると、子どもが生まれており、家はそのままあった。しかし、同原告が徴用に取られたため、家族の生活は口では言えないほど貧しく、以前耕作していた小作地も、働き手がいないためにとられてしまっていた。農地解放の際の土地の配分も受けられなかった。

13　同原告は、帰国後は面事務所の仕事をしたが、めっきり元気がなくなって

いた。二〇年前くらいから足が痛くなり、一九八八年には脊髄の手術もした。治療はずっと漢方薬等によって受けているが、健康保険制度は最近までなかったため、病院の費用はかなりかかっていると思う。若いころは元気であったが、最近は呼吸器官が悪く息苦しい状況になっている。一九八二年からは、ソウルの大学病院で見てもらっている。

四　原告李[redacted]（イ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年八月二四日生まれの男子であり、創始改名による日本名は「河村[redacted]（かわむら・[redacted]）」であった。

2　一九四四年当時の同原告の家族は父と妻李[redacted]と同年二月五日（旧暦）に誕生した長男[redacted]の四人家族であった。

同原告らは、日本人地主から土地を借り小作していた。耕作は父と同原告がしていた。

3　一九四四年九月、警察官が同原告の家まで来て父に徴用令書を交付し、同原告が翌日に安城郡役所に出頭するよう命じた。父が、同原告は妻の実家に行っていると答えると、直ちに同原告に伝えるようにとのことであった。そこで、父は同原告に徴用令書が来たことを知らせるために妻の実家まで行き、同原告は父から聞いて自身に徴用令書が発せられたことを知った。

徴用令書を父が受領した際に、交付した警察官より、「日本へ一年間働きに行ってもらう。給料の半分は家族へ送金する。」ということは知らされていた。

そして、翌日は私物をもって安城郡庁に集合したが、そこには徴用工が一

五人ほどいた。

郡庁では郡守から「日本は戦争で人手が足りない。助けてほしい。一年間だ。給料の半分は家族に送金する。」という話があり、警察署長からも「給料の半分を家族に送るから家族のことは心配するな。」という話があった。この時、三菱の社員は一人いた。同人は「倉本」と名乗り、日本まで同原告らを連行した。同人は三菱の腕章をし、制服を着ていた。同人はその場にはいたが、あいさつ等はなかった。

4　同原告ら徴用された者達は、一晩郡庁に泊まった後、平澤に行き、そこで京畿道全体から集められた徴用工が集合し、徴用工専用の客車六両に乗車させられ、釜山に向かって出発した。同原告は右六両の車両の中で一番後ろの車両に乗った。その乗車した車両には三菱の職員である「倉本」が同乗して

いた。

郡庁に集合してから平澤駅までは警察官と私服刑事が監視していたが、列車に乗ってからは、客車内では自由であったが、徴用工の中から日本語のできる者を選び、そのものを客車と客車の連結部分に見張りに立たせていた。列車の窓を開けることは自由であった。監視はあったが、何よりも自分が逃げれば親たちが苦しめられると思っていたので、逃げることは考えなかった。

そして、釜山までは停車することなく進行し、夜いっぱい走って翌朝、釜山に到着した。この頃は三度の食事は出ていた。

釜山では、まず身体検査を行った後、直ちに下関に向けて連絡船で出発した。下関には翌夕方に到着し、再び汽車で広島に向かった。そして翌日に広島に到着した。広島駅で三班に別れ、一つは三菱造船所に、一つは三菱機械

製作所に、残りの一つは東京に向かった。

船に乗ってからは三菱の寄宿舎に到着するまで食事は出なかった。

5 同原告は、三菱造船所資材課倉庫係に配属となり、船舶の部品の内小さく軽いものを現場から係が取りに来ると必要な部品を倉庫から出してきて渡す仕事をしていた。安城郡から来た一一人がここに配属となった。

労働時間は、朝八時から夕方五時までで、残業はなかった。

監視は、職場では、係長として西村という日本人が一人いたのみであるが、造船所全体には監視係がいた。仕事内容は厳しいものではなかったが、やめる自由はなく、徴用後四か月ほどして胃の調子が悪くなったため韓国に帰って手術をさせてくれるよう会社に頼んだが聞き入れられなかった。しかし、投薬だけは構内の三菱病院で受けることができ、薬で病状の悪化だけは何と

か防ぐことができた。

6　同原告は、賃金として三五円ほど受領していた。残りの三五円ほどは韓国の家族の下に送金されていると思っていた。もっとも、後に家族からの手紙で家族へ送金がなされていないことがわかった。しかし、家族に何故送金していないのかを会社に聞けるような状況ではなかった。給料を分隊長の原告方勲栽から受け取っていた。明細は封筒に記載があり、食費や寄宿費として引かれていることはわかったが、それ以上のことは日本語で書かれていたためわからなかった。ただ、貯金という記載があったことは記憶している。給料は、一九四五年六月分まで支給を受けた。預貯金については一切説明を受けたことはない。通帳等についても持ったことは一度もない。

7　同原告は、当初は南寮に入寮した。南寮には日本人もいた。その後北寮が

完成したため、北寮に移動した。移動する一つのきっかけは、食事に日本人との差別があり、日本人と徴用工との間でけんかになったことである。日本人には米の量が多かったり、暖かいご飯だったり、量も多かったりしたが、徴用工の飯は、米以外のものが多く混じっていたり冷や飯だったりしたのである。

北寮は、木造二階建の建物だった。一部屋の大きさは一二畳で、そこに一一人が入っていた。同室者は全て同じ三菱造船所資材課倉庫係に配属されていた。部屋には押入があり、そこには個人別の箱があってそこに私物を入れ、その上に各自の布団を置いていた。布団は敷き布団以外に夏は掛け布団が一枚、冬には掛け布団が二枚になった。

食事は、朝夕は寮の食堂でとり、昼は寮から木箱にいれた弁当をもって行

った。食事の内容は、当初は米が混じっていたが、一九四五年六月を過ぎるとライ麦ばかりになった。食事の量については、同原告は胃を患っており少量でよかったため、我慢できるものであった。

寮では隊編成がなされており、中隊長を倉本が勤め、小隊長が豊川、分隊長（班長）が原告方勲栽だった。分隊は同室者一一名で構成されていた。

寮内の監視状況は、寮の敷地内に陸軍憲兵隊の派遣隊がいて寮内外を憲兵が監視していた。寮の入り口に監視はいなかったが、他の寮に行くことは禁止されていた。夜は自由時間であったが、九時に消灯となった。

休日は月に二回あり、原則としては一五日と月末ということであったが、一定していなかった。休日には外出することもできたが、集団行動であり、班長が一緒に出ていた。外出の目的は主として食事のためであり、八丁堀で

団子汁やお粥を食べた。しかし、五月以降は外出しても、食券をもっていないと買えなくなったため外出もしないようになった。

衣類は一度だけ制服の支給があったが、生地が悪くすぐ駄目になってしまい、同原告が持参してきたものや購入したものを着ていた。

8　同原告は、家族とは、一九四五年五月頃までは月に一回程度連絡をとることができた。その後は関釜連絡船が途絶えたため、連絡がつかなくなった。

検閲は、朝鮮語を班長が検閲官に日本語で読み上げ、検閲官の了解が出れば手紙を出すことができた。韓国から来た手紙も同様に班長が検閲官に読み上げて検閲していた。韓国からは手紙の外、飴等も送ってもらっていた。

9　同原告は、被爆した日は体調が悪く寮で休んでいたため、寮で被爆した。寮はつぶれなかったが、爆風で寮の向きが変わっていた。寮には一緒に休ん

でいた木村（創氏改名時の姓）と一階事務室の日本人の三名がいたのみであった。同原告と木村は寮の二階から飛び降り、布団をかぶって防空壕に逃げた。しばらくして空襲警報が解除になったので、防空壕から出て部屋に戻った。その際、ガラスの破片で手足に怪我をしていることに気づいた。また、食堂はつぶれ、そこにいた日本人三名が死亡したことがわかった。まもなく、黒い雨が降ってきた。

寮の近所に住んでいた日本人から機械製作所の近くで治療をしてくれるところがあるということを聞いたので歩いてそこまでいき怪我に赤ちんをぬってもらった。そこには焼けただれた人がたくさんいた。

再び寮に戻ったが、寮内には住めなかったので、残った徴用工たちで寮の敷地にテントを張り、そこでしばらく生活した。

この間三菱からの指示は全くなかった。しばらくして軍がきて、罹災証明書を書いてくれ、韓国に帰るか親戚を訪ねるかするようにという指示をしていった。そこで、同原告は、他の徴用工六名と一緒に広島から博多に向けて出発し、博多で市の水道局の砂の運搬の仕事をし、生活費と渡航費を稼ぐとともに渡航が安全になるのを待った。

一か月ほど後、同原告は、国連軍の帰国船で博多を出発し、釜山を経て平澤に到着した。

10　同原告の家族構成は徴用に出たときと同様である。家族たちは、同原告が徴用に取られたため、地主から小作地を取り上げられており、父が他の家の農業を手伝い日銭をもらってしのいでいる状況だった。帰国後、同原告も同様に他の家の農業を手伝い日銭をもらい家族の生活を支えた。

同原告は、その後一九四八年、一九五〇年に行われた農地解放では小作地がなかったため一切土地を取得できなかった。一九六一年までは日雇いの生活をし、同年から農地改良組合に勤務するようになり、ようやく生活が安定した。右組合には、その後二〇年間勤務し、現在は退職している。

11　同原告は、帰国後も従前からの胃の病気に加え、被爆により腰が痛くなったり、全身に斑点が出てかゆくなったりという症状が出た。三〇年ほど前から治療を継続している。一九八二年以降、渡日治療が受けられるようになり、被爆時に体内に入ったガラスや針金がそのままになっていたものを手術で取り出してもらった。その後四回にわたり渡日治療を受けているが、三か月間入院し治療を受けると斑点等は消え、症状が緩和するが、帰国してしばらくするとまた症状が元に戻る状況が続いている。

現在、同原告は、胃潰瘍と腰痛で、慶熙病院で治療を受けている。家から二時間ほどかかるが指定病院で無料であるためそこにかかっている。以前は月に何回かいっていたが、現在は、月に一回診察を受け、そのほかは平澤内のキリスト教病院でソウルの慶熙病院の診察に基づき薬を出してもらうようにしている。

五　原告李[redacted]（イ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年九月一九日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「富平[redacted]（とみひら・[redacted]）」である。

2　同原告は、徴用当時、現住所でもある平澤郡[redacted]に住み、一家は小作農で生計を立てていた。当時の家族は、父母及び妹二人であったが、父は

心臓病の持病があり、右原告と母とが三〇〇〇坪の小作田を耕していた。

3　一九四四年九月頃、同原告は、韓国人の役人から自宅で徴用令書を受け取った。同原告は、その役人から日本に行ってこいと言われ、逃げられるものなら逃げたいと思ったが、以前に、報国団から逃げ出した韓国人を憲兵が捕まえようとしていた現場を目の当たりにしたことがあり、とても逃げ切れないと考えて徴用に応じることにした。

同原告は、徴用令書を受け取る際、その役人から、日本に一年間行って来い、給料の半分は家族に送られる、日本に行っている間、家族の面倒は見てやるから安心しろ、と言われている。

4　同原告は、徴用令書を受け取った翌朝、同じく令書を受けとっていた近所の若者と一緒に平澤郡内の城東普通学校へ出頭した。普通学校では沢山の若

者が集められており、日本へ行ったときの給料などについての説明を受けたが、日本のどこへ行くのかについては、分からないままだった。

その夜は平澤市内の旅館に、他の徴用工とともに一泊し、翌朝、平澤駅から貨車に乗って釜山まで連れて行かれ、釜山で一泊した後、船に乗せられて下関には夜到着した。釜山までの列車では車両ごとに一人ずつ銃を持った兵隊の監視があり、下関に上陸したときには、原告らは間隔を置いて地面に座らされ、周囲を銃を持った兵隊に監視されていた。下関から広島までは客車で運ばれたが、右原告は、この列車に三菱のマークのついた帽子を被った者が同乗していたのをはっきり覚えている。

広島到着後、右原告は他の徴用工とともに、三菱重工の西寮に連れていかれ、一二畳の部屋を一二人に割り当てられ、ここで寝起きすることになった。

5　同原告は、広島に到着して三、四日の間、寮近くの練兵場で整列訓練などを受けた後、三菱機械製作所に配属させられた。

命じられた仕事は、鉄板をハンマーとノミで裁断し、他の金属を挟んで積み上げ、溶解するという作業であり、たいへんな重労働であった。同原告は、真面目にやらなければ、職場の班長（日本人）から怒鳴られ、棍棒で殴られるという状態のもと、毎日午前八時頃から午後六時頃まで、昼食以外には休憩時間もなくこの作業に従事させられていた。

6　同原告が三菱重工の寮に連れてこられた後の生活は、監視下での西寮と工場との往復のみであった。起床後の点呼に始まり、通勤は高等師範学校の学生に引率され、工場でも出入り口には監視員がいた。

休日は一か月に二回あり、届け出れば小隊長等の同行を条件として外出す

ることは許されていた。しかし、同原告は日本語もできず、金もなかったので、一度も外出することはなかった。

家族へは手紙を出すことはできたが、検閲があったので本当に届いているかは分からなかった。留守中の家族の生活が心配であったので、農業の様子や給料の半分が送金されているかを尋ねる内容の手紙を書いたことがあったが、家族から来た返事にはこれらのことには全く触れられていなかった。この家族からの手紙を見て、三菱重工が家族に送金していないことを確信し、「騙された、逃げて帰りたい。」と感じた。

7　三菱重工からの賃金は、毎月末に支給されていた。同原告は、金額の詳細については記憶していないが、給料袋には、税金、食費、寮費、保険、貯金の控除項目が記載されていた。貯金について同意を求められた記憶はなく、

貯金通帳も渡されていなかった。一九四五年七月分以降の給料を受け取っていない。同月頃には、三菱重工の広島工場の多数の従業員が他の工場へ移動しており、事務を取り扱う者も減って、賃金の支払は遅れたまま放置されていたのである。

8　一九四五年八月六日の原爆投下は、同原告が工場で仕事を始めようとしていたときだった。同原告は、何かで足を少し切って負傷していたが、海岸まで逃げて防空壕に逃げ込み、そこで二日間を過ごした。寮に帰っても指示する日本人はおらず、右原告は食べ物もなかったことから、広島から出ようと決心し、下関までたどり着いた。

下関から帰国しようとしたが、金がなかったので、働いて金を貯めてから闇船に乗ることにした。闇船の船賃は二〇〇円であり、同原告は様々な雑用

仕事をして何とかこれを貯め、やっとのことで闇船に乗ることができた。闇船では五〇名くらいの朝鮮人と一緒であった。

9　このようにして同原告は家に帰りついたが、帰ってみると、三〇〇〇坪あった小作農地は、働き手がいないということで全て取り上げられており、家族から、「給料を送るという話だったのに何も送ってこなかった。一体、何をしていたんだ。」と責められた。同原告は、方々へ小作させて欲しいと頼んで回ったが、小作権を得ることはできず、農繁期の手伝いなどをして手間賃をかせぐことしかできなかった。同原告は、このように小作権を失っていたために、一九四八年の農地改革でも、農地を全く取得することができなかった。

10　同原告は、帰国後二、三年してから、首筋から頭にかけて目が飛び出しそ

うなほどの痛みが走り、重い物を持ったりすることができなくなった。その後、一か月程度の入院を繰り返してきている。それでも、同原告は一家の生活を支えるために働いてきたが、病気がちのため、子供達が成人するまでは非常に苦しい生活を送ってきた。

六　原告黄[redacted]（ファン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一月二四日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「山田[redacted]（やまだ・[redacted]）」である。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡玄徳面大安里から徴用された。徴用当時の家族は、同原告の父母、妻、弟一人及び妹二人であった。同原告の仕事は、主として農業であり大工の仕事にも携わっていた。い

ずれにおいても、同原告の家族の働き手の中心は同原告本人であり、約六〇〇坪の自己所有地を含む約五〇〇〇坪の農地を耕作していた。

同原告は、同年同月、突然、徴用令書が届けられた。同原告は、学校には全く通うことができなかったので、字はほとんど読むことができず、徴用令書に何が書いてあるかさえ理解することはできない状態であった。

同原告は、徴用令書を受け取った労務係（朝鮮人）から、ただ日本に行け、という説明のみを受けて、その日のうちに、集合場所である地元の城東普通学校の運動場に連れていかれた。

3　城東普通学校の運動場には、約一〇〇名の徴用された人達が集められたが、その際、同原告は、「一年間日本の工場に行って働くことになる。」と言われた。その場では、サーベルを下げた警察官が監視していた。右普通学校か

ら平澤駅までは徒歩で三〇～四〇分かかったが、その途中、周囲を警察官に囲まれ監視された状態であった。

4　その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれたが、その間も貨車には何名かの監視に当たる人物がいた。釜山からは下関まで連絡船に乗せられ、下関から広島まで鉄道で運ばれた。同原告は、下関で三菱重工の社員の存在を確認している。そして、広島についてからは、しばらく電車で運ばれ、後に徒歩で三菱重工広島機械製作所西寮に収容された。

広島に到着してから約一週間、工場から離れている練兵場に連れていかれ、軍事教練のような訓練を受けた。雨の日は、天皇の話や軍歌を教えられ、日本は戦争に勝っている、などの話を聞かされた。

5　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられたが、同原告が配置された居

室は、八畳の広さでそこに八人が収容された。各部屋に朝鮮人徴用工の中から班長が決められており、その班長を通じて命令を受けていた。支給されていた服は、固くて目の荒いものであり、靴も粗末なものであった。また、食事も粟まじりの粗末な内容であり量も非常に少なかった。

6　同原告は、三菱重工広島機械製作所で鋳物の制作の仕事に就かされた。同製作所での就労は、毎朝午前八時に仕事が始まり、午後七時頃まで働かされた。職場の朝鮮人徴用工は、日本人学生に引率され、常に団体での行動を強いられた。工場長がしばしば工場内を見回り、工場長に逆らえる状況は全くなかった。仕事の内容は、火の中に鉄や石炭等を投げ入れて溶かす仕事や鉄を切る仕事であり、相当の力仕事でもあり、肉体的な負担は大きかった。

7　家族との通信は可能であったが、検閲があり、家族への給料の送金のこと

などの内容は記載できなかった。

8　一九四五年八月六日、同原告が、工場で就労中に原爆が投下された。同原告は閃光を見て爆風を受けた後気を失い、その後気がついてから寮に戻った。しかし、寮は半壊しており、同原告は、その後約五日間、寮でほとんど何も食べずに過ごした。それから同原告は市内に出るようになり、しばらく市内と寮を行ったり来たりして過ごすうち、八月一五日を迎えた。その間、寮には三菱重工の社員は全くいなかった。

9　同原告は、同年八月一五日に、列車で広島から下関に向かい、同所で約三日間野宿して過ごし、八月一八日頃、闇船を見つけて乗船し、約三日かかって釜山まで帰った。闇船代として同原告は二〇〇円程度を支払ったが、その闇船には約三〇〇名位の朝鮮人が乗船していた。闇船代は高額ではあったが、

同原告は普段酒も飲まず、ある程度の蓄えがあったので、それで何とか支払うことができた。

10　同原告は、帰国して後平澤に帰郷したが、同原告が不在の間に、同原告の家族の小作地は全部地主に取り上げられてしまっていた。その後に実施された農地解放のときは、結局農地を取得することはできなかった。やむなく、同原告は、大工等をして苦労して生計を立て、すこしずつ農地を購入していった。

11　被爆の際に見た閃光や、砂塵により目を傷め、それがその後も続いた。その後歳をとるにつれ、手、腕、足そして腰等がよく痛むようになった。今でも自宅の近くの医者に通っている。

七　原告金[redacted]（キム・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一月二日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「金山[redacted]（かねやま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年の秋、当時居住していた平澤郡玄徳面徳睦里から徴用された。徴用当時、同原告は六〇歳の父と二人暮らしであった。家の仕事は農業で、家族の働き手の中心は同原告であり、約六〇〇坪の小作地を耕作していた。

3　同年九月頃、突然、面事務所の書記が、同原告の家に徴用令書を持ってきた。しかし、同原告は、普通学校の三年生までしか通っていなかったので、日本語はあいさつがすこしできる程度で、ほとんど読むことができず、徴用令書に何が書いてあるかさえ理解することができなかった。令状に何が書い

てあるのかは、近所の知り合いに教えてもらい、同原告は令状に記載されたとおり、平澤郡庁まで行った。

4　郡庁には、日本人が同原告らを引き連れて行くために来ており、その日本人は三菱の人間ということであった。そして、広島の三菱の工場で働くのだと聞かされ、同原告らは三菱から来た者たちに引き渡された。

5　その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、そこで船に乗って下関へ行き、最後は汽車に乗って広島の三菱重工に到着した。

6　三菱重工では、寮に居住を命じられ、一二、三人で一緒の部屋に住むことになった。同原告の部屋は、南側の建物の二階にあった。寮では、日本人の大隊長と中隊長が一人ずつと韓国人の小隊長がいた。

7　同原告は、三菱広島製作所鋳鉄部で技術工が作った機械の型を仕上げる仕

事をした。そこでは、高等師範学校の日本人学生たちも一緒に働いていた。当時は、空襲が頻繁にあり、空襲警報が鳴るたびに防空壕に逃げ込んでいたのであるが、ある時、同原告は防空壕に走り込もうとして転んで腰を傷めてしまった。しかし、仕事は相変わらず忙しくやらされた。

8　労働時間は朝八時から夕方六時までで、たまに夜勤があった。賃金については、三菱に着いてから、賃金の半額を家族に送金すると聞かされ、残りの一部は貯金し、一部を支給すると説明を受けていた。手取り額がいくらであったかは記憶が定かでないが、会社が家に半額を送金してくれていると思って、同原告は安心していた。同原告は、同人の父と時々、お互いの無事を知らせる手紙をやり取りしていた。

9　工場や寮での食事は非常に量が少なく、麦に米を少し混ぜたような物であ

った。同原告はいつも空腹で、受け取った賃金は、ほとんどスイトンや粥などの食べ物を買って食べるのに使っていた。

10　一九四五年八月六日、同原告が工場で就労中に、原爆が投下された。このときから、同原告の右耳は聞こえなくなってしまっている。

11　同原告は、その後、寮に帰ったが、寮は建物が倒れるなどして、住める状態ではなく、会社の人もちりぢりばらばらになり、食事も作る人がなく、命令する人もいなくなっていた。そこで、同原告は宮島の方に行って、八月一五日まで、山の中に防空壕を掘ったり、山の中に工場を作る現場へ行って土方をしたりして食べ物をもらってすごした。その後、広島市内に出て軍人から「日本を出て韓国に帰ってもよい。」という証明書をもらい、どこかの港で船に乗り、下関まで何とかたどり着いた。下関までの船賃は、軍人のくれ

た証明書があったので、払わなくて済んだ。下関では帰国する人が多く、一週間ほど待って、ようやく釜山行の船に乗ることができ、八月三〇日頃、同原告は平澤に帰り着いた。

12　同原告は平澤に帰郷してから、また父と一緒に小作農を始めたが、父は、同原告が二六歳の時に死亡した。腰の悪かった同原告ひとりでは小作を続けてゆくことは不可能だったので、小作地を地主に返し、あちこちの農家を転々として日雇い農業をしながら暮らした。そして、二七歳のときに龍仁というところに定着し結婚した。

13　同原告は、腰の怪我のために足腰が痛くて十分働くことができなくなったが、妻、息子二人、娘一人の家族をなんとか養ってゆかねばならない立場であったので、龍仁で小作地を借りて農業をすることにした。しかし、十分に

働くことができないために、高い費用で人手を雇わざるを得ない状態であった。同原告は、腰が悪いことから左足が不自由となり、一九八二年に初めて広島にいって腰の手術を受けた。一九九〇年にも広島で二か月間左足と耳の治療を受け、左足は随分良くなったが、結局、耳は治らなかった。

八　原告李[redacted]（イ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年六月一日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「松本[redacted]（まつもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月頃、当時居住していた平澤郡浦升面洪原里一二三から徴用された。徴用当時、同原告は、両親、妹、妻、娘一人の六人家族であった。一家は農業で生計を立てていたが、父親は既に年老いていたため

に、一家の働き手の中心は同原告であり、同人一人で小作地である二二五〇坪の水田と一〇〇〇坪の畑を耕作していた。

一九四四年九月頃、突然、面事務所の労務職員によって徴用令書が届けられ、同原告自身が受けとった。その際の労務職員の説明は、「日本へ行け。年齢徴用だから免れられない。」というものであった。

3　同原告は、その二日後に、面事務所に出頭し、その職員に地元の城東普通学校の運動場に連れて行かれた。そこには、約二〇〇名程度の徴用工が集められており、多くの顔見知りがいた。

同原告は、平澤駅から貨車に詰め込まれて鉄道で釜山に運ばれ、下関を経て広島の三菱重工に到着した。その間、原告ら徴用工は常時監視されていた。

4　三菱重工到着後には連行時とは別の班構成がなされたが、同原告は西寮へ

の居住が命じられた。一二畳の部屋に一二人が収容され、同原告はそこでスフの服を一着支給された。

5　同原告は、三菱重工で始めに教練のような訓練を受けた後、三菱重工広島機械製作所の鋳鉄部の型場に配属され、型に鉄を流し込んで型抜きをする仕事に従事した。そこでの班長は高等師範の学生であった。

勤務時間は、午前八時三〇分頃から午後七時くらいまでであったが、週に二、三回は夜勤があった。

6　三菱での食事はとにかく量が少なく、特に夜勤の際には、小さな団子三つくらいだけで仕事を続けなければならず、同原告は非常に腹を空かせていた。

また、同原告のいた西寮では、食事が腐っていたこともあった。そのとき西寮では、朝鮮人徴用工が怒って食事を食器ごと投げ捨てており、同原告は、

その次の食事が食器の代わりに木の箱に盛って出されたことを記憶している。

同原告が日本人が入っていた東寮に行くとそこでの食事は腐っておらず、同原告はそれを分けてもらって食べた。

同原告の記憶によれば、寮の近くには、憲兵の常駐していた所があり、原告らは、常に憲兵の見回りを受けていた。徴用工らは、逃亡しようとすれば半殺しの目に合わされるぞと脅されており、同原告は逃げ出して帰りたかったが、これを聞かされていたのと、逃げても金もなく生きていけないと思い、思い止まった。

7　同原告は賃金を給料袋で受けとっていた。給料袋には、税金、貯金等の控除項目があり、寮の班長に貯金は帰国時に持って帰ればよいと言われていた。家族への半額送金の話は、工場でも誰かから聞いたことがあったが、同原告

が手紙で聞いたところ、家族からは送金はないとの回答であった。しかし、当時の徴用工にとっては、反抗すれば殴られることは明らかであり、日本人相手に筋を通すなど思いも及ばず、給料も支給される金額を黙って受取るしかなかった。具体的な手取り金額についてはよく覚えていないが、受け取った賃金の半分は煙草や芋等の間食を買うのに消えた。

8　一九四五年八月六日、原爆が投下されたときは、同原告は工場での朝礼を終えて作業に取り掛かろうとしていたときであった。同原告は幸いにも負傷しなかったが、同僚の徴用工の中には爆風で飛んで来た工場のスレートで頭にけがをした者もいた。同原告は、すぐに防空壕へ逃げ、しばらく様子を見た後で寮へ帰った。三菱の責任者は全員帰宅してしまい、同原告はその後三菱の社員に会うことはなかった。同原告は、しばらく寮にいたものの、そこ

では食事もなく生きてゆけないと考えて、二、三人と寮を出て、山で芋などの食べ物を探してきては飢えをしのいでいた。そのようなことをしているときに、沢山の朝鮮人が万歳をしているのを見て祖国の解放を知り、汽車で下関まで行って、闇船で釜山に帰った。闇船代は所持金と身に付けていたものを売ったりして何とか調達することができた。

9　同原告が釜山から郷里の平澤に着いたのは一九四五年九月ころであった。同原告が帰郷してみると、小作地は全部地主に取り上げられてしまっており、ほとんど農業はできなくなっていた。そのため、その後に実施された農地解放でも結局農地を取得することができなかった。その後、同原告は、口では言えないほどの苦労をして小作仕事を貰い、金を貯めて徐々に土地を買い足していった。

同原告は、これまで被爆による顕著な身体症状は現れなかったが、一〇年くらい前から、気管の調子が悪く通院治療を続けている。

九　原告許[redacted]（ホ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年四月二九日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「松山[redacted]（まつやま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月下旬頃、当時居住していた平澤郡古徳面文谷里一四六から徴用された。徴用当時の家族は、父母、兄、兄嫁であり、兄と同原告の二人で「昭和農場」という日本人の農場のうち三〇〇〇坪の小作をして生計を支えていた。

一九四四年九月頃、同原告は、面事務所の労務係から徴用令書を受け取り、

「日本へ行け。行かないと父母が警察に連れて行かれるぞ。」と言われた。同原告は夜学に少し通ったことがあるだけで、日本語はまったく分からず、徴用令書の内容も、日本に行って何をするかも分からないままの徴用であった。

3　徴用令書の送達から一〇日くらい後の九月下旬に、同原告は、自分が徴用されたら誰が農業をするのだろうと後顧を憂いながら指定された城東普通学校に出頭した。城東普通学校の運動場には三〇〇名ほどの徴用工が集められており、三菱の腕章をした日本人も四人くらいいた。そのとき、同原告は日本人が「後のことは心配するな。」という話をしていたのを覚えている。

同原告は原告朴昌煥と同じ小隊に配属され、その後の連行、労働の経緯は同人と同様であった。平澤駅からは鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、下関経由

で広島の三菱重工に連れて行かれた。連行中は三菱の人間が同行し、汽車の中を監視の人間が行ったり来たりしていた。

三菱への連行後、同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、一二畳くらいの広さの部屋に一〇人くらいが収容された。

4　同原告は、三菱重工広島機械製作所の鋳鉄工場に配属され、連行後二日目から工場に通わされて、ハンマーで鋼鉄を切り、四〇トンもの鉄を溶鉱炉に入れて溶かし鉄を作る仕事に従事した。仕事は大変な力仕事であったうえに週一回くらいは残業があり、夜の九時、一〇時まで働かされた。

工場や寮で出る食事は麦、芋などばかりで粗末で量が少なく、同原告は、いつも空腹状態で重労働に耐えていた。そのため、月二回くらいの休日に、小隊長・寮長の許可を得て市中へ食べ物を買いに出たこともあった。

同原告は、逃亡できるものならしたかったが、日本語もできないのに逃げきれるはずがないと考え、思い止まった。

5　賃金についても朴[redacted]と同様の状況であった。賃金の手取りは一か月に二〇円くらいであり、同原告は、これが保険料などの他、家族への半金送金を控除した金額だと理解して受けとっていた。

6　一九四五年八月六日の原爆投下時には、同原告は、防空壕を掘る仕事をしており、原爆が投下されるとすぐに防空壕へ飛び込んだ。けがはなかったものの、三菱の人間はいなくなって食事のあてもなくなり、同原告は原告韓[redacted]と一緒に畑のものを取って食べたりして飢えをしのいだ。そのようにするうちに、祖国が解放されたことを聞き、右韓[redacted]とともに帰国しようと広島を出た。所持金は全くなかったが、線路伝いに歩いて途中から汽車に隠れて

乗り、下関から連絡船に乗って釜山まで帰ることができた。連絡船は無料であった。釜山に着いたのは八月か九月頃であり、その後はヒッチハイクで故郷の平澤に辿り着くことができた。

7　平澤では兄が「昭和農場」の小作を続けていたが、小作地は同原告が徴用されたために、前の半分の一五〇〇坪に減らされて家族は非常に苦しい生活を送っていた。

同原告は小作地を取り戻すために懸命に働き、三年くらいして、ようやく自分たちの食べる分が収穫できるようになった。そして、農地解放までには、何とか従前の広さの小作地を取り戻すことができ、農地解放で三〇〇〇坪の土地を買取って、そのうち一五〇〇坪を同原告が分けてもらって、その後も懸命に農業を続けてきた。

帰国後まもなく、たびたびめまいがするようになり、そのうち、目が霞むようになった。同原告は、被爆のための症状ではないかと思いながらも、働くことで精一杯であったのと、医療費がかかるため最近まで病院にも行かずに我慢してきた。

ロ　原告宋[redacted]（ソン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一〇月一六日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「松本[redacted]（まつもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡古徳面海倉里七八〇番地から徴用された。徴用当時の家族は、母と兄が一人、弟が一人、妹が二人であったが、当時、兄はフィリピンに徴兵で送られていた。したがって、

家族の中心的な働き手は同原告自身で、二七〇〇坪の自作地で農業をし、主に米を作っていた。

同年同月、同原告宅に面事務所の役人が突然、徴用令書をもってきた。同原告は、自分が一家の働き手だったため、弟を代わりに行かせようとしたがかなわず、結局自分が行くことになった。そして数日後、城東普通学校に召集された。

3　城東普通学校には警察官と民兵がおり、誰が言ったのかは定かでないが、「徴用期間は一年間。給料は半分は家に送金し、もう半分は本人に渡す。家への送金は約一五円ぐらいである。」という話を聞いた。

4　その後、同原告は、城東普通学校から旅館に行き一泊し、翌朝平澤から鉄道（貨車）に乗せられて釜山に連行された。釜山では三菱の者がおり、その

人が広島まで原告らを連行した。同原告が広島に連行されると知ったのは釜山でのことであった。

5　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。部屋は二階で、一〇畳くらいの広さの部屋で、約二〇人が生活していた。

6　三菱重工広島製作所では、同原告は、鋳鉄工場で旋盤で鉄板に穴をあけたときにできるとげなどを落とす仕事に就かされた。機械の激しい振動がからだに伝わるため、相当厳しい仕事だった。仕事は毎日忙しく、ほとんど毎日朝八時くらいから夕方六時か七時までで、残業は一月に一〇日ほどであった。現場では、年を取った日本人が自分たちに仕事を命じていた。賃金は、工場の事務所に呼ばれ、そこの事務要員から受け取っていた。

7　三菱での生活では特に、食事の量が少なくて常に腹をすかせている状態だ

った。食事の中身は、さつまいもや半ば腐ったようなご飯で作った握り飯などが多かった。残業をするとまた少しだけ夜食が出た。重労働にも関わらず、ただ「働け、働け。」ばかりで、働かなくては食物をくれないので、死なないために働くしかなかった。

一九四五年七月頃、日本人には新しく炊いたご飯が出たのに原告ら朝鮮人徴用工には古い腐ったご飯が出されたため、日本人たちの食堂へもって行って投げ付けるなどした事件があった。そのとき食器が割れたため、翌朝は板に盛り付けられたご飯が出た。

8　同原告は、一九四五年八月六日、工場にて被爆した。朝のラジオ体操を終えて工場に入って仕事を始めようとしたとき、バーンと大きな音がし、空を見ると真っ黒な雲が見えた。工場のすぐ前に防空壕があったのですぐそこへ

飛び込んだが、そのとき左足の向こう脛に鉄がささり負傷した。しばらくは防空壕の中にいたが、少しして腹が減ったため工場の食堂に行った。工場も柱だけは残っていたが、壊れ、そこには誰もいなかった。飯の上にガラスの破片が散らばっていたが、そのガラス片をかきわけてご飯を食べた。その後、寮に帰って見ると寮も壊れており、何人かの仲間と一緒に自分たちの風呂敷包みと支給されていた毛布一枚、それに畳の表面のむしろをはいで持ち出し、工場の近くの川辺でその晩は寝た。その後同じ川辺で何日かを過ごしたが、配給の握り飯一日二個をもらって飢えをしのいだ。

何日かして三菱重工の人が、三菱の工場の復旧作業をさせるためにやって来た。復旧作業に従事しているうちに解放を迎えたが、その後も三菱の人に仕事をさせられていた。

9　同年八月三〇日ころ、三菱重工の人から国へ帰れと言われ、無料で汽車に乗って九州へ行った。駅へ行くと韓国へ帰る人のための引率者がいて、その人の言うとおりにすれば無料で汽車に乗れた。同原告は、韓国に帰ろうにもお金がないので、九州で大工の片付け仕事を二週間して働いた。日雇い仕事の賃金ももらえなかったが、そうしているうちに日本人の引上げ船に乗れるというのでそれに乗って釜山に帰り、釜山からは韓国政府が運行していた汽車に無料で乗って平澤に帰った。平澤の家に帰り着いたのは同年一一月頃であった。

10　家に帰ってみると、同原告が徴用で不在の間に、残された家族が生活のために二七〇〇坪あった自作地のうちの一三五〇坪を売りはたき、田畑がなくなっていた。仕送りすると言われていた賃金の半分も三菱重工からは一切送

られていなかった。

11　同原告は、帰国後、残った農地で農業をしながら生活をした。帰国後四年後に緒婚し、五人の子が生まれた。子供たちを結婚させたりするために田を売り、今は何も残っていない。

同原告は、被爆の影響で、一九年前から右の腰から足にかけて神経痛が出るようになった。仕事を休めば少しは楽だが、天候が悪いと特に痛みが強くなる状況である。約一七年前長崎の赤十字病院に二か月入院して治療を受けた。最近は針治療を受けている。六年前には歯の治療を行うため広島へ渡日治療を受けに行った。今も平澤の病院に神経痛で通い投薬治療を続けている。

二　原告呉[redacted]（オ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一一月二七日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「呉村[redacted]（くれむら・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡浦升面内基里から徴用された。徴用当時の同原告の家族は、その兄と兄嫁と甥五人で、父母はすでに亡くなっていた。同原告は兄と二人で一〇〇〇坪の小作地を耕作するほかに、人の家での日雇い農業もしていた。

同原告の親戚にあたる里長が面事務所の役人と二人で同原告の家に徴用令書を持ってきて、「日本の広島へ行って働け、そこは給料も良いから、一生懸命働け。」と告げた。その三日後に集合場所である城東普通学校の運動場に徴集された。同原告は学校に通ったこともなく、字も読めなかったので、同原告も家族も広島のどこで何をするかも分からないままの徴用であった。

3　城東普通学校の運動場で、日本語を話す人の話を面職員が通訳して「日本へ行ったら金をたくさんやるからしっかり働け。」と言われた。その場の雰囲気は、監視する人間がどこにいるかも分からず、自分勝手に話などできない状況であった。

4　その後、同原告は、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着した。同原告は、平澤から広島まで原告朴昌煥と行動を共にしている。

5　同原告は、三菱重工広島機械製作所に配属され、その西寮に居住を命じられた。同寮では、一二畳の部屋に一二人が収容された。寮には日本人の責任者がいて、夕方になるとそれぞれの部屋に畳一枚に一人ずつ徴用工がいるかどうかを調べて回っていた。食事は米に麦や大豆の混ざったもので、時々そ

れに沢庵や味噌汁がついている程度のものであった。

6　三菱重工広島製作所では同原告は鋳鉄工場に配属され、鉄を溶かす現場で鉄の塊を運ぶ仕事や、溶接の手伝いをする仕事に就かされた。慣れない仕事で、非常に厳しい仕事であった。

7　賃金はもらったものは一切使わず、そのまま貯めていた。賃金の封筒に何が書いてあるのかは字が読めなくて分からなかったが、一緒に徴用された同僚から三菱が貯金をしていることについて聞いていた。同原告は字も書けないし、またその家族もどこに徴用されたのかも知らないままであったから、家族との手紙のやり取りは一度もなかった。

8　寮では朝鮮人徴用工だけが集められて収容されていた。休日もあったが、同原告は言葉も通じないこともあり、一度も外出したこともなく、ただ部屋

で過ごすだけであった。

9　一九四五年八月六日朝、同原告が工場の現場に入ったとき、突然閃光が走り、爆風で工場の建物が壊れた。同原告は、一三人の同僚と一緒に防空壕に逃げ込んだ。その時、爆風で、右の耳がひどい耳鳴りがした状態になった。このとき同原告の右の鼓膜が破れた。その晩は一三名が防空壕で一緒に過ごした。同原告らに対しては、三菱重工の社員からは何の指示もなされなかった。

10　翌日、誰かは分からない日本人が来て拡声器で同原告らに呼びかけ、罹災証明書と思われる書類を交付した。

その後二日ほどして、同僚たちと一緒に下関に歩いて向かった。二日ぐらい歩いて下関に着いた後、二、三日下関に滞在した。

その後、同原告らは、他の徴用工たちと一緒に海の方へ行き、闇船があるという話を聞いてその方へ行ってみると、その辺りには人家もなく、川辺で一晩寝て、明朝暗いうちに大きな闇船に乗った。闇船代は八〇円位で、同原告は貯めていたお金から支払った。

11　船は釜山から少し離れたところにつき、汽車も通っていなかったので、平澤方面へ帰る人と一緒に八日間ぐらい歩いて平澤に帰り着いた。途中、農家の人が、同原告らに対し、日本で苦労してきた人たちだからといって食事を与えてくれた。

12　同原告が平澤に帰ったときの状態は、父が早く亡くなっていたために生活は徴用前と同じく、兄達の暮らしぶりは相変わらず苦しい状態であった。同原告はまた一緒に農業を始めたが満足に食べられる状態ではなかった。

その後三年して結婚し、そのときに兄から三〇〇坪ほどの田と二〇〇坪ほどの畑を譲り受けた。そして二間のあばら家を買い、その後、四人の息子と一人の娘が生まれたが、暮らしはだんだん苦しくなっていき、二七年前に田と家を人に売り、畑は兄に返して、忠清南道の従兄を頼って移り住み小作暮らしを始めた。

13　帰国して後、耳鳴りが続くので、医者にみてもらったところ、右の耳の鼓膜が破れているとの診断で、治療を受けたが、治らなかった。最近になってソウルの大学病院でみてもらったが、今では治らないとの診断であった。現在でも同原告の耳は、ほとんど聞こえない状態である。また二〇年前くらいから頭痛が続くようになり、歯も全部痛むようになった。また、仕事をし過ぎると肩や腕や脚も痛むようになった。同原告は、痛くてもお金がないので

病院へ度々行くことができず、鎮痛薬を薬局で買って飲んで痛みを押さえてきた。現在でも一か月に二回程度病院に通っているが、治療費は全部同原告が払っている。病名は、地元の医師の診断では三叉神経痛と言われている。韓国原爆被害者協会からは日本へ行って治療するようにとの話もあるが、同原告が日本へいくと妻が一人で農業をしなければならないので、渡日治療は困難な状況にある。

同原告は、現在妻と二人で小作農をしており、暮らしは豊かではない。年金等の支給も全く受けていない。

三　原告崔[redacted]（チェ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年二月二六日生まれの男子であり、創氏改名による日

本名は「慶田[redacted]（けいだ・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡彭城面から徴用された。徴用当時の家族は、父母、妻、娘一人、息子一人であった。仕事は農業で、三〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

同年同月、突然、面事務所から徴用令書が届けられ、面事務所に召集された。そこで日本に一年間徴用されることを聞かされた。

3　同原告は、平澤郡庁に連れていかれ、その後、平澤駅から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着した。

4　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、職場は、三菱重工広島機械製作所に配属された。

5　右広島製作所では、鋳鉄工場で白い石をハンマーで砕いてコークスに入れ

たり、鉄鉱石を砕いて溶鉱炉に入れるなどの仕事につかされた。

6　寮や工場での食事は、量が少なく、常に空腹の状態であった。寮で出された食事が腐って傷んでいたことから、徴用工が怒りだし、多くの徴用工がその傷んだ食事を投げつけるなどの騒ぎになったことがあった。その騒ぎに対しては憲兵が出動してこれを鎮圧した。

7　一九四五年八月六日、同原告は工場の中で被爆した。幸い同原告は負傷はしなかった。工場の建物も壊れ、混乱状態となった。同原告は三菱重工の社員から何らかの指示を受けたようなことは全くなかった。

同原告は、どうすればよいかわからず、ひとりで広島の郊外に行き、食べ物をもらって何とか生き続けた。泊まるところもなかったので、野宿して過ごした。

8　被爆した翌日、一人で国に帰ろうと思い、下関に向けて出発した。途中歩いたり、また汽車を乗り継いたりして下関についた。下関には一〇日間位いたが、食べ物をもらったりして食いつなぎ、ここでも野宿したりして過ごした。そして、闇船に乗り釜山まで帰った。その船は木造の小さい船で、八〇人位と一緒であったが、海が荒れて、大変な恐怖を味わった。

9　平澤に帰郷してみると、同原告が徴用された後は、両親と兄の子供が小作地を守って農業をしていたということであった。

徴用後、家族に三菱重工から給料の半額が送金されたようなことは全くなかった。

10　同原告は、帰国後、腰が痛くて病院に通ったりしたが、それほどひどく健康を損ねたことはなかった。しかし、原爆による何らかの異常がないかいつ

も不安な状態であった。また被爆者ということで、周りの人達からは常に特別な目で見られる状態であった。

一九九三年頃に日本に行き、被爆者手帳の交付を受けた。

11　現在、同原告は、妻と息子夫婦と孫二人と共に生活して、農業を続けているが、生活はそれほど豊かな状態ではなく、なんとか家族が食べていける状態である。

三　原告金[redacted]（キム・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一月二五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「金本[redacted]（かねもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月中旬または下旬頃、当時居住していた平澤郡玄

徳面徳睦里で、面の職員から同原告自身が徴用命書を受け取った。面の職員は使いできただけで内容については何の説明もなかった。

徴用当時の家族は、母、妻と三歳と一歳の子供二人であった。父は同原告が九歳の時に亡くなっていた。当時、生計は二二〇〇坪の土地を同原告が小作して立てていた。

3　徴用令書を受け取ってから三日後に地元の城東普通学校に集合させられた。そこには、三菱重工の職員が二人来ていた。そのことは郡の労務係が二人を紹介したためわかった。その場では、三菱の社員の紹介があった程度で、それ以上に詳しい説明等はなく、三菱に行くことしかわからなかった。

城東普通学校では、郡の職員がたくさん出ており、原告らを見張っていた。この監視は、同原告らが汽車に乗るまで続いた。

4　城東普通学校に集合した後、近くの旅館に連れていかれ、そこで一泊した後平澤駅に連れて行かれた。平澤駅でも注意事項があったくらいで特に話はなかった。

平澤駅からは釜山まで貨車に閉じこめられたまま運ばれた。午後に平澤駅を出発して翌日の朝釜山に着いた。その間食事はなかった。釜山に着くと消毒し、服を洗ってその日は釜山に泊まった。そして翌日の朝、船で下関に向けて出発した。釜山で泊まった旅館で食事が出たが、船の中は食事は出なかった。下関に着き、またすぐ汽車に乗って広島まで連れて行かれた。汽車の中も食事は出なかった。このように連行中は、ほとんど食事が出されず、原告らは大変ひもじい思いをさせられた。

平澤駅で貨車に乗せられてからは、郡の職員による監視はなくなったが、

そのかわり、徴用工の中から日本語ができるものを選び出し、三菱の社員の助手のようなかたちにし、彼らに同原告らを監視させていた。

5　広島到着後、電車に乗せられて直ちに、三菱重工に連行され、南観音町の西寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は、一二畳の広さでそこに一二人ほどが入れられた。

寮では中隊長である日本人が時々回って監視をしていた。寮での食事はさつまいものご飯と汁物が一杯のみで、量も少なく栄養不足で味も悪く不満が一杯だった。一度腐った飯が出たとき、日本人が入っている東寮にそれを持っていったところ東寮では上等の飯が出ていたことから、騒動になったこともある。

衣服は一回だけ支給されたが、質が悪くて何回も着られなかった。

三菱到着後、二週間ほど、寮の横の運動場で軍事教練と空襲時の避難訓練等を受けて仕事についた。

6　同原告は三菱重工機械製作所の鋳物工場に配属された。寮から工場までは、最初は引率がつき集団で行っていたが、途中からは個人で行くようになった。

仕事は、鋳型を作ることで、朝八時か八時半くらいから夕方六時半くらいまでであつた。休憩は昼食時にあっただけで、残業はあまりなかった。

工場は、入り口が一つあっただけでまわりは海だったから、逃げようにも逃げられない状況であった。

休日は、月に四回あつた。寮や工場での食事が大変貧しいものだったことから、休日は食べ物を買うところを探し歩くことが多かった。

逃げようと思ったことは何度もあるが、逃げた後のことを考えると逃げら

れなかった。

7　給料については、日本に来て、三菱から月給をもらうときに半分は家族に送ると聞いた。また、預貯金についても、同じようにしているということを三菱の人から聞いた。

給料袋には明細が書いてあったが、内容は覚えていない。同原告は、毎月三七、八円ほどもらっていた。給料を最後にもらったのは、一九四五年六月である。

8　家族との手紙のやりとりはできた。家族に、賃金の半分が送金されているかどうか聞いたことがあり、家族からは送金されていないという返事が来た。しかし、そのことで文句を言えるような状況ではなく、抗議をしたことはない。

9　一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は工場に行く途中だった。原告は爆風で飛ばされ、足を少しけがした。

その当時、同原告は三菱の工場の横にあった飯場ですいとんを作って売っていた韓国人と知り合いになっていたので、その人のところへ避難しようと考え、市の中心部を避けながら、市の北の方にあるその人の家に向かった。とにかく一面が破壊されており逃げることばかりを考えていたので、寮に戻るとかいうことは考えなかった。

その人のところに一か月ほど居候した後、その人と一緒に韓国に帰ることとなった。

10　宇品から船で韓国に帰ろうと考え、九月一〇日に宇品で船に乗り、三日間かかって下関に着き、一泊してから韓国に向かったが、嵐で山口県に押し戻

されてしまい、船も損傷してしまったことから別の船で釜山に渡った。

最初の船に乗るのにかかった三〇円は、自分が持っていたお金から出したが、二隻目の船に乗るのにかかった二〇円は持っていなかったので、一緒に帰ろうとしていた韓国人に出してもらった。

釜山からは汽車で平澤まで帰り、家についたのは、九月二〇日頃であった。

11 家に帰り着いてみると、上の子が死亡しており、家の屋根を葺いてあった藁が供出でとられてしまっていた。二二〇〇坪あった小作地も地主にとられてしまっており、他人の農作業を手伝って食べている状況であった。ただ、日本人がほって逃げてしまった三〇〇坪をとって耕すことができ、それで何とか食べていくことができた。

帰国後は、日雇いを九年間した後は、いろいろな仕事をしてきたが、食べ

るに食べられない状況が続いた。

被爆の影響で、原因不明の皮膚病にかかっており、ひどいかゆみがある。現在韓国の病院で治療を受けているほか、一九八四年には渡日治療を広島の原爆病院で受けた。現在、年金の支給もなく、非常に厳しい生活を強いられている。

一四　原告金[redacted]（キム・[redacted]）

1　右原告は、一九二二年一二月二〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「金本[redacted]（かねもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡松炭面七院里二〇〇番から徴用された。徴用当時の家族は、母、身体障害の兄、妻と五歳と二歳

の息子二人であった。同原告の仕事は農業で、一人で一五〇〇坪の土地を自作し、また別の一五〇〇坪の土地を小作して家計を支えていた。

3　同年九月頃、突然、面事務所職員と警察官が、同原告の家に徴用令書を持ってやってきた。同原告はすぐに平澤郡庁に連れて行かれ、そこには一〇〇人ほどの人が集められていた。そこから城東普通学校に連れて行かれ、そこで同原告は、「日本に行けば良い待遇で迎えられる。給料は韓国でもらえるよりずっと高い。給料の半分は家に送金し、残りの半分は本人に渡す。」という話を聞いた。

4　その日は、平澤駅付近の旅館に宿泊させられ、翌日同原告らは汽車に乗せられて釜山まで連れて行かれた。釜山で一泊した後、船で下関に渡った。同原告は、そこで広島に連れて行かれることを初めて知らされた。下関に着く

までの食事は、まずくてとても食べられたものではなく、同原告は、家を出るときに母が与えた梨五個を食べて飢えを凌いだ。下関からは、汽車に乗せられて広島に着いた。

5　広島では、三菱重工の西寮に居住を命じられ、二階の一二畳の部屋に徴用工ばかり一二人が住まわされることになった。

6　同原告は、三菱重工広島機械製作所の鋳物工場に配属され、すぐに就業させられた。その工場で同原告は、鋳物で部品を作ったり、部品を組み立てる作業に従事させられた。仕事は日本人の命令通りに行い、非常に忙しく働かされた上に残業も多かった。残業をすると食事の量が増えるが、しない場合の食事の量は極めて少なかった。それはひもじくて働くどころではない量だったので、辛くても残業をせざるをえない状況であった。

7　三菱での生活は、とにかく食事が少なく、いつもひもじい思いばかりであった。食事の内容は、主として麦に少し米を混ぜたようなものやスイトンが出されていた。腐った飯が出たこともある。食堂で日本人の係の者から「空襲で補給がないため仕方がない。」との説明を受けたが、日本人の工員のところへ行ってみると、日本人は腐ってない飯を食べており、それで騒ぎになったこともあった。

同原告は、家族ときどき手紙のやりとりをしたが、家族には会社が給料の半額を送金してくれていると思っていたので、そのことを家族に手紙で尋ねたことはなかった。

8　同原告が三菱重工から受け取っていた賃金は、月三〇円くらいであったが、半額は故郷の家族に送金されていると聞かされていた。賃金は寮の小隊長か

ら手渡されていた。

9　一九四五年八月六日、同原告が工場で就労中に原爆が投下された。同原告は驚いて工場近くの防空壕に逃げ込もうとし転倒して左手首を骨折した。誰も治療してくれる者がいなかったので、同原告は自分で布を患部に強く巻きつけるなどして応急手当てをせざるをえなかった。その後は寮に戻り、そこでしばらく過ごしたが、ある日、日本の兵隊が寮にやってきて、広島を離れるように命令したので、広島を出て韓国に帰ろうと決意した。

10　同原告は、汽車で下関まで行き、そこから闇船に乗って釜山までやっとたどり着いた。

11　同原告が平澤の家まで帰ってみると、徴用で連行されるまでは比較的裕福に暮らしていた家族がみるも哀れな生活を強いられていた。同原告が唯一の

働き手であったため、残された家族はその日一日を何とか食べていくのがやっとの状態であった。そのよう極貧生活を強いられたために、兄は同原告が戻ってきた一年後に死亡し、妻もその二年後に心臓病で死亡してしまった。

12　同原告は広島から戻ってから腰痛がひどくなり、一時は激しい痛みのために立ち上がることすらできないほどであった。また、同原告は一九八六年には被爆者健康手帳の給付を受け、長崎赤十字病院に入院して専門治療を受けた。同原告は現在も腰痛に悩まされており、また年金の支給も受けておらず、息子を亡くすなど生活の状況は厳しい。

一五　原告姜[redacted]（カン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年八月二七日生まれの男子であり、創氏改名による日

本名は「朝山[redacted]（あさやま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡青北面玉吉里から徴用された。同原告は、七人兄弟（四人の男と三人の女）の五番目で、徴用を受ける二年前に結婚して、別に所帯をもうけ、両親の家から四km程離れたところに住み、農業を営んでいた。家族は妻と一歳の男の子供が一人であった。同原告は九〇〇坪程の農地を耕作していたが、土地は日本人の所有で、小作として米を作っていた。しかし、九〇〇坪程の農地ではとても食べていけず、近くの精米所で働いて何とか生活を維持していた。

同年同月、同原告に徴用令書が届けられた。そして、平澤の城東普通学校に集められた。そこには三〇〇名くらいの徴用工が集められていた。

3　右普通学校では、「徴用は一年間であり、広島に行く。」という話程度で、

何をするかというようなことは説明は全くなかった。

4　その後、同原告は、平澤駅から貨車にのせられて釜山まで連行された。

5　そして、広島の三菱重工の西寮に居住を命じられた。寮の部屋は一二畳位の部屋に一二人が収容された。

6　仕事は三菱重工広島機械製作所の鋳鉄工場に配属された。そこでの仕事の内容は石炭を釜に入れる仕事で、全く慣れない仕事であり非常に厳しいものであった。同原告は、仕事を始めて五か月位したとき、仕事中にモーターのベルトがはずれたことがあり、その修理をしている時に、右手の指が巻き込まれ、結局、人指し指と中指の二本の指先の関節を失うという重傷を負った。今でも二本の指のそれぞれの第一関節がなく、五〇年以上経った今でも傷みを感じるときがあり、年を取るに従って痛みをよく感じるようになっている。

指を切断した、ということについては、治療はしてもらったが、このことについては、今に至るまで何の補償もなされていない。

7　休日は、月に二回程度あったが、日本語もわからないので、出かけることもなく、ほとんど寮にいる状態であった。

8　原爆が投下された前日の一九四五年八月五日、同原告は、他の徴用工一人と共に工場から八km位離れた日本人小隊長の家に行っていた。そしてその翌日、朝、小隊長の家から一緒に出勤しようとしたとき、轟音がして爆風を受けた。付近の家で壊れた家も何軒かあった。

同原告は、工場の方に行こうとしたが、火事があちこちで起こっており、到底行ける状況ではなかったので、また三人で引き返した。

そして、その後三日間、原告は他の同僚と小隊長の家で過ごさなければな

らなかったが、その間三菱重工からは、何の指示もなされなかった。

その後、何とか寮に戻り、寮で出会った原告朴昌煥と行動を共にし、同じ船に乗って、釜山に帰り、平澤にたどり着いた。

9　同原告不在の間、妻と子供は両親の家に身を寄せていたようであり、同原告が帰ってから、また親子三人の生活に戻ることができた。しかし、戻ってから一五日位して、子供が麻疹で亡くなってしまった。

同原告が小作をしていた農地は、日本人の所有から国有のものとなったが、同原告は、面に小作料を払って農業を続けた。その後、息子四人と娘二人をもうけている。

10　同原告の健康状態は、帰国後、皮膚が非常に弱くなった。皮膚が常に痒い状態であった。そして三〇歳位まで皮膚病で病院によく通っていた。また、

皮膚が化膿しやすくなり、今でも頭に化膿しているところがある。同原告が帰国後初めてできた子供も同じような状態であり、原爆による放射線の影響が疑われる。また、視力も被爆後極端に落ちている。前記のとおり、同原告は、三菱重工での就労中、労災により右手の二本の指の先を失っており、その後遺症に未だに悩まされている。

11　同原告は、帰国後日本に行ったこともなく、被爆者手帳ももらっていない。現在七三歳で無職の状態である。一二年程前に妻が死亡し、再婚してその妻と二人で暮らしているが、生活は全て子供たちの援助で維持している。年金等もどこからも支給されていない。

二六　原告裘[redacted]（ペ・[redacted]

1　右原告は、現在の戸籍上は一九二六年九月二七日生まれの男子であり、実際の年令は徴用時には満二三歳であった。朝鮮戦争のときに戸籍が消失し、新たに作り直すときに一九二六年生まれと間違って記入されたものである。当時の創氏改名による日本名は、「海山[redacted]（うみやま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡古徳面防築里七〇七番地から徴用された。徴用当時の家族は、父、一一歳の弟、七歳、四歳、三歳の妹だった。父は年寄りで病身だったので、同原告自身が一人で幼い弟と妹を抱えて農業をしていた。田畑は小作地ばかりが四〇〇〇坪で、収穫の半分が地代であった。

同年九月、野良で働いていた同原告の元へ面事務所の兵士係が徴用令書を

持ってきて、そのまま同原告を平澤郡庁へ裸足のまま連れて行った。日本へ行くということも聞かされず、家族に挨拶することも出来なかった。同原告は令状を見る余裕もなく、また、見たところで、家が貧しくて学校に通えなかった同原告に字が読めるはずもなく、令状は受け取ってそのままポケットにつっこみ、連れて行かれた。

3　平澤郡庁では、逃亡する者もいるからと何班かに分けられた。そして、兵士係が「日本へ行けば金がたくさんもらえて、家族もよく暮らせる。」という話をした。そこには、日本人が二人いて、黒い服を来ていた。その日本人たちが同原告たちを広島まで引率して行った。同原告はの着の身着のままの裸足で所持品もない状態で、履き物をくれと言ったがもらえず、結局、広島の三菱に着くまで裸足のままであった。

4　同原告らは、平澤駅から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着した。

5　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は、一二畳の広さでそこに一一人が収容されていた。裸足で連行された同原告は、三菱に到着後やっと履き物と服とゲートルの支給を受けた。

6　三菱重工機械製作所では、同原告は鋳鉄工場に配属された。現場は「製品場」といって、焼き上がった鉄製品のトゲや角を落としてきれいに仕上げるところだった。仕事は日本人の班長の命令通りに仕事をして覚えていった。班長はよく「早くしろ。」と怒鳴り、班長に殴られたこともあった。現場で怪我をしたりしたことはなかったが、右脚が重くてよく曲がらなかったので、工場内の病院に通っていた。

7　賃金は、小隊長の原告朴[redacted]から封筒に入ったものを受け取っていた。封筒には何か書いてあったが、字が読めなかったので分からなかった。貯金については説明はなかったが、貯金されていることは知っていた。通帳は見たこともないし、見せてもらうことなども考えられなかった。

8　三菱での食事は寮でも工場でも麦御飯で、量が非常に少なかった。寮には日本人の守衛が大勢いて、何かあったらすぐ徴用工を警察に引き渡していた。

9　一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は、工場の中で就労中であった。強い爆風が吹いて、その後に音がし、気がつくと左手首から手の甲にかけて火傷を負っていた。被爆後寮に帰ったが、翌日からも工場では仕事にならないし、どこへ行くあてもないので、そのまま寮で約一五日間ほど過ごした。その間は日本人が食事をくれた。寮で祖国の解放を迎えたが、

騒ぎ立てて日本人に恨まれてはいけないと思い黙っていた。

10　その後、寮を出て、夜の間に歩いてどこかの海辺にたどり着いた。そこで木で作った小さな闇船を見つけ、闇船代三〇〇円、豆などの食糧代一〇〇円、合計四〇〇円を手持ちの金で払った。そして、仁川の人と一緒に闇船に乗って、約六日かかって海を渡り釜山に到着した。その間、豆を食べつくした後は水もないし、生米をかんで飢えをしのいだ。ところが釜山では闇船だということで警察署に捕まって罰金を払わされた。釜山からは汽車で平澤に帰ることができた。

11　同原告が平澤に帰郷したのは、旧暦の八月一四日（新暦の九月末頃）であった。家に帰ってみると、小作地の田畑は全部取り上げられており、父がよその家の仕事を手伝ってお金をもらって生活をしていた。その生活は非常に

苦しく、食べ物もろくにない状態で、農地解放のときにも何の土地も受けることができなかった。

同原告は帰国後今日まで、農地のないまま、人の家の農作業を手伝っては日当をもらう仕事を続けてきた。帰国してすぐ結婚し、息子三人と娘三人が生まれたが、生活はずっと苦しく、弟や妹の結婚のためにも、何一つしてやれなかった。

12　原爆投下時の左手の火傷の傷跡は今も残っている。帰国後何年間かはひどい病気にもかからなかったが、一〇年前から膝が痛み、その痛みがだんだんと大腿部から腰にまで拡がり、膝に水がたまるようになってきた。以前はお金もなく病院にもいけなかったが、韓国原爆被害者協会から月々九万五千ウオンの医療補助費をもらえるようになってからは病院によく通うようになっ

た。また、五年前にはソウルで胃の手術を受けたが、術後にすぐ働きに出たので悪化し、今も漢方薬を飲み療養している。

13　同原告が徴用中に一番心が痛んだことは、家族が何を食べて暮らしているだろうか、ということで、そのことがいつも気になっていた。体は日本にあっても心は朝鮮にあった。徴用中に小作地を取り上げられてしまったために、今日に至るまでずっと、農地を手にすることも出来ず、人の家の仕事の手伝いで日銭を稼ぐ仕事を続けてこざるを得なかった。

今も農業をしているが、小作地が一五〇〇坪で、自分の農地は全くない。夫婦でふたり借家暮らしである。一年間米を四かまぎ受け取り、それを食べ、また一部は売ってわずかなお金に代えて生活しているが、収入はそれ以外になく、厳しく貧しい生活であることは間違いない。子供が六人（息子三人、

娘三人）いるが、みな結婚し別居している。

ニ　原告張[redacted]（チャン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年三月五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「張本[redacted]（はりもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡青北面魚沼里一八七から徴用された。徴用当時の家族は、母、妻、娘一人であり、二〇〇〇坪の小作地を借りて農業をしていた。同年同月、突然、面事務所の役人が同原告の家に徴用令書を届けに来た。同原告は学校には全く通うことができなかったので令書に何が書いてあるか分からず、その役人から「郡庁からも日本からも人が連れに来ているから行け。」と言われただけであった。

3　同原告は、令書を受け取った二日後に面事務所に召集され、郡庁へ連れて行かれ、そこから平澤駅に行った。その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着したが、その間の状況は、原告朴昌煥と同様であった。下関に着くと日本人が同原告ら徴用工を一〇〇人、二〇〇人と班分けし、その日本人に引率されて広島についた。

4　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。その配置された居室は、一二畳の広さでそこに一二人が収容された。三菱重工に到着してから約一か月間は寮の食堂の裏にあった運動場で教練のようなものをさせられた。

5　同原告は、三菱重工広島製作所に配属された。鋳鉄工場で鉄の塊をハンマーで叩きながら少しずつ切っていくという大変な重労働の仕事につかされた。夜勤も一週間に二日ずつあった。工場の周りには保安隊が棍棒を持って立っ

ていたし、職場には年長の日本人の班長がいて指示をしていた。同原告らは班長の言うとおりにせざるを得なかった。工場での昼食は握り飯や、板の上に椀に入れたご飯をひっくり返して置いただけのものなどで、味わうほどの量ではなかった。重労働の上に右の程度の食事であり、原告らは非常にひもじい思いをしながら就労した。同じ工場に日本人学生の報国隊が来て働いていたが、言葉も通じないので話したことはなかった。

6　賃金は一か月に三〇円から四〇円くらい受け取っていた。給料をもらったときに、給料をくれた日本人の社員から、食費や病院費や服代や家族への半額の送金分を差し引いた残りを給料として支給しているという話をきいたので、その言葉を信じていた。

7　寮では朝鮮人徴用工だけが集められて収容されており、日本人労働者との

待遇面での格差がどの程度あったかは定かではなかったが、寮での食事も工場で出されるものと同じようなもので、常に空腹の状態であり、受け取った賃金は大抵食べ物を買って食べるのに使っていた。

また、寮にいたころ、同原告は、「日本人たちの食堂に徴用工たちが行ってみると、日本人は米のご飯を食べていた。それに比べて徴用工は麦の混じったご飯の上に臭いのするご飯を食べさせられていた。それで、その徴用工たちが食堂で働いている日本人に何度も文句を言ったが、改善されなかったために、徴用工たちがデモをした。」という話を聞いたことがあった。

三菱重工からは服を一着支給されただけで、何日も同じ服を着なければならなかったために、しらみがよくわいたことにも苦労をした。三菱重工に徴用されている間中、故郷に帰りたい気持ちは言葉にならない程であったが、

逃亡しようにも日本語が分からないのでできなかった。

8　一九四五年八月六日、同原告が仕事につくために工場の中に入ろうとしていたときに原爆が投下された。まず大きな音がして、空に赤い火の塊があがり、その後、真っ白いきのこ雲が立ち上がるのを見た。その後強い風が吹いてきて、工場の建物の板が吹き飛ばされたりした。幸い外傷はなかった。三菱重工の社員からは何らかの指示を受けたようなことは全くなかった。同原告らはどうして良いか全くわからなかった。その後、同原告らは食べるもの、はなく、空腹に苛まれ、どこかへ行くしかないと思い、もう一人の徴用工と韓国人のたくさん住んでいる山の方へ行き、その夜は戸外で寝た。

9　翌日からは右の周辺をうろうろして韓国人から食べ物を分けてもらって過ごした。そして、そこの韓国人から韓国に帰るには下関の方へ行けばよいと

いう話を聞き、お金もないので、韓国人に頼んで食べ物をもらいながら、他の徴用工の人達一〇人位と下関まで歩いて行った、日本人は食べ物を分けてくれなかった。その後、一週間位かかってようやく下関に着いた。

同原告らは下関で五日間位過ごしたが、その時は、野宿したりして過ごした。そして、そこで闇船を見つけた。船代は三〇円であったが、手持ちは一〇円しかなく、残りの二〇円は船主に頼んで出してもらい、三〇人位が乗った木造の船で、下関から四日かかって韓国のウルサンという所に着いた。そこでその晩は過ごし、翌朝、ウルサン駅まで歩いていき、役人からご飯をもらい、汽車にも無料で乗せてもらって、ようやく平澤まで帰り着いた。国が解放されたことを帰国してから初めて知った。

10　同原告の家族は、ただ一人の男手であった同人が約一年間留守の間に、飢

えるまではいかずとも、徴用前に比べて非常に困窮した状況になっていた。しかし、小作地の一〇〇〇坪は母と妻が二人で苦労して耕してくれていたので、帰国後、同原告は農業をしながら賃労働にも出かけて生活の建て直しに努めた。農地解放の際に当時の小作地二〇〇〇坪を受けることができ、生活は少しずつ良くなったが、息子三人は中学校、娘三人は国民学校までしか卒業させてやれなかった。それは、同原告が全く学校へ行っていないので農業しかできず、その農業も非常に苦しかったので、子供達が学齢期にあるときには十分なお金がなかったからであった。

11　同原告は、二〇年前くらいから胃腸が悪くなり、今も胃腸病に苦しんでいる。病院に行きたかったが、経済的な理由で十分な治療はできず、お金の許す範囲で薬を買って飲んできた状態であった。

同原告は、帰国してからは一度も来日はせず、被爆者手帳はもらっていない。何度か被爆者手帳をもらいたいと思ったが、結局今まで訪日はできていない。

現在は、妻と二人で細々と農業を営んでいるが、生活は楽ではなく、子供たちの援助をあおいで生活している。年金等の支給は受けていない。

一八　原告申[redacted]（シン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年三月一〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「高原[redacted]（たかはら・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡青北面高棧里四一七番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母、妻、娘一人、弟が二人であ

った。家族の仕事は農業で、七五〇坪の自作地と少しの小作地を耕作していたが、父は片足が不自由であったため、同原告自身が一人で仕事をしていた。

同年同月、同原告のところに面事務所の役人が徴用令書を持ってきた。次の日に平澤の旅館に集まり、そこで家族と最後の面会をした、このとき平澤郡の一〇の面から一〇〇人ぐらいが集まっていた。

同原告が召集を受け、集合場所に集まったときも、徴用についての説明は何ら聞かされていない。

3　それから、同原告らは平澤駅から貨車に乗って釜山に連行された。広島までは日本人が同原告らを引率・監督して行った。連行中の監視は厳しく、自由行動は一切許されなかった。

4　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。三菱に着いたのは同年九

月のうちだった。同原告らに割り当てられた部屋は二階で、一〇畳の広さで六人がともに寝起きをしていた。そして、三菱から地下足袋一足、三菱の作業服上下、腕章、帽子を支給された。寝具は毛布二枚だった。

5　三菱に到着して工場裏の砂浜で約一〇日間訓練を受けた後、同原告はまず三菱重工広島機械製作所のベアリングの作業場に配属された。そこで三か月働いた後、鋳鉄工場へ配転された。そこでは溶解部の火を消してはいけないということで夜勤もさせられた。毎日三時間の残業があり、朝七時から晩の八時まで働いていた。

6　三菱での生活は、監視が厳しく、労働時間も非常に長かった。朝鮮人徴用工らの食事はじゃがいもやさつまいもの混じったご飯ばかりだったので、日本人には良いものを出しているのに自分たちにはこんなものしか出さないの

かということで、食堂で働いている日本人を殴りつけたこともあった。しかし、その後も食事の内容が良くなったということはなかった。

7　一九四五年八月六日は、朝八時前に鋳鉄工場に入り、始業前に原爆が投下された。同原告は工場の外にいて被爆した。工場の屋根が吹き飛んだりしており、外傷は負わなかったが、爆風で舞い上がった砂が目に入り目が痛くなった。原爆が投下されるや、三菱の職員は工場からいなくなり、同原告はそのまま寄宿舎に帰った。三菱重工の社員は八月六日以降はほとんど解散状態になっていた。

同原告は八月六日から四日くらいは西寮にいたが、その間はどこかからかぼちゃを取って来て煮て食べたり、芋ご飯をもらって食べていた。

8　その後、他の徴用工一人と市内に出て、三日間ほど被爆した死体を集める

仕事をして日当一〇円から一五円くらいをもらった。そして、その金で下関まで汽車に乗り、同年八月下旬、闇船に乗って釜山に帰った。その闇船には二〇〇人くらいが乗っていた。同原告は闇船代を二〇円払った。二〇日間かかり、途中対馬に立ち寄って握り飯等をもらったりしながら、やっとのことで帰国した。

9　平澤に帰郷してみると、足の不自由な父が一人で農業をしていたが、小作地がなくなっていた。訓練を受けているときに三菱の人が、家にお金を送ってやると言ったのに、帰ってみるとその約束が守られていなかった。そのため父母は大変苦労していた。その上、その後に実施された農地解放のときにも、結局農地を取得することはできなかった。

10　同原告は、一九八四年と一九八八年など今までに三回、広島の原爆病院へ

渡日治療に行き、耳の手術、腎臓の手術、そして大腸の手術を受けた。被爆者健康手帳も持っている。また、両方の耳から膿が出たため、韓国の指定病院に通って治療を受けている。耳は原爆が投下されたときの爆風による砂ぼこりのためであるらしい。

11　同原告には三人の娘と二人の息子がいるが、皆を結婚させるために所有していた土地を全部売ってしまい、現在は家もないし、また妻もなく、一人暮らしである。

一九　原告白[redacted]（ペク・[redacted]）

1　右原告は、一九二〇年七月二五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「泉原[redacted]（いずみはら・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡青北面閑山里五三九番地から徴用された。徴用当時の家族は、母、兄、兄の妻、兄の娘一人、妻、娘一人、弟二人であった。家族の仕事は農業で、三〇〇〇坪のうち、二〇〇〇坪が自作地、一〇〇〇坪が小作地だった。同原告は、それを兄とふたりで耕作していた。

同年同月、同原告のところに徴用令書が面事務所の職員により届けられた。そのときには、「徴用令書が出たので、一年間日本へ行け。」という話があっただけだった。受け取ったときは、いやだとも言えず、強制的に行かなければならない状態だった。令書を受け取ったときに、四日か五日後に面事務所に集合するように言われ、そして平澤郡庁前に召集された。郡庁の前には相当多くの人が集まっており、日本人が一人来ていて、その人たちの引率で

日本まで連行された。

3　同原告は機械製作所に徴用されると聞かされ、平澤駅から釜山までは貨車で連行された。

4　同原告は、広島では西寮に居住を命じられた。同じ部屋に一六名が一緒に入り生活していた。部屋は畳一枚にひとりが寝ることができるくらいの狭さだった。

5　同原告は鋳鉄工場の溶解部で仕事に就かされた。そこで日本人の班長の言われるままにいろいろな仕事をした。同じ班に一人残業をする人がいたが、同原告自身は残業はなかった。

6　賃金は、封筒に入ったものを原告朴[redacted]から受け取っていた。

7　食事は量が非常に少なかったためとても腹が減った。内容は、たくあんと

おかず一品と汁といったもので、ごはんの量が少なくて、早く家に帰りたいと思う一念であった。同原告は家族と手紙のやりとりもしており、徴用にとられて約一か月後に、数えで三歳の娘が亡くなったという手紙が届き、ますます早く帰らなくてはという思いが強くなった。

8　一九四五年八月六日、同原告はたまたま体の具合が悪く寮におり、そのとき寮で被爆した。どーんという音がして爆風が吹いたが、自分の寝ていた寄宿舎は大丈夫だった。寄宿舎にいて市内で大変多くの人が死んだという話を聞き、市内に出てみると、市内は火事になっており、それはひどい状態であった。その日にはもう寄宿舎から三菱の者は誰もいなくなり、翌日同原告も三菱を離れた。

9　その後、広島市内には居ることができない状態であったため、離れたとこ

ろにある韓国人の飯場に行き、一五日間くらいを過ごし、その後他の徴用工ら四、五人とトラックに乗って下関に行った。すると、帰国しようとする韓国人が何人か集まってきており、一緒に帰国を三日ほど待った。そして、下関から無料の連絡船に乗って同年九月に帰国した。

10　平澤に帰郷してみると、徴用で不在の間に小作地を兄一人で耕作しなくてはならなかったためかなりの部分が取り上げられ、少しだけしか残っていなかった。国が解放されたことは帰国してから知った。

11　帰国して一〇年後くらいから、皮膚病にかかり胸の皮膚がかゆくただれたようになり、大きく変色した。慶熙病院に行って治療を受け、他の箇所は治ったが胸は治らず、今も原因がわからないので日本へ行って治療を受けたい希望を持っている。しかし、治療を受けに行くと家族らが生活できなくなる

ため、十分な治療が受けられず現在に至っている。

12　同原告は、現在、農業で生計を立てている。自作地が三〇〇〇坪あり、一人でそれを耕している。息子が二人、娘が一人いるが、みな結婚して別々に生活しており、現在は夫婦二人暮らしである。収入は一年間で四五〇〇万ウオンがやっとという状況である。

二〇　原告金[redacted]（キム・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年四月二〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「金本[redacted]（かねもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡玄徳面雲井里二四番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母、姉一人、兄一人、弟五人、妹

一人、妻及び子供一人であった。仕事は農業であり、同原告とその父とで四〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

3　同年同月、同原告の家に、面事務所の労務係が徴用令書を持ってきて、その三日後に面事務所に召集され、郡庁へ連れて行かれた。面事務所では「一年後には帰らせる。」と聞かされ、郡庁では引率者がいて、その引率者のなすがままにされるほかない状態であった。郡庁には、警察のような者もいて、同原告らを監視していた。

4　その後、平澤駅から貨車で釜山に運ばれ、そこから船に乗って下関まで連れてゆかれた。そして、汽車に乗って、広島の三菱重工に到着した。同原告らが乗せられた貨車は軍用汽車で、同原告らしか乗っておらず、狭いところに長時間座らされて身動きもままならなかった。同原告は、貨車内で苦しみ

に耐えながら、生きて再び故郷に戻れるのだろうかと不安に苛まされた。

5　広島に着くと、同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は一二畳の広さで、そこに一二人が収容された。

6　三菱重工広島製作所では、鋳鉄工場に配属され、毎朝、六時に起床・点呼があり、掃除をして、七時に寮の食堂で朝食を食べ、八時から午後六時まで働かされた。工場では日本人の班長が仕事を命じ、また、監視をしており、残業もときどきあった。工場の食事はとても足りるものではなく、麦に米の混じったものやさつまいもの混じったものが主であった。

7　同原告の賃金はとても少なかったが、給料の半分は故郷の家族に送り、残りから貯金をして、それから自分たちに渡すのだと聞いていた。

始めのうちは、家族と何度か手紙をやりとりしたが、同原告が出すときも

家族からもらうときも、手紙は全て三菱の人に検閲されていた。そして、手紙をだんだんやりとりできないようにされていった。

8　寮では朝鮮人徴用工だけが一五〇〇名くらい集められて収容されており、朝鮮人徴用工に対しては、寮長・中隊長・憲兵の監視があり、同人らは目に止まった者を呼びつけていた。

9　一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は工場内にいた。寮の方に行ってみると、建物が崩れて怪我をした者もおり、後日、看護婦などが来て、治療をしていた。工場では、仕事どころではなかったので、山の方の飯場へ徴用工一一人くらいで行き、山とふもとの方を行ったり来たりして二、三日過ごした。その間、飯場の韓国人に頼んで日雇い仕事をさせてもらって金を稼ぎ、それから寮に帰って、金のある者が韓国人のところへ行って

食べ物を買ってきたりして、しばらく食いつないでいた。

10　八月一五日に国が解放されたことは、三菱の工場で知り、その日からしばらくした頃、韓国に送ってやるという話があり、その噂を聞いて徴用工が一〇〇名くらい集まってきたが、いつまでたっても連絡船は来なかった。それで、同原告は、一〇人位の人と下関まで行き、闇船で帰ろうと決めて、広島を離れた。

11　その後、同原告は一〇円の汽車賃を払って広島から汽車で下関まで行き、下関で二〇〇円を出して木船に乗って釜山まで帰った。その金は、被爆後に広島の飯場で稼いだものである。そして、一九四五年八月三〇日にようやく帰郷できたのである。

12　同原告が徴用されている間、父や兄弟たちが農業をやっていたので、一部

の小作地は取り上げられていたものの、家族の生活に大きな変化はなかった。そして、同原告は農地改革の際に、三〇〇〇坪の農地を五年間のローンで受け、しばらく農業を続けたが、農業は弟に任せて、三八歳のときに妻と娘を連れてソウルに移り住み、二〇年間、野菜を売って暮らしてきた。ソウルでの暮らしは初めのうちは野菜の売上も少なく、子供を育てるのにたいへん苦労した。

13　同原告は、若いときによく頭痛がし、一時期治ったものの五〇歳代で再発し、それ以降、治療薬として漢方薬を飲み続けている。この薬代には、一か月三〇万ウォンもかかっている。また七年前には肝炎にかかっている。今では保険もあるが、検査は自費で負担している。

二　原告朴[redacted]（パク・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年三月四日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「新井[redacted]（あらい・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡彭城面老陽里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、妻、弟五人であった。仕事は農業で、同原告が主力となって一ヘクタールの小作地を一人の弟と一緒に耕作していた。当時の生活は豊かな状態ではなかった。

同年同月、徴用令書を受け取った三日後に平澤の旅館に召集され、そこから城東普通学校に連れて行かれた。

3　普通学校に集められたときに、郡庁の労務課長が「徴用先は炭鉱ではなく、待遇もよい。きちんと給料もくれる。家族の生活費として給料の半分を送っ

てやる。」と演説していた。

4　その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着したが、その間の状況は、原告朴昌煥と同様である。

5　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、第三中隊に配属された。

6　仕事は、三菱重工広島機械製作所の鋳鉄工場で鉄鉱石を砕いて溶鉱炉に運んで入れる内容であった。

同原告は、徴用前からリュウマチを患い、脚や腰が痛い状態で働かざるを得なかった。三菱重工においては、健康な人も病気のものも同じ待遇であった。

7　賃金は月額二八円くらいであった。同原告の理解では、一日あたりの手取りの賃金が七〇～八〇銭くらいと思っていた。

8　三菱重工での食事はサツマイモや麦を混ぜたご飯と沢庵、味噌汁程度であった。食事の量は少なく、いつも空腹の状態であった。正確な時期は不明であるが、徴用工の間で食事についての不満がつのり、徴用工たちが、「こんないたんだものを食べさせるな。」と、日本人の食堂従業員に向けて、食事を投げつけるようなことが起こった。憲兵が来てようやく騒ぎは収められた。

同原告は、広島では、国から遠く離れて、家族のことばかりを考えていた。空襲警報がなると日本人は最初に防空壕に隠れるが、韓国人はそういうことはなかった。韓国人が死のうが生きようが、日本人には関心がない状況であった。

9　一九四五年八月六日、同原告が丁度仕事を始めようとしたときに原爆が投下された。同原告は、何が起こったのか分からなかったが、全くの混乱状態

で、このときは、原告らもとっさに防空壕に逃げ込み、幸いけがはしなかった。

その後は、三菱重工の社員からは何の指示もなされなかった。そこでは食べるものもなかったので、とにかく田舎の方へ行こうと思い、一人で広島の郊外に行った。そこで、二〇日間位ある農家で仕事を手伝いながら、食べさせてもらい、泊めてもらった。

その後、何人かの朝鮮人の人達と一緒に下関に行くことになり、歩いたり、汽車を乗り継いだりして、下関までたどり着いた。

10 下関についてから九月中旬頃まで、下関の近くの農家で働きながら滞在させてもらった。そして、下関から、二〇人位で闇船を雇い、釜山の近くに着いた。闇船代は四〇円位で、木造の小さい船で、大変怖い思いをして、四日

位かかって帰り着いた。船の着いたところから、平澤まで歩いて一週間位かかってなんとか帰った。

11　平澤に帰郷してみると、同原告が不在の間に、家族の生活は極めて困窮化していた。一番大きな問題は、家族が小作地を全部とりあげられてしまったことであり、家の人達は、近所の農家に手伝いに行って何とか生活を支えている状況であった。結局農地を全て失っていたので、その後の農地解放のときにも土地の分配を受けることは全くできなかった。

同原告は仕方なく、農業につくことはできず、借金して船を買い、船を貸してその収益でなんとか生活を支えていくことになった。その仕事を一九七二年までやり、その後は、農業を営んでいる。

現在の生活はあまり楽な状態ではない。年金等の支給も受けていない。

12　帰国してからの健康状態はあまりよくなく、背骨が悪く、肩や腕に変調をきたし、九年前に背骨の手術を受けた。これまで、一九八五年に日本に渡り検査を受け、そのとき被爆者手帳の交付を受けている。

三　原告李[redacted]（イ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年四月二四日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「吉本[redacted]（よしもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡浦升面石井里一七〇番地から徴用された。徴用当時の家族は、母、父、兄、兄嫁、甥六人であった。仕事は農業で、田畑合わせて二〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

同年同月、面事務所の者から、家で直接、徴用令書を受け取った。面事務

所の人が、「徴用令書が出たので、日本の広島へ行け。」と言った。徴用の期間は知らされなかった。突然のことだったが、当時はいやだとも言えず、言われるままに徴用に応じた。ハングル語で集合時間と場所が書かれた書類をもらい、令書を受け取って三、四日後に、指定の時間に、平澤の城東普通学校に召集され、そこから平澤駅へと連れて行かれた。学校には日本人も三、四人来ていた。

3　普通学校には約二〇〇名の徴用工が集められていた。そこで「日本へ行ったら韓国よりも高い俸給を出してやる。」という話があった。そしてそこにいた日本人が原告らを広島まで引率した。

4　その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着した。

5　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。ひとつの部屋に八人が寝起きしており、非常に狭かった。いつも足どうしが向かい合うような形になって寝ていた。

6　同原告は、三菱重工広島製作所では、鋳鉄工場に配属され、いろんな工程の仕事を日本人の班長に言われるままに行っていた。コークスを焚く仕事等にも就かされた。溶かして鉄で何を作るのかと聞いたら戦艦を作るのだと言われた。工場の事務所の小隊長と中隊長は京畿道高陽郡の人だった。用事があるときにはこの人に言い、この人が通訳をしてくれていた。

7　賃金は、ほとんどは食べ物を買うことに使い、飢えをしのいでいた。給料は封筒に入っており、毎月ひとりずつ工場の事務所で高陽郡の人から渡された。封筒には何か日本語が書いてあったが、同原告は日本語が読めず意味は

分からなかった。給料を受け取るようになって三、四か月経ったころ、ある徴用工から朝礼のときに給料があまりに少ないという文句が出た。その文句を事務所にいた高陽郡出身の中隊長が三菱の事務所の職員に通訳したところ、朝礼や月給を受け取るときに「一部を今渡し、残りは国に帰るときに渡す。」という話があった。それで同原告は、手取分以外の給料の残りは貯金されていることを知った。

8　三菱での食事は非常に粗末で、ワカメやジャガイモや豆だけということもあり、小麦やさつまいもが混じることが多かった。量も不足して常に腹が減っていた。また、朝礼が毎朝行われたが、週一回、運動場に三菱の偉い人が出てきて、「逃げれば銃で撃ったり、あるいは叩いて殺す。」というような話をした。そういう話を聞いていたため、怖くて、逃げようなどということ

は考えられなくなっていた。

9　一九四五年八月六日、建物の外で、大きな鉄の固まりをハンマーで叩き切る仕事を命じられていたとき、飛行機が南からやってきて何かを落としてゆくのが見え、原爆が投下され、同原告も被爆した。その日は他の徴用工と三人一緒に広島市の周辺に出てうろうろし、自分たちで天幕を張りそこで寝た。

10　次の日、同原告らは三人で呉まで歩いてゆき、呉から三日後に汽車が動きだしたので、三人で汽車に乗り込んで下関に行った。下関で三日過ごすと、船が来たので、その船で働いていた韓国人に頼んで内緒で乗せてもらい帰国した。

そして、釜山から金泉まで歩き、そこで汽車に乗り、平澤まで帰った。その途中で祖国の解放を知った。その間は、お金もなかったので、農家へ立ち

寄ってご飯を食べさせてもらうなどしながら旅をした。

11　同原告は、徴用中に兄が病気だという手紙を受け取っていたため、何とか早く帰国したいという思いで必死だったが、平澤にたどり着くと兄は既に病死していた。また徴用中に、兄が亡くなって父一人になっていたため、小作権の多くを失っていた。同原告は残された小作地で農業を始めたが、土地も少なく、生活するのに非常に困窮することとなった。

12　帰国後、同原告は、原爆の放射能を浴びたため、長く座っていると左脚が痺れてくるという神経痛に苦しむようになった。一二年程前に日本の長崎の原爆病院へ行き、三か月の治療を受けたが、残念ながら今のところ効果はないままである。

13　同原告にとっては、徴用により家族と引き離され、その間親孝行を出来な

かったことが一番残念なことである。兄の死後、六人の甥の面倒は両親がみていたが、その両親も同原告の帰国から二、三年後に亡くなった。

同原告は、帰国後二六歳で結婚し、五人の息子と三人の娘が生まれた。農地改革のときに自分が小作していた六〇〇坪が払い下げになったので買い受け、四、五年で返済を終えた。当初から左足が悪かったが、しばらくして両足が痛みだし、農業は大変であったが現在も続けている。子供らはみんな結婚し、夫婦ふたりで自分の所有する土地を耕して暮らしている。しかし、米が二かまぎ程度しか収穫できず、お金は子供らが少しずつ援助してくれているものの、食べてゆくのがやっとという状態である。

三　原告張[redacted]（チャン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年九月一九日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「張原[redacted]（はりはら・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡彭城面から徴用された。徴用当時の家族は、祖父母、父、妻、兄の妻であった。当時既に母は亡くなり、また兄は満州へ行き不在だった。仕事は農業で、四〇〇〇坪の小作地を耕作していた。自作地はなかった。

同年同月、同原告が田畑に出ていた留守に突然面事務所から徴用令書が届けられ、父か祖母が受け取った。その二日後、面事務所の人に平澤駅に連れて行かれた。駅前には一〇〇名くらいの人が徴用されるために集まっており、そこには日本人もいて、その人が三菱まで引率していった。徴用については、面事務所の書記から、「日本の広島へ徴用に一年間行け。」と聞いただけで

あった。同原告は、徴用に応じて日本に行くと、もう生きて帰れないと思ったが、怖くていやだともいえなかった。

3　その後、平澤駅から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着した。

4　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。寮では一二畳の部屋に一二人が生活していた。

5　三菱重工広島製作所では、同原告は鋳鉄工場に勤務を命じられ、主に鉄の固まりをハンマーで叩き切る仕事に就かされたが、その他鋳鉄工場のいろんな工程を手伝うことがあった。溶鉱炉で鉄を解かす仕事等、いずれも重労働で、非常にしんどい仕事だった。勤務時間は時計も見ることができなかったので定かではない。

6　賃金は工場の中にある事務所へ行って受け取っていたが、その賃金をくれる人が、家族への送金の話をしていたので、その分が差し引かれていると思っていた。

7　三菱では食事がひどかった。徴用されてずいぶん経ったころ、腐ったご飯が出て喧嘩をしたことがあった。また、逃亡する人がいるという話はよく聞いたが、同原告は逃亡してもどうするあてもなかったため、逃亡することもできなかった。

8　同原告は、一九四五年八月六日朝、工場に行き、倉庫から大きな机を二人で運搬している最中に被爆した。建物の外にいたときに、空に白い飛行機が見えたと思ったら、パーンと爆発音がしたので、とっさに机の下にもぐりこんだ。爆発音の後、爆風で吹き倒され、強くたたきつけられたとき、右の額

が陥没した。同原告は、しばらくは机の下で避難していたが、市内の方を見ると黒い煙が巻き上がっているのが見え、防空壕の中へ逃げ込んだ。防空壕の中から見ると、今度は市内の方面で火の手が上がっていた。

同原告は、その日防空壕から出た後一旦は寮へ戻ったが、寮が斜めに傾いていたので、布団を引っ張り出し川辺で寝た。川辺にはのみがたくさんいて痒くてたまらなかった。食べるものもなく困っていたが、握り飯の配給があり、それを食べて飢えをしのいだ。

次の日は韓国人がたくさん働いている飯場へ行き、そこで過ごした。その次の日に市内に出ると、憲兵が韓国へ帰れという証明書を書いてくれ、それを持っているとただで汽車に乗れ、すぐ下関に行った。下関からは闇船代五〇円を払って帰国した。闇船代は、貯めていた給料と、服や寮にあった蚊帳

を持ち出して売ったお金などで作った。

9　原告が平澤に帰郷してみると、兄が解放前に満州から帰ってきてはいたものの、徴用された後田畑を耕す者がいないため、小作地の四〇〇〇坪を全部取り上げられていた。

10　帰国後、同原告は右脚が痛くなり、二〇年前頃から胃腸も悪くなった。二〇数年前には、被爆した際に負った額の陥没の傷が原因で、突然意識がなくなって倒れ、手術をすることになった。医師には一〇〇人に一人も助からないと言われたが、幸いにも手術が成功し、一命を取り留めた。ただそのときに手術代として四五〇万ウォンもの大金がかかり、大変苦しい生活を強いられることになっている。一〇年前には韓国で圧腰の手術を受け、また渡日治療で腹の手術も受けた。さらに、五年前にも意識不明になって左の頭部の手

術を受けている。今も脚が痛く、胃腸も悪いので、薬を飲んでいる状態である。

11　同原告にとって一番大きな被害は、徴用中に四〇〇〇坪の小作地が取り上げられたことであった。そのため他の家の農業を手伝ってお金をもらって生計を立てて来ざるを得なかった。一所懸命働いたおかげでわずかな農地を手に入れることができたが、その財産も手術代を捻出するために売り払い、今は何の資産もない。また、一九九五年七月ころから右腕が徐々にやせ細り全く力が入らなくなって仕事が全くできない状態になり、現在収入は全くない。末息子とその嫁、孫息子と孫娘の五人家族で、生活費は商売をしている息子が何とか支えてくれている。借家に住んでおり、持ち家もない。

同原告の家族の生活は今も苦しい上、子供も病気がちである。子は息子が

三人と娘が一人おり、みな一応結婚はしているが病弱で病院通いをしているが、ただ原因はよくわからない。末息子は腰が悪く、手術を受けている。

二四　原告申[redacted]（シン・[redacted]）

1　右原告は、一九一九年九月五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「大川[redacted]（おおかわ・[redacted]）」だった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡青北面高棧里二三六番地から徴用された。徴用当時の家族は、母、妻、娘一人であった。仕事は農業で、一五〇〇坪の小作地を耕作していた。

同年同月、同原告のところに面事務所の役人が徴用令書を持ってきたのを自分で受け取った。一週間後くらいに平澤の城東普通学校に召集され、そこ

で家族と最後の面会をした。

3　召集を受け、集合場所に集まったときも、同原告には徴用についての説明はなされなかった。令書には、集合場所くらいしか書かれておらず、全く説明を受けられないままの徴用だったので、家族もとても心配していた。

4　それから、同原告らは平澤駅から貨車で釜山に連行された。釜山から、同原告らは日本人に引き渡され、その日本人が広島まで引率・監督して行った。連行中の監視は厳しかった。

5　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。三菱に着いたのは同年九月のうちだった。同原告らに割り当てられた部屋は二階で、一二人が一緒の部屋で、一人一畳分くらいの広さの部屋でともに寝起きをしていた。

6　同原告は、三菱について工場裏の砂浜で約一〇日間訓練を受けた後、三菱

重工広島機械製作所の鋳鉄工場のエンジンの型を取る現場に配属された。石炭と砂を混ぜて機械の型を作る仕事だった。労働時間は朝八時から夕方六時までだった。夜勤や残業はなかった。

7　賃金は、工場の事務所で事務員がくれた。半分は日本政府に送って政府から家族に送るという話を聞いていたが、家に帰ってみると一円も送られていなかった。同原告は字が書けなかったので家族との手紙のやりとりはなかった。

8　三菱での生活は、監視が厳しかった。食事は量が少なかったが、みな同じだと思って我慢せざるを得なかった。

9　一九四五年八月六日、工場の外で飛行機が飛んでいるのが見え、煙を出して飛んでいるのでおかしいと思っていると、原爆が投下され、同原告も被爆

した。朝出勤して作業に入る前のことであった。外傷は受けなかったが、原爆が投下された直後の爆風は恐ろしく、いろんなものが飛び建物も壊れた。原爆が落ちると、三菱の職員は工場からも寄宿舎からもいなくなり、同原告は寄宿舎に戻って三日間くらいを過ごした。その三日間は市内へ出て知らない人に事情を言い、頼んで食べ物を分けてもらい、何とか食いつなぎ生活をしていた。

10　その後、三菱を出てから石高というところで仕事をしていたときに、国が解放されたことを知った。それから下関へ行き、八月下旬に下関から闇船に乗って釜山に帰国した。帰国のとき、波が高くて対馬で一泊か二泊した。

11　平澤に帰郷してみると、徴用で不在の間に、小作地の耕作権が全くなくなっていた。家族は農業が十分できず苦労していた。

12　国へ帰ってすぐ、皮膚病に罹患した。最初に青い斑点が出てすごく痒く、何日かすると赤くなるのである。それが現在まで続いており、薬を買って塗るが、その薬代だけでも相当な金額になっている。一か月に二日ほど、病院に通っている。同原告は被爆者健康手帳は持っていない。

13　同原告は現在、仕事はしていない。住まいは借間で家族は夫婦二人である。子供は六人で、息子が四人、娘が二人だが、みな結婚して別々に暮らしている。生活費を子供たちから少しずつ援助してもらい慎ましく暮らしている。社会保険事務所の名簿にも、同原告の名前は出ていなかった。自分が徴用されたことは他の徴用工が大勢知っていることであり、なぜこのようなことになっているのかと非常に腹立たしい思いである。

二五　原告金[redacted]（キム・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年四月二〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「慶金[redacted]（よしかね・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住してた平澤郡青北面玉吉里二九一から徴用された。徴用当時の家族は、父母、妻、子供一人、姉一人、兄三人及び妹一人であった。家族の仕事は農業であり、同原告は、一二〇〇坪の自作地と一八〇〇坪の小作地を父とともに耕作していた。

同年同月下旬頃、突然、家に面事務所の職員が徴用令書を持ってきて「徴用だ。」と告げた。それから一〇日以内のうちに面事務所に召集された。

3　面事務所には五〇人くらいの徴用工が集められていた。そこに三菱重工の職員が来ていて、そこで同原告は、「月給をやる。給料の半分は家族に送る。

服や靴も支給する。」という話を聞いている。そして、その三菱重工の職員らが同原告らを引率して行った。

4　その後、同原告は、平澤駅から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着した。

5　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は、六畳の広さでそこに八～一〇人が収容されていた。寮の周りには鉄条網が張り巡らされて逃亡ができないようにされていた。

6　同原告は三菱重工広島製作所での就労を命じられ、鋳鉄工場に配属された。そこで、同原告はクレーンの運転の訓練を受けた後、溶解場でクレーンの運転をさせられた。労働時間は一日一〇時間で夜勤もあった。現場では組長が同原告らを監視していた。工場の食事も少量の麦ご飯で、いつも空腹で、働

いていても何かを食べたくて非常に苦しい思いをした。現場ではひどい火傷をした徴用工もおり、また、原告ら徴用工と日本人との間にいつも何らかの差別があった。

7　同原告に支給される賃金は一か月三〇円で、夜勤をすると五〇円という約束と聞いていたが、同原告はその約束通りの賃金を受け取った記憶はない。また、貯金については、日本人の中隊長や組長から聞いたことがあったが、通帳などは所持していなかった。家族との通信の点については、三菱重工において検閲があったので「元気ですか。」ぐらいしか書けなかったし、家族からの手紙も同様であった。

8　寮での食事も豆の入った麦ご飯に沢庵がつく程度であった。常に空腹に苦しめられ、食べられるものは何でも食べた。食事が粗末なので、食事を投げ

てけんかしたことが何回もあった。また、徴用前には服もやるという話があったが、実際には衣服の支給は一回あっただけであった。このように食事が悪く、服や靴も悪く、仕事がきつかったので、逃亡する人も何人かいた。同原告は、監視もきついし、見つかったときの制裁も怖かったので、逃亡することは断念した。

9　一九四五年八月六日、同原告が鋳鉄工場で就労中に原爆が投下された。建物のガラスが割れて、工場の小屋が風で倒れた。同原告の腕にもガラスの破片が刺さったが、手当てを受けることはできなかった。その後、同原告は寮へ帰ったが、寮へは負傷した人たちが集まってきて、艇身隊の女の人がきて治療をしていた。三菱重工の人は皆どこかへ行ってしまい、何の指示もなかった。同原告は一か月程度寮で過ごした。その後、石橋という鋳鉄工場の事

務員をしていた艇身隊の女性の家に行き、そこの果樹園の仕事を二〇日間ほどして過ごした。

10　同原告は、果樹園で稼いたお金で、一人で下関まで行き、そこから闇船を雇って釜山まで帰った。そして、ようやく一〇月の末に平澤に帰りついた。

11　同原告が不在の間に、家族の生活程度は相当悪化していた。同原告は、帰国後はまた農業を始めたが、農地解放のときにも農地を取得することはできなかった。帰国後の生活は苦しく、欲しいものも買えない状態であった。

12　帰国後、同原告は、早い時期から頭痛がするようになった。一九八五年に広島の原爆病院に入院し、蓄膿症、歯、頭痛の治療を受けた。一九八七年には、手が上がらなくなったので、韓国の慶熙病院で肩の手術を受けた。頭痛は現在も続き、病院で検査しても異常なしといわれている。

現在の生活は楽ではなく、年金の支給等も受けていない。

二六　原告韓[redacted]（ハン・[redacted]）

1　右原告は、一九二二年一二月一五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「西原[redacted]（にしはら・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡玄徳面から徴用された。徴用当時の家族は、父母、四人の弟、妹、妻であった。仕事は農業で、八〇〇坪の土地を小作していた。

3　同年同月、同原告のところに徴用令書が届けられ、平澤郡庁前に召集された。そこには一〇〇名くらいの徴用工が集められており、同原告らを連れていくために日本人が一人来ていた。同原告は、そこで、一年間日本で働き、

給料の半分は家族に送金してくれるという話を聞いた。

4　その日は、平澤駅近くの旅館で一泊し、平澤駅から貨車にのって釜山に連行された。釜山に着くと、身体検査を受けて、旅館でまた一泊した。そこで平澤を出てから初めて食事が与えられた。次の日、船に乗って下関に行き、下関ですぐに汽車に乗せられ、広島に連れて行かれた。広島に連れて行かれるまでの間、常に家族の事が心配であった。父は、当時病気を罹っていたし、弟たちは幼く、自分が農業をやらなければならないのにとばかり考えていた。

5　同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、六人部屋で生活することになった。

6　三菱重工では、同原告は機械製作所の鋳鉄工場で鋳型で部品を作る仕事に就かされた。一日六時間から七時間くらい働き、休日は月に二度ほどであっ

た。また、賃金は月四〇円くらいであった。

7　三菱での食事は、麦にさつまいもを混ぜたもので、量も少なくて、食堂でデモが起こったことがあった。また、逃亡する者も少なからずいた。

8　一九四五年八月六日、同原告は工場で始業前に被爆した。幸い負傷せずに済んだ。

9　同原告は、その後徳山の石油工場でブロック積みを一か月し、そしてまた広島へ戻り、そこで戦争が終わったことを知った。それで、故郷に帰ろうと思って、同年一一月頃、下関から八〇人くらいで漁船に乗ってウルサンの港に帰りついた。この時の船代は三〇〇円であった。

10　平澤に帰郷してみると、不在の間に小作地を取り上げられていた。

11　帰国後、同原告は、頭痛に悩まされるようになった。同原告は農地も取り

上げられ、また健康もすぐれず、現在年金の支給も無く苦しい生活が依然として続いている。

ニモ　原告洪[redacted]（ホン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一〇月一六日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「前川[redacted]（まえかわ・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた龍仁郡二東面魚肥里から徴用された。徴用当時、同原告は妻と二人暮らしであり、仕事は農業で、六〇〇坪の自作地を耕作していた。

同年九月頃、突然、同原告の家に徴用令書が届けられた。妻と二人暮らしであり、自分が日本へ行ってしまうと働き手がいなくなり妻一人となる状態

であった。その五日後に、同原告は龍仁郡庁に召集された。

3　郡庁には約四〇名ぐらいの徴用工が集められていた。そこには派出所の主任の日本人と韓国人が来ていた。そこでなされた説明は、「日本の工場で人が不足しているので、月給も多く、家族に半分を送金するので安心して働くように。」という話であった。そして、「二年間働いたら家まで送り返してやる。」ということであった。郡庁でも監視はなされていた。

4　その後、同原告は、龍仁駅から汽車に乗せられて釜山まで連行された。釜山ではいくつもの郡から連行された徴用工が大勢集められていた。釜山にはたくさんの日本人が来ており、監視もなされていた。そこでもまた「安心して日本へ行って働きなさい。」という話がなされた。そして、朝八時の船に乗せられ夕方下関に着いたが、下関に着く前にある島で全員が降ろされ、服

を脱がされて消毒された。下関から汽車で広島に着き、三菱重工広島機械製作所に連行された。この間、握り飯一つをもらって食べただけであった。

5　同原告は、三菱重工の寮に居住を命じられた。寮の部屋の大きさは一二畳位の部屋で、一二人が収容された。三菱では点数切符の配給があり、一年間三〇点で服（三〇点）や帽子（四点）や靴下（二点）をもらうようになっていた。また、毎朝工場で朝礼があったが日本人が日本語で話すので何を話しているのかわからない状況であった。

6　右製作所での就労については、鋳鉄工場で鉄をハンマーで叩き切る仕事に就かされた。仕事場に入るときにもいつも守衛がチェックして監視していた。危険な仕事で、幸いにも同原告は怪我はしなかったが、他の同僚の中には、ハンマーで誤って手等を叩き怪我をするような徴用工もいた。

7　労働時間は午前八時から午後五時か六時が定時で、夜勤が八時か九時まであった。夜勤をすればパンを一つもらえるので、そのためにもよく夜動をした。一日の食事は三合の米であったが、空腹がちであり、このパンを食べるのが救いであった。

賃金は月三〇円余りであったが、他に同じ額の金が国の家族に送られていると思っていた。給料袋の封筒には前川という名前が書いてあっただけで、明細書はなかった。

8　工場や寮での食事は非常に量が少なく、同原告らは常に空腹に苛まれていた。給料はすべて食べ物を買うことに使っていた。また、一日に一〇本のタバコやたまに酒の配給があったが、それらも日本人の食べ物と交換していた。三菱で何か文句を言うことなど出来ない状態で、自由など全くない状態であ

った。苦しくて逃亡する人がいるということも聞いていた。夏のある日のことであったが、食事に出された豆とさつまいもが腐っていたんでいたことから徴用工らが怒りだし、その食事を投げつけるなどして抗議したことがあった。

9　一九四五年八月六日、同原告が工場で丁度仕事を始めようした時に、原爆が投下された。爆風で工場が壊れたので、同原告はすぐさま防空壕に逃げたが、そのさいに爆風で飛ばされ、転んで腰を強く打った。防空壕からは一一時頃に出て、その日は壊れた工場の中で泊まった。

10　八月七日に、工場の近くにできた臨時事務所で、三菱重工の人間から休暇についての書類を受け取った。その時、一週間の休暇という説明を受けた。また、「こうなっても仕事はやるべきだから、一週間どこへでも行ってまた

帰ってこい。」と言われている。この休暇についての書類をもらった日本人は多かったが、朝鮮人徴用工はたまたまそこに居た二〇名くらいしか受けられなかった。その二〇名も自分一人のことで精一杯で、皆それぞれに散らばって行った。同原告は、どこへも行く当てがなかったので、一週間くらい広島にいた。市内は火の海で入っては行けず、一人で周辺をうろうろしていた。八月九日には、広島に住んでいた慶尚道のチョンという老人の家を訪ねてみたが、家も何もかもつぶれてしまっており、会うことができなかった。

一週間ほど広島で過ごした後、すぐ下関へ行って、そこの桟橋で荷物の上げ下ろしの仕事を始めた。同原告は、原爆投下時に打った腰が痛んで十分な働きはできなかったが、船会社の人たちが寝食の面倒を見てくれた。そのうちに八月一五日を迎え、その後一五日くらい待って、船に乗って釜山に帰っ

た。

11　龍仁に帰郷したとき妻が大喜びしてくれたが、原爆が投下されたとき、家族は同原告が死んだものだと思い、妻も実家に帰っていた。

帰国して後に初めて判明したが、送金するといわれていた賃金の半額は送金されていなかった。

12　同原告は、原爆投下直後逃げるさいに腰を強く打ったのがもとで、以降、腰が痛くて十分働くことができなくなった。帰国後、また農業を始めたが、仕事も十分できず、また、病院通いで借金が増え、結局、二四歳のときに持っていた六〇〇坪の田畑を全部売ってしまうこととなった。それ以降は、その農家の野良仕事を手伝ってお金をもらって暮らさなければならなかった。その間に、四人の娘と三人の息子が生まれたが、子供達は皆、中学校までし

かやれなかった。

同原告は、一九九五年に初めて日本に行った。腰の治療の為に一週間程広島の病院に通った。そこで初めて被爆者手帳の交付を受けた。同原告は今でも腰痛に悩まされている。

同原告は今も妻と二人で細々と農業をしているが、四〇〇坪程の農地しかなく、生活は楽ではない。二人がようやく食べていける程度である。年金等はもちろん受けいない。

六　原告崔[redacted]（チェ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一〇月二二日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「石浦[redacted]（いしうら・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡松炭面から徴用された。徴用当時の家族は、父、妻、兄二人、そしてそれぞれの兄の妻、弟一人、妹二人であった。徴用当時は同原告が結婚して一か月のときで、父親の家の近くで妻と生活していた。同原告は結婚したばかりで、同原告が近所の農家の農作業を手伝い、その収入で生活していた。

同原告の自宅に、同年同月、突然、面事務所から徴用令書が届けられ、郡庁に召集された。郡庁の周りに一〇〇〇人位の徴用された人達が集められた。そこで、指揮をしていたのは、日本人であり、赤い色の線が入った腕章をつけていた。その時の説明は、同原告が理解できたところでは、ただ日本に行く、ということだけで、賃金のことや、仕事のことは全く説明はなかったように記憶している。とにかく二年間日本に行く、という話だけであった。

3　その後、同原告らは平澤郡庁から平澤駅に連れて行かれ、平澤駅から鉄道で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着した。道中は、常に日本人らの監視がついており、その人達の言うことを聞かなければ殴られたりした。

4　広島に到着後、同原告らは、三菱重工の西寮に居住を命じられた。寮の部屋は、一二畳の大きさの部屋に一二人が入れられた。

5　同原告の配属されたところは、三菱重工広島製作所であり、そこでは、鋳鉄工場で鉄を溶かし、流し込む仕事であった。慣れない仕事で、非常に厳しい仕事であった。幸いにも怪我をしなかったが、他の人が怪我をした話は聞いたことがある。

6　賃金は月に四〇円位もらっていた。同原告は、給料の額が低いと思ったので、何故このように給料が少ないのか、と一度班長（徴用工）に聞いたこと

があるが、班長は、給料の半分は国に送ってくれているらしい、と答えてくれた。給料は、毎月もらっていたが、最後の二か月分の給料をもらっていない。

7　寮での食事は、同原告にとっては量としてはそれなりにあったが、日本人の食事はご飯とおかずが別にでてくるのに、徴用工の食事は、ご飯の上に漬け物が乗ったような粗末なものであった。そこで、ある日、徴用工らが怒り出し、出された食事を投げたり、ガラスを割ったりという騒ぎに発展した。そして、憲兵が入ってきて、何人かの徴用工が連行されていった。

そういうことがあったものの、その後も食事の状態は全く変わらなかった。

8　一九四五年八月六日、同原告は工場の中で被爆した。強烈な爆風であったが、幸いにも怪我はなかった。

同僚たちは皆ばらばらになってしまった。その後、原告は、何日か広島にいたが、寮での生活はできなかったので、とにかく寝泊まりできるところを見つけて生活していた。三菱重工からは、誰からも何の指示もなされなかった。

同原告は、同じ徴用工の同じ部屋の同僚である、京畿道高陽郡出身の人と一緒に二人で下関まで歩いて行かざるを得なかった。そして、そこから釜山まで船で帰った。

9　平澤には九月始め頃に帰った記憶である。帰郷してみると、同原告の妻が一人で生活していた。妻は近所の農家で手伝いをして生活を支えていた。

帰国後の職業は、農業であるが、土地がなかったので、以前と同じく近所の農家の手伝いをして生活を支えていった。

10　帰国後の健康状態は、以前と比べて、視力が極端に落ちた。また、胃が悪くなり、膝も弱っていき、病院にもよく通った。

帰国して以降、同原告は、日本に一度行ったことがあるが、被爆者手帳の交付は受けていない。

11　子供が六人（娘が三人、息子が三人）できたが、現在同原告は、妻と二人で生活している。そして近所の人の少しの農地を借りて、細々と農業をして生活を維持している状況であり、時に、子供が小遣いをくれる程度である。年金の給付等全く受けておらず、生活は非常に厳しい状況にある。

元　原告崔[redacted]（チェ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年二月二六日生まれの男子であり、創氏改名による日

本名は、「西島[redacted]（にしじま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた松炭面佳才里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、兄、妊娠中の妻であった。日本に行ってから二か月して息子が産まれた。徴用されたのは、学のない、小作の子が殆どであった。同原告は農業に従事し、四〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

3　同原告のところに、同年同月、突然、面事務所の職員が徴用令書を持ってきた。そして、家の近所の人達と一緒に面事務所に集められ、日本で一年だけ働けばよいのだと聞かされた。面事務所の人に連れられて、平澤駅近くの旅館に行き、そこで一晩泊った。面事務所には、同原告らを日本に連れて行くために日本人も来ていた。

4　その後、同原告は、平澤駅から貨車で釜山に運ばれ、そこでも一晩泊まり、

次の日に船に乗って下関まで連れて行かれた。平澤から下関まで行く間、食事は握り飯を一個もらって食べただけであった。下関からは汽車に乗って広島の三菱重工に連れて行かれた。

5　広島では、同原告は、三菱重工の寮に居住を命じられた。部屋には一〇人くらいが一緒に生活していた。

6　三菱重工広島製作所では、同原告は、鋳鉄工場で鋳型から部品を取り出し、けばを取ったりして部品を仕上げる仕事に従事した。冷めるまではとても熱い部品を扱うので、危険な仕事であり、また残業は毎日であった。残業をするとうどんのようなものを一杯くれたので、同原告は、それをもらいたいがために残業していた。普通くれる食事だけでは、おなかがすいて仕事どころではなかったが、仕事をさぼることはできなかったので、なんとか食べ物を

もらおうとしたのであった。

7　賃金は事務所で女子事務員から受け取っていた。金額は残業代を合わせて四〇円くらいであった。賃金の一部は故郷にいる家族に送っているとのことであった。また、一部は貯金にしていると聞かされていた。

8　寮での食事は量がとても少なくて、麦に少し米が混じった御飯とさつまいもの汁とたくわんが主であった。傷んだ御飯が出されたこともあり、同原告が「人をこんなところまで連れてきて働かせておいて、どうしてこんな飯を出すのか。腐った飯を食べて働けというのか。」と配膳係に抗議したところ、「空襲などで食料の供給路が断たれてしまったので、仕方がない。」という回答であった。そこで、同原告は、日本人の工員たちのところへ行き、同人らの食事を確かめてみると、傷んでいない普通のちゃんとした御飯が出され

ていた。同原告は、その茶碗を日本人工員からひとつ借りて配膳係に持ってゆき、「日本人には、ちゃんとした御飯が出ているじゃないか。」と再度抗議すると、配膳係はだまったままでなんら答えようとしなかったので、騒ぎになったことがあった。

9　一九四五年八月六日、同原告は工場の中で被爆したが、幸い負傷はしなかった。

10　その後、日本人たちはどこかに逃げだしてしまい、工場には韓国人しかいなくなった。仕事を命令する者もなく、御飯を作ってくれる人もなかったので、同原告は、工場を出て何とか食いつないだ。そして、ようやくのことで下関にたどり着き、小さな漁船に乗せてもらえることになったので、料金を払い、同年九月頃、ようやく釜山にたどり着いた。

11　平澤に帰郷してみると、家族は無事ではあったが、小作地は取り上げられてしまっており、とても貧しい暮らしをしていた。

12　帰国後、皮膚病に悩まされ、また腰の痛みに苦しめられている。医者によれば、被爆したことが原因であるとの診断であった。

三〇　原告黄[redacted]（ファン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一〇月一〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「黄原[redacted]（きはら・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡西炭面金角里二一八番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母、弟二人、妹三人、妻で、妻のおなかには同原告の子供がいた。仕事は農業で、三〇〇〇坪の小作地を耕

していた。弟はまだ幼かったため、父と自分とで仕事をしていた。

同年九月初め頃、突然、同原告の家に面事務所から徴用令書が家に届けられ、自分が直接受け取った。当時は、どこに行くという話もなかったが、行けと言われたら行かなくてはならなかった。受け取って何日か後、城東普通学校に召集された。

3　同原告は、どこに行くのかもわからないまま連行され、着いたのが広島の三菱だった。釜山からは日本人が同原告たちを引率して行った。

4　同原告は、三菱では鋳物工場に配属させられた。寮は西寮だった。部屋自体は大きかったが、大人数だったためひとつの布団に二人ずつ寝なくてはならなかった。

5　同原告は、鋳物工場では、溶解部に配属し、鉄の塊を叩き切ったり、それ

を運搬したりする仕事をしていた。夜勤はなかったものの、仕事はきつく、しかし言われるままに働かざるを得なかった。

6　給料を事務室に行ってもらうとき、半分は国の家族に送るという話を通訳を通じて聞いていたが、帰国後家族に聞くと、一銭も受け取っていなかった。

7　仕事はきついのに食事の量は少ないので、腹が減ってたまらなかった。ご飯も麦やさつまいもが混じったもので、おかずもさつまいもやじゃがいもしかなかった。一度腐ったご飯が出て、それを投げ付けて暴動のようになったことがあった。

三菱にいる間は、自分の家族のことが気掛かりで家に帰りたいという思いが強く、何よりそれが辛かった。

8　一九四五年八月六日、工場に入って溶解部で仕事を始めたとき、原爆が落

ち、同原告も被爆した。爆風による埃が舞い上がり、それが目に入った。仕事ができなくなり、人々もみな散り散りばらばらになった。

三菱にいても仕事がなくなったので、帰国するための費用を稼がなくてはならないと思い、その日のうちに友人の徴用工と一緒に、宮島にあった韓国人の飯場に行った。一五日くらい宮島にいる間に国が解放されたことを知ったが、宮島の飯場の主人が釜山の人で、飯場の賃金の代わりに、その主人が一緒に下関まで連れて行ってくれ、一緒に闇船に乗せてくれて釜山まで帰った。釜山からは貨物車に乗って平澤まで帰った。

9　家に帰ってみると、父親が一人で農業をしなくてはならなかったため、小作地の約半分は取り上げられ、残った一五〇〇坪だけで農業をしなくてはならない状態になっており、生活が非常に困難になっていた。

10　同原告は、帰国後すぐ胃が悪くなった。お金もないのでしばらくは病院へも通わずにいたが、現在病院に通って投薬治療を受けている。また四、五年前からは、右足のすねが痛むようになった。

11　帰国後娘が一人と息子が二人生まれた。農地改革のときに一五〇〇坪の分配を受けることができたが、足も痛く、年をとったこともあり、仕事ができなくなり、この土地を手放した。

現在末の息子、母、妻の四人暮らしである。末の息子が会社に勤務しているが、給料は安く、また息子はまだ結婚していないので、自分の結婚資金に貯金をしなくてはならない。同原告ら一家らは、売った田のお金を少しずつ取り崩して生活している状態である。

三　原告金[redacted]（キム・[redacted]）

1　右原告は、一九二二年一二月三〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「金本[redacted]（かねもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年八月、当時居住していた平澤郡振威面見山里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、三人の姉、弟、妻で、同原告とその妻とは、結婚して六か月であった。同原告の家族の仕事は農業で、父は年でもう働けず、弟はまだ小学生であったので、同原告がひとりで一五〇〇坪の小作地を耕作して家計を支えていた。

3　同年八月頃、突然、面事務所の玉川という職員が、同原告の家に徴用令書を持ってきた。すぐに平澤郡庁に連れてゆかれ、その日は平澤駅近くの旅館に泊った。次の日、同原告らを引率する日本人の責任者が来ており、汽車に

乗せられて釜山まで連れて行かれた。

4　釜山で一泊した後、船で下関まで連れて行かれ、そこから汽車に乗って広島に着いた。広島へ連れて行かれるまでの間、徴用で連れて行かれてどんな仕事をさせられるのだろうかと心配ばかりしていた。また、食事は、平澤でビビンバをもらい、釜山で御飯と汁をもらったが、釜山を離れてからは、ろくに食事ももらえず、下関でダンゴのようなものをもらっただけであったので、空腹のため、一層不安になった。

5　広島では、同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、一二人で一緒の部屋に住んだ。寮では日本人の大隊長と中隊長が一人ずつと韓国人の小隊長がいた。

6　三菱では、一か月は工場を見学したり、職業訓練を受けたりした。その後、

職場に配置された。同原告が配置されたのは三菱重工広島製作所鋳鉄部で、溶鉄の仕事に従事した。そこでは、高等師範学校の日本人学生たちが班長として一緒に働いていた。同原告らの班長の名前は稲田であった。沢田係長、後藤組長が同原告らに命令して仕事をさせていた。

7　労働時間は朝八時から夕方六時まであったが、同原告には、夜勤が一週間に四回程度あった。賃金は、だいたい三〇円から四〇円であった。賃金については、三菱に着いてから、賃金の半額を家族に送金するという話を聞いた。そして、残りの一部は貯金し、一部を支給するのだと説明を受けていた。同原告は、家族とときどき手紙のやりとりをしたが、家には会社が半額を送金してくれていると思って、安心していたので、そのことを手紙で家族に尋ねたことはなかった。

8　工場や寮での食事は非常に量が少なく、いつもおなかがすいている状態であった。食事の内容は、麦にさつまいもを混ぜたものが、主であった。寮の施設や服装も、日本人のいるところや着ている物はきれいで良かった。

9　一九四五年八月六日、同原告が工場で就労中に、原爆が投下された。このとき、同原告は溶解炉近くの足場の上に登って作業中であったが、原爆の落ちたときの物凄い音に驚き、また物凄い光で目がくらくらして、足場から転げ落ちてしまった。同原告はあわてて外に出て、防空壕に逃げ込み、そのとき初めて右手の中指を怪我していることに気づいた。骨折していて、この時の怪我のために今も右手の中指は曲がったままである。

10　その後、寮に帰ったが、寮は建物が倒れるなどして、住める状態ではなく、着るものも探し出せない有り様であった。会社の人もちりぢりばらばらにな

り、食事も作る人がなく、命令する人もいなくなった。寮の近くにあった駐在所へ行けば、被災証明書がもらえ、これがあれば御飯等ももらえると聞いたので、同原告は、被災証明書をもらった。すると、この証明書で下関までただで船に乗れるというので、どこかの港で船に乗り下関まで行った。下関に着いたものの、金が無かったので、証明書を預けて土方として一五日働き、そこで儲けた金で釜山行の船に乗ることができ、ようやく平澤に帰り着いた。

11　同原告は小作であったので、土地は全部とりあげられていた。それで、しかたなく土方の仕事をして、家族を養った。そのため、農地改革のときに田畑の分配を受けることもできなかった。また、日本へ行ってから四か月程で長男が生まれたが、平澤に帰ってきて初めて会うことができた。しかし、しばらくすると、同原告の長男はすぐ死んでしまった。働き手のない貧しい生

活が原因であった。同原告にとっては、この子だけが男の子供であったので、その無念さは未だに薄らいでいない。

三　原告李[redacted]（イ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年四月一五日生まれの男子で、創氏改名による日本名は、「慶本[redacted]よしもと・[redacted]」であった。

2　同原告は、一九四四年八月、当時居住していた平澤郡浦升面から徴用された。徴用当時の家族は、父母、兄一人、姉一人、弟三人であった。家族の仕事は農業であり、約二〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

同原告のところに、同年八月、突然、面事務所の兵事係の人が徴用令書を届けてきた。その時、「日本に行かなければならない。逃げることはできな

い。」と言われた。しかし、徴用先がどこであるか期間がどれくらいかなどは聞いていなかった。翌日、平澤の中心部にある城東普通学校に集められた。

3　そこには約五〇名ほどの徴用工が集められており、面事務所の兵事係の人や警察官が監視していた。帽子に三菱のマークが書いてあり、腕章をつけた三菱の社員と思われる人がいた。このとき、三菱の社員と思われる人から、給料の半分を家族に送金するという話があった。

4　その後、平澤の旅館で泊ってから次の日に、平澤駅から客車に乗せられて鉄道で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着したが、そのときの状況は、原告李炳穆とほぼ同じであった。

5　同原告は、広島に着いて、三菱重工広島機械製作所で働くことになり、西寮に居住を命じられた。同原告が配置された部屋は、八畳の広さで八人が入

れられていた。寮の周りには、「とりしま（取締）」と呼ばれていた監視の人がいた。寮の部屋では、毎晩、逃亡していないかどうかの点呼をされていた。

6　同製作所では、鋳鉄工場でボイラーに石炭を入れて燃やす仕事に就かされた。職場は非常に暑くて、仕事はしんどいものであった。そこでは、徴用工六人が、監視する日本人の下で同じ仕事をしていた。徴用工が仕事に疲れて手を少し休めると「早くやれ。」と怒鳴られていた。労働時間については、朝七時から午後五時まで働くことになっていた。昼一二時から一時間の休憩があるはずだったが、実際には余り休めなかった。残業や夜勤をさせられたこともある。

7　賃金は一か月の手取りが三〇円くらいであった。貯金や控除についてはな

にも知らなかった。同原告は、同人の受け取ったのと同じくらいの額が家族に送られているものと思っていた。なお、同原告は同年八月まで三菱で働いていたのであり、同人の厚生年金保険の被保険者期間が一九四五年五月七日になっている事情は、不明である。

8　三菱では、月に二回の日曜日が休日であった。休日であっても同原告が外出するには、許可が必要で集団行動をしなければならなかった。休日には、八丁堀等に出て、お粥を食べたことがあった。寮での食事は、量は少なくて、ご飯は麦、大豆の皮、さつまいもなどが出た。馬肉、鯨肉がごくわずか出たこともあった。食事を巡っては、ご飯が腐っているようなにおいがしていたことで、騒動が起こったことがあった。服の支給はあったが、その服は紙のように薄い服であった。一か月位で着られなくなったので、韓国から服を送

ってもらったことがある。

9　一九四五年八月六日、同原告は工場の中で被爆した。工場のボイラー室で火を焚こうとしたときに轟音がした。工場は倒れなかったので、同原告はしばらくその中にいてから、防空壕に避難した。外傷はなく、その日は、防空壕に入って寝た。その次の日に、寮へ帰ってみるとガラスが割れ、建物も倒れかかっていた。

10　その後、同原告と他二人の徴用工と一緒に、広島にあった韓国人の飯場に行って八月一〇日まで過ごした。同原告は、日本語ができなかったので、罹災証明書を貰えなかった。それから山口へ行って、日本が戦争に負けたことを知った。それから、土を運ぶ仕事をしてお金を稼いだ。そして、八月下旬に下関から少し離れたところに行って一一〇円出して闇船に乗り、釜山に帰

った。釜山から二日間歩いて大邱まで行き、そこから汽車に乗って平澤まで帰った。

11　平澤に帰郷してみると、同原告の家族は皆生存していたが、徴用中家族には三菱から一度も送金されていなかったことが分かった。同原告が徴用されたり、兄が報国隊にとられたため、農業ができなくなったおかげで、家族の生活は困窮していた。帰国後、また、同原告は農業に従事したが、徴用前に約二〇〇〇坪あった小作地は、約一〇〇〇坪に減っていた。農地改革では約一〇〇〇坪の土地しか手に入れられなかった。

12　平澤に帰ってきてから、足腰が痛み、歩くのが非常に難しくなった。それでも無理をしながら四〇歳までは働いてきた。子どもの内、初めての子どもと二番目の子どもは、小さいころ身体が弱くて、八歳ころまでひきつけをよ

く起こしたりした。

三　原告方[redacted]（パン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一一月一五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「片山[redacted]（かたやま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月（旧暦八月一三日）、当時居住していた平澤郡青北面後寺里から徴用された。徴用令書は同原告が直接受け取った。同原告の家に、同年同月初め、突然、面事務所の労務係が徴用令書を持ってきた。その時、その労務係は、日本へ行くということは言っていたが、それ以上の話はなかった。その一、二日後に、同原告は面事務所に召集され、それから平澤郡庁へ連行された。

徴用当時の家族は、祖父母、父母、兄一人、弟二人、妹二人であった。同原告の家族の仕事は農業であり、四五〇〇坪の自己所有地を耕作していた。生活状況は所有地からの収穫で普通の生活を送ることができる状況だった。

3　城東普通学校には、はっきりはしないが一〇〇名以上の徴用工が集められていた。日本から同原告たちを連れにきているということはわかっていたが、どういう人が来ているかはそのときはわからなかった。日本についてから、他の人からあの時平澤郡庁にきていたのは三菱重工の社員だと聞いた。郡庁では、簡単な挨拶があった程度であった。その中で、郡の職員から話を聞いたことと炭鉱には連れていかないと言う話があったことは覚えているが、その他のことはよく覚えていない。その日は、郡庁の用意した旅館に泊まり、翌日平澤駅から汽車で出発した。

4　その後、平澤駅から列車に乗せられて鉄道で釜山に運ばれ、連絡船で下関まで行き、最後は広島の三菱重工に到着した。その間の連行の状況は原告李炳穆と同様である。

5　広島到着後、同原告たち徴用工は何班かに分けられ、それぞれ連れていかれた。同原告は、三菱重工広島機械製作所に連行され、寮に居住を命じられた。寮では、中隊や小隊に組織された。

同原告が配置された居室には八人くらいが一緒に寝起きした。寮には「とりしま」（取締のこと）と呼んでいた監視の人間が何人もいた。

寮では食券が与えられ、それで食事をもらう仕組みになっていた。食事はサツマイモ汁や麦ご飯や梅干等で、量が少なく足らなかった。また服はほとんど支給されなかったので、徴用時に持っていった服一つでは足りなくなり、

後にまた家から送ってもらった。ただ、勤務成績に応じて衣料や地下足袋等が支給されたことはあり、同原告は地下足袋を貰ったことはある。

6　同製作所では、到着後一か月間、工場でする仕事の練習をし、鋳鉄工場に配属された。

毎日、寮から工場まで引率されていき、朝八時頃から仕事だった。同原告が命じられた仕事は鋳鉄工場内で溶解した鉄を取り出して運ぶ仕事をしていた。仕事はきつくて、体が痛かったが辛抱した。工場では同原告は怪我をしたことはなかったが、他の徴用工が手を切ったり、脚を折ったりしたのを見たことがあった。彼らは病院に送られていた。仕事は、午後六時か六時半頃までであったが、その後残業を四時間ぐらいしていた。

仕事中は、金本班長という韓国人の大学生が同原告たち徴用工と行動を共

にしていた。工場のなかでは、三菱重工の職員が厳しく警備しており、とても逃げられるような状況ではなかった。

7　賃金は一か月の手取りが三〇円であった。貯金については同原告は知らされていなかった。同原告は三菱に徴用中に受け取った給料の三分の一の一〇円を三、四回家族に送金した。また、家族からは服を送ってもらったことが一回だけあった。

8　休日は一か月に一日くらいあったが、その時には同僚の徴用工と市内へ出た。お金があるときは、腹が減っているので福島町で粥を買って食べたりしたが、お金がないときは買い物もせずにただ町をうろうろしていた。外出できないときには故郷の家のことをよく思い出した。

9　一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は工場の防空壕の中に

いた。そして、その防空壕が崩れて、同原告の腰に落ちて腰を痛めた。

そのあと、同じ防空壕にいて足を痛めたもう一人の徴用工と山へ避難し、二人で三日間程、食べるものもなく、畑にあったトマトを取って食べて、山中ですごした。

それから山を下り、寮に戻った。そして、罹災証明書をもらい、ようやく握り飯の配給をもらうことができた。寮はつぶれていたので、寮の近くで野宿をした。同じような徴用工が他にもたくさんいた。三菱でない救護隊が握り飯を待ってきてくれたので、そこで八月二〇日頃までいた。

10 それから他の徴用工と二人で、広島駅から汽車に乗って下関に行き、そこで一〇〇円払って木船に乗り、二日ほどかかって釜山に帰り、そこから汽車で平澤に帰り着いた。その時の船賃は、家に送らずに持っていたお金から出

した。

11　平澤に帰郷したのは一九四五年八月二五日頃だった。徴用されていた間に、残された家族は生活が困窮したために自己所有地を売り、小作地を借りて農業を続けていた。同原告は帰国後は植木屋で一年間見習いをした後、植木職人になった。最初の内は収入も少なく、遊びにも行けず、子供の教育費や結婚費用を稼ぐのに大変だった。しかし、息子二人は大学を、娘は高校を卒業させた。同原告は植木職人という仕事柄、各地を転々としていたので、同志会を知ったのは五年前で、その時に入会した。

12　同原告は、被爆の際に防空壕が崩れ落ちて打った腰が痛くて、仕事も無理が出来なかった。また、帰国後、足先がよく冷えるようになったし、胸に霧がかかったようで咳もよく出るようになった。一〇年前からは目がよく見え

なくなり、食事をしても消化が悪い状態であった。腰は以前にソウルの病院に入院して治療した。保険があったが八〇万ウォン支払った。六、七年前からは漢方薬を飲んでおり、それが三か月に三〇万ウォンかかる状況である。したがって、今は保険はあるが現金がないので病院で注射してもらったり薬をもらったりして治療することが十分にできない状態である。同原告は、年金等の支給も受けておらず、生活はきわめて厳しい状況にある。

三四　原告李[redacted]（イ・[redacted]）

1　右原告は、一九二〇年一一月二九日生まれの男子で、創氏改名による日本名は、「亀井[redacted]（かめい・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡青北面栗北里六六七

番地から徴用された。徴用当時の家族は、祖母、父母、兄一人、弟一人、妹四人であった。同原告の家族の仕事は農業であり、父と兄と同原告で東洋拓殖会社の管理していた農地の小作をしていた。その小作地は七五〇坪であった。

同原告の家に、同年九月上旬、突然、面事務所の徴用係の方[redacted](パン[redacted])が徴用令書を持ってきた。その時、「徴用するから日本へ行け。行かなければ父母が困るぞ。逃げてはならない。逃げたら家族を警察に送るぞ。」と言われた。父が里長をしていたので、同原告は逃げられないと思った。それから約二週間後に、平澤の城東普通学校へ召集された。

3　城東普通学校には、約三二〇名くらいの徴用工が集まった。「三菱に行く。」という話はそこでも聞かなかったが、「給料は一部を家族に送金する。家族

の生活は心配しなくてもいい。」という話を聞いた。そこには国防色のようなズボンをはき、三菱のマークを付けた鳥打ち帽子をかぶり、腕に腕章を巻いた日本人や韓国人等、合わせて二〇名くらいが徴用工の監視に当っていた。

4　その後、平澤駅から客車に乗せられて鉄道で釜山に運ばれ、連絡船で下関まで行き、最後は広島の三菱重工に到着した。その間の連行の状況は原告李炳穆とほぼ同じである。三菱のマークのついた帽子をかぶり、腕に三菱の腕章をしていた日本人がずっと行ったり来たりして徴用工を監視していた。

5　広島到着後、同原告は、三菱重工広島機械製作所に連行され、西寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は、一二畳の広さでそこに八、九人が入れられ、一つの布団に二人で寝なければならなかった。寮での食事は麦、サツマイモ、豆、うどんの細切れを炊いたものなどであった。服の支給は一

着あったが、韓国人に与えられたものは国防色で布が薄く、すぐだめになった。日本人の服には三菱のマークが入っていた。寮でも監視の人間が行ったり来たりしていた。とくに夕方の監視が強かった。また、小隊長と班長が同原告たちの点呼をしていた。

6　同製作所では、到着後すぐに仕事場へ送られ、鋳鉄工場に配属された。そこでは、最初、小さい工場に配属になり、広島高等師範学校三年生の山本という班長から、仕事を教えてもらった。その後、大きな工場に移され、そこでは、後藤班長、片桐班長がいて、彼らから仕事を教えてもらった。寮から工場へは毎日、山本という班長に引率されて行った。労働時間は昼勤のときが朝八時から午後五時か六時までとなっていたが、夜の九、一〇時まで残業させられていた。夜の一二時ころまでの残業がある場合もあった。二〇から

二二名くらいの徴用工が残業をしていた。夜勤のときが夜八時から翌朝の五、六時までで、夜勤のときには夜中の三時にパンが出た。この昼勤と夜勤を一週間交代でさせられた。

工場には五つ星の赤い腕章を付けた工場長、三つ星の腕章を付けた係長、一つ星の腕章を付けた班長がいた。日本人の班長が徴用工を監視していた。

最初は一トン溶鉱炉の小さい工場に配属になったが、後に四〇トン溶鉱炉の大きい工場に移された。そこではタービンにコークス、石灰、鉄を入れて溶かし、それから型を取る仕事で、非常にきつい仕事であった。そこの係長は沢田といい、時間にも厳しく一番怖い人だった。夜中には後藤班長と片桐班長が監視についていた。

また、同原告ほか三名ぐらいが徳山へも出張を命じられ、二〇日間働いた。

そこでは、油を入れたモービルと呼んでいたタンクを土の中に埋めて上から草をかぶせて見えないようにする仕事をさせられたが、この仕事もきつかった。

7　同原告の賃金は一か月に約三二円程度であった。このうち家族に送った残りだといって毎月二〇円程度を受け取っていた。また、貯金についても三菱で聞いたことがあるが、貯金の名前も知らないし、通帳ももらっていなかった。

8　休日は一か月に一日で、同原告は外出はほとんどせず、寮の掃除をしたり、寝たりしていた。一度だけ宮島へ行って鹿を見た。また、お粥を食べに外出したこともあった。

三菱での食事は粗末なもので、徴用工たちは二度、会社に対して「日本人

と同じにしろ。」と言って、大騒ぎになったことがあり、その時会社の人間は逃げた。それで、同原告と南という人が警察に引っ張られたことがあった。

また、工場では徴用工には寮の食事と同じような食事が出たが、工場の方はサツマイモが多かった。ある徴用工が造船所の食堂のご飯を西寮に持ってきて比べた時、日本人は米のご飯を食べていることが分かった。

9　一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は工場の中にいた。五日の夕方工場に入り、夜勤で朝までいて六日の朝八時ころに寮に帰ろうとした時警報が鳴って、がーんという音を聞いた。そしてすぐ外に出て爆発を見た。それから強い風が吹いて工場が揺れた。同原告はその時、左耳の鼓膜が破れ、それから左耳が聞こえなくなり、また、工場から落ちてきた破片が左足の甲に当たりけがをしたり、頭の上にも何かの破片が当たってけがをした。

それらの治療も受けれないまま、寮に帰ってみた。すると寮は何もかもめちゃめちゃになっていた。三菱の社員は一人もいないし、三菱からの指示はなにもなかった。

10　被爆後五日位して、憲兵から罹災証明書をもらった。「これを持っていたらご飯をもらえるところに行けばもらえるので、そうしてから帰れ。」と言われた。

それで、広島市内のある銀行のそばへ行って、罹災証明書を見せて日本人の婦人会の人たちが作ったおにぎりやうどんをもらって食べながら、九月下旬くらいまで、婦人会から日の丸のついた鉢巻きとたすきをもらって、それをして三〇名くらいで死体の片付けやトラックに死体を載せる仕事を手伝った。その間、八月一五日に、「天皇陛下万歳」と叫んで日本刀で自殺した人

がいると聞いた。他の同胞になぜかと聞いたところ、「日本が戦争に負けた。」というので、祖国の解放を知った。それから同原告は同胞と広島から汽車に乗って下関まで行き、そこから闇船に乗って釜山に帰った。闇船代は五〇円であった。同原告は工場にいるときから服に縫いつけておいたお金で船に乗った。下関では同胞の婦人会の人がうどんを食べさせてくれた。

11　釜山に着いてから、汽車に乗って平澤に帰郷した。一九四五年一〇月のことであった。平澤では稲刈りをしていた。同原告が徴用された後、弟はまだ幼く、父と兄だけで農業を続けていたが、働き手が不足して困っていた。同原告は帰国後、また、父や兄とともに農業を始めた。土地改革のときには、父が小作地七五〇坪の分配を受けることができた。その後、他人の農地の小作をしてお金を貯め、土地を買い、ようやく自分の土地だけで暮らしていけ

るようになった。しかし、結婚して子供もたくさん生まれ、生活が苦しく、三六歳のときにはアメリカ軍に入って二年間働いてお金を稼ぎ、七二〇坪の土地を買い足した。帰国後の暮らしは貧しく、子どもたちは末の一人を除いて小学校までしかやれなかった。

12　同原告は、被爆の際に耳の鼓膜が破れ、帰国後、治療を受けたが、効果もなく、今でも膿がでる状態である。医療保険もなく、治療費は全部同原告が出した。それ以外の病気はなかった。最近は神経痛がある。帰国後、結婚してから三年間子どもができなかったので、被爆したら子どもが出来ないのではないかと非常に悩んだことがあった。

三五　原告鄭[redacted]（チョン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年二月四日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「三山[redacted]（みやま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた安城郡元谷面山下里五二三番地から徴用された。徴用当時の家族は、祖母、父母、三人の弟、三人の妹、妻、四歳の息子であった。同原告の仕事は、面事務所（村役場）の公務員であり、同原告の父が小作として農業に従事していた。

3　同年九月初め、突然、同原告の家に面事務所から徴用令書が届けられ、令状に書いてあった出頭場所に行くと、そこには同じ面の人間が大勢集められていて、警察官一名が監視していた。誰が話したのかは定かでないが、「日本で働く期間は一年間で、給料の半分は家に送金し、半分は本人に渡す。給料は月に三〇円から四〇円くらいになる。」という話があった。その日は、

平澤駅近くの旅館で一泊し、次の朝、汽車に乗せられて釜山まで連れて行かれた。

4　釜山に着いてから船に乗って一晩で下関に上陸し、列車で広島へ連れて行かれた。この間、責任者の命令で動くのみで、一切自由行動はなく、命令は、吉田と名乗る韓国人が同原告らに伝えていた。同原告は、「とにかく生きて帰るんだ。」とばかり考えていた。

5　三菱重工では、造船所に配属させられた。寮は南寮の一階で、一二畳の部屋に一二人が収容されていた。三菱についてからは、組長一人の引率、指揮を受けた。

6　造船所では、船の溶接に従事させられ、一か月軍事教練を受けた後、現場で一か月間、仕事の見習いをした。仕事は厳しく、ほとんど毎日のように残

業があった。残業をすると、御飯の量が少し増えたが、同原告は公務員だったので、あまりたくさん食べることはなかった。

7　給料の半分は国に送ると言われ、月二〇円から二五円くらいをもらっていた。給料は寮の責任者である韓国人の小隊長から渡されていた。

8　三菱では、食べ物が少なく、一回分ほどのものを三回に分けて出したり、腐ったご飯が与えられたこともあった。食事の量は、日本人の半分ほどであった。同原告にとっては少なすぎるということはなかったものの、農業をやっていた他の者たちにとって随分少なかったであろうと思われる量であった。

9　一九四五年八月六日、同原告が寮で寝ていたときに原爆が投下された。そのとき、同原告は頭がボーっとして何も見えなくなった。その後しばらくは三菱の工場にとどまったが、その間の食事は、一日に握り飯一個だけとか、

うどんとかをもらって食べただけだった。

10　同原告は自分で下関まで何とかたどり着き、そこで同じ故郷の人に会った。同人が船に乗って釜山に行けることになったというので、同原告は自分も乗れないかと頼み、一五〇円で乗せてもらえるように取り図ってもらった。同原告が乗った船は、韓国から軍隊を引き上げるための船であった。釜山には翌日着き、同年八月末に家に帰り着いた。

11　家に帰ってみると、息子は死に、祖母もなくなっていた。父が一人で残された家族を養っていた。同原告は帰国後も病気がちであり、現在においても苦しい生活を続けている。

三六　原告朱[redacted]（チュ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年二月一一日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「文山[redacted]（ふみやま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡彭城面老瓦里八八番地から徴用された。徴用当時の原告の家族は、妻と息子一人であった。仕事は農業で、同原告が一人で家族を養っていた。農地は全て小作地で、田が一五〇〇坪、畑が五〇〇坪であった。

同年九月初め、突然、同原告の家に面事務所から徴用令書が届けられた。令書は面事務所の兵士係が家に持ってきて、それを同原告の妻が受け取った。同原告は、自分が日本へいくと家族が生活できなくなるのでとても心配であり、徴用されたらもう死んだも同然だと思っていた。そして、それから一週間後に平澤郡庁に召集された。

3　そこには約三〇名くらいの徴用工が集められていた。そこで郡守や警察署長が、「日本では戦争で人が足りないから日本に行って助けてくれ。一年だけだから無事に帰ってきてくれ。」と慰めの言葉を言い、「給料の半分は家族に送る。」と言った。日本のどこに行くとか、仕事の内容については何の説明もなかった。その場には、二、三人の日本人がいた。

4　その後、同原告は、平澤から釜山まで鉄道で連れて行かれた。郡庁から釜山までは面事務所の兵士係が原告らを引率していった。釜山に着くと、三菱の腕章をつけ三菱の帽子をかぶった者がおり、原告らはその者に兵士係から引き継がれた。その後、原告らは船に乗って下関につき、下関から夜行の汽車で広島まで連行された。この間、三菱の社員が始終監視しており、自由な行動はできなかった。また、同原告は何も食べることもできなかった。

5　同原告は平澤を出て三日目に広島の三菱重工に着き、南寮に収容された。同原告の部屋は一二畳で一一人の分隊員が共に収容された。三菱重工に到着後、中隊編成があり、原告方勲栽が同原告の分隊長であった。同原告の小隊長は韓国のヨンチョンの富川という人物で、中隊長は倉本という日本人であった。寮での取締は韓国人がしていたが、他にも多くの日本人の守衛がいた。その日本人らは、何か問題があれば徴用工を警察のように調べては、すぐ警察に引き渡していた。

衣服については、初めのうちは、自分の持っていったものを着ていたが、後に一回だけ紙のようなもので作った服が支給された。同原告らは、寮では自分の持っていった服を着用し、職場では支給されたものを着ていた。

6　同原告は、三菱重工広島造船所の資材課の倉庫係に配属された。仕事は、

倉庫での荷物の積み下ろしという簡単なものであったので、訓練はなく、命令に従いながらやっていくだけであった。しかし、仕事自体は非常に厳しいものであった。また工場には日本人の門番がいた。

7　給料の額については同原告らに事前に何の説明もなく、原告らが受け取ってみて初めて分かる状況であった。給料は手取りで月三〇円くらいであったので、同じくらいの金が国の家族に送られているのだろうと思っていた。また、給料の明細書はなかったという記憶である。もらった給料については、常に空腹の状態であったので、食べるものを買うのに全部使っていた。

8　三菱重工では食べ物の量が少なく、小麦で作ったものが多かった。同原告が徴用されて初めの五か月くらいは、同原告は家族に手紙を書いたり、食べ物を送ってもらったりしていたが、一九四五年五月頃からは家族との連絡が

できなくなり、常に空腹の状態であった。

9　一九四五年八月六日、同原告が仕事現場である倉庫にいるときに原爆が投下された。同原告は、すぐに防空壕に逃げたが、壊れた工場の塀が足の上に落ち、左足の小指の半分を失うという傷を負った。三菱重工の職員はいなくなったので、八月六日から、他の徴用工と寮にテントを張って過ごした。食事は徴用工たちが調達してきた野菜だけを食べていた。

10　同原告は、その後原告李[redacted]らと共に行動した。そして、罹災証明を受け取って、国が解放された後、九州で一か月くらい働いた。その後、同原告は原告李[redacted]らとは別行動となり、闇船に乗って博多を出発し、平澤に帰りついた。

11　平澤の家に帰ってみると、徴用前の小作地が全部取り上げられていた。同

原告が徴用された後に地主が土地の返還を求め、農地が全部なくなってしまったということであった。その間、同原告の妻は、近所の農家の手伝いで何とか生活を維持していたということであった。

結局、同原告が帰ったときは、農地が全くない状態であったから、帰国後は、他の農家の野良仕事を手伝って日当をもらって生活する暮らしが続いた。

12　帰国後の同原告の健康状態は悪く、脚と腕の神経痛に悩まされ、病院にもよく通院した。一九九一年に治療の為に日本に赴き、広島で検査を受けたころ、胆石という診断であったので、一九九二年八月に再び広島を訪れて、胆石の治療を受けた。同原告は被爆者手帳の交付を受けている。今でも神経痛の治療を受けている状況である。

現在でも農業を続けているが生活程度は楽ではない。また年金等の支給は

全くない。

三　原告方[redacted]（パン・[redacted]）

1　右原告は、一九二二年一二月二六日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「方山[redacted]（かたやま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年八月、当時居住していた平澤郡彭城面南山里九二番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母と、妻と一歳の娘であった。同原告は、三万坪の農地を小作に出し、一万坪を自作しながら、面事務所に務めていた。同原告はソウルのヒムン中学校の一年生まで学校に通い、当時は日本語がよくできた。

3　同年八月初め、突然、同原告の家に面事務所の職員一名と警察官一名が徴

用令書を持ってきた。そのころ同原告の通う面事務所に桜井派出所長が毎日のようにやってきて「志願兵になれ。」と言っていたが、これを断り続けていた。それで、徴用令書を受け取ったときは「徴用もいやだが軍隊に行くよりはましだろう。」と思い、またいつまでも断り続けることはできない様子だったので、徴用に行かざるを得ないだろうと考えた。令状を持ってきた面事務所職員は「日本の広島に行け。」と言うので、同原告が「日本へ行くと給料はいくらか。」と尋ねたところ、「三〇円くらいはもらえる。半分は家族に送る。」と答えた。そして、その翌日、平澤の警察署か郡庁の広場に召集された。

4　そこには約五〇名くらいの徴用工が集められていた。中村という三菱の職員が来ていたので、同原告が三菱のことを尋ねると、「会社にいったら待遇

がいいから行って働け。」と答えた。そこでは警察署や郡庁から来た人間が軍刀をぶら下げて監視しており、同原告らは、周囲を警察に取り囲まれた状態であった。

5　その後、平澤駅から汽車で釜山まで行き、そこから船に乗って下関へ行き、広島まで連れて行かれたが、この間、三菱の職員が引率のために同行していた。平澤から釜山までは客車であったが、連絡船に乗ってからは連行状態が悪くなった。

6　平澤を出て三日目に三菱重工に着き、三菱では南寮に収容された。同原告の部屋は一二畳で一二人が収容されていた。三菱に着いてすぐに、中村が同原告に小隊長となる旨を命じた。

7　同原告は、三菱造船所の資材課（材料課）の倉庫係に配属された。中村も

資材課に所属していた。資材課には、石村という日本人の小隊長がいて、同原告は石村の指示を徴用工たちに伝える仕事を任された。二週間ほど簡単な軍事教練を受けた後、仕事が始まったが、残業はなかった。また、徴用工の小隊長ということで待遇もよく、徳山などへの出張をよく命じられ、一人で出張先に出かけていた。もっとも、徳山には海軍の注油所があり、同原告が出張に行ったときに空襲があり、爆弾が近くに投下されて、危うく死にかける目に遭ったりもした。

8　給料は手取りで月一五円くらいで、封筒に入れて渡されていた。中村に三菱で俸給の基準はどうなっているのか尋ねたところ、また「半分は家族に送る。」との返事が返ってきた。

9　三菱に連行されて四、五か月したころに、ソウルや仁川から徴用された者

が中心になって、「腐ったご飯が出た。」と三菱に抗議したことがあった。寮の食堂にあった神棚を引きずりおろすなどしたため、警察官や憲兵が来て、抗議した者を五、六人連行して行ったが、後に釈放されて帰ってきた。

10　同原告が家族から受け取った手紙に「月給の半分は送られていない。」と書かれていたので、また中村にどういうことか尋ねたところ、同人は「会社から日本政府に送って、そこから家族に送るので、こちらでは事情がわからない。」と答えた。

11　一九四五年八月六日、同原告が工場の中にいたときに原爆が投下された。光が走って、ドーンという音がして、風が吹いてきたが、工場では建物も崩れず、負傷することもなかった。しかし、寮に帰ってみると、瓦は吹き飛び、二階に住んでいた同原告は寮の中に到底入ることができず、その晩は外で寝

ざるを得なかった。

12　寮では中村が、そして工場では石村が同原告らを監視していたが、二人とも原爆投下後は一度も姿を現さなかった。同原告は、同人の親戚の方[redacted]（パン・[redacted]）と一緒に宮島に逃げ、松本という韓国人がやっていた飯場で五日間土方をし、また飯場の韓国人に服を売ったりして金を工面し、下関まで行って闇船に乗った。闇船代は五〇〇円であった。船は途中で故障し、釜山まで一週間かかった。国が解放されたことを釜山で知り、釜山から汽車に乗って平澤まで帰った。

13　家では、父母はともに病気にかかっていた。同人らは、同原告の徴用中、毎日同原告が無事に帰ってこれるよう、仏様に拝んでいたといい、また自作していた一万坪の農地は、徴用中に父が病気になったために自ら耕作できな

くなり、やむを得ず小作に出していた。そのため、農地改革の際に四万坪全部が取り上げられてしまった。同原告は朝鮮戦争中、家に残された証券を売り捌くため、単身釜山に出向き、証券を売った金で牛や豚や犬を買って、八〇〇坪の土地で飼育する仕事を始めた。このように、徴用前に比べ、同原告の生活は非常に苦しくなった。

14　同原告は、帰国後も一応健康だったが、四、五年前から膝が痛み、腰にも痛みが生じている。そのため、通院して投薬・治療を受けており、また一九九四年には広島で被爆者手帳を取得し、入院治療を受けたこともある。このときには胆石の除去手術も受けている。同原告は年金も支給されておらず、現在においても生活は楽ではない。

三八　原告鄭[redacted]（チョン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年九月一九日生まれの男子で、創氏改名による日本名は、「野村[redacted]（のむら・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた京城府中区南米倉町にある教会の教会舎宅から徴用された。徴用当時の家族は、父母、姉一人、弟二人であった。当時、同原告は普通学校に六年間通って日本語が多少できたので、朝鮮総督府の鉄道局に勤務して、汽車の切符の印刷をしていた。

同年八月、同原告の家に洞事務所の職員が徴用令書を持ってきた。その時、「国家が総動員令により徴用令状を発布したのだから光栄に思って行け。」と言われた。

3　徴用令書を受け取ってから約一〇日後に、同原告は京城府庁舎（現在のソ

ウル市庁）に召集された。そこには三菱の社員がいた。そこから同原告と同じく中区から来た人たちは、鐘路二街のある旅館に連れて行かれて一泊した。

4　翌日、同原告は龍山駅に連れて行かれた。そこでは軍の憲兵が徴用工を監視していた。憲兵たちは同原告たちを見送りに来た家族が泣いているのを見て軍刀で殴りかかっていた。同原告たちは、龍山駅から客車に乗せられて釜山まで行き、そこから連絡船に乗り下関まで行き、汽車で広島まで連行された。この間、徴用工たちを引率したのは、国民服を来て三菱のマークのついた帽子をかぶり、腕章を巻いた三菱の職員であった。逃亡者が出ると思ってか監視は厳しかった。

5　広島到着後、同原告は三菱重工広島造船所に連行され、南観音町の北寮に居住を命じられた。そして、同原告が配置された居室は一二畳の広さで、そ

こに一二人が入れられた。寮では久保田中隊長（一六中隊）と日本人の小隊長が、徴用工の中に無断欠勤者や無断外出者がいないかを監視していた。

寮での食事は押し麦に大豆の油粕の混じったご飯で、一週間に一度ずつ馬の肉の汁が出た。三菱からは紙の原料で作った履き物が支給されたが、雨に濡れるとすぐだめになるようなものであった。韓国にいた日本人も徴用されていたが、はじめは一緒の部屋に居たが、日本人が文句を言ったためか、後に東寮に別に収容されるようになった。それから、同原告は寮の部屋の分隊長として、夜九時に点呼して小隊長に報告したり、食券を配ったりさせられていた。

6　三菱到着後、練兵場で約二週間、軍事訓練を受けた後、同造船所の第三工場製缶部に配属された。寮から工場への引率は日本人の小隊長がした。仕事

の内容は、はじめは鉄板を切る仕事をさせられ、パイプに石を詰めてパイプを曲げるという重労働をさせられていた。労働時間は朝八時から夕方六時までで、昼休憩が一時間であった。工場では「守警」がいつも巡視して徴用工たちが怠けていないか監視していた。徴用工が怠けているところが見つかると、詰め所に連れて行かれ殴られていた。同原告は身体が弱かったので、仕事をするのに無理があった。酸素溶接工だった徴用工が酸素ボンベが爆発して一方の目を失明したのを見たことがあった。

7　同原告は、はじめての給料を受け取るときに、「ここで俸給を全額やるようなことをすると、全部使ってしまうので、家族に半額送る。」という話を聞いた。

8　三菱では、食事のひどさに抗議した徴用工がいて、その人たちは憲兵隊に

連行されたまま、消息がわからなくなってしまったということを聞いたことがあった。同原告も三菱ではいつも腹が減って、休日には朝鮮人部落である飯場村に出かけて、食べ物を買って食べた。家族との手紙のやり取りはできたが、手紙の内容は安否伺い程度のものであった。手紙は検閲されていた。同原告は家族のことを考えて、逃亡しようとは思わなかった。

9　一九四五年八月六日、同原告が朝出勤して作業準備中に、原爆が投下された。第三工場は鉄材の建物だったので大きな被害はなかった。同原告は爆風に吹き飛ばされて倒れたが、別に外傷はなかった。そして、すぐに海辺の砂浜に掘っておいた防空壕に避難し、夕方の八時ごろに寮へ帰った。

10　原爆投下以降、三菱からは何の指示もなかったので、寮で各自、個人行動をしていた。二、三日後から握り飯の配給があった。会社がくれる握り飯を

食べたり、同原告自身であれこれ努力して食べ物を手に入れて食いつないでいるうちに、一九四五年八月一五日になり、造船所の事務所で日本の天皇の放送を聞いた。三菱からはいつ韓国に帰してもらえるかという話は聞いていない。そして、同原告は祖国が解放されたことを知ると、早く家に帰ることだけを考え、翌日か翌々日にもう一人の徴用工と帰国の途に着いた。広島から歩いて下関の方へ向った。八月二五日ころに下関に到着し、連絡船に乗ろうとしたところ失敗して、八月三〇日に仙崎から闇船に乗って帰国した。同原告は持っていた時計や衣類等を売って船代を捻出した。

11　一九四五年九月一日ころにソウルに着いた。家に帰ってみると、母は毎日、広島にいった息子が帰ってくることを願いながら、ソウル駅へ行って同原告を待つのが日課になっていたと聞いた。家族の生活は、父は高齢者であった

ので、徴用中に困窮していた。しかし、祖国全体と一族が祖国の解放を迎えて浮かれ気分であった。そして、帰国同胞歓迎行事が大々的に行われ、全国民が感激に満ちていた。それから徴用当時の職場であった鉄道局に復職し、家族の生計を維持し始めた。

12　帰国後、同原告は病気がちになった。胃腸病と高血圧と心臓疾患で苦労してきた。一九八〇年に、広島原爆病院で二か月治療を受けて、原爆手帳の交付を受けた。その時、原爆被害者として、日本の原爆専門病院で検診を受けることが願いだったので、本当に感慨深かった。しかし、現在においても健康状態はあまりよくない。

三九　原告金[redacted]（キム・[redacted]

1　右原告は、一九二三年四月一日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「金本[redacted]（かねもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月頃、当時居住していた京城府城東区杏堂洞一一七から徴用された。徴用当時の家族は、祖父、父母、兄、兄の妻及び妹であり、同原告は、兄とともに野菜の行商をして一家の生活を支えていた。

同年九月頃、同原告は、洞事務所の職員が持ってきた徴用命書を自ら受け取った。当時、同原告は全く日本語を解しなかったが、洞事務所の職員からは、「徴用令書が来たから日本に行くように。」と言われ、自分が日本に行かざるを得ないことを理解した。

3　同原告は、徴用令書を受け取ってから何日後かに、指示されていた城東区役所に集合した。そこには、同様に徴用された者が二、三〇人くらいおり、

日本人と朝鮮人が前で説明をした。同原告は、このときの説明で日本の広島へ行くことだけは分かったものの、その余のことは全くわからないまま連行されることとなった。

4　同原告ら城東区役所に集合した者は、区役所での説明を受けた後、龍山駅に移動した。そこには、ソウル市内の各区役所に集合させられた同年代の若者二〇〇人くらいが集められていた。同原告らはそこから客車に乗せられ、指示されて下車してみると釜山駅であった。釜山では、旅館に一泊したが、その間に着替えさせられ、それまで着ていたものは有無を言わさず家へ送らされた。釜山からは連絡船に乗って下関まで行き、その後汽車で広島まで連行された。この連行中、日本人がずっと同行していたことを記憶している。同原告は日本語が分からなかったので、日本人が言うことや指示することが

理解できず、連行中、非常に不安であった。

5　広島到着後、同原告は、三菱重工の北寮で寝起きするよう指示され、同原告が配置された居室は一一畳程度でそこに一二人くらいが入れられていた。寮での食事は、量が少なかったうえに、毎日、大豆の油粕の混じったご飯が出され、一週間に一度ずつ馬の肉の汁が出るくらいであった。そのうえ、仕事に出なければさらに量が半分に減らされるという状態であった。

衣服は、釜山で支給されたものを身に付け、靴は、三菱から支給されたフアイバー（紙の原料）製の作業靴を履かされていた。

6　同原告は、三菱への連行後、約二週間、木銃を持って軍事訓練を受けた後、三菱重工広島造船所に配属され、当初は第一工場でパイプ造りをした後、ボイラーの組立工として働かされた。仕事は、朝八時から夕方六時までとされ

ていたが、残業が多く、一月に一〇日くらい徹夜で作業させられたこともあった。

寮から工場への引率は日本人の小隊長が行い、工場では守警の監視を受けていた。三菱への連行から半年くらい後に、造船所での仕事中に鉄板が落ちてきて頭に負傷した。このために一か月くらいは働けず、寮で休んで工場の診療所に通院して治療したが、今でも頭に大きな傷痕が残っている。

7　同原告は、当初何か月かは賃金を受けとっていたが、怪我で仕事を休んだせいか、一九四五年に入ってからはもらえなくなった。同原告は、日本語が全くできなかったのと、日本人に抗議することなどできるよう状態ではなかったために、給料が出なくても黙って働くしかなかった。

広島に連行された後、徴用工仲間から、給料の半分が家族に送られている

筈だとの話を聞いた。これを聞いて、家族に手紙を出したおり、送金があるか問い合わせたことがあったが、家族からはそのようなことはないとの返事が返ってきた。しかし、同原告としては、給料のことと同様、抗議をすることもできず一日も早く故郷に帰れることを考えて我慢することしかできなかった。

8　同原告は、休日には外出はあまりしないで寮で休むことが多かったが、何度か外出したこともあった。しかし、日本語が全くわからなかったため、逃亡しようにもできなかった。

9　一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は、その前日に怪我をした手の治療を受けようと工場の診療所で順番を待っていた。幸いにも原爆による負傷はなく、すぐに防空壕に避難し、夕方になって寮に帰った。帰

ってみると、一部の寮は損壊していたが、扉が壊れた程度で居住可能な寮もあったので、その後九月頃までここで寝起きしていた。他の徴用工は、三々五々寮を離れていったが、同原告は、所持金がなかったのでどこにも行くことができずに留まるほかなかったのである。

10　同年九月か一〇月頃、三菱が船便を出してくれることになり、その噂を聞き付けて帰ってきた徴用工四、五〇名が寮に帰ってきた。原同告は、これらの徴用工とともに三菱の出した船で博多まで行ったが、ここでは、朝鮮行きの船に乗ることができず、下関まで汽車で戻って連絡船に乗船できた。

11　一九四五年九月か一〇月頃、家に帰ることができ、再び野菜の行商の仕事についた。しかし、帰国後は、高血圧と肝臓の調子が悪く、原爆被害者協会が治療費を負担してくれるようになって、その指定病院である慶熙医療院で

治療を受けてきた。一九八〇年の韓日両政府の合意によって渡日治療を受けられるようになり、一九八六年広島原爆病院で二か月入院治療を受け、原爆手帳の交付を受けている。

四〇　原告金[redacted]（キム・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年五月一日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「金光[redacted]（かねみつ・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していた京城府城東区上往十里町四四九番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母、兄二人、弟二人及び妹一人であった。当時、父母は米の商売をし、同原告は保健所に勤務していた。同年九月、同原告の留守中に、母が区の職員から徴用令状を受け取った。

3　令書を受け取ってからまもなく、同原告は城東中学校の運動場に集まった。そこには一〇〇名くらいの徴用工が集められていた。そこに三菱の人間がいたという記憶がある。

また、日本人が「日本へ行ったら給料の半分は家族に送る。」という話をした。その他に、「暖かくて安全なところで働くのだから少しも心配しなくてよい。行く所は日本のあるところだ。」という話もあった。一〇名以上の人が徴用工を監視していた。

4　その後、同原告は、鐘路区の旅館に一泊し、そこから龍山駅に行き、駅から貨車に乗せられて釜山まで行き、そこで消毒されてから連絡船に乗り、下関まで行った。下関では一部の徴用工をまずどこかに送って、残りの徴用工は二、三時間待たされた。その後、汽車で広島まで行った。

広島に着くまでの間、三菱の人や日本人で戦闘帽をかぶった人たちが同原告たちを引率し、監視していた。

5　広島到着後、同原告は三菱重工広島造船所に連行され、北寮に居住を命じられた。そして、同原告が配置された居室は一一、二畳の広さでそこに九人が入れられた。

寮では久保田中隊長と寮母が徴用工の監視に当たっていて、久保田中隊長が各部屋の人数を点呼したり、脱走者がいないかどうかの検査をしていた。

寮での食事はジャガイモや大豆の絞りかすや大根や海藻や小麦の混じった食事であった。その量も少なく、栄養も不足していた。

6　三菱到着後、約二週間、軍事訓練を受けた後、同造船所の第一工場製缶部の伊勢野組に配属され、タービンのパイプを連結する仕事に就かされた。

労働時間は朝八時から夕方六時までで、昼休憩が一時間であった。夜間残業もあった。仕事中は守警が徴用工を監視していた。工場では昼食の弁当が配られたが、御飯と漬物くらいで、弁当だけでは腹が減ってたまらなかったので、工場で売っていたお粥を二銭で買って食べていた。

7　賃金は一か月一〇何円かくらいだった。だから、これくらいが家族に送られているのだろうと思っていた。家族宛に仕送りが着いているかどうか手紙で聞いたことがあったが、そのような手紙は検閲にかかって着かなかったようであった。給料の封筒には明細が書かれていたが、正確な記憶はない。

8　寮では、徴用工らが食事のひどさに抗議したことがあったが、そのために何人かの徴用工が憲兵に連れられていったということを聞いた。

9　一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は工場で作業を始め

ようと準備中で詰め所にいた。幸い怪我はなかった。それからすぐ海へ行った。

10　その後、日が暮れてから寮に帰ったところ、寮には三菱の人は誰もおらず、徴用工がいるだけだった。北寮は半分倒れており、窓ガラスは全部飛んでいた。

寮に帰って三日後に、広島市内に出てみると、広島駅で罹災証明書を発行するという広告を見て、罹災証明書もらった。それで三日分のおにぎりももらえたので、そのまま汽車に乗り、途中爆撃で遮断されているところは歩いたりしながら、同年八月一五日に下関に着いた。そして、天皇の放送を聞いて、祖国が解放されたことを知った。下関に着いて三日目に、同原告は知人と闇船に乗ろうとしたが、持ち金は一〇数円しかなく、お金が足りなくて、

オーバーを売ってお金を工面し、二〇円払って翌日船で釜山に向かって出発することができた。対馬にも寄り、三日間何も食べないまま、釜山にたどり着いた。

釜山に帰ってみると、祖国が解放したといって酒やご飯が振る舞われ旅館は無料であり、汽車も運賃なしで乗れた。それに乗って同年八月末頃にソウルの家に帰り着いた。

11　家に帰ってみると、母が「死んだと思っていた我が子が再び家に帰ってきた。」といって喜んだ。

同原告は保健所に復職したが、職場の月給は薄給であった。帰国後の生活は非常に苦しく、保健所も辞めて商売を始めたが、朝鮮戦争でそれもうまく行かず、また体も悪く苦労ばかりすることとなった。その後アメリカ軍の仕

事をして何とか生活を続けることができた。

12　帰国後、同原告は、髪の毛が抜け、歯茎から出血して、すぐに疲れてしまい、視力も衰えるという症状がでた。また不整脈も出るようになった。入院したり、医者に罹ったりすることは経済的にできなかったため、体の調子が悪い状況が続いた。一九八〇年に長崎にいって被爆者手帳を取得して渡日治療を受けた。長崎では、歯の治療や、ヘルニアの手術、心臓等についても治療を受けた。その後、今までに三回以上、渡日治療を受けた。韓国では現在被爆者の指定病院で無料治療を受けているが、目と心臓が悪い状況にある。

現在においても、生活状況は厳しく、病気に悩まされ続けている。

四一　原告権[redacted]（クオン・[redacted]

1　右原告は、一九二三年一月一五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「安東[redacted]（あんどう・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月二〇日頃、当時居住していたソウル市中区桜井町二丁目から徴用された。このとき、同原告は結婚して一年も経っておらず、両親と妻を田舎に残して、同原告が単身ソウル市内の「銀猫グリル」という食堂で洋食の料理人として働き、送金して両親と妻の一家四人の生活を支えていた。同原告は、普通学校の四年まで通っていたので、徴用当時、日本語は少しできる状態であった。

徴用令書は、桜井町の班長が同原告宅に送達し、直接受けとったが、その際には、徴用先等については何の説明もなかった。

3　その一〇日くらい後に、召集された府民館に行くと、そこにはソウル市中

区からの徴用された者が五、六〇名いた。そして、その翌日に龍山駅に行くと、二〇〇名くらいの徴用工が集められていた。そこでは、腕章を付けた日本人が韓国人通訳を介して、「これから日本に向かう。日本に行っても、そこでの給料は保障する。給料の半分は本人に渡し、残り半分は家族に送金する。」という説明があった。

4　同原告は龍山駅から客車に乗せられて鉄道で釜山まで連行され、釜山で一泊した。連絡船で下関まで行き、そこから鉄道に乗り換えて朝四時頃に広島の三菱重工に到着した。その間、監視の人間は二、三人いて、車両の中を行ったり来たりしており、龍山駅で見た日本人もその中にいた。連行中は、わずかの食事しか与えられなかった。

5　広島到着後、同原告は、北寮に居住を命じられた。同原告が配置された居

室は、一二畳の広さで一〇人から一二人が入れられていた。寮では中隊長と小隊長と二、三人の三菱の社員が徴用工が逃亡しないように監視していた。寮での食事は麦やサツマイモや小麦が中心で米だけの飯が出たことはなかった。服の支給はあったが、素材が悪くすぐ擦り切れてだめになった。

6　広島到着後、一週間の軍事訓練を受けた後、三菱重工広島機械製作所第一製缶部に配属されたが、仕事を始めてすぐに工場内で膝を強打して負傷した。歩くことができなかったので、工場の診療所にも通うことができず、治療も受けられないまま寮で寝ているしかなかった。その間の昼食については、工場から運んでくれるよう人に頼んでいたが、頼めない日は空腹のまま我慢していた。半月くらいしてやっと出歩くことができるようになったが、力仕事ができなくなり、そのため、第一工場や寮の詰め所で掃除をしたり弁当の配

達をするなどの雑用仕事に就くこととなった。このとき以来、怪我が原因で膝が十分曲がらなくなった。

同原告は雑用仕事に就かされていたために、休日はなかった。なお、同じ北寮の徴用工は造船所で働かされており、これらの者たちは、納期前には日曜日でも工場に出て働かされていた。

7　同原告は、一か月に一〇円くらいの賃金を受け取っていた。給料の内訳については分からなかったが、家族に送金しているということ、天引きで貯金をしているという話を聞いたことがあった。

家族とは何度か手紙のやり取りをしたことがあり、「三菱から送金があったか。」と手紙に書いたことがあったが、家族からは「ない。」との返事であった。そこで、内藤工場長に「給料を家族に送ると言っていたのに、手紙

で聞いたら、一度も送金されていないという。どうなっているのか。」と聞いたところ、「そんなことは知らない。」と宜のない返事であった。同原告は、それ以上抗議することもできず、「家族に被害があるかも知れない。」と考えると逃亡することもできなかった。

8　一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は寮にいた。原爆が投下されてすぐ、寮の二階へ行ってみると、瓦は飛び、窓ガラスは吹き飛んでなくなっており、煙でまわりは見えない状態であった。

すぐに山の方に逃げ、山中で一泊した。翌日、三菱に戻って、九月中旬頃まで、寮で寝泊まりしていた。その間に、サツマイモを盗みに山へ行き、右耳に雨水が入って耳が腫れたこともあった。

9　一九四五年九月に入って、三菱から船が出るという噂があり、徴用工たち

が寮に帰ってくるようになった。そして、九月中旬頃、同原告らは、全部で一五〇名くらいの徴用工らとともに、三菱の社員の曳航する木船で工場前の港から柳駅まで行き、そこから汽車で下関まで行った。しかし、そこには船がなかったので汽車で仙崎まで行き、そこでまた一泊してから船で釜山に帰った。三菱を出るとき三菱重工からは一円の金も受けとっていない。

10 船で釜山に着いた後、故郷の慶尚北道に帰った。故郷に帰りついたのは、一九四五年九月一九日頃であり、帰ってみると母は亡くなっていた。同原告の徴用中、家族は農業をしていたが、作った作物は供出させられて食べるものもなく、非常に困窮した生活を送っていた。

同原告は、再びソウルに出て、洋食の食堂等でコックとして働き始めた。

11 同原告は、被爆直後に腫れた耳が治らず、四〇年前からずっと治療を続け

てきたが、現在でも時々耳から膿が出る状態が続いている。また徴用中に負傷した膝の調子も悪く、一九九五年には渡日治療で被爆者健康手帳を取得し、二か月間入院して、耳の治療と膝の治療を受けて、膝の症状は少し改善された。

四三　原告金[redacted]（キム・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年三月一日生まれの男子で、創氏改名による日本名は「金澤[redacted]（かなざわ・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月、当時居住していたソウル市城東区下往町から徴用された。徴用当時の家族は、母、兄一人、兄の妻、同原告の妻、一歳の息子一人であった。当時同原告は鉄工所に通って溶接の仕事をしていた。

同年九月、下往町の町会の組長が徴用令書を家に持ってきた。「年齢徴用だから令状を持ってきた。二年間、日本の広島へ行って働け。日本でお金を貯めて帰るときに持って帰れ。」と言われた。当時同原告は警防団の班長をしており、行かなければ罰を受けることが分っていたので、行きたくなくても行かざるを得なかった。同じ町内に住んでいた日本人の女性に広島はどんなところかと聞いたら「広島は大きな都市だから行ったらよい。」ということであった。

3　令書を受け取ってから一〇日後に、同原告は現在の城東高等学校（当時は中学校）に召集された。そこには八〇名くらいの徴用工が集められていた。そこから龍山駅に連れて行かれた。そこには徴用工が一八〇名くらいいた。そして、そこで三菱のマークを付けた人間が現れた。その人が同原告たちを

三菱まで連れて行き、三菱に着いてからその人は「久保田中隊長」だということがわかった。召集場所では、給料をもらえることを聞いた。広島に着くまでの間に、引率者から家族に給料を送金することを聞いた。

4　龍山駅から客車に乗せられて釜山まで行き、そこの影島（ヨンド）にまた集められ、注射を打たれ、着ていた服を消毒され、その夜は旅館に泊まって、翌朝連絡船に乗った。そして下関まで行き、そこから汽車に乗って広島まで連行された。その間、腕章を巻いた日本人がずっと監視していた。

5　広島到着後、同原告は三菱重工広島造船所に連行され、北寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は一二畳の広さでそこに一二人が入れられた。同原告はソウルで私立の夜間中学に三年まで通っており、日本語ができたので、命じられて徴用工の通訳をしたことがあった。寮では「守警」と書

いてある腕章を巻いた人が見回っていた。三菱からは国防服のようなものと運動靴のようなものが支給されたが、服は紙のように粗末で、雨に濡れると破れた。徴用工は代替服あるいは徴用服と言っていたこの服を着ていたが、日本人は同原告たちと同じ服は着ていなかった。寮では朝と晩に食事が出たが、量が少なく、麦飯や大豆かすで、蛎ご飯、妙めご飯もたまに出た。また、馬か鯨の肉が時々ほんの少し出た。日本人は別の寮にいたが、そこで日本人がどんなものを食べていたかはわからなかった。

6　三菱到着後、約一週間くらい、練兵場で右向け右、前へ進めなどの訓練を受けた。その後、同原告は造船所の第三工場の溶接部に配属された。同原告はソウルにいるときから溶接の仕事をしていて技術を持っていた。現場の班長は瀬川という日本人であった。寮から工場へは、初めの二か月くらいは日

本人の小隊長が徴用工を引率していたが、その後は時間さえ守って工場の入口で名札をひっくり返せばよいからと、小隊長付の韓国人が引率して徴用工だけで行くようになった。溶接部では日本人技術者と一緒に働いていた。労働時間は朝八時から夕方七時までで、昼食休憩が三〇分から一時間あった。同原告たち徴用工は昼食は現場に運ばれた弁当を食べていた。日本人は家から弁当を持参してきていた。残業や一晩中徹夜で仕事をすることはしょっちゅうあった。特に船を進水させるときには忙しかった。忙しかったときには高いところから転落した人もいた。徹夜仕事が多く眠くてたまらなかったことや食べ物の量が足りずいつも空腹であったことが辛かった。また、同原告は溶接の仕事だったので、よく火傷をしたり、手を切ったりした。そんな時は工場内の診療所で薬を塗ってもらった。一度、左腕をひどく火傷して約一

週間仕事を休んだことがあった。現在もその時の痕が残っている。仕事を休むと昼食も寮で取るが、働いていないのだからとお粥しか食べさせてもらえなかった。

7　同原告は、賃金の手取りの金額が少なかったので、多分全体の三分の二くらいが家族の元へ送金されていると考えていた。

8　三菱ではとにかく食事の量が足りなかった。それで、同原告は月二日の休日には市内へ食べ物を買いに出かけたり、工場でも早く弁当を食べ終えてお粥を買って食べていた。家族との通信は一週間に一度ずつくらい手紙をやり取りしていた。家族も生活が苦しかったにもかかわらず、いろいろと工面してお金を送ってくれたことがあったし、飴を送ってもらったこともあった。手紙は検閲され、仕事のこと、工場のことなどは書いてはいけなかったので、

家族に三菱からの送金について書いたことはなかった。

9　一九四五年八月六日、同原告はもう一人の徴用工と工場の横に待避所にする穴を掘っていて、首の深さまで掘り進んだときに原爆が投下された。飛行機が一機ぐるりと上空を回って飛んで行ったので警戒警報が出て、その飛行機が行ったので、警報が終わったときに、光の方向を見た。このため、同原告は顔を火傷したような感じになった。それから、爆音がして次に爆風が起きた。同原告は掘っていた穴の中に瞬間的にかがみ込んだ。その時に転げて右手の甲を怪我した。それから穴から出て工場内に逃げたが、工場は建物の柱がいくつか壊れ、ガラス窓も壊れていた。その後、工場内の診療所に行った。医者や看護婦がいたので手の怪我に薬を塗ってもらい、また工場に戻った。その日、工場では弁当は配られず、代わりにカンパンやラムネが出され

た。それだけでは腹が減ったので、外に出て畑のカボチャやジャガイモや茄子を食べた。それから寮に帰った。寮はガラス窓が壊れていた。中に入ると何が落ちてくるか分らない状態だったので、その晩は畑で寝た。八月六日は朝のうちは、工場には三菱の入間はまだたくさんいたし、寮に帰ったときにも寮母さんがいたが、他の三菱の職員はいなかった。

10　同原告は翌日から五、六日、寮で過ごした。三菱の人間はいなくなり、食事も出なかったので、畑のものをとって食べていた。それから、広島市内で罹災証明書をもらって、汽車に乗って下関に行った。下関で何日か待って闇船に乗った。闇船代は五〇〇円であった。同原告は三菱の寮で休日に花札をして勝って儲けたお金七〇〇円くらいを持っていたので、それから出した。船はまず対馬に行った。それから五、六日して釜山に帰った。そこで釜山の

人がお祭りさわぎをしているのを見て、日本が戦争に負けたことを知った。その日は一九四五年八月二一日ころであった。そして、釜山からすぐ汽車に乗ってソウルに帰った。

11　同原告が家に帰ってみると、その直前に大雨が降って、ソウルの中心を流れる漢江という大きな川が氾濫して、妻と一歳の息子が溺死していた。また、同原告の収入がなくなった家族の生活は大変苦しくなっていた。同原告は帰国後、また鉄工所に通い初め、溶接工の仕事についた。

12　被爆時の手の怪我は治るのに三か月ぐらいかかった。帰国後一〇年くらいたってから高血圧になり、現在も病院通いを続けている。また同原告は白内障で五年前に左目を、九年前には右目を手術した。日本へ行って被爆者健康手帳を取得し、治療を受けたいと思っているが、溶接の仕事をしているので

なかなか行けない。また、再婚して生まれた子どもの胸が悪いので、同原告自身が被爆したせいではないかと心配している。

四三　原告崔[redacted]（チェ・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一二月八日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「山本[redacted]（やまもと・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月中旬又は下旬頃、当時居住していた京城府中区明治町一丁目六三番地から徴用された。徴用当時の家族は、祖母、母、兄、弟三人及び妹二人であったが、家族は忠清南道洪城郡に住んでおり、同原告一人が京城府に出てきていた。当時同原告は洋装店に勤務していた。普通学校の六年まで通ったので日本語もできた。

同年九月、明治町の町の役員が徴用令書を持ってきた。そしてその役員の人が「日本の方へ産業戦士として徴用にいってほしい。一生懸命仕事をして大東亜戦争に勝たねばならない。人が少ないので、年齢による動員令で行くことになった。」と説明していた。

それから約二週間後に、同原告はソウルの梨泰院から龍山駅に召集された。

3　出発の日は、梨泰院に最初に集まったと記憶している。その後龍山駅に行進していった。龍山駅には、二五〇名くらいの徴用工が集められていた。そこでも徴用先などについての話はなかった。したがって、同原告は日本のどこに行くかとか給料がどうなるかということは全くわからなかった。

龍山駅には三菱重工の社員が来ていたかどうかはよくわからなかったが、日本人が監視していた記憶がある。

4　同原告は龍山駅から貨車に乗せられ、貨車のなかに閉じ込められたまま一晩かけて鉄道で釜山に運ばれた。釜山で貨車を降りた後、消毒を受けてから連絡船に乗り、下関まで行った。そして下関から汽車に乗り、広島に到着した。到着したのちすぐに護国神社に行き、記念写真を撮った。それから歩いて三菱重工に到着した。

龍山駅から広島駅に至るまで、巻脚絆をした憲兵隊のような人が全員の行動を監視していた。それは三菱重工の人だったかもしれない。トイレに行くにも報告して行くか、列車の中の角にあった穴にしたりした。食べ物は麦ご飯の弁当が出た。

5　広島到着後、同原告は、三菱重工広島造船所に連行され、南観音町の北寮に居住を命じられた。寮は学校の校舎のような木造二階建ての仮小屋だった。

同原告が配置された居室は、一一畳の広さでそこに九人ほどが入れられた。寮では、徴用工が怠けてはいないかと、三菱重工の人が出勤状態を監視していた。寮での食事は小麦、海藻そうめん、たくあん、馬の肉などが出た。量も少なく栄養不足で味も悪く、徴用工のあいだでは不満が一杯であった。布団は綿が入っておらず、代わりにボロ布の繊維を集めた布団で、蚤が多くて大変であった。

三菱到着後、一〇日間か二週間ほど、軍事教練を受けて仕事に就かされたが、訓練はその後も毎月二、三回あった。

6　同造船所では、第三工場に配属された。寮から工場までの引率はなく、天満川の橋を渡って江波の小さな山にある第三工場に通った。

仕事内容は、リベットを打ったり、溶接をしたり、鉄板の運搬などであっ

た。労働時間は朝の八時から夕方の五時か六時までで、夜勤は一週間に一、二回あり、午後六時から朝まで働いた。仕事中は三菱の職員が監視していた。他の徴用工で、三菱の職員から「仕事を怠けている。」と言われたり、病気で休んでいると「うそだ。」と言われて罰を受けた人がいた。

工場では昼に一時間の昼食休憩があったが、その時出される食事も小麦の混じったご飯や、サツマイモ三分の一やお粥が主食で、馬の肉や海藻のそうめんなどがつくくらいで、つねに栄養不足の状態であった。

7　働きはじめても給料についての説明はなかった。ただ同原告は、同僚の徴用工から三菱は給料半分を家族に送ると言っているという話を聞いている。

8　寮では、食事が粗末で量も少ないので、徴用工たちが「改善せよ。」という要求をしたことがあった。要求した人たちは監視員に連行され、その後ど

うなったかわからなかった。また、思想問題で友だちの徴用工が憲兵隊に引っ張られて行ったこともあった。

軍国主義に反対する徴用工や、日本に親戚がいる徴用工で逃亡する人もいたが、同原告は逃亡しても行く当てもないし、監視も厳しいし、見つかったときの制裁も怖いし、逃亡しようとは思わなかった。

9　一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は江波第三工場内で溶接の仕事の準備中であった。砂場で船を作っていて三、四メートルの高さの足場に立っていたが、爆風に吹き飛ばされて砂の上に落ち、腰を強く打った。

10　その後、同原告は腰が痛い上、広島の火事のため熱くて海中に入り、錨のロープにつかまってしばらく海の中にいた。そこから広島市内の方を見ると火の海で、爆発音が聞こえた。

状況が少し収まり、夕方近くになってから寮へ行ってみた。すると、北寮は破壊されていた。三菱の人間もいなくなっていたので、そのまま己斐の方へ行った。そこで雨が降ってきたので防空壕に入った。しばらく防空壕で待機しているとき、国に帰ろうと思い、広島市内に入ろうと友人を探してみたが見つからなかった。

二、三日は広島で路食していたが、徴用工の仲間に出会うこともできず、その後、一人で野宿しながら下関を目指した。木炭車を乗り継いで下関に行く途中で、他の人から下関では人が多くて船に乗れないので、仙崎に行くように言われた。そこで、仙崎へ行き、一、二晩泊ってから闇船に乗った。国を出るときに非常用にと持ってきていたお金をいつも身につけていたので、そのお金を全部出して闇船に乗せてもらった。仙崎を出たのは八月の中旬か

下旬くらいであった。広島から仙崎までの間は、乞食のように他人から食べ物をもらいながら食いつないだ。

11　同原告の乗った船は闇船なので釜山港に入ることが出来ず、その横の海岸につき、釜山駅まで歩いて出た。同原告は釜山駅で握り飯をもらい、無料で列車に乗ることができ、故郷に帰ることができた。一九四五年九月中旬か下旬のことであった。

しかし、家に帰り着いてみると、妹二人が食べ物がなく栄養失調で死亡しており、同原告を待っていたのは祖母と母と兄弟五人だけであった。家族は、同原告の徴用前は原告が洋装店でもらった給料で生活していたが、その送金がなくなり、また農地もなかったので、母がよその家の手伝いをしたり、ワカメなどの行商をして、やっと生活している状態であった。その生活は貧し

く苦しくなっていた。同原告は一年間、病気の治療をした後、ソウルに出てきて、別の洋装店へ就職した。しかし、帰国当時の生活は表現し尽くせないほど悲惨な状態であった。

12　同原告は、帰国後すぐに脚にできものができ膿が出て、髪の毛が抜け歯から出血した。一年間、漢方薬やキュウリやサツマイモの液の自然薬で治療して、ようやく膿が止まりかさぶたができ、おさまる状態であった。

同原告は、その後も後遺症に悩まされ続け、不整脈等心臓の状態も良くなかった。心臓病や高血圧で入院したことはたびたびあった。一九八三年に渡日治療して高血圧の治療、白内障の手術、前立腺の手術を受け、一九九〇年の渡日治療では心臓病と胃腸病の治療を受けた。韓国においては、日本と比較して充分な治療を受けることは困難である。同原告は現在も、心臓病、心

房細動、高血圧、不整脈、胃腸病を患っている。

四四　原告朴[redacted]（パク・[redacted]）

1　右原告は、一九二四年四月二八日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「松村[redacted]（まつむら・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月頃、当時居住していたソウル市龍山区錦町から徴用された。同原告の実家は、全羅北道で農業をしていたが、小作地面積が小さく生活は非常に苦しかった。そのため、同原告は一六歳で単身ソウルに出て、日本人の経営する「丸宮運送店」の配送係に就職し、父だけを農業のために田舎に残して、母と弟妹を呼び寄せ面倒を見ていた。

3　同原告は、一九四四年九月頃、徴用令書を区の書記職員から手渡された。

このとき、職員からは、「年齢徴用で広島へ行け。行かないと死ぬことになるぞ。」と言われた。

徴用令書の送達を受けてから約二週間後にソウル市内の元町国民学校に集合した。そこには同年齢の多くの男子が非常に沢山集められており、同原告は状況がよくわからないまま、揃って駅まで行った。駅では、ソウルよりも北の方から連行されてきた徴用工が沢山乗せられている列車に乗り込み、そのまま釜山まで連れていかれた。その間、全く食べるものがなく、空腹であった。このときの引率者は日本人であった。釜山では、風呂に入れられ、来ていた服は全部脱がされて燻蒸して消毒させられ、一泊した後、船で下関に向かい、そこから列車で広島に到着した。

4　広島に到着後、同原告は三菱重工北寮に収容され、一二畳くらいの部屋に

一〇人くらいで入れられたが、日本語も分からず知っている人も全くいない状態で非常に不安であった。

同原告は、広島到着後、何日かの間鉄板を切るなどの訓練を受け、すぐに三菱重工広島造船所の第三工場に配属となり、配管の仕事を割り当てられた。仕事は、パイプに砂を詰めて熱して曲げたり、切断したり、出来上がったパイプを船に取り付けたりするというものであった。勤務時間は、午前八時から午後五時が定時であったが、同原告は班長に任命され、いつも三、四時間くらい残業し、週に一回くらいは徹夜で仕事をさせられていた。仕事中は、工場長や技師などの責任者が仕事を監視しており、この技師は山田という名前であった。

休日は、納期が迫ると無くなるなど不定期であったが、月に二回ぐらいあ

り、中隊長から許可が出れば、市中に買物に出掛けることができた。外出は常に複数であり、一人では許可されなかったと思われる。家族の暮らしが心配であったので、誘ってくれる仲間さえいれば一緒に逃亡したかもしれないが、そのような者もおらず、逃げることで却って家族に危害があるかもしれないと思うと逃げることはできないと諦めていた。

5　工場や寮での食事には、大豆や油かすの混じった飯が出た。このような食事に慣れていなかったせいか胃を壊し、病院に通院して治療を受けた。治療費は、同原告が自分の給料から支払っていた。

6　賃金は一日あたり二円一二銭が規定だと聞かされていた。ただし、同原告は残業や夜勤が多かったので、給料袋には七、八〇円の月給額が書かれていたが、実際にはそのような金額は受けとっていなかった。給料袋には控除項

目として、税金、寮費及び家族送金分を表す項目の記載があった。賃金は、食べ物や歯磨き粉などの日用品で消えていた。

7　一九四五年八月六日の原爆投下時、同原告は工場で仕事を始める準備をしていた。同原告は椅子に座ろうとしていたが、爆発の瞬間何が起きたか全く分からず、気がついたときには工場が傾いており、自分は爆風で吹き飛ばされて右足に怪我をして大量の血が流れていた。同原告は、工場内の診療所で薬を塗ってもらい、しばらく工場内で休んでいた。

三菱の社員は、呆然として何の話しもせず、そのうちいなくなってしまった。同原告は他の一〇人くらいの徴用工とともに、食べ物を探して工場内の食堂へ入り込んだりしていたが、それも底をついて、市中へ出たり、畑の芋をとったりして食いつないでいた。

8　原爆投下後、このようにして広島市内を食べ物を求めて移動していたが、九月か一〇月頃になって、三菱が帰国の船を出すという噂を聞き、三菱重工に戻った。そして、九月か一〇月の一九日頃、三菱重工の社員が引率して、大きな船に曳航された小さな木船二つに徴用工が分乗し、山口県の港につき、そこからは自分で下関を経て仙崎まで行って連絡船に乗って釜山へ渡った。連絡船代は徴用工らで出し合った。

9　同原告は、まず実家のある全羅北道に向かった。帰ってみると、同原告の徴用後、母と弟、妹はソウルで生活できずに父の元に身を寄せていたが、父の農業収入だけでは生活できず、母親が働いてやっと生活しているような状況であった。そこで同原告は、再びソウルに出て運送店に就職した。

同原告は、体調の良し悪しを厭わず懸命に働いてきたが、年金生活を送る

ようになってからは、足の付け根の痛みや高血圧、心臓病に悩まされている。これまで、渡日治療を受け原爆手帳の交付を受けたいと考えてきたが、費用が出せず、その機会にめぐまれないまま現在に至っている。

四五　原告鄭[redacted]（チョン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一〇月二五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「広山[redacted]（ひろやま・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年九月か一〇月頃、当時居住していたソウル市龍山区青坡洞二丁目九〇番地から徴用された。徴用当時の家族は、両親、姉、弟及び妹であった。弟は一六歳で龍山中高等学校の学生、妹は普通学校の生徒であり、二人ともまだ幼く、当時、ガラス工場に勤めていた同原告が、生計の

重要な担い手であった。

徴用令書は、同年九月頃に、ソウル市庁から家に届けられ、同人の母親がこれを受け取った。母親によれば徴用令書が送達された際、「年齢徴用だ。」とのみ言われたのことであった。

3　同原告は、その一週間くらい後に龍山区庁前の広場にまず召集され、そこには同様に徴用された四、五〇名の者がおり、三菱の腕章をつけていた日本人から説明を受けた。この日本人らはその後同原告らを広島の三菱まで連行したが、三菱に着いてから知ったその日本人らのうち二名の名前は、久保田、渡辺であった。このとき徴用工らに説明をしたのは久保田であったが、その内容は「徴用期間は二年間である。給料の半額は家族に送り、もう半額を本人に支払う。」というものであった。

その日、同原告は、ソウル市内の貫通洞（クァンチョルロン）という旅館に入れられて一泊し、翌日、龍山駅に連れていかれた。そこには全部で一八〇名くらいの徴用工が集まっており、「ソウル中隊」となって、龍山駅からは客車に乗って釜山まで行った。釜山では影島の旅館に一泊し、翌朝、何百人もの徴用工が順次テントの中で着物を脱がされて、これを燻蒸消毒され、注射を打った後、船に乗って夕方下関に着いた。そして、そこからまた汽車に乗って翌朝広島に着いた。この間、ずっと三菱の人間が引率・監視し、連行中も毎日一日三回ずつ点呼があった。

4　広島到着後、ソウル中隊は、三菱重工の北寮に居住を命じられた。そこでソウル中隊は、一一、二名ずつに分けられ、各部屋に配置された。同原告が配置された居室は、一二畳くらいの広さであった。

三菱到着後、約一週間、練兵場で右向け右、前へ進めなどの訓練を受けた。寮では刀を腰にぶら下げた人が監視しており、憲兵隊が寮にすぐ飛んでくるような状態であった。

寮での食事はとにかく量が少なく、いつも腹を空かしていた。また三菱に勤務する日本人は私服を着ていたが、朝鮮人徴用工は三菱から支給された国防服のようなものと履き物を履くように指示されていた。この服は雨に濡れると弱って破れるくらい粗末なものであった。

5　同原告は、三菱重工広島造船所の第三工場に配属され、配管の仕事に就かされていた。仕事は、一日九時間くらいであったが、週に三回くらい、徹夜での仕事があり、徹夜明けの日にも通常どおり働くこともあった。同原告は、船を造るために高所に登って働くことが多く、徹夜が続くと、仕事中に居眠

りをしそうになって危うく落ちかけたこともあった。

6　同原告は、具体的な賃金の額を覚えていないが、少ないものであった。同原告は、工場で久保田から何度も「家族に送金するから。」という話や「熱心に働げば帰るときに貯金したお金を持って帰れる。」という話を聞いていた。この話を聞いて、当初は、家族への送金や貯金のために支給金額が少ないのだろうと考えていたが、家族に手紙で確認したところ、送金は全くないとの返事であった。同原告は、最初から三菱には送金するつもりがなかったことを知ったが、徴用中は、とにかく一日でも早く元気な姿で韓国に帰ることばかりが念頭にあったため、黙って働き続けた。

7　工場や寮での食事は、とうてい足りない量で、仕事中、腹が減ってたまらなかった。その上、同原告は、仕事を熱心にやらないと食事が減らされると

聞かされていた。仕事を熱心に行ったときに褒美として支給されたタバコを貯めて食べ物と交換してもらったり、昼食として支給された弁当を食べ終った後でさらに粥を買うなどして、給料を全部食べ物に使って、空腹を癒していた。

徴用工らの食事に対する不満は強く、三菱に連行されて五か月目くらいに、寮で牡蛎飯が出たことがあり、牡蛎の殻が沢山混じっていたことから、徴用工らが「こんなものは食べられない。」と、食堂で働いていた日本人の男性に抗議したことがあった。すると、すぐに憲兵がやってきて、同原告を含む徴用工一〇名くらいが捕まえられ、寮近くの憲兵隊へ連行された。このとき、同原告は二時間くらい説教された後に帰されたが、他の徴用工はその後何時間も帰って来なかった。

8　一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は江波第三工場にいた。爆発の瞬間、体が浮いたような気がして、音がしたかどうかもわからないうちに体が倒れた。上からはスレートやガラスの破片が落ちてきたが、幸いにも大きな怪我はなかった。同原告は、工場内でしばらく様子を見た後寮に戻ってみると、寮のガラスは壊れ、食堂の瓦が吹き飛んでいた。

その後、三菱からは何の指示もないまま、仲の良かったアンヨンソプともう一人の徴用工と三人で、五、六日寮で過ごした。食事は、知らない女性から炊き出しの握り飯をもらって過ごしていた。

9　同原告ら三人は、韓国に帰るにはどこがいいかと宮島や韓国人の多い己斐に行くなどしてみたが、とにかく広島を離れようと、己斐からどこかの駅まで汽車に乗り、そこから人に尋ねながら下関まで歩いて行った。

下関に着いて二日後に国が解放されたことを知った。下関で闇船に乗ろうとしたところ、闇船に乗るには一二〇円が必要だと言われ、これが支払えなかったために、同原告ら三人は、その後二か月間荷物運びをして三人分の船代を稼いだ。

10　一九四五年一〇月二〇日頃、闇船と汽車でソウルに到着した。家に帰ってみると、やはり三菱から家族へ送金はなされておらず、工場勤めをしていた同原告の収入が無くなったために、家族はとても苦しい生活を送っていた。

同原告は、自転車の修理の仕事を始めたが、帰国後一〇年くらいから、息が苦しくなって、仕事ができなくなることがたびたびあった。一二年前からは高血圧や腰痛、白内障に悩まされるようになり、一九九五年と一九九六年に渡日治療で広島の病院に入院し治療を受け、その際、被爆者健康手帳を取

得している。

四六　原告元[redacted]（ウォン・[redacted]）

1　右原告は、一九二三年一〇月八日生まれの男子で、創氏改名による日本名は「元川[redacted]（もとかわ・[redacted]）」であった。

2　同原告は、一九四四年一〇月、当時居住していた京畿道金浦郡開花里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、姉二人、兄一人、弟四人及び妹一人であった。当時同原告は、普通学校六年を卒業し、ヨンチョン農業学校二年を出て、富平水利組合の職員をしていた。そして、同原告は徴兵されそうになったので、ソウルにいては危ないと思い、自ら警察に行って、小隊長として日本に行くことを申し出た結果、日本へ行くこととなった。同原告は日本

に行くまでの間に結婚した。それから、金浦郡庁に召集された。

3　金浦郡庁には約六〇名の徴用工が集まっており、三菱の社員も来ていた。

4　その後、金浦郡庁から車でソウルに連れて行かれ、客車に乗せられて鉄道で釜山まで行き、そこから連絡船で下関に行き、最後に広島の三菱まで連れて行かれた。その間、同原告と三菱の社員一人が徴用工たちの監視に当たった。

5　広島到着後、同原告は、三菱重工広島造船所に配属になり、北寮に収容された。寮は学校の校舎のような木造の仮小屋であった。同原告が配置された居室は八畳の広さでそこに小隊長ばかり、八人が入れられた。寮での食事は麦ごはんで米のご飯は出なかった。衣服は、三菱から一着与えられた。サイズが小さかったが、苦情を三菱に言えなかった。日本人は家に帰ったら他の

服に着替えられるが、同原告ら徴用工はそうはいかなかった。布団も紙で作ったような粗末な布団であった。同原告は小隊長だったので、寮で徴用工たちを取りまとめる仕事をした。それで、寮から工場まで徴用工たちを引率したり、休日の外出証を出したりした。

6　広島到着後、特に訓練等受けることなく、一か月位は見学などをしていた。それから、同造船所での仕事に就かされた。工具庫で仕事をしたり、午前中は診療所で治療を受ける徴用工のために玉置博士のところで通訳をした。労働時間は朝の九時から夕方の五時までであったが、残業をよくしていた。工場で出る昼ご飯も寮の食事と同様、小麦のご飯で、漬け物が付いたりする程度のものであった。

7　同原告は、給料から天引きされていた貯金については聞いたことがなかっ

た。

8　同原告は小隊長をしており、自分が他の徴用工を徴用解除後にはまた韓国まで連れて帰らないといけないと思っていたので、逃亡しようなどとは考えていなかった。また、ある徴用工二人が船で逃亡を計って監視人に捕まり、警察署に連れて行かれたときには、同原告がもらい受けにいって連れて帰ったこともあった。

9　一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は寮にいた。同原告が食事をして玄関に出たとき原爆が落ちた。寮は倒れた建物もあり大変だった。同原告は当時、日本人が徴用工に命令しろと言ったことを拒否したことから、日本人からいじめられるようになり、「日本人が元さんを殺すといっている。」と仲間の徴用工が聞いてきて教えてくれたので、同原告は北寮から逃げて、

南寮の寮母の部屋に隠れていた。それで原爆投下直後に、寮母を頼って一緒に行動した。

10　その後汽車に乗って下関に行き、以前に同原告が広島から長崎に見送った人がいたことから、八月一三日ころ、その人のいる長崎に行った。長崎に行ったときに友人から日本が戦争に負けたことを聞いた。そして、また下関に戻って、一九四五年八月二〇日ころに下関から闇船に乗って帰国した。闇船代の三〇〇円は持っていたお金で払った。

11　一九四五年八月下旬に、同原告は故郷に帰った。家族は皆いて、約六〇〇〇坪の農地で農業をしていた。徴用中も、父親が郡の勧業課長をしていたためか、家族の生活に変化はあまりなかった。そして同原告は帰国後、食糧営団平澤出張所に勤め始めた。

12　同原告は、帰国後もとくに健康を損ねたということはなかったが、二番目と三番目の子どもが病弱で小さいときに亡くなったり、四番目と五番目の子どもが子どものころ、骨が痛いと言っていたので、原爆の影響ではないかと不安になった。また、同原告自身は、一九九六年三月に胆石の手術をした。その時は治療費が八〇万ウォンかかり、内三〇万ウォンは保険で、残りは自費で支払っている。